

平成 6 年 6 月 28 日 開会
平成 6 年 6 月 30 日 閉会

和泉市議会第 2 回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会

2 番に 18 番 赤 阪 和 見 議 員 83 頁

3 番に 1 番 友 田 博 文 議 員 97 頁

○ 散会宣告 (午後 2 時 35 分) 117 頁

平成 6 年 6 月 30 日 (木曜日) 最終日

○ 出席議員・欠席議員 119 頁

○ 議事説明員、その他 119 頁

○ 議事日程 121 頁

○ 開会宣告 (午前 10 時 00 分) 124 頁

○ 日程第 1 (監査報告第 8 号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 5 年 11 月分)

○ 日程第 2 (監査報告第 9 号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 5 年 11 月分)

○ 日程第 3 (監査報告第 10 号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 5 年 11 月分)

○ 日程第 4 (監査報告第 11 号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 5 年 12 月分)

○ 日程第 5 (監査報告第 12 号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 5 年 12 月分)

○ 日程第 6 (監査報告第 13 号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 5 年 12 月分)

○ 日程第 7 (監査報告第 14 号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 6 年 1 月分)

○ 日程第 8 (監査報告第 15 号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 6 年 1 月分)

○ 日程第 9 (監査報告第 16 号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 6 年 1 月分)

○ 日程第 10 (監査報告第 17 号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 6 年 2 月分)

一
括
上
程
124
頁

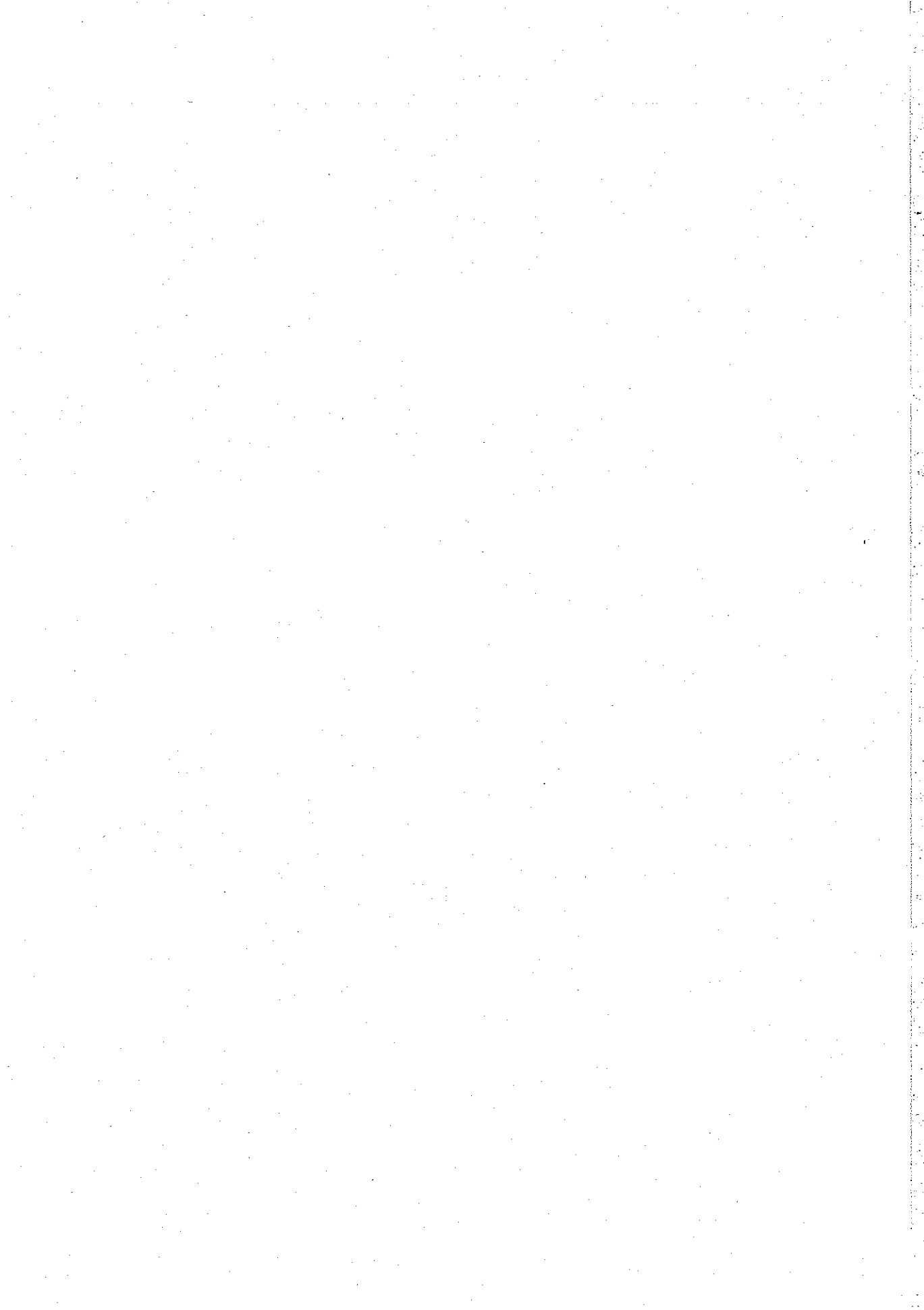
○ 日程第11	(監査報告第18号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成6年2月分)	
○ 日程第12	(監査報告第19号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成6年2月分)	
○ 日程第13	(監査報告第20号) 定期監査(平成5年度第三次分)結果報告	
○ 日程第14	(報告第2号) 和泉市土地開発公社平成5年度決算書類の提出について	125頁
○ 日程第15	(報告第3号) 財団法人和泉市商工業振興会平成5年度決算書類の提出について	一 括 上 程 135頁
○ 日程第16	(報告第4号) 財団法人和泉市商工業振興会平成6年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第17	(報告第5号) 財団法人和泉市文化振興財団平成5年度決算書類の提出について	一 括 上 程 137頁
○ 日程第18	(報告第6号) 財団法人和泉市文化振興財団平成6年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第19	(報告第7号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成5年度決算書類の提出について	一 括 上 程 140頁
○ 日程第20	(報告第8号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第21	(報告第9号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成5年度決算書類の提出について	一 括 上 程 145頁
○ 日程第22	(報告第10号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第23	(報告第11号) 財団法人和泉市住宅センター平成5年度決算書類の提出について	一 括 上 程 147頁
○ 日程第24	(報告第12号) 財団法人和泉市住宅センター平成6年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第25	(報告第13号) 財団法人和泉市福祉公社平成5年度決算書類の提出について	一 括 上 程 152頁
○ 日程第26	(報告第14号) 財団法人和泉市福祉公社平成6年度事業計画書類の提出について	

○ 日程第27	(報告第15号) 専決処分の報告について(交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	157頁
○ 日程第28	(報告第16号) 専決処分の報告について(市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	一 括 上 程 159頁
○ 日程第29	(報告第17号) 専決処分の報告について(市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	
○ 日程第30	(報告第18号) 専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)	165"
○ 日程第31	(報告第19号) 専決処分の承認を求めることについて (和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)	170"
○ 日程第32	(報告第20号) 専決処分の承認を求めることについて (平成5年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	172"
○ 日程第33	(報告第21号) 専決処分の承認を求めることについて (平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号))	178"
○ 日程第34	(報告第22号) 平成5年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	186"
○ 日程第35	(報告第23号) 平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書 について	190"
○ 日程第36	(報告第24号) 平成5年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について	192"
○ 日程第37	(議案第23号) 工事請負契約締結について(和泉中央線道路改良工事)	194"
○ 日程第38	(議案第24号) 工事請負契約締結について(中央2号歩行者専用道(2号橋)新設工事)	196"
○ 日程第39	(議案第25号) 委託契約締結について(和泉中央丘陵地区における宮ノ上公園の設置等 に関する平成5年度委託等変更)	202"
○ 日程第40	(議案第26号) 市道路線の認定について(唐国久井線)	207"

○ 日程第41	(議案第27号) 市道路線の認定について(中央2号歩行者専用道)	209頁
○ 日程第42	(議案第28号) 市道路線の認定について(子供服団地本線ほか33路線)	212"
○ 日程第43	(議案第29号) 市道路線の認定について(坪井町5号線)	222"
○ 日程第44	(議案第30号) 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	224"
○ 日程第45	(議案第31号) 和解について(交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	225"
○ 日程第46	(議案第32号) 平成6年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	227"
○ 日程第47	(議案第33号) 和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例制定について	229"
○ 日程第48	(議員提出議案第8号) 和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	234"
○ 日程第49	(議案第34号) 平成6年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	236"
○ 日程第50	(議案第35号) 平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)	239"
○ 日程第51	(議案第36号) 平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	242"
○ 日程第52	(議案第37号) 平成6年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	243"
○ 日程第53	(議案第38号) 平成6年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	245"
○ 日程第54	(議員提出議案第9号) 定住外国人の人権保障の確立に関する要望決議	248"
○ 日程第55	(議員提出議案第10号) 規制緩和の早期推進を求める意見書	250"
○ 日程第56	(議員提出議案第11号) 保健医療・福祉マンパワーの確保に関する意見書	252"

○ 市長閉会あいさつ	255頁
○ 議長閉会あいさつ	255〃
閉会宣告（午後4時30分）	255〃

第 1 日



平成6年6月28日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同理事兼財政課長	阪豊光
助役	坂口禮之助	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和対策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同次長兼人事課長	戸口泰明	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同人権啓発室長	明坂文嘉	市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
企画調整部長	逢野博之	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	福祉事務所長	中川鉄也
同企画室長	今村堅太郎	同理事	坂田平之
同施策推進室長	石本博信	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介

同 理 事	白 樫 通 有	同次長兼営業課長	城 前 伊佐雄
同次長兼農林課長	松 林 保	病 院 長	竹 林 淳
同次長兼交通公害課長	大 塚 俊 昭	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
参与兼都市整備部長	富 田 宏 之	同 理 事	谷 上 徹
同理事（再開発担当）	盛 尾 久 和	同次長兼総務課長	梅 山 世 紀
同次長（再開発担当）	藤 本 仁	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同次長兼都市計画課長	田 中 武 郎	消 防 本 部 理 事	一ノ瀬 喜 広
同次長兼公園課長	山 下 喬 三	同次長兼消防署副署長	池 野 透
コスモポリス推進部長	中 屋 正 彦	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	北 野 喜 平 市
同 理 事	田 中 拓 夫	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同次長兼業務課長	福 原 進	教 育 長	杉 本 弘 文
建 設 部 長	奥 村 富 彦	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	生 田 稔
同理事（道路担当）	谷 俊 雄	同次長兼学事課長	着 本 直 幸
同次長兼住宅課長	西 岡 政 徳	指 導 部 長	西 川 義 徳
同用地室長兼用地第一課長	奥 野 義 一	社 会 教 育 部 長	大 塚 孝 之
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	同 次 長	田 丸 勝 之
同 次 長	中 野 英 二	同副理事兼久保惣記念美術館長	中 野 徹
同副理事 <small>（ふるさと会事務担当）</small>	岸 本 孝 二	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
改 良 事 業 部 長	中 辻 寿 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
同次長兼用地課長	帛 田 嗣 夫	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
同 次 長	西 尾 浩	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
同次長兼総務課長	池 野 文 一	同 事 務 局 長	農 端 小 一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中 野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	河 原 茂 隆
次 長	井 阪 和 充
参 事	西 垣 宏 高
議 事 係 長	田 中 康 弘
議 事 係 員	田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月28日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長（大谷昌幸君） おはようございます。議員の皆さんには、何かとお忙しいところ早朝より御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

会議に入る前に御報告をいたします。

去る5月26日、東京都で開催されました第70回全国市議会議長会定期総会において、当市では正副議長4年表彰に柳瀬美樹議員、また、私、大谷が勤続15年の表彰に浴しました。その表彰状並びに記念品等の伝達は過日、議長室において行い、受賞のお祝いを申し上げました。

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別紙のとおり印刷・配付させていただきましたが、全議案可決されましたことを御報告いたします。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（河原茂隆君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。

- 議長（大谷昌幸君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成6年第2回定例会を開会いたします。

- 議長（大谷昌幸君） 本定例会に出席報告のあった者の氏名並びに本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） ここで、市長のあいさつを願います。

（市長登壇、開会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） おはようございます。本日、ここに平成6年第2回定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心よりまずもって厚く御礼を申し上げる次第であります。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、平成6年度和泉市一般会計補正予算外15件、報告22件、監査報告13件であります。議案の内容につきましては、別途、御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

また先ほど、議長さんから報告がございましたように、今回、全国議長会より永年勤続議員として大谷議長さんと柳瀬議員さんが表彰をお受けになられました。お2人方には、長年にわたりまして和泉市発展のために御尽力をいただけてまいったところであり、深く敬意を表しますとともに御受賞を心からお祝いを申し上げ、今後、ますますの御健勝、御活躍をお祈り申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、6番・田代一男議員、21番・辻 正治議員、以上、2名の方を指名いたします。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から7月1日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月1日までの4日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成6年第2回定例会)

発言順	1	発言者	田代一男議員
発言の要旨	1. 行政改革の推進について		

発言順	2	発言者	早乙女実議員
発言の要旨	1. 道路行政について 2. 同和行政について (1) 和泉市人権啓発基本方針について (2) 副読本「にんげん」について		

発言順	3	発言者	木村静雄議員
発言の要旨	1.	泉北環境焼却灰松尾山埋め立て処分場の現況について	
		・汚水等の管理状況について	
	2.	民間住宅開発に伴って設置された調整池について	
	(1)	廃止の見通しについて	
	(2)	取り扱い窓口について	
	3.	第三次総合計画の策定について	
		・和泉中央線延伸計画について	

発言順	4	発言者	辻正治議員
発言の要旨	1.	乳幼児医療費無料化について	
	2.	白内障（眼内レンズ）について	
	3.	福祉バス運行について	

発言順	5	発言者	上田育子議員
発言の要旨	1.	地域の中で、共に生き、共に死ねる、保健・医療・福祉の連携の具体化と公的医療機関の役割について	
	2.	光明荘在宅福祉サービスに伴う事業について	
	3.	夢と希望のあるリサイクルセンターについて	

発言順	6	発言者	天堀博議員
発言の要旨	1.	核廃絶に関する市長の見解について	
	2.	開発行政について	
	イ	未移管の開発地区内道路について	
	ロ	マンション等の建設について	
	ハ	農業開発（大野町 通称きつね山）について	

発言順	7	発言者	赤 阪 和 見 議 員
発 言 の 要 旨	1. 緑の管理と市民利用について		
	2. リサイクル推進における行政の役割と市民の参加について		

発言順	8	発言者	友 田 博 文 議 員
発 言 の 要 旨	○ 一般行政について		
	① 情報処理について		
	イ 将来構想について		
	ロ 印鑑証明の発行及び財務会計について		
	② 街づくりについて		
	イ 基盤整備（道路・下水等）		
	③ コスモポリスについて		
	④ なみはや国体について		
	⑤ 総合園について（南部地区保育所・幼稚園）		

- 議長（大谷昌幸君） 日程第3「一般質問について」を行います。
最初に、6番・田代一男議員。

（6番・田代一男議員登壇）

- 6番（田代一男君） 6番・田代であります。日ごろは、理事者の皆さん方には何かとお世話になり、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

昨今、国政を見ると、国民を忘れて権力闘争に終始をしている。実に嘆かわしい事態であります。真面目なのは、和泉市議会だけだと言いたい。本日は、行政改革の推進ということで若干、述べさせていただきます。

最近、リストラ、リストラという言葉が流行しております。ある人が「リストラとはリスがトラに変身することだ」と申しました。確かに弱いリスが強猛なトラに変身をする、イメージ的には分かりますが、正しくはリストラクチャリング、いわゆる組織あるいは事業の再構築、再編成というのが正解のようであります。

—それでは、本文に入ります。昨今、民間企業の多くは、長引く景気低迷のため、かつてないリストラを要求をされております。これがため多くの民間企業は全社員一丸となって経営の合理化を追求し、組織の機動力、技術の改善、経費の節減等に血みどろの努力を重ねているのが実態であります。

例えば日本航空においてはスチュワーデス6,000人を1,400人カット、勤務時間を9時間から無制限等のサバイバルプランを実行しつつあります。鐘紡は業績悪化を理由に冬のボーナスゼロを回答をしております。また、人事面においては山善、西武では役員を大幅に降格をさせ、本田技研では管理職の任期制を日本で初めて導入をし、大手自動車メーカーは軒並み来年度の新規採用をゼロまたは大幅削減を発表をしております。

これらはすべてとことん切り詰めたリストラの一環でありますが、このように民間企業では、労使が協調しつつ血を吐く思いをしているのが実態であります。この場合、ひとり地方公共団体だけが、住民の福祉向上が仕事だ、との理由で多くの自治体がこれらに背を向けている実態は、国民に対する背任行為以外の何ものでもありません。

翻って、本市の財政状況を会社に例えれば、極めて憂慮すべき状態であります。歳入を増やすか、支出を抑えるかのいずれかですが、昨今の状況では増収は期待をできず、ならば支出を精査して見直すしか方法はございません。例えば平成4年度の経常一般財源に対する人件費の占める割合は45.9%、類似団体の平均が37%でありますので、他市に比して9%増、公債費16.1%も他市に比して3%増。

本市は、特に人件費と公債費の圧迫により財政構造の健全性を判断をする指標であり、理想

的な指数は70～80%と言われております。経常収支比率は、平成4年度は、府下32市中第27位であります。93.5%に達し、住民のための投資的事業費に向けられる一般財源は残る6.5%であり、まさに最悪の事態を迎え、民間で言う倒産にも等しい財政構造となっているのが実態であります。

このまま放置するならば、貴重な納税者による財源が内部管理的経費にほとんど食われ、地方公共団体の本来の目的が失われ、活性力を失ったその日暮らしの運営を余儀なくされることは明らかであり、この現実を果たして納税者が納得するであろうか。これを機にリストラを推し進める民間企業から多くを学び、企業感覚で対処し、特に大きなプロジェクトを抱え始動する矢先、これらの専門対策委員会等を設置して抜本的対策が必要ではないでしょうか。

さらに、人件費のみならず物件費等の消費的経費の抑制に努め、また、事務組織、機構の簡素化、事務処理の効率化等、また、民間委託あるいは各施設の整理統合等、本市におけるリストラでやるべき仕事、範疇は山積をしております。

6月5日の日本経済新聞に「東大阪市がリストラ」と題し記事が載っておりましたので御紹介をいたしますと、東大阪市は、96年度をめぐりに全体で193の課のうち職員数5人以下の24課を統廃合をする。今年中に総合行政推進室で具体的に統廃合の手法を検討する。また、大型公共施設や新都心建設など新規事業にも組織新設で対応する従来の手法を止め、各課の職員から構成するプロジェクトチーム制にする。これにより機動的な組織づくりを目指す。また、新設組織をつくる場合も既存組織の廃止を原則として組織数を増やさない。また、人口比の職員数も全国的に高い部類に属するため、定年退職者の不補充や採用抑制などで今年中に職員を約150人削減するリストラ計画を進めている。今回の少人数組織の統廃合もその一環。以上が記事の内容であります。

別に東大阪だけでなく、皆さん御存じの京都市の交通局あるいは札幌市、横浜市等がそれぞれリストラを実施をしつつあります。したがって、リストラがひとり今や民間だけのお家芸でなくなった、いわゆる対岸の火事でなくなったという一つの証左であります。私は、財政が豊かであれば、決してこんなことは申し上げません。第3の危機が迫っているので、声を大にして申し上げているのであります。したがって、リストラの方法も、何も東大阪の内容を真似る必要は全くありません。その市の特性なり特徴があるからであります。

ここで何を言いたいのかと申しますと、リストライコール首切りというイメージが非常に強うございます。私がこんなことを言うと、また、組合の新聞に「田代が今度、職員数を半分に減らすぞ」と大々的に書かれそうな気がいたします。私は、職員数を減らせ、ということは一切申し上げておりません。その手法につきましては、あなた方専門家のやることですよ、とい

うふうなことであります。

いずれにしろ、口を開けば先立つものがない、あるいはカネがない、と申し上げておりますが、前述した財政状況では当然であります。しかしながら、カネはつくるもの、財源は見付け出すものであって、むしろそれを口実にする前に、今後、いかなる方策、対策を考えているのか、原課当局にお伺いをしたい。そして、これを気に職員全員が危機感を持ち、議会と一体となって今やらなければわが市はつぶれるといった気概に燃え、行財政全般にわたって旧来の慣習を徹底的に見直し、諸改革を蛮勇を振るって決行することを神かけてお願いをするものであります。

以上であります。自席で再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 企画調整部次長（今村堅太郎君） 企画室今村からお答えさせていただきます。

ただいま田代議員さんから民間企業あるいはまた先進自治体におきますリストラの事例を挙げられての御高説に、現在、それに向けて取り組んでいる者といたしまして、改めて気を引き締める思いで拝聴させていただいたところであります。

今さら、あえて申し上げるまでもありませんが、本年度の当初予算編成は、減税等による減収や景気低迷による市税収入の伸びの低下などの要因から、基金の取り崩しと地方債に依拠せざるを得ないという、これまでに例のない厳しい財政環境の中での予算編成でありました。この現象は本市だけにとどまらず、市町村共通の課題となったことは御案内のとおりでありまして、現在、各自治体におきましては、この危機的な財政の局面打開に向けての取り組みが模索をされているところでございます。

本市におきましても、市長より命を受けまして、企画、人事、財政の3部課を含めた形で行財政検討会が本年2月に結成をされました。ただただ危機的な財政状況の克服というとらえだけにとどまるのではなく、リストラ、再構築という観点から検討をいたしているところであります。確かに民間企業や先進自治体に比べまして少々遅いという御指摘もあるかと存じますが、今後鋭意、取り組みを強めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 6番（田代一男君） ただいま今後の取り組みの中で努力をしていきたい、という決意をお聞きをしました。たしか昭和61年に和泉市の行財政改革大綱というものが策定をされております。私は、ここで細かい問題について触れるつもりはありませんが、この行革大綱を踏まえられ、これまでに取り組まれた成果について、あるいは今後、どのような観点から現在の危機的な局面打開あるいはリストラといったものを考えておられるのか、お示しをしていただきたい

い。

○ 企画調整部次長（今村堅太郎君） 引き続き、今村からお答えいたします。

本市の行財政の見直しにつきましては、御指摘のとおり、昭和61年2月、和泉市行財政改革大綱が策定をされております。以来、その行革大綱に基づき、OA機器あるいは電子交換機の導入という事務の機械化を初めといたしまして、公共施設の管理委託あるいは渡り制度の見直しなどの努力を重ねてまいり、一定の改善効果を上げてきたものと受け止めております。

しかしながら、行財政全般について改めて見ますと、見直しが行われていない部分あるいは見直しが十分できていない部分を残しているのも事実であります。このように見直さなければならない課題を残し、そこに現下の行財政の逼迫した現実問題が加わり、まさに実情は、危機的状况にあることは御指摘のとおりであります。

ただ行政としての実態はどうであれ、市民サービスの低下を招くことは許されることではございません。加えて本市のおかれております都市基盤整備を初め国際化、情報化、そして、避けて通ることのできない高齢化社会への対策、また、ますます多様化する行政需要への対応などを考え合わせますと、議員さんが申されますとおり、見直すべき諸課題に抜本的な対策を講じていくことが、何よりも今、求められている課題であると受け止め、目下、行財政検討会の中で関係部課が相寄りまして真剣に協議を進めているところでございます。今後、これらの課題が整理できました段階で全庁的な取り組みへと発展させていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○ 6番（田代一男君） 今、行財政検討会の中で見直すべき課題について真剣に協議を進めている、という説明がございましたが、その見直すべき課題というものが、先ほどから申し上げておりますリストラの狙いではなかろうかと思えます。

今、一度お尋ねをいたします。その見直すべき課題はどういうものか。現時点でお答えできる範囲で結構ですので、お示しいただきたい。

○ 企画調整部次長（今村堅太郎君） 今村からお答え申し上げます。

先ほども申し上げたところでございますが、市長から今日の情勢を踏まえ、抜本的な見直しの検討について命を受けまして、企画、人事、財政の3部課がまさにリストラの精神で検討を行っております。目下の検討段階といたしましては、見直しを必要とする課題をメニューアップし、その上でそれらを長期的な課題、中期的な課題、短期的な課題の3つに区分し、そこに内容分析を加え、即効性などの要素も踏まえながら、一定の考え方を整理した上でリストラに向けての方向付けをしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、検討課題の中には、冒頭議員さんから御指摘がありました組織機構の簡素化あるいは事務処理の効率

化、各施設のあり方などが当然含まれてまいろうかと考えておるところでございます。

- 6番（田代一男君） 先ほど、その取り組みを全庁的な取り組みに発展をさせていきたい、という御答弁をいただきましたが、まず、取り組み自体がオーソライズされたものでなければ意味がないのではないかと。そこで大切なのはトップダウン、いわゆる市長の姿勢そのものが職員1人ひとりに浸透していくことが非常に大切ではなからうかと思っております。

このような観点から市長にお尋ねをいたします。先ほどよりリストラに向けての取り組みが進められている、との答弁をいただいておりますが、市長のリストラについてのお考えをぜひお聞かせ願いたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 田代議員さんからリストラについての市長の考え方はどうか、という御質問に対しまして、私の考えの一端を申し述べたいと存じます。

その前に、今日の社会経済情勢を踏まえますならば、今、まさに和泉市に抜本的な対策が必要であるとする田代議員さんの御指摘は、全く私も認識を同じくするものであります。同感であります。先ほど来、企画室長の答弁にもございましたように、企画、財政、人事の3部課で行財政検討会を設け、私の方から抜本的な見直しの検討をリストラの精神で研鑽をするようにとの指示を与えているわけでございまして、目下、これら関係部局におきまして、先ほどの答弁にもございましたように、鋭意検討しているところでございます。こうした検討の成果が近いうちに私のもとに届こうかと期待をいたしておりまして、これらの検討課題が整理をされました段階で私自身、今一度原点に立ち返り、蛮勇を振るって見直すべきものは見直して今後に対処し、ますます多様化する行政需要に耐え得る行財政の構築に向けて取り組んでまいりたい、このように考えておる所存であります。

和泉市も私が就任以来20年近い間、さまざまな社会経済情勢がありまして、さまざまな対応をさせていただいてまいりました。50年度初頭の52、53年度には、まさに再建団体転落寸前まで立ち至ったこともありました。その中でも職員一同一致団結をし、議会の御理解と御協力を相賜る中、それらの危機を乗り越えさせていただき、今日に至っている過程がございます。その中で行革等さまざまな取り組みもさせていただきました。

また、市民さんの1人当たり税負担が、府下33市中ワースト1とか2という最低の段階にある財政が貧困な中、いろんな事業を行ってまいりためにはさまざまな創意と工夫も凝らしてまいりました。また、臨時的な財源も各方面に働き掛けて求めさせていただき、市民需要におこたえさせていただいてまいったことも事実であります。

しかしながら、今日の情勢は先ほど来御指摘のとおり、臨時財源を求めることも難しくなってきました。また、その中で減税その他にも耐え得る体質をどうつくっていくかを考えま

すと、本年度の予算は3月にも申し上げましたように、基金の取り崩しと地方債の発行で今日をしのいでいるのが実態であります。今、蛮勇を振るってリストラ、再構築をしていかなければ、21世紀に羽ばたく郷土をつくっていくことは非常に難しい、このように痛感しております。行財政検討会を設置をいたしましたのもこうした趣旨に基づき、今、3部課で一体になってあらゆる面を検討をさせていただいている最中であります。そうしたことを踏まえまして、今後、全庁的に取り組みを強めてまいりたい、このように存じております。御趣旨、ごもっともであります。今後とも頑張りますので、よろしく議会の御支援と御協力をこの機会にお願い申し上げます。ありがとうございました。

- 6番（田代一男君） ただいま市長の方から非常な決意をいただき、何とか市民の1人として勇断をもって決行していただきたく、切に強く要望いたします。

最後に、総括をして若干、補足をさせていただいて終わりいたします。本市の財政状況は、家庭に例えますと一家4人、お父ちゃんの給料はそれほど良くないけれども、何とか平々凡々に生活をしている。来年は娘が結婚する。下の息子が大学進学時期を控えている。聞けば、東京の方の大学に下宿をしたいという。今、家のローンも払いつつある。車も10年乗ったので老朽化し、代えないかん。家も20年経過しあちこち雨漏りがしているので、これも補修をしなければいかん、というような状況によく似ているのではないか。

確かに何もしなければ、そんなに緊迫した状態ではないと思います。しかし、ビッグプロジェクトが目白押しであります。コスモポリス、トリヴェール和泉のシビックセンター、ラーバンライフリゾート計画、役所の建て替え、駅前再開発あるいは最近でき上がった老人保健福祉計画によりますと、平成11年までにデイサービスセンターを8カ所建設をする、と明記されています。今年の秋で光明荘を含め3カ所。今後の5年間に5カ所、毎年1カ所ずつ建設しなければいけない。高齢化社会を迎え何よりも最優先で実施をしていただきたく思います。これらがダブルまたはトリプルで集中をすると、たちまち財政がパンクをするのではなからうかと1人懸念をしているわけであります。今、スリムにして財政に余裕を持たせないとえらい目に遭うんじゃないかというのが私の警告であります。

例えば駅前再開発の総事業費が462億円であります。これは府とか国の補助をいただいて組合をつくって主導的にやらすものの、道路及び付帯設備はすべて市の持ち出しであります。見積もりによりますと、これらが43億円、組合に対する補助金が20億円、計63億円と試算をされております。コスモポリスにおいても買収資金の借り入れ利息が毎日、200万円前後を協会、会社が払っているわけであります。

私は、なぜこれほど神経質になっているかと申し上げますと、和泉市は、かつて会社更生法

による倒産を経験しております。これは昭和43年であります。現在、議員数は26名であります。地方自治法によりますと、人口15万から20万人の議員定数は40名であります。この26名は、このときにできた産物と聞いております。私は、だからといって議員数を増やせとは一切言っておりません。現状で十分だと思います。

当時の実質収支比率の赤字が33.3%。20%以上が再建団体と言われております。これは正しくは地方財政再建特別措置法に基づく再建団体の指定であります。これは昭和43年であります。このときの赤字の原因は、和泉、堺、泉大津の3市合併を予期した過大な公共投資と言われております。

第2の危機は、10年後の昭和53年の石油ショックであります。赤字率19.4%。数字だけで見ますとわずか0.6%で倒産を免れています。

あれから17年が経過しました。“喉もと過ぎれば熱さ忘れる”と申しますが、今、第3の危機を感じているのは私1人ではないでしょう。余にも新関西空港建設あるいは開港に浮かれ、つい財布の中身も考えずにアドバルーンを上げ過ぎたからであります。

私は、これらのプロジェクトに決して反対をするものではありません。むしろ近代都市への脱皮は、前向きな間断なき開発だと信じております。したがって、財布の中身を考えながら何としても倒産を避け、当初の目的であるビッグプロジェクトが達成できるよう、皆さん全員で脳漿を絞ってこれからも考えていこうではありませんか。どうもありがとうございました。

以上をもって終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、27番・早乙女実議員。

（27番・早乙女実議員登壇）

○ 27番（早乙女実君） 27番日本共産党の早乙女実でございます。発言通告に従って、一般質問をさせていただきます。

最初に、道路行政についてであります。

先日、市民の方からお電話で次のような要望、御意見をいただきました。「和泉中央線のカンドン前から観音寺に向かう新しい道ができているが、学校から通学路となる連絡があり、子供たちも実際に通行を始めました。ところが、新しい道なのに歩道がありません。カーブも大変急で、車がスピードを出して通ると危険を感じます」というものです。実際、現地を歩いてみたり車で通行を試みましたが、見通しが良くなった分車自身のスピードが出てますし、路側帯はあるものの歩道はありません。かなり危険を感じる状態になっています。

そこで、お聞きをしますが、こうした新しい道路を付けるとき、幅員や歩道設置はどのよう

な基準で決定をされるのでしょうか。合わせて、この市民の方の通学の安全確保についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、別の日に和泉府中の駅前で議会報告のビラを配っているとき声を掛けられ、次のような御意見と御質問をいただきました。この方は弥生町の方ですが、自治会の草刈りの日に道のそばで作業をしていて、横を通る車が舗装のはがれた破片を跳ね、当たりそうになった。よく見ると、弥生町全体の道路の痛みが激しいと思う。こういった趣旨のことを通りがかりにおっしゃって行かれました。

この御意見を聞き、改めて市内の道路の舗装状況を注意して見ますと、最近、下水道が大変増えています。工事途中でこぼこの多いところ、古い水道ガス工事の跡が沈下しているところ、先ほどの市民の方の指摘のように、緑ヶ丘、青葉台、鶴山台、弥生町など古い開発地域等では、古い舗装のために老朽化、劣化しているところなどが目に付いてきました。部分的な手直しはされているかもしれませんが、こういった道路の維持管理は、どのような基準、体制で行われているのでしょうか、お教えいただけます。

さらに、こうした点を考えるため、「自治大阪」の今年1月号ですが、「平成4年度市町村公共施設状況」という道路の項がありましたので、参考に見ました。舗装率などいろんな項目で各市のデータが載っていますが、その中で「改良率」という項目がありますが、その数字が和泉市は42.6%と府下平均67.7%よりも低く、府下の最下位となっている事実があります。この改良率の意味と府下最下位ということについての考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2番目の同和行政についてであります。

まず最初に、人権啓発基本方針についてであります。先日の総務委員会で説明もされ、全議員に配付されました和泉市の人権啓発基本方針に関連をしてお聞きをしたいと思えます。まず第1に、この方針は、これで確定をするのでしょうか。今後、この方針に基づいて具体的施策を検討実施されていくということでしょうか、この点についてお教えいただきたいと思います。次に、内容に付いてお聞きをしたいのですが、一読をしまして、これは大変な方針だと思えました。同和問題に絞って言えば、「部落差別の現実に学ぶ」、「逆差別・ねたみ意識」の克服、「人間賛歌を目指す同和地区住民の姿や思いを啓発することが地域文化のあり方を問い直す契機となる」といったように、これまでの同和問題で議論をされ、指摘もしてきたことが一切無視をされた内容になっていますし、半永続的に啓発の名で同和行政を続けることを目指していると言っても過言でないような文章になっているわけです。この点をまず指摘をし、質問をしたいと思えます。

方針では、「差別観念をすっかり取り除く」ことは「人権を確立するための基礎とする」ということで、「差別はまだ残っている」という立場から論じています。ですから、次のような文章が出てきます。

少し引用しますと、「同和問題啓発は、他の人権領域に比べ早くから取り組まれ、その方法や内容においても先進的な役割を果たしてきた。しかし、それにもかかわらず、今日においても依然として差別落書き事件が頻発し、結婚差別等の部落差別事象は後を絶たない。そのため、これまでの同和問題啓発に対しては、本当に市民の心に差別の不当性を訴え、差別を否定する意識形成に役立ってきたのかという指摘もされている。このことから、同和問題の解決に不可欠な啓発の内容や方法を問い直す必要がある。それが同和問題だけでなく、さまざまな人権問題での一層効果的な啓発を進めるためにも重要である」。

この点について、私は2つの問題があると思います。1つは、先ほど少し述べましたように、差別の問題について、「差別差別事象が依然として後を絶たないので効果が問題だ」としている後を絶たないという認識についてであります。本当にそうでしょうか、お聞きをしたいと思います。

もう1つは、「啓発の方法や内容を問い直す必要がある」としていますが、どのように問い直すかが問題だと思います。以前、人権啓発推進協が芦部校区でやられたんですが、私も参加をしました。その内容を少し紹介しますと、資料が配られ、同和問題の映画を見て、そして、講師の方の話を聞くという形で行われたものです。映画は、あくまでも部落差別があることを前提に差別が悪いことを強調するものでしたし、講師の話の後の質疑時間は全くなして終了しました。講演の内容は、視力障害者の話、在日朝鮮人問題の話がありまして、部落差別の差別落書きを少し話され、最後に、人権問題についてのお話でした。

私は、これではとても同和問題について正しい理解は得られないだろうと思います。なぜなら、和泉市の話が1つもない。和泉市の部落の実態、同和行政の現状という本音の話が全くありません。しかも、民族問題や障害者問題という部落差別と全く性格の違う問題を、差別、被差別という観点で意図的に混同させてしまい、「差別をしない」という徳目だけを押し付ける形になってしまっています。これでは部落問題についての科学的な理解や部落問題解決の展望を奪ってしまっていると思いますが、いかがでしょうか。こうした誤った啓発を直すと言っておられるのでしょうか、お答えください。

次に、副読本「にんげん」についてです。さきの研修会の資料の中に「部落の語り伝え」ということで、これは何の説明もなくただ資料として付いていたわけですが、「牛のかたき討ち」という話が載せられていました。どんな話かと言いますと、これも長いのですが、皆さん

の理解を深めるために読ませていただきます。

「炭売りのおじいさんが銅牛につきころされ」たので、役人が定めによってムスコに牛のかたき討ちを命じる。ところがムスコがそれをこたわったので、「かわりのツキ役にいつものごとく、むらのもん」に命令する。牛の死刑の日、町から村から大ぜいの見物人がやってきて、「はようつけ！ 恩しらずな牛は、なぶり殺しにしてしまえ」とどなる。ツキ人は、役人の「ツケツケ」のあいずで牛をつきさす。牛はしばられた足をもがいて、大きな声で泣く。ツキ人は、またつくが牛はなかなか死なない。つかれるたびに牛ははげしく泣く。役人も見物人も「はよう つきころせ」とどなる。ツキ人は「ひたいから汗を出してなんべんもなんべんもつく。そして牛の泣き声がだんだん小さくなってきた。「牛の泣き声が、小さくなるにつれて、いままでつけとヤジっていた見物人は、こんどは牛のほうがかわいそうになってきた。そして、しだいに牛をつくツキ人がにくらしくなっていた。」「牛が死んだ。」そして見物人の一人が「むらのもんは、むごか。あげんことせんでもよかろうに…」とつぶやく……こういう話である。

このことで部落問題の認識が深まるかどうか、私は全く逆だと思います。この話には、「むらのもん」に牛のかたき討ちを命じた役人に対する怒りはまったく描かれていない。あるのは、役人に命ぜられたまま牛をつくツキ人と、無知でいかげんな見物人、「むらのもん」に対する蔑視や嫌悪である。「怒り」が「むらのもん」にむけられている。見物人と「むらのもん」を対立させて描くなんともやりきれない世界ですが……。

これが同和研修の資料の中に載せられていたわけです。ここまでは、これで仕方がないと思っていた。ところが、いわゆる学校教育で使われている「にんげん」という副読本の中で載っているものが転載されたということを最近知ったわけです。

ちなみに、この話は中学生版ということですが、そこで、お聞きをしたいと思います。この副読本「にんげん」というものは、どういうものなのでしょうか。どのような形で子供たちにわたっているのでしょうか。また、学校ではどのように扱われており、教育委員会はどのように指導されているのでしょうか。また、私の子供が芦部小学生ですので、子供が持っている「にんげん」を各学年のがある程度ありましたので、借りて読んで見ました。小学生の2年生版「おかあさんのしごと」というのがあります。2年前ですので古い版になるようでして、新しい版ではもうなくなったとのことですが、同和地域で内職で雀の毛をむしって焼き鳥やに出すという話です。

「わたしたちの おかあちゃん、すずめの毛を むしりにいってんねんで」というと、おねえちゃんのともだちは、「きもちわるい」「えずきそう」「そんなん、ようたべんわ。そ

「はなしごと、おかあさん、やってんの?」、こういう話が小学生2年生の同和問題の副読本に載っているのです。

今の大阪にこういう状態の同和地域の部落があるかと言えば、現実には全くありません。さすがにこの問題を指摘をされて大阪の教育委員会もまずいと思ったのか、新しい版では消えました。ところが、新しい版の「おかあさんのしごと」では、「ハートは、うしのしんぞうやねんで」「うしのちょうも たべるねんで。てっちゃんて、いうねんで」「なあ、かずゆきくん、タンて うしのしたやろう。ゆうべ やきにく、やったから たべたわ。」そんなはなしをきいていた さゆりが「きもち わるいな」とつぶやきました。

こういう場面が出てきています。同じパターンで同和地域の昔の仕事を描き、無理矢理子供たちに差別的なことを言わせています。子供を被差別者に仕立て上げようとする意図が見え見えです。こうした教材が小学校などの学校教育として適当だとお考えなのでしょうか。教育委員会の考え方をお示してください。

以上で1回目の質問を終わらせていただきまして、自席からの再質問の権利を留保したいと思います。

○ 議長(大谷昌幸君) 答弁。

○ 道路課長(関 和直君) 最初に、新設道路の設計基準外2点にわたりま御質問につきまして、道路課関よりお答え申し上げます。

最初の観音寺町5号線の新設工事ではありますが、和泉中央線築造に関連しまして、市道観音寺寺田舞線との交差点部において段差を生じることから車両の通行が不能となるため、代替地の道路として先般の市議会におきまして道路認定の御承認をいただき、用地取得を終え、道路築造も完了しようとしているところであります。

このような道路構造の決定に当たりましては、道路法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、道路構造令の定めにより計画交通量などから決定するものでありまして、本市のような都市部の市町村道の生活道路が4種の4級に当たる道路として位置付けられ、市道の認定内規や開発指導基準として車道幅員4mを用いております。

歩道設置につきましては、道路構造令に基づき設置するものでありますが、御承知のように観音寺町5号線の一部は、都市計画道路山荘観音寺線の都市計画幅員の中に位置していることから任意買収となり、地権者の協力のもとで現在の幅員となったものであります。しかしながら、本路線は、御指摘のありましたとおり学童の通学にも利用されていることなども考慮し、道路側溝の有効利用を図るなど歩行者の安全確保に努めてまいり所存であります。

次に、道路のメンテナンスに関する御質問ですが、本市の道路整備の状況は、本市を取り巻

く内外の情勢を含めここ十数年来、都市計画道路を初めとする主要幹線道路の新設改良にその主力を充てているのが現状であります。昭和30年代後半から取り組んでまいりましたアスファルトによる舗装事業も96%の高い舗装率に達しているものの、その多くが簡易舗装などで市内各所で激化している開発工事のため相当な痛みが生じており、大変御迷惑をお掛けしているところでもあります。

また、御質問の改良率につきましても、本市は歴史的な経過などから非常に狭隘な4m未満の市道が多く、舗装ができていても未改良となっているものであります。既存道路の両側には既に建物が建て込んでおり、拡幅整備を行うことは経済的にも物理的にも非常に困難な作業であり、開発に伴う行政指導や建物の建て替えなどの際、後退の期待を待つ以外にその方途がない状況にあります。

このような状況下の中で、現在、認定を行っている市道の舗装状況の掌握をすべく調査に取りかかったところでありますが、平成6年3月31日現在の道路台帳の数字では、市道の総延長が27万5,487.8m、面積にして159万1,120㎡あり、舗装の期待費用は超概算でも100億を超える額となり、橋梁の架け替えや道路付帯設備の再整備を考慮するとき、道路財源の確保のみならず、下水道を初めとする道路占用者との調整などを図る早急なメンテナンス計画が必要であり、今後、現在進めようとしております現況調査を待ってその対応策を講じてまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 人権啓発課長（坪倉宏夫君） それでは、2点目の同和行政について、1番目の和泉市人権啓発基本方針について、人権啓発課長坪倉よりお答えいたします。

先生が御指摘のまず1点目、方針はこれで確定か。今後、この方針に基づいて具体的施策を検討されているのか、の点につきましては、人権啓発を体系的かつ計画的に実施することにより市民の人権意識の高揚を図り、同和問題を初めあらゆる差別を解消し、住み良い心豊かな和泉市のまちづくりを推進するため、人権啓発基本方針を策定したものであります。したがって、これからの人権啓発の理念、ビジョンを示したものであり、今までなされているものもあれば、これからの課題となっているものもあります。

後書きにも述べていますように、今後は、この基本方針をもとに差別解消に向けて差別意識をいかにして取り除くか、長期的展望を持って施策の実施や啓発活動を展開し、その中において論議を深める一方、方針そのものをより実効あるものにするよう点検し、見直していきたいと考えております。

次に、2点目の現状認識として差別は解消に向かっていると考えるべきだが、差別は後を絶たないのか、の点につきまして、基本方針の文中よりお答えさせていただきます。

同和行政については、人類不変の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である、との認識のもと積極的に取り組んできたところであります。その結果、環境改善整備事業における改良住宅建設等物的事業については一定、進んできました。環境面では、かつての劣悪な実態は大きく改善され、差別意識の土壌の1つになる地区の外見的、物的な要素を除去する上で大きな成果を上げてきました。

一方、非物的面においては、学歴構造、高校進学率でなお低い水準で推移しており、また、就労、生活水準についてみても、30人未満の中小零細規模の企業への就労が多く、日雇い、臨時雇いなどの不安定雇用も高い比率を示しています。収入面においても、年間収入30万円未満の世帯が6割を超えるなど不安定な生活実態が同われ、教育、就労等になお多くの課題を抱えております。

もう1つの大きな課題は、心理的差別の解消の問題であります。その目標とするところの同和問題解決は、差別のない社会の実現にあるわけでございますが、今日なお結婚、就職等に際しての差別事象や悪質な差別落書きが後を絶たず、その手段としてもパケット通信を利用するなど悪質、陰湿化の傾向にあります。府下における発生件数も減る兆しが見えず横ばい状態であり、これらの差別事象は、差別行為のすべてを集約できるものではありません。本市においても、同和問題を初めとしたあらゆる差別の解消に向け積極的に施策の推進を図っているところであります。しかし、30%近くの非差別体験世帯があることを考えると、必ずしも効果が上がっているとは言い切れない面があります。

次に、3点目の啓発のやり方として校区研修会で同和問題と民族問題、障害者問題をすべて差別ということで同じレベルで説明しているのはなぜか、の点につきましては、校区研修会のことですが、これまで和泉市民の人権啓発活動で最も大きな役割を果たしてきたのは、市内20校区人推協と19団体によって構成された和泉市人権啓発推進協議会の取り組みであります。

多くの市民の支援、協力を得ながら講演会を初め人権を考える市民の集いや校区別人権研修会、人権講座を開催し、自己啓発とともに地域、団体の人権啓発のリーダーを育成してきました。校区人推協の主催により校区研修会では、住民の意識の現状と学習要求を把握しながらさまざまな日常生活の問題と人権問題とのかかわりについて理解と認識を深め、豊富な話題が提供できるよう努めています。

人権啓発の意義、目的は、未だ厳しい部落差別はもちろんのこと、障害者差別、在日外国人、とりわけ在日韓国朝鮮人差別、女性差別等がある中で、市民1人ひとりが日常的に自己の

生き方を問い直し、みずから意識変革を図りながら人権問題解決の主体者として、人権尊重を生活の中に具体化することにあると言えます。

すべて差別ということと同じレベルで説明をしている、とのことですが、いずれの差別も正当化されない社会悪であり、人間の尊厳を踏みにじる行為であるとの認識に立ち、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえて学習し、人間尊重の精神を身に付けた人間としての成長を目指すものであると考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 同和教育室長（出口邦昭君） それでは、副読本「にんげん」につきまして、同和教育室の出口よりお答えいたします。

副読本「にんげん」はどのようなものか、というお尋ねでございますが、副読本「にんげん」は、同和問題、障害者問題、平和問題等人権に関する教材を児童・生徒の発達段階に即し学年別に系統的に配列した同和教育、人権教育のための副読本であります。

2点目にどのような形で子供たちにわたっているのか、であります。この副読本「にんげん」につきましては、大阪府が制度として府下全小中学校の児童・生徒に対して無償配布しているものであります。本市教委としてもそれを受けまして、同和教育、人権教育を進めていく上で効果的な教材であると考え各学校に配布し、その活用をお願いしているものであります。

3点目、学校ではどのように扱われているのか、という点でございます。それぞれの学校では、学校の実態、学級の実態や課題等によりまして適切有効な教材であり、機会をとらえて指導していただいております。

教育委員会はどのように指導しているか、ということでございますが、初めに申しましたように副読本「人間」は、同和教育、人権教育において有効な教材であると考えておりまして、その活用をお願いしているものでございます。

次に、先生が例として示された教材の一部ですが、これは「おかあさんのしごと」の一部分でありまして、母親の仕事を通して家の職業に誇りを持つとともに、職業に対する正しい認識を養っていくことを狙いとした教材の一部でございます。全体では、そういった狙いに迫る教材として問題はないと考えますし、このような指導は、学校教育においても大切なことであると考えております。よろしく御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

- 27番（早乙女実君） 問題が違うので、1つずつやらせていただきます。
- 最初に、道路の歩道設置の問題でございますが、地権者等の関係もあってあの幅になった、

ということです。最近の道路のつくり方というか、今までの基準もいろいろあるとは思いますが、車優先の道路づくりから歩行者優先の道路づくりが最近の考え方ではないかと思えます。市民の目から見てもその点を強く感じます。

私もいろんなアンケートを取りますが、こんな葉書があります。「まち並み及び道路整備の悪さに大変驚かされました。隣接した市から車で帰宅すると、和泉市に入ったことがすぐ分かります。歩道もなく、子供もお年寄りも少しは安心して歩けるまちにしてほしい」。やはり歩行者の安全、歩道の設置が市民の方から見れば一番分かりやすいし、優先してもらいたいという気持ちのあらわれだろうと思えます。その点も含め取り組むべきときの困難点はあろうかと思えますが、これからの道路設置のときの歩行者の安全対策は、基準の問題を越えましてぜひ頑張ってやっていただきたいと思えます。この点は要望しておきたいと思えます。

観音寺5号線の問題ですが、側溝の活用ということですが、蓋をするという理解でよろしいのでしょうか、それだけをちょっと聞いておきたいと思えます。

それから、いわゆるメンテナンスというか今後の補修の問題ですが、100億円を超すという、90%以上舗装してきてそれが順番に痛んでくるわけですから、新設と同じぐらいの形になると思えます。冒頭、そちらの御説明でも老朽化をお認めになっているのですから、ぜひこの点は、きちんと年次計画などをつくってやっていていただきたいと思えますが、その辺の財政との調整もあるかと思えますので、少しお考えを聞かせてください。

それから、道路の改良率の問題ですが、古い道路を町村合併のとき引き取ったという問題と、建て込んでいるので、財政問題も含めて大変だということです。他市との比較を見てきましたが、例えば東大阪では30数%から一挙に60%へ増えたとかいうところもあります。それは統計数字の処理の仕方に1つの秘訣があったのかかもしれませんが、大阪府が「自治大阪」の統計資料の中で1つの基準として取っているわけです。市民的にも1つの分かりやすい数字だろうと思えますので、今後の改善努力というか、困難であるということで放っておく形でなく頑張ってください。その辺の考え方も含めて2点ほどお聞かせください。

○ 道路課長（関 和直君） 最初の蓋を掛けるかどうかの御質問ですが、御承知のように道路側溝の幅が30cmと付帯溝が15cmございます。その部分の側溝にグレーチングと申しまして網目の蓋を掛けてまいりたいと思えます。

2番目の年次計画で財政面も含め今後の舗装メンテナンスをしていくべきではないか、というお話でございます。現在、年間1億6,000万円程度の維持管理費で市内一円のメンテナンスをしている状況であります。当然、舗装の痛みが激しくなるとまいります道路の再整備となりますと、かなりの額を年度に見込んでいかないとできないという状況がございます。特に下水

道の埋設、各占用者の管の入れ替えといったこともかなり頻繁に起こっておりますので、できるだけ市財政に負担を掛けない形で努力をしながら再整備を進めてまいりたいと存じます。

それから、「自治大阪」の数字に出ていました改良率で和泉市が低い、ということです。これは4m未満の道路はすべて未改良となっております、和泉市の場合は、過去の歴史の中からそういった道路が存続しています。大阪の都心部に行くと、全体的に戦時中の空襲で焼けたり、かなりそういったところからかなり大きな幅の道路ができております。和泉市の場合は、歴史的な長い経過がありますので、一挙にそういった道路を改良していくのは困難な状況かと思えます。先ほど申しましたように建築の際の後退を自主的にいただくなり、また、開発のときの行政指導をしていく中、今後、こういった道路の拡幅を整備をしていきたいと存じております。

○ 27番（早乙女実君） そういう努力をお願いをして道路問題は以上で終わらせていただきます。

続きまして、啓発推進方針について答弁をいただきましたが、基本的な考え方が全く違う感じがします。私の方は、同和啓発というものをハード面も含めて法の期限内で終わらせていく。いわゆる部落差別問題を21世紀に持ち越さないという形の取り組みの中で、いわゆる民族問題や女性の性別問題までごちゃごちゃにし、もう後少しで解決できるであろうと言われている同和問題まで遠い将来に追いやってしまっているのではないかという指摘なんです。先ほどの答弁では、差別がある、差別があるということで引き続き全部を一緒に引っ張っていきたいという意図があるのではないか。基本的な考えでまず違うんじゃないかと思えます。

先ほど、方針について質問しましたが、この点が大変はっきり出ましたが、「広報いずみ」の5月号です。この8ページに「同和問題と人権」ということでこの方針が出る前に載っていました。これも読ませていただき、何と和泉市民を馬鹿にしているなと思えました。あんたは部落差別者だ、ということを確認している文章になってます。少し紹介しますと、「確かに昔に比べれば、人前で公然と差別的な言葉を使ったり態度にあらわすことは少なくなりました。しかし、人々の意識の奥底にはまだまだ差別意識が根強く残っています」とすべての市民が差別者であるように断定をされています。いわゆる差別者、被差別者とすべてを対立的にとらえ啓発をされています。

さらに、この広報の中では、私たちが議会でもいただきましたが、90年の「同和地区住民実態調査」という部厚い資料を使ってデータにされています。先ほどの答弁の中の方針もこの中のデータを使っておられますが、面白いのは、広報の中では、部落外の人との結婚の方が部落の人同士の結婚を上回っている、ということでこの数十年間の変化を数字を挙げてきちんと認め

ているんです。しかし、それを素直に喜ばないで、「しかし、そのことで結婚差別がなくなったと考えるのはどうか」という言い方です。なくなったと断定するのは難しいが、なくなりつつあると言えるはず。あえてなくなったと考えるのは無理だ、と言われてます。

「さらに、人々の考え方が変わっているのは事実です」と認めています。しかし、その後で幾つかのデータを出しながら「昔ながらの結婚差別があることは分かる」と断言されている。どうしてもまだまだ差別はある、と言いたいみたいです。なぜこれまでわざわざ「こういう変化がある」とお書きになっているのに、「まだまだ差別がある」と結論付けてしまうのか。

例えば「差別意識が根強く残っている」と書かれていますが、「人権意識調査結果報告書」というのがこれも議会に出されました。1988年12月です。大変厚いものです。この中身そのものについては、出ている結果とこれをまとめた文章の書き方が全く逆やないか、とうちの原議員も含めて委員会で指摘をしたことがあります。この問題は置いときますが、その中で「自分の結婚に反対されたときどうするか」というデータがある。少し紹介しますと、「結婚しない」というのはわずか4.4%、「反対を押し切っても結婚する」と答えた人が70.6%もいます。「結婚しない」というのがまだ4.4%もいると見るか、反対を押し切っても両性の合意で頑張っているいろんな困難を克服して結婚するという70%を高く評価し、ここまで到達しているやないかと広報で啓発するかの分かれ道だと思う。

こういう人たちが、差別意識が根強く残っているとされている和泉市民の方々の中で立派な答えをちゃんとしているわけです。そういう変化が生まれているからこそ、広報でわざわざ「部落外との結婚も増えてきている」と言わざるを得なかったのと違いますか。ところが、それを素直に具体的な形で差別がなくなりつつあるので更になんかというのをさせない。ここはとも基本的な考え方が違っているのではないかと思います。

今、本当に必要なことは、2人の愛情で部落問題が何らの障害にならずに結婚した事例とか、あるいはたとい困難が生じて2人の愛情と努力、周囲の人の支えでめでたく結ばれた事例を広報に載せて若い人々を励ましていくことが、本当の意味で部落問題を21世紀に持ち越さない広報活動ではないかと思えます。いたずらに差別事象の強調からは何も生まれないと思えますが、どう思われますか。

広報の中でこう言っておられます。これはまさに自分たちで白状したような気がします。「もし部落差別がなくなっているならば、同和教育を初め差別解消のために行われているさまざまな啓発活動は全く必要ないこととなります。また、同和地域を対象に行われている各種事業なども必要ないことになるでしょう」と言ってます。今、このとおりではないんですか。このように歴史の発展、20数年間のいろんな同和事業の中でここまで到達してきたはずなんで

す。このことを素直にお認めになって広報活動をするのが今、本当に求められていると思います。この点は再度、お聞きをしたいと思います。

また、先ほど紹介しました在日外国人、障害者、女性などの問題ですが、全くこれらと同和問題を一緒くたにしたら大変でしょう。同和問題が国籍の違いや性別の違いのように何らかの違いを前提にしていますか。黒人や白人と同じように、私たち一般の人と同和地域の人は一生違い続けるのですか。同和差別はなくなるのでしょうか。また、憲法に基づいて一切の差別はないと認められているはずですね。在日外国人の民族問題、女性という問題、男女の性別の違い、それらの問題となくなるであろう部落民と言われてきた差別の問題をごちゃごちゃにすれば、分かる話も分からなくなるんじゃないですか。

この点は、本当にいわゆる差別、被差別ということで論じていけば、部落問題の解決が遠い将来に追いやられてしまう。和泉市でもいろんな見直し提案を運動団体にお示しになるという話も運動団体のニュースに載ってます。そこまできているのに、相変わらず永遠に啓発活動をしなければならないような取り上げ方をしているという点について再度、お聞かせをいただきたいと思います。

○ 人権啓発課長（坪倉宏夫君） 坪倉よりお答えいたします。

先生が御指摘の1点目の差別は解消の方向にある、の点につきましては、繰り返しになりますが、学歴構造、高校進学率でなお低い水準で推移しており、中小零細規模の企業への就労が多く、不安定な雇用も高い比率を示しています。また、不安定な生活実態が何われ、教育、就労等なお多くの課題を抱えています。さらに、結婚、就職等に際しての差別事象や悪質な差別落書きが後を絶たず、悪質、陰湿化の傾向にあります。府下における発生件数も減る兆しは見えず、横ばい状態であります。したがって、差別はまだまだあると考えております。

次に、2点目の同和問題を分かりにくくしている、の点につきましては、これも繰り返しになりますが、同和問題を初めあらゆる差別を解消するため、いずれの差別も人権を侵害する正当化されない社会悪であり、人間の尊厳を踏みにじる行為であるとの認識に立ち、人権研修で市民1人ひとりが自分の問題であるとしてとらえて学習し、人権尊重の精神を身に付けた人間としての成長を目指すものであると考えております。よろしく御理解をお願いいたします。

○ 27番（早乙女実君） 議論としては平行線、見解の相違と言いますか、事実を事実として見ていただきたいと思います。私自身、いろんな問題で調べていますが、ぜひ同和対策の生活実態調査でまだまだ低位性にあるのだと言われるのであれば、これの生のデータがあったはずで。それは公表されてません。結果として何%であるというのは出てますが、それぞれ大阪府

から各市町村に返ったはずですが、それをもう一度クロス集計もやり直し、この20年間でどれだけ和泉市の中の同和の実態が改善されたか、という視点からデータを処理し直せばはっきり出るはずですが、もし、そちらがコンピューター処理のカネがなくてやれないというのなら、生データを示していただければ、コンピューターで打ち直して私たちが統計書をもう一度作り直します。ぜひこの点は出していただきたいと要望しておきます。

見解の相違がずっと続いてますが、これはぜひ市長に答えていただきたいんです。今回、これだけ膨大な和泉市の人権啓発の基本方針の中で同和問題についてだけしているんです。これだけのものをつくれるのですから、当然、昭和62年3月17日付総務庁長官官房地域改善対策室が出した「地域改善対策啓発推進指針」はお読みになってますね。以前、これを聞いたときはなかなかお認めにならなかったが、今回、出された方針の中でこの総務庁の指針がどうなっているかをお聞きをしたい。

この推進指針そのものについて、私は全面的に賛成をしているわけではないんですが、1つ紹介しますと、これは民間運動団体に対して言ってるんですが、「行政施策の必要性を強調するため、同和地域や同和関係者の社会的低位状態を強調しすぎることは、かえって心理的差別を助長させてしまう結果をもたらすおそれがある」、これは先ほどへの明確な反論です。

それから2番目、「民間運動団体の運動目標等をそのまま行政の行う啓発素材として取り入れているものが一部の地方公共団体の啓発に見られるが、行政の主体性の確立の観点から自粛すべきである」。

さらに、今回、これを読みましたが、全く出ていない言葉「自由な意見交換」です。総務庁では、「自由な意見交換のできる環境づくり」として「同和問題について自由な意見交換のできる環境がないことは、差別意識の解消の促進を妨げている決定的要因になっている」。糾弾されるんやないやろうか、こんなことを言ったら怒られへんやろうか、そんな心配の中ではまともな本音の議論はできないということです。憲法にきちんと保障されている思想信条の自由が保障され、自由な意見交換をまずこの中でうたうべきであり、部落差別をもう数年先で終わらせようという立場で取り組むべきだということです。

さらに、ねたみ意識について、「この啓発の前提として、地方公共団体の独自の施策の中に一般対策と不均衡を生ずる過度な優遇施策等公平の観点から合理的に説明できないような施策があれば、それを廃止した上で啓発しなければ、国民の納得は得られないであろう」と言っています。ねたみとか言う前に、それを生み出した事実関係を直した上で啓発しなさい、と言っています。当たり前じゃないですか。問題はありますが、総務庁の文章はすごいですよ。

最後に、結婚の問題ですが、「実態把握において現在同和地区に住んでいる人のうち同和関

係者と同和関係者以外の者との結婚は、年齢階層別に顕著に増加しており、30歳未満ではその割合は約6割となっている」。これは和泉市でも書かれているとおりですが、その後が違う。

「この例にもみられるとおり、世の中は急速に変わっている。しかし、自分だけが差別解消のために頑張ってもどうしようもないと思っている人が、かなりみられるが（実態把握では約30%）、実は、そう思って消極的にはあるが差別している人が、少なくとも若い人々の間では、既に少数者であることも実態把握の結果として明らかにされている。ヒューマンズムにあふれる確固たる1人ひとりの個人の今少しの勇気が世の中を明るく変化していくのだということ、データを示しつつ力強く啓発する必要がある」と言っています。

和泉市の同じデータを使って若い人々を力強く励ますことをやりなさい、と言っています。差別がまだまだ残っていると見え、とは決して書いてない。こういった点を取り入れてこの啓発基本方針がつけられたとはとても思えません。こういう方針をさらに具体化する、と冒頭で言われていますが、これは大変なことになると思い、一般質問で取り上げました。ぜひ市長の御見解を伺いたい。

○ 市長（池田忠雄君） 同和行政あるいはまた人権啓発、それに伴います指針についての早乙女議員さんからの重ねての御質問でございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと存じます。

差別はなくなってきているのではないかと、あるいは環境改善の物的な法律はあと3年でございますが、それによって同和問題は終わりになるという共産党さんとしての1つの見解の上に立っての御質問であろうかと思えます。

先ほど来、啓発室長がお答えをしておりますとおり、この20数年の議会、市民の御協力をいただいて同和行政を進めさせていただいてまいりましたが、環境改善その他におきまして、大きな1つの成果をおさめさせていただいたことは事実であります。これは議員皆様方、市民皆様方に感謝を申し上げているところであります。しかしながら、それで差別がなくなったかにつきましては、まだまだ残っているというのが、残念ながら、私たちの見解であるわけでございます。

あと3年の法期限切れを前にいたしましての論議として御提議をいただくことは結構だと思います。しかしながら、言葉の揚げ足を取るわけではありませんが、差別はなくなりつつあるということは、残っているということの言葉になるわけです。残っているという上に立てば、私たちは、それをなくしていく努力をしていかなければならない。それとともに差別をなくすためには、環境改善という物的差別、劣悪な同和地区の状態を払拭するため20数年間、御協力を得て進められ、環境改善が成し遂げられているのは、大きな前進だと評価をし、感謝をして

おります。

しかしながら、今なお心の中に残っている差別がまだまだある。こうした心理的な差別は心の問題でございますので、あと3年という物的差別をなくしていく基準と同じように論じられないのではないか、このように考えております。その意味合いでは、おっしゃるように差別を21世紀に持ち越さないためための努力はしていかなければならないと考えております。あと3年では、心理的差別の解消は非常に難しいであろう。しかし、1日も早くなくしていくことについては同感でありますので、そうした啓発についてはお願いをせざるを得ない、このように存じております。

なお、人権についてのお尋ねでございますが、ヒューマンな人間愛の上に民主主義は成り立っているわけでございます。人間愛の精神から人道的な立場ですべての差別はなくしていかなければならない。ただ、同和行政とその他の差別をごちゃ混ぜにすることはいかがか、という御質問であろうかと存じます。私は、人権という立場に立てば同じ線上にあるものと思います。同和差別も間違い、外国人差別、障害者差別あるいは広義に解釈しての男女の問題に置ける女性のおくれている問題を克服していかなければならない。こうした差別というものは、人権という同じ次元でとらえることも1つのあり方だと思います。

御指摘のように内容的には違うということは事実でございますが、人権、人間の尊厳という問題の上に立って行政を進め、人権意識の改善という意味からすれば、すべての差別はなくしていかなければならない、このような考え方に立っております。見方によればごちゃごちゃにしているではないか、という御指摘でございますが、人権問題ではごちゃごちゃにしていな、このように考えております。

いろいろ御指摘はありますが、見解の相違も共産党さんと私はあるかもしれませんが。少なくとも、同和問題について差別をなくしていこうという点は同じでありまして、その道の行き問題、把握の問題で若干の隔たりがある、このように考えております。率直に申し上げて答弁に代えさせていただきたいと存じます。

- 27番（早乙女実君） 私も人権啓発を否定しているわけではない。その中に同和啓発を織り込むことで同和問題の解決を分からなくされているという形で御質問をしています。市長も御存じのように、ちなみに全国では滋賀県で7つ、和歌山、高知でも同和对策事業を終え、同対部そのものもなくなっているところがたくさん出て来ています。

それと、別に私ども共産党だけが言うのでなく、いろんな大学の先生方も含め同和啓発のあり方について、同和啓発そのものを終結すべきという意見が1つの流れとしてあります。このことをどう見ていくかが、今、和泉市があえて基本方針を出されたので、その中で一番抜けて

いる観点、逆に恒久的な基本法制定の動きが一方にあるので、そのことで啓発の名のもとで同和事業が残っていく、そういう危惧がありましたので指摘をさせていただきました。市長と見解を異にするのはたくさんありますが、冒頭、差別は終わらせたい、という言葉だけは賛同できますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

2点目の「にんげん」の問題で御質問したいと思います。先ほどは、広報の中身を使って議論をしました。市民の皆さんがお読みになるのは広報ぐらいです。「にんげん」という子供たちが持っている本までは滅多にお目にかからないと思います。たまたま私は子供が小学生なので、学年ごとのこんな本が何冊も手に入ったわけです。

冒頭、答弁をいただきましたが、大阪府がこれだけで1億三千数百万円かけてつくっていますが、出版社が儲かっているわけです。編集は「財団法人解放教育研究所」、これは運動団体に付属してできた研究所ですが、そこが編集していることがまず、1つの大きな問題です。いわゆる学校教育の中での教材、副読本として使っていくということで、同和問題、障害者や人権問題を理解するのに有効な教材である、ということです。

先ほど、紹介した2つの事例ですが、ここでの問題点を4つほど御指摘をしたい。広報の中でも言いましたが、私たち市民についても、差別者と被差別者という枠で割り切り、人間社会を描いていく。これをやるとどうなるか、少し紹介します。ごみ問題について、泉北環境のごみ処理を見に行ったときのことが副読本で使われたみたいです。「清掃の仕事」というのがあります。ここにどんな市民が出て来るか、「わたくしたちのめのまえでべんきょうせんとなんなしごとしかでけへんようになるよ、あんなおっちゃんになったらあかんよ」「しごとをしているよこをくさい、くさいとよこをむいてとおっていくひとがたくさんいました」、こういうことを子供の清掃の仕事を理解させるときに入れ込む。和泉市民が全部こんな人たちではないでしょう。

もう1つは、小学校4年生の「里子の決心」という、地域の町内会などで廃品回収などを出すときの話ですが、「ふじんかいでねたきりろうじんのためのおしめをつくってほうしをする」の中で「里子のまち」という同和地域の子供ですが、「里子のまちでは、里子のおかあさんたちがゆかたのおふるなどをあつめた。みんなせんたくをしてあったが、よごれがとれてないものはもういちどあらった。アイロンもかけた。それをたたみそろえてしのふじんかいにだした。ところが、ほかからあつまったものなかにはよごれたままのものもあつたし、アイロンのかかってないもののおおかつた。まるでねたきりろうじんならこれでけっこうだといいたいふうだった」という書き方なんです。

同和地域のお母さんたちは頑張って洗濯をし、アイロンも掛けてきれいにして出したが、他

の町から出されたものは汚れたままのもの、アイロンも掛けてないものもあったということ
を、ことさら、そんな町会活動の紹介の話の中に入れ込むわけです。先ほどの広報の話と一緒
でしょう。私たち市民は、清掃のおっちゃんを差別する者、婦人会にはアイロンも掛けずに汚
いまま出す、それが一般の和泉市民で、同和地域の人たちはきちんと出している。こういう対
立的な書き方が4年生の教材で出て来る。

さらに、小学校の3年生、「クレヨンはぬすんだんじゃねえ」という話があります。これは
狭山事件の石川被告の子供時代の話が教材に出て来る。それから小学校5年生、「つたえたい
ただひとつのこと」、これも石川青年の子供時代の話が出て来る。運動団体が狭山差別裁判と
いう運動をしていますが、その是非は置いときますが、それが小学校の義務教育の現場の副読本
として入れ込まれている。そういう運動団体言いなりの教育でいいのかどうか。

もう一つ、小学校4年生、「こども会を自分たちの手で」という話が出て来ます。普通のこ
ども会を「めぐみこども会」と言うんですが、どんな状況が出て来るか、やる気のない子供、
「こども会へ行こうよ」「しんどいからいやや」という子供が出て来る。それを「こんなあ
かんやないか」と仲間外れにする一般地域の子供が出て来る。それに対して同和地域の「つば
めこども会」「仲間外れや弱い子供たちをなくすために私たちは活動しています」ということ
をわざわざ一般地域にビラを配っているのを紹介、「私たちのこども会と何か違うことがある
と思う」ということを言わせる。

さらに、小学校4年生で出て来るのですが、「イルナム君と僕」というのは、在日朝鮮人の
問題です。これも朝鮮人を差別する市民が出て来るが、それをわざわざ子供に言わせる。そん
な話が小学校4年生にわかりますか。大人の人権啓発の話の中でも、日本の歴史や朝鮮の歴史
をひもといてきちんと理解するのは難しい。しかも、人の名前の尊称問題で小学生に「明日か
ら本名で生きようと決意する」というタイトルの教材です。これが本当に小学校で教えるにふ
さわしいものかどうか、再度、御答弁をいただきたいと思います。

○ 同和教育室長（出口邦昭君） 同和教育室出口よりお答えいたします。

先生がいろいろと教材の例を示して御指摘いただきましたが、私どもとしては、それぞれ仲
間づくり等の狙いに迫る教材であると考えております。人権教育、同和教育を進めていく上で
有効な教材であると考え、今後ともその活用を図っていきたいと考えておりますので、よろし
くお願いいたします。

○ 27番（早乙女実君） 教育委員会の立場では、大阪府から下りて来るものが役に立ちませ
ん、とは言えないと思います。こういう副読本は、ある程度現場の先生の判断に委ねられてい
ますが、その使う、使わないは別にして、うちの子供が別に欲しいからと言ったわけじゃな

い。これは全部くれるんですよ。1億数千万円かけて大阪府から配って来るんです。こんな間違っただけのものを配るな、ということです。教育基本法に基づいてどの子供たちも伸び伸びと健やかに育つよう教育するためには、こんな副読本を配るのは止めるべきだと言うべきではないでしょうか。

このことについては、大学教授や教育研究者は次のように言っています。「私の子供のころと違って、部落問題というのは今日、目に見えない問題でしょう。男女の問題、障害者の問題などより以上に高度で抽象的なものに今やなりつつある。今日の部落問題は、数学で言えば微積分ぐらい難しい学習課題です。小学生にいきなり微積分を教える人はいないでしょう」と。先ほど、僕が紹介したように、在日朝鮮人問題も含め子供たちの発達段階に応じた課題はきちんと考えれば分かると思います。本当にこのことをどうとらえられていくか、和泉市の子供たちの未来にかかっているのではないかと思います。その辺について再度、御答弁をお聞かせ願いたいと思います。

○ 同和教育室長（出口邦昭君） 何度も申し上げますが、この「にんげん」につきましては、児童の発達段階に即して教育委員会なり研究団体、現場の先生方が参画して編集しております。一定期間ごとに改定もしております。徐々に内容も変わって来ているわけです。同和教育を進めていく上で現在のところ、有効な教材であると考えております。

○ 27番（早乙女実君） 平行線ですので、最後に意見だけ言います。

結局、この「にんげん」を通じて子供をどう見るかというのが全く違うんです。先ほどの人権啓発室の話ではないが、同和地域の生徒、外国籍の子供、障害のある子供がどのように扱われるかという、集団の中心に座り、真に生き生きとした姿で学級、学校に登場させるのですよ。ちょっと聞いたときにはいいように聞こえるでしょう。障害児の大変な子供が中心に座ると聞けばね。しかし、これをひっくり返すと、そういう子供たちを特別扱いにして、それ以外の子供たちは周辺、中心に座らない。それでいいんですかね。それこそ、差別する者と差別される者、こういう部落排外主義という運動団体の考え方をそっくり教材に持ち込んだとしか言いようがない。

今、本当に求められている教育は、部落の子供やと特別扱いされることを止め、どの子供も分け隔てなくすべての子供の人権を守り、連帯し、友情を育てる教育、すべての子供が本当に大切にされる教育が求められていると思います。その意味では、この副読本「にんげん」が百害あって一利なしと言い切れると思います。ぜひこの廃止を大阪府に要望していただくよう求めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、15番・木村静雄議員。

（15番・木村静雄議員登壇）

○ 15番（木村静雄君） 15番・木村静雄でございます。通告に従いまして、質問の要旨を説明いたします。

1番目として、泉北環境ごみ焼却灰松尾山埋め立て処分場の現況についてでございます。

平成4年第1回定例議会において泉北環境の事業計画並びに内容、周辺地元との協議関係等についてお伺いをいたしました。その後、昨年5月より埋め立て事業が進められているやに聞いております。その中で埋め立てが開始されて1年間の事業経過になってございます。それに対する事業実績がどうなっておるのか。そこで、前回にも関連しながらお伺いをいたします。

その中で①汚水等、諸設備等に対する管理状況と、その結果についてお尋ねをいたします。

2番目として、民間住宅開発に伴って設置された調整池についてであります。

本件についても、平成4年第1回定例議会において一般質問を行った点に関連するものであります。当時、中央丘陵開発では、防災上の調整池を数カ所計画され、また、公共下水道整備により雨水対策も行われる模様でありました。そのような現状から民間開発地の調整池は必要がなくなるのではないかと考えられました。

その質問に対しまして、都市整備部の方から答弁をいただいておりますが、トリヴェール和泉内の調整池との関連性については、集水区域の設置内容から代替機能を持っていないので、松尾川河川改修が進捗するまでは廃止は困難である、旨の答弁がございました。

その後、東部地区整備事業も順調に促進されつつございます。トリヴェール和泉内にNO.1、NO.2の2つの調整池が完成を見ました。同調整池は、民間開発の調整池と同水系にあります。住宅公団の話によると、同調整池もできるだけ早い時期に埋め戻しを行い、土地利用を図っていきたい。埋め戻しの土は、浦田松尾寺線の東の方にあります山の土を持って行き、造成事業を一層促進させたい。それは松尾川の改修工事がありますが、それも推し進めていくように考えている。

以上のような状況の中で、青葉台、緑ヶ丘にある調整池について、行政としてのお考えを伺いたい。

その中で具体的に前回との関連性もございまして、一応、その取り扱い窓口についてであります。これは平成4年のときには都市整備部が窓口としてやっていく、というお話でございましたが、機構改革等による組織変更により窓口の変更があったのかどうか、まず、明らかにしていただきたい。

2番目に、民間開発の調整池の廃止の時期と見通しについてのお考えをお伺いをいたしました。

い。

3番目として、第3次総合計画の策定についてであります。

本市は昭和48年に総合基本構想を策定し、人間回復のまちづくりを基本理念としてまちづくりに努めてきた、とございます。第2次総合計画の策定に当たりましては、その後の高度経済成長から安定成長への移行、人口の大都市から周辺都市への拡散、高齢化社会の急速な進行、都市機能の変化、住民のニーズのアップ等新しい時代への対応が必要と前提し、第1次基本構想の理念を基本的に継承しながら継続的課題を克服し、近い将来問題に対処していきたい、このようにございます。その中で「調和と活力のある人間都市和泉」をつくるという形が出されてございます。

そこで、第3次総合計画も現在、策定に向け諸準備が進められていると思いますが、その基本的な考え方があればお伺いをいたしたいと思えます。

なお、総合計画でありますので、いろいろは幅も深さもございます。そこで今回、都市基盤の道路面について申し上げたいと思えます。現在、和泉市の都市軸という形と副軸という形で道路事業が進められております。和泉中央線は都市軸になります。池上下宮線は副軸、唐国久井線は副軸という形で3本の幹線道路が計画、事業がされてございます。

そこで、その姿から見ますと、都市軸とは、要するに人間で申し上げますとまさに頭に通じる背骨であります。その背骨が光明池春木線で計画が止まってございます。そして、副軸につきましては、170号線まで計画がされてございます。将来の和泉を見る場合、この和泉中央線の主軸が170号線まで伸びることが一番経済的であり、また、ヒトの面、土地利用の面等いろいろと周辺道路の関係から見まして、ぜひこの問題を取り上げていかなければならないと存じます。それに対しまして、理事者側の御意見をお聞きしたいと思えます。

以上です。再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（大谷昌幸君） それでは、理事者の答弁は午後をお願いいたします。ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

○

（午後1時00分再開）

- 議長（大谷昌幸君） 午前に引き続き、一般質問を行います。
木村議員の質問に対し、答弁を願います。
- ごみ減量対策課長（松田 孝君） 1点目の松尾山最終処分場の現況並びに汚水等の管理状況につきまして、ごみ減量対策課松田よりお答えいたします。

当処分場における焼却灰の計画埋め立て量は32万5,000で、既に昨年6月から焼却灰の埋め立てを開始しております。平成5年度の実績では、泉北環境整備施設組合から発生した焼却灰2万1,885トンのうち6,888トンが松尾山最終処分場で、また、1万4,997トンがフェニックス泉大津沖処分場でそれぞれ埋め立て処分されてございます。

また、今後の問題ですが、平成6年度から9年度までは、焼却灰発生量のそれぞれ2分の1を松尾山の処分場とフェニックス泉大津沖処分場へ搬入する予定となっており、平成10年度から17年度までの8カ年につきましても、フェニックス第2期計画において2分の1をフェニックス処分場へ搬入する計画となっております。

なお、松尾山最終処分場の埋め立てに関しましては、現在のところ、特に問題となるような点は聞いてございません。

次に、処分場から発生する汚水の管理状況についてであります。処分場内で発生する汚水は、平成5年度実績で4,570トンとなっておりますが、これらは一たん場内で設置されている汚水槽にためられた後、タンクローリー車ですべて泉北環境整備施設組合第2事業所へ運び、除外処理を行った後下水道へ放流しております。

また、周辺の河川等の水質検査につきましては、施行主体である泉北環境整備施設組合が毎年1回、8月に東松尾川の3地点及び近隣の4軒の民家の井戸水など計7地点での検査を地元町会及び水利組合などの立ち会いのもとに実施いたしまして、その結果は、地元並びに本市に報告されております。

なお、この水質検査につきましては、日本環境工学設計事務所へ委託しておりますが、検査結果からは、最終処分場の埋め立て開始前と以後について水質の悪化等は見られておりません。

以上の点から、最終処分場の汚水が周辺の河川等に流出しているということは現時点ではないものと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。2点目の民間住宅の開発に伴って設置されました調整池についての件でございますが、1点目の取り扱い窓口につきましては、機構改革によりまして旧の都市整備課が廃止され新たに開発調整課となりましたことから、中央丘陵トリヴェール和泉以外の開発につきましては、すべて開発調整課がその窓口となっております。したがって、青葉台、緑ヶ丘などの民間開発により設置されました調整池についての暫定利用なり、廃止後の再利用等につきましては、私ども開発調整課が窓口とな

って関係課と協議をしてみたいと思っています。

それから、2点目の調整池の廃止時期なり見通しについてでございますが、1ha以上の開発造成の場合には、下流河川等が未改修の場合には、洪水を防止する目的で河川管理者等との協議によりまして調整池の設置が義務付けられてございます。したがって、青葉台、緑ヶ丘の場合には、下流の松尾川に放流しております関係上、この松尾川の改修が完了すれば廃止が可能であろうかと存じております。

なお、河川改修の年次でございますが、大阪府河川課に問い合わせましたところ、平成7年度ないし8年度を目途としている、ということではございますが、若干、工事が遅れている模様だ、ということでございます。

以上でございます。

○議長（大谷昌幸君） 次。

○企画調整課長（油谷 巧君） 3点目の第3次総合計画策定に関しての2点の御質問につきまして、企画調整課油谷の方から御答弁申し上げます。

まず、1点目ですが、第3次総合計画策定における基本的な考え方はどうか、ということでございます。昭和59年に策定いたしました現行の第2次総合計画におきましては、市民と行政が英知とバイタリティーを結集、安全で快適に住み、働き、憩う活力と定住魅力のあるまちづくりを行っていくため、本市の将来像を「調和と活力のある人間都市和泉」と定め、これを実現するため6つの施策大綱に基づき、施策の推進を図ってまいったところでございます。

しかしこの間、高齢化、国際化あるいは情報化などに代表されますわが国の社会経済情勢の急速な変化に応じまして、これまでの単なるモノの豊かさの追求から得られます充足感とは別の日常生活におけるゆとり、安らぎ、潤いといったいわゆる心の豊かさへの志向など、人々の価値観の変化が顕著となるにつれまして、市民の意識も多様化してまいっております。さらに、行政需要も急速に高度化あるいは複雑化してまいっているところでございます。

今回、策定を進めてまいります第3次総合計画におきましては、このような新たな幅広い視点に立ちまして、本市の置かれている状況を的確に見据える必要がございますが、加えてこれまでおかれております道路、下水を初めとします都市基盤整備についても、第2次総合計画に引き続き重要なテーマとして取り組む必要があるものと考えているところでございます。

2点目でございますが、和泉中央線を光明池春木線から南進する考え方はどうか、ということでございます。本市における広域幹線道路、都市幹線道路の整備につきましては、今さら申し上げるまでもございませんが、単なる交通手段としての機能を果たすだけでなく、都市の骨格を形成し、土地利用のあり方を方向付けるといった点におきまして、和泉市のこれからのま

ちづくり全般にわたりまして、非常に重要な役割を担っていくものと理解をしております。

これらにつきましては、近畿自動車道が昨年9月、市域内全線が開通いたしまして、国道170号や泉州山手線の側道部も早期の供用に向けて整備が進んでいるなど、現行の第2次総合計画に掲げられております本市における交通体系の主要なフレームとなる路線の整備も着実に図られてまいっているところでございます。

このような状況の中、とりわけ本路線につきましては、本市の南北を縦に結ぶ路線の中でも、都心と副都心をつなぐ言わば和泉市の背骨に相当する都市軸と現総合計画で位置付けているところであります。和泉中央駅の開設を来年4月に控えるなど、トリヴェール和泉の進捗に合わせましてこのような機能を1日も早く果たすべく、鋭意その整備に取り組んでいるところでございます。

議員さんが御指摘のとおり、本路線は、第2次総合計画の交通体系構想におきましては、光明春木線との交差部が南の終点となっております。将来的には、これをさらに延伸して国道170号につなぐ構想とすべきかどうかという点につきましては、われわれといたしましても現在、作業を進めております第3次総合計画策定における検討課題の中でも特別に重要なテーマと考えているところでございます。したがって、これから十分精査検討を加えまして、この件についての方向性を見極めてまいりたいと考えているところでございます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 15番（木村静雄君） 一応、再質問につきましては、1点ごとにお願ひしたいと思います。

松尾山の泉北環境の灰の最終処分場の問題について詳しく報告があったわけです。それにつきまして私が心配をしている点は、ここで実績として出てきた焼却灰の数字が6,888トン、そこから汚水として汲み出された数字4,570トンということで、案外水が多いという感じがいたします。

そこで、先にお尋ねしたいのは、この原水が化学成分的にどのような状態になっているのか、分かればお聞かせ願ひたいと思います。

- ごみ減量対策課長（松田 孝君） ごみ減量対策課松田からお答えいたします。

原水の状況ですが、こちらの方で一定、泉北環境の方から調査している状況をデータの持ち合わせております。ここにかなり詳しい内容で数字的にも専門的になりますので、その点につきましては資料として出させていだけになり、そのような形で対応させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- 15番（木村静雄君） 資料がお手元にあるようですね。細かい点は別にして私が心配しているのは、こういう原水は、一般的に案外管理されてないという状況があります。そこで、大ま

かにその原水の中に含まれている成分は、例えば重金属類がどの程度か、その点が一番心配です。細かい数字は要りませんが、理事者側が思っているより多いのか少ないのか、その点、分かればお聞かせ願いたい。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） いずれにしても、詳しい状況は分かりませんが、一般的に埋め立て処分地から出るような中身の汚水であると理解をしております。これらの汚水につきましては、一たん、泉北環境の方へタンクローリーで持って行き、下水道の放流基準を満たす形で除外処理をされた後放流、処理をしているので、最終的には、何ら問題はないものと理解をさせていただいております。

○ 15番（木村静雄君） その点につきましては、後ほど、資料を見せていただくなり、説明を受けたいと思います。

それから、今の管理状況につきましては、泉北環境で一応の管理がされているやに見えます。実は、これに対して大阪府の指導等について、大阪府がどのように対応されているのか。また、母市としてはどのように対応しているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） 市民生活部岸田よりお答えさせていただきます。

1点目の大阪府の指導はどのようにされているか、ということでございますが、大阪府といたしましては、年2回、水質調査をするようになっております。今年については、6月の中ごろに第1回目が終了し、次回については、12月ごろに水質調査をするように聞き及んでおります。

それから、和泉市としてどのように泉北環境と協議をし、指導しているのか、という中身ですが、われわれとしては、東松尾川3カ所並びに松尾寺の町会の井戸水2カ所及び内田町の井戸水2カ所の水質調査に立ち会い、泉北環境と水質の保全を協議、指導もしたいと考えております。

○ 15番（木村静雄君） 今、説明があった形で大阪府も指導をされ、実際には、和泉市も手を下して調査をしている、ということですが、どういうところの水質をどのように調査されているのか、それが1点。

それから先ほど、泉北環境が3カ所、井戸水が2カ所ということですが、これは泉北環境施設組合としての調査で、それに母市として立ち会っているという意味ですか。それとも、母市独自でやっているのか、その点をもう少しはっきりしてください。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） 大阪府については、汚水槽の原水の水質調査でございます。それについては、14項目ほどの水質調査をやっております。

東松尾川の水質調査については、要するに泉北環境が水質調査をし、和泉市が立ち会う。町会並びに水利組合の方と一緒にポイントを決めたところの水を採取、調査の立ち会いをしているのみでございます。

- 15番（木村静雄君） 母市が立ち会って水質調査をしているという感じです。上水道との関連は、今は、松尾川の場合はないのではないかと思います。かつて榎尾川等の水質検査を水道部の方で行われたという経緯がございます。現在は、松尾川流域の水質調査はどのようになっているのか、水道部の方からお答え願いたいと思います。

- 水道部次長（西尾 浩君） 水道部の西尾から松尾川水系の水質検査の実態についてお答え申し上げます。

水道部としては、松尾川水系につきましては、水源等では全く影響はございませんので、松尾川水系での水質検査は実施しておりません。

以上でございます。

- 15番（木村静雄君） 今、話を聞いておりますと、本処分場に対する管理等については、きちんとやられているという感じがいたします。私が前回に引き続いて今回、関連という形でお尋ねをしているのは、管理の相手先が泉北環境施設組合という信頼性が高いところですが、しかしながら、一般の産業廃棄物と違い、焼却灰という特異的なものでございます。これについての埋め立て処分実績は案外少ない。その中でこの焼却灰の性質等から見ますと、非常に土になじみにくいということです。

大阪湾の泉大津沖のフェニックス計画でこの投棄量も出されてございます。私は、この当初計画から作業基準、作業容量の変更があったと聞いてます。従来、泉北環境が埋め立てをする工法と同じように、一定の量の灰を埋め立て覆土をするサンドイッチ型の工法であるということです。実は、大阪湾の将来の土地利用などいろんな問題がありまして、当初は、そういうことで進めてきたが、実際に行ってみると非常に土になじみにくい性質のもので、今は、むしろ投棄以前にできるだけ土と混ぜ合わすということで、サンドイッチ型の工法を少し変更してやっているということです。

そのぐらい厄介なものでございます。物質不滅の原則ではございませんが、要するに焼却灰は非常に複雑な内容を持っている。一たん、このように埋め立て処分されてしまうと、元の状態に戻るのには100年、200年後とさえ言われております。きちんと管理はされているとはいうものの、ものがものだけに十分注意を払ってこれからもやっていただきたいと思います。私も松尾寺町にも赴き、いろいろ事情を聞きましたが、現在のところ、河川等については異常はないと聞いております。問題は、従来のごみとは違う灰という、まだ国自体、灰に対するきちんと

とした基準なり手当が難しくできていないのが現状のようでございます。

それともう1点、市長をお願いをしておくわけですが、和泉市でそのように大変土となじみにくいものの処分をしている状況があります。泉北環境は、和泉市、泉大津市、高石市の3市でつくっている施設組合です。和泉の皆さんは理解はできて、あとの2市の皆さんの理解はあるのかという疑問も感じます。と言いますのは、前回の泉北環境の余熱利用の温水プールの話をつけるにしても、いろいろと感情問題が出て来たように聞いてます。その意味では、PRではございませんが、和泉市でこういうことも引き受けてやっているんだ、という1つの理解だけはしていただくよう、これは管理者である市長の方をお願いをしておきたいと思えます。

以上、松尾山と周辺を含む問題は、非常に関心を持って見ておりますので、よろしくお願ひしておきたいと思えます。

それから、2番目の民間住宅開発に伴ってつくられました調整池が和泉市に2カ所あります。民間の大型住宅開発ということで緑ヶ丘と青葉台に存在してございます。本件についても、平成4年第1回定例会で既に質問をしたところでございますが、それからの状況の変化が非常に進んでございます。とりあえず、取り扱い窓口につきましては、ただいま説明がありましたように都市整備部でやるということ。それから、調整池の廃止の時期、見通しについては、松尾川の改修工事に絡む問題だということです。

公団さんのいろんな意向を私なりに受け止めますと、今年、公団さんが2つの調整池を同じ水系の中につくりました。そのつくった池も1日も早く埋め戻しをし、土地利用を図っていききたいという、これは本音の考え方だと思えます。

そこで、民間が持つ2つの調整池については、实际的に機能化しているわけではございません。今回、雨水の放流の水路がボックス型という施設によりまして非常に進んで来ているということです。われわれからすれば、公団がつくっている池を早く埋め戻しをやりたいという、公団がその意向でありましても、和泉市として見るならば、現在ある民間の遊水池を先に廃止をし、土地利用等に使った方がベターではないかという感じがございます。しかし、これは和泉市だけで動けるものでない。常に公団との関係がございまして、十分その辺をとらまえてこれから臨んでいただきたいという形でございます。

先ほど、松尾川の河川改修が平成7年から8年にかけての計画ということですが、これは決定的なものか、もう一度お伺いをいたします。

- 開発調整課長(上出 卓君) 松尾川の改修につきましては、先ほども申し上げましたとおり、大阪府の河川課の方での返答でございます。前回、先生がおっしゃってます平成4年の時点でも一応、7年ごろというお答えはしていた模様でございます。実際にはいささかおくれ

いるということで、明確にいつごろという御返事はしかねるという現状でございます。

- 15番（木村静雄君） 河川改修も徐々ではあるが進んでいる。その改修に伴って現在ある民間の調整池に対する指導については、十分重視をして取り扱っていただきたいと要望しておきます。

3番目の問題ですが、和泉中央線を光明池春木線からさらに南進をし170号線につないでほしい、ということですが、先ほどの答弁を聞いてますと、非常に何か期待ができるような答弁であったように思います。しかしながら、いろんな問題がございましょうが、その必要性については、私の機関誌である「青桐」でも「木村構想」という形で述べております。私は、将来の子供や孫が健やかに育っていく、市長が常に申し上げているような郷土をつくっていく形からしても、これは第3次総合計画の中にどうしてもこうでも入れてほしいという願いがございします。

その理由については余りくどくど申しません。ちょうど外環状、170号線の完成、また、和泉大津粉河線の国道昇格による480号線、和歌山県有田市から続いてくる道路によって、いろんな意味で和泉市の位置が非常に変化をしまっています。それに合わせて和泉市の内部は、人で言うならば、手足は付いているが背骨がない。背骨が肩で切れていて首がないというのが現在の状況です。これは格好が悪く、せっかくあるものを生かす方法を知らんという感じもいたします。

もう1つは、その道路をつくっても担保性がないではないか、という見方もありますが、その見方、計り方にはいろんな方法がありますので、それは賢明な皆さんの方で考えていただきたい。

例えばコスモポリスの建設は期待もし、成功してもらわなければいけないと思っている1人です。やはりコスモポリスを求めて来る企業は、その開発地域はこれだけですよ、というだけの物差では計らないと思います。和泉市の全体像からその場所はいいところだという判断ができる話でして、単に広場をつくり、そこへ工場をつくってください、というだけの話ではない。やはりそれを取り巻く環境というものがあると思います。そういうところを考えるならば、私が挙げている松尾寺町から170号線につなぐことが、現在の荒れた土地利用面からいっても大きい問題があらうと思います。

率直に申しまして、現在、和泉市が人口20万人という形でいろんな施策を進めていますが、これ以上人口30万、40万というまちにする必要もないという感じがあります。だから、住宅開発をしなさい、という気持ちは毛頭持ってませんが、やはり和泉市で生まれ、育った子供たちが、和泉市で働けるような状態を1日も早くつくっていただきたい。主と従で言えば、従のよ

うな位置付けという感じがいたします。

もう1つは、笑い話かもしれませんが、現在、阪神間に外国の領事館が幾つかございます。大国は別として、その借りている領事館の家賃を払うだけで精一杯という国がたくさんあるようです。また、空港開港に向けて日本に領事部門ぐらいを置きたいという国もたくさんあると聞いてます。しかし、ゼニがないということもあります。その点から見ても、パチンコ村でなく、ひとつ和泉市に領事館村ぐらいを考え、安く使用してもらおうということも研究してもいいのではないか。現状は、既に先ほどの答弁の中で大体は伺えますが、特別に本件については、重要テーマという位置付けてもいただいていますので、第3次総合計画策定に当たりましては、ぜひひとつ力強い取り組みをお願いしておきたい。

以上で終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、21番・辻 正治議員。

（21番・辻 正治議員登壇）

○ 21番（辻 正治君） 21番公明党の辻 正治でございます。一般質問の機会をいただきましたので、しばらくの間、御清聴を賜りますようお願い申し上げます。理事者の方々の的確なる答弁、誠実にして具体的な答弁をお願いいたします。

最初は、乳幼児医療費の3歳未満児の無料化についてであります。

本市において乳幼児医療費の助成制度事業の実施は、平成5年10月1日より始められたものであり、昭和50年、わが党は、この乳幼児医療費の無料化の実現を強く推進してまいりました。当時は、まだ全国でもわずかな地方自治体しか無料化が実施されていない中、府内でも珍しく、窓口で支払う医療費の自己負担分の完全解消を狙った制度として画期的なものであり、高く評価されたものであります。

現在においては、府下40市町村でゼロ歳児の無料化が実施されております。そして、乳幼児に対する医療費無料化が全国各地で大きな広がりがあると聞いております。現在では、47都道府県の全国レベルで全部無料化が実施されております。現在、府内では、助成率の違いがあるところも見られますが、市町村単位で助成を上乗せしているところもあり、いろんな対応をしているのが現状であります。

本市では、これからの問題の1つは、老人保健福祉計画に載っておりますとおり、高齢化社会の対応の中でこう書かれています。昭和60年に65歳以上の市民が9.3%あったが、平成12年に約14.5%になると予測されている。大体10%を超えますと、もう高齢化社会に入ったと言われている。

今後、急速な高齢化社会到来の大きな要因の1つに出生率の低下がございます。若い人たちが安心して子供を産み育てる環境づくりが緊急かつ重要な問題ではなからうかと考えます。御承知のとおり本市の人口は、この10年間で1万8,000人の緩やかな増加であります。また、平成5年の人口調査によると、本市の出生率は、人口1,000人対比では10.8であり、この10年間を見ても過去最低という厳しい現状でございます。

また、高齢化現象に歯止めを掛けるためには、新しい生命の誕生は不可欠であります。近年の少子少産の中で、周囲の方々から祝福され生まれてきた子供たちを病气やけがなどで失うことなく、活力ある和泉市の明日を担う和泉っ子として健やかな成長を願うのは、若い父母のみではありません。そういった意味では、これからは子供を産み育てやすい環境づくりと、児童の健全育成に従来にも増して努力してまいらなければならないと考えます。

こういったところの見地に立ちますと、子供を産み育てやすい環境づくりに対する助成措置をゼロ歳から3歳まで実施拡充すべきであると思いますが、理事者の考え、また、今後の見通しについてどう考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、老人白内障の治療法として最も効果があるとされている人工水晶体を装入手術に対して健康保険が適用されました。わが党の強い働き掛けによりまして、平成4年4月1日よりこの手術に対しては健康保険法が改正され、全面的に医療保険が適用されることになり、これまでこの病気で悩んでおられた人たち、特に年金生活の高齢者の方たちは大変喜んでおります。

しかし、この人工水晶体装入手術はだれにでもできるものではございません。糖尿病や高血圧など何らかの身体上の理由で人工眼内レンズの装入手術を受けられない方たちがあります。このような人たちは、レンズ装入の代わりに健康保険の対象外になっている特殊眼鏡、コンタクトレンズを購入しなければなりません。同じ病気でありながら身体上の理由でこの手術を受けられず、よけいな出費が必要であるということは、当事者にとっては何ともいたたまれない気持ちであります。

このような高齢者に対しまことに気の毒であるということで、特殊眼鏡、コンタクトレンズの購入費の一部助成をしている自治体があります。老後を明るく楽しく送っていただくためにも、本市も一部助成に踏み切ってはいかがでありますでしょうか。血も涙もある理事者の答弁をいただきたいと思っております。

次に、今回で三度目の提案になりますが、福祉バスの運行について質問をいたします。

私は、昨年10月定例会の一般質問におきましては、福祉バス導入の再度の提案とその必要性について強く要望いたしました。市長は、老人保健福祉計画の推進に当たって、その詰めの段

階で種々の難しさはあるが、調査し、考えていく、旨の答弁をいただきました。

そこで、その後の調査と検討について再度、お伺いをいたします。まず、福祉バス導入についての必要性の認識についてであります。不必要であると考えておられるのか、ぜひとも必要だと考えておられるのか、簡潔にイエスかノーでお答えいただきたい。これは大切な第一歩でありますので、市長から明確に述べてください。

第2点目にお尋ねしたいのは、昨年末より今日に至るまでの間、調査されたと存じますが、近隣の各市や府下の市町村で実施されている実態調査はそれぞれいかようでありましたか、調査の報告をお願いいたします。

次に、本市のお年寄りの皆さんの組織である老人クラブの役員の方々、連合会の皆さんの御希望や御意見、意向調査も当然なさったと思いますが、その結果について合わせて御報告賜りたいと存じます。

4つ目は、難しい、難しいと前回の答弁は何かやりたくないような話ばかりが出ました。その際、難しさの理由の1つとして、南海バスとの競合が挙げられておりました。長年の歴史とかかわりがあることは承知しておりますが、行政に課せられた責任上、路線バスとの整合性を図るのは当然と考えます。この点についての調査と検討はどこまで進んでおられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

また、私はこの際、御提案申し上げたいのですが、市長のもとに福祉バス導入検討会等を設置してさらなる調査と検討を推進し、導入目標をセットし、より積極的に対処していただきたいと思ひますが、この御意思があるのかないのか、市長の御所見をお伺いをいたします。

以上、私の質問の趣旨説明を終わらせていただきます。答弁の内容によりましては再質問の権利を留保させていただきます。御清聴まことにありがとうございました。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 健康課長（森口 廣明君） 乳幼児の医療費無料化について、また、3歳児までの無料化をしてはどうか、ということについて、健康課森口よりお答え申し上げます。

平成6年5月末現在、府下33市のうち30市が乳幼児通院医療費の助成を実施しております。うちゼロ歳児で実施している市が21市、1歳児で実施している市が9市ございます。また、年齢につきましては、近隣各市の実施状況等を考慮の上、年内の定例会に御上程を申し上げる方向で現在、準備中でございます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 2点目の白内障の眼内レンズ関係について、福祉事務所金谷からお答え申し上げます。

近視あるいは乱視を初めとする目の屈折以上に対しましては、普通、眼鏡あるいはコンタクトレンズを装着いたしまして矯正いたしますけれども、その費用は、いずれも本人負担となっているところでございます。身体障害者手帳の交付の際にも、眼鏡による矯正後の視力が一定のレベルに達しない場合、初めて認定されるというところでございます。そういうことから、従来より老人性白内障患者の眼鏡につきましても、自己負担でお願いをしているところでございます。

とは申しましても、ただいま辻議員さんの御指摘のとおり、眼内レンズの埋め込み手術費が健康保険の給付対象になっているわけですが、にもかかわらず、その手術ができないので、やむなく眼鏡などを掛けなければならない人たちに費用の一部補助をすべきだ、というお説も十分理解をいたすところでございます。したがって、この件につきましては、他市の状況等を調査するなど、今後、検討させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。

- 福祉事務所次長（高橋 健君） 3点目の福祉バスについて、福祉会館高橋より御答弁申し上げます。

1点目の福祉バスの運行について必要と考えるのか否かにつきましては、会館といたしましては、運行されることが望ましいと考えております。

2点目の府下各市の調査の状況についてであります。府下各市をくまなく調査をいたしてはございませんけれども、大東市、柏原市、羽曳野市等で実施されていると伺っております。また、阪南では実施されている市はございませんが、泉大津市については現在検討中で、近々、実施されると伺っております。

3点目といたしまして、老人クラブ等に対して意見、要望等は聞いたのか、とのことですが、アンケート等特に実施はいたしておりません。

4点目の南海との競合について、南海と意見調整等行ったのか、とのことでございますけれども、現在のところ、調査、意見交換等はいたしてございません。

5点目の福祉バスについての検討委員会の設置について検討しているのか、ということですが、設置を要望されてございますけれども、特にこれまで検討委員会は設置しておりません。内部では、検討いたしております。

以上でございます。

- 21番（辻 正治君） それでは、1つつお願いします。

乳幼児医療費のゼロ歳児から3歳児につきましては、私は、でき得ればゼロ、1、3の3歳児まで府下33市で3市がまだなされていない。遅まきながら、和泉市も31番目に実施するに際し3歳児までの検討をお願いしたい。と申しますのは、現在の社会状況を考えると、高齢化社会を目前にして子供は社会の宝でございます。21世紀の真の豊かな社会になるためには、将来を担う子供たちが、心身ともに健やかに生まれ育つ環境づくりに積極的に取り組まなければなりません。その支援策として、現行制度を拡大して公費負担を実施すべきであると思っておりますが、その点、いかがなものでありましようか。

- 健康課長（森口 廣明君） 3歳児までやってはどうか、ということでございますが、先ほどお答え申し上げましたとおり、近隣各市の状況等を考慮の上、年内の定例会にお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

- 21番（辻 正治君） 私は、ぜひとも3歳児まで強く要望しているわけです。実は6月24日、私のところは産経新聞ですが、どこのテレビでも放映されておりました。昨年の出生率が、いろんなところでお聞きすれば1.5人という表現をされておりました。今年は1.46人というように全国的に数字が細かく出てますが、平成5年から6年にかけて2万人ほどさらに少なくなっているんです。東京などはひどいものです。これも4月8日の産経新聞に出てましたが、大阪は昨年1.49でしたが、東京は1.0という少産少子の形になってきています。本当に次の時代を担って行く未来の宝が、健やかに生まれ育っていくための助成をできるところからしてあげたいと思います。

この出生率が低い理由として3つ挙げておりました。これも少し調べましたが、1番目に、教育費が高い、という回答が43%。2番目に、育児に対する体力的な問題がある、が28.3%。1.5人育てるのが限度ということです。今の高齢者の父母が、昭和20年代の4.5人、5人という子供を育ててきましたが、今、1.5人を育てるのが限度ということです。3つ目に、家が狭い、畳の数が少ないという理由が24.5%。このような理由が少子少産という実態をつくっているわけです。

それでは、和泉市でゼロ歳児が何人いるか、についても調べさせていただきました。先日、3歳児までの性別の内容をいただきました。ゼロ歳児が1,589人、1歳児が1,670人、2歳児1,664人、3歳児が1,738人、ゼロ、1、2、3という4つの年代を合わせて6,661人いるわけです。この6,661人からゼロ歳児を引きますと、3年前に比べ和泉市で既に150人の子供さんが少なくなっています。

そこで、お尋ねいたしますが、ゼロ歳児の助成のためどのぐらいの財源が必要なのか、お答

え願いたいと思います。

○ 健康課長（森口 廣明君） ゼロ歳児をやった場合どれぐらいの費用がかかるか、ということですが、約4,200万円程度の費用がかかると思います。だから、年齢を1歳増すごとにおおむねその4,200万円ずつが増えていくのではなからうかと考えております。

○ 21番（辻 正治君） ゼロ歳児のみで4,200万円。そこで、4代足し たら1億6,000万円強という莫大なおカネが要るかと思えます。いずれにしても、子供を育てやすい、子供が健やかに成長していく環境づくりが行政の1つの大きな仕事ではないのか、このように強く確信します。33市の中でおこなってはおりますが、ゼロ歳児を何とか医療費無料、また、3歳児までと厚かましいお願いでございますが、最後にお聞かせ願ってこの質問を終わりたいと思います。

○ 市民生活部長（麻生和義君） 市民生活部麻生でございます。先ほど来、担当の課長がお答えしておりますように、各市の状況等を踏まえ、年内の定例議会に御提案申し上げるべく鋭意、さらに精査、検討を加えてまいりたいと思う次第でございますので、御理解いただきたいと存じます。

○ 21番（辻 正治君） 何歳児まで検討していただけるのか。

○ 市民生活部長（麻生和義君） 各市の状況を踏まえ、現在、詰めを行ってまいりたいと思えますので、どうか御理解を賜りたいと思います。できるだけ早く結論を出し、御提案申し上げるべく手順を踏んでまいりたいと存じております。

○ 21番（辻 正治君） しかるべき時期にきちんと内容の充実した検討をされると思えますので、この件は御要望とお願いをして終わらせていただきます。

続きまして、2点目の眼内レンズの購入、また、特殊レンズについてお願いしたいということで要望させていただきましたが、今まで白内障患者で身体上の理由で手術を受けられなかった患者が何人おられるのか。平成4年4月1日からもう2年たっていますが、お聞かせ願えたらと思えます。

○ 医事課長（尾食良信君） 対象となる方はどのぐらいおられるのか、ということにつきまして、市立病院医事課尾食よりお答えさせていただきます。

白内障の手術におきまして、眼内レンズ装入手術が施工できなかった方は、年間1名ないし2名ということでございます。

○ 21番（辻 正治君） 本当に手術が充実した結果、わずか1名ないし2名ということですが、今後、糖尿病とか高血圧など身体上の理由で手術ができなかった人の数、また、特殊眼鏡を購入するに際して助成をお願いしておりますが、病院側がこの件について、どの方にも100%手術ができるという確証があれば聞かせていただきたい。

○ 医事課長（尾食良信君） 将来、眼内レンズ装入ができない患者さんがゼロになるということはないと思います。ただ、先生のお話でも最近はかなり減ってきているということで、技術的な向上はあるように聞いております。また、近視のひどい人で逆に眼内レンズを入れなくてもいいという判断をされる患者さんもあると聞いておりますが、将来的に病院で装入できない患者さんがゼロになるということはないと思います。

○ 21番（辻 正治君） どんなに手術が充実しても、やはり体力的または病気のため眼内レンズの装入ができない人があるということは、特殊眼鏡も必要になるろうかと思えます。故に担当理事者に再度、お尋ねいたしますが、私の調べた範囲でも手落ちもあろうかと思えますが、近隣市または大阪府下で特殊眼鏡に対して一部助成をしているところがあれば教えていただきたいと思えます。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 府下全市についてつかんでおりませんが、泉大津市と高石市で若干、制度は異なりますが、手術後、眼内レンズを埋め込めなかった人を対象に一定、助成を行っているやに聞き及んでおります。

○ 21番（辻 正治君） この件についても答弁をいただいておりますが、実施の方向で検討していく、という明確な答弁をいただきました。ぜひともできるよう検討をよろしく願ひして、この点も終わらせていただきます。

次に、福祉バスについてでございます。現在、福祉会館等に来所しているお年寄りの大体の人数について分かれば教えていただきたい。また、市立病院にも1日にどれぐらいの高齢者の皆さんがお見えになっているのか。また、和泉診療所や当市役所へ何名ぐらい来ているのか、分かればお願いしたい。

○ 福祉事務所次長（高橋 健君） 福祉会館へお見えの数ですが、平成5年度で1日平均163名、年間延べ5万5,035名でございます。

○ 病院事務局次長（梅山世紀君） 市立病院からお答えいたします。
65歳以上の患者さんにつきましては年間約1万人、診察日数が294日ですので、1日平均300人ということでございます。

○ 健康課長（森口 廣明君） 診療所につきましては、手元に資料を持っておりません。申しわけございません。御容赦いただきたいと思ひます。

○ 21番（辻 正治君） 福祉会館が160名、市立病院は300名、診療所や市役所にも50人や100人お見えになっていると思ひます。1日に大体500人から600人のお年寄りが、社会参加の啓蒙を考え合わせて何らかの交通手段を確保しながら来ているわけです。こういうお年寄りが多いということは、老人世帯の増加、他地域の範囲などの実情や市域の状況を踏まえ、福祉

バスについてはモデル的に実施してもらえないものか。一度に全域にわたる実施は非常に厳しいかと思いますが、地域を限定し、工夫をした中でモデル的に実施を考えてはどうか、このように思っております。この点、いかがなものでしょうか。

- 市長（池田忠雄君） 辻議員さんから福祉バスの運行についての強い御要請がありました。たしか今回で三度目だと思います。熱心に御質問をいただき、ありがとうございます。また、各方面からいろいろな御要望もお聞かせをいただいているわけでございます。

福祉バスの運行については、先ほど、福祉会館の館長も、望ましい、と言っておりました。その必要性については否定するものではございません。できれば、運行させていただきたいという気持ちはあるわけでございます。ただ、広大な面積の本市の中で、福祉バスを運行する場合の具体的な検討もさせていただいてますが、非常な難しさがあるわけでございます。モデル的に、という御指摘でございますが、例えば1カ所をモデルにして福祉会館なりに福祉バスの運行をやるとしても、それはなかなかモデルで終わるものではございません。1カ所についてモデルでやれば、人情としてうちうちもということでもっともなことになると思います。したがって、なかなか簡単に踏み切れない。

財源的な問題もござりますが、広大な面積の中で1台か2台のバスを運行させていただき、お年寄りを運ばせていただく難しさが、この件についての返事が重たい最大の理由はその辺もあるわけでございます。御趣旨は分かりながらも、今まで歯切れの悪い答弁で申しわけなかったと思います。その点はひとつ御理解をいただきたいと思います。

ただ、高齢化社会の中でいろんな点を考えていかなければならない中、昨年度、高齢者保健福祉計画を樹立させていただき、お年寄りの方々に対応する方策について考えていかなければならない問題が多々ございます。例えばデイサービスセンターもおかげで民活も含めて今年で3カ所オープンをさせていただくことに相なっております。また、現在の福祉会館が1つでいいとは考えておりません。やはり第2の福祉会館的なものをぜひ中央丘陵のシビックゾーンの中につくらせていただきたいという気持ちで現在、整理をさせていただいているところでございます。

こうした高齢化社会に向けていろんな対応をさせていただく中、福祉バスについての考え方も整理をさせていただかなければならないと考えております。今、いろいろと検討はさせていただいてます。検討部会的なものを考えたらどうか、という御指摘でございます。時節柄、私もごもっともだと思いますので、いろんな点について検討をさせていただきたい、このように存じております。

- 21番（辻 正治君） 市長がみずから歯切れが悪い、と言われました。本当にそのとおりや

と思います。この老人保健福祉計画の87ページに「高齢者の生きがい対策の充実」ということで書いてある文章の内容にびっくりしているというか感銘しているんです。「高齢者が健康で活躍できる長寿社会の実現のためには、保健福祉サービスのみならず、生きがい対策等も含め総合的な対策を講じていく必要がある。豊かな経験・知識・技能を有する高齢者の積極的な社会参加によって、地域の文化、伝統の継承、地域コミュニティの活性化、多世代間交流の促進が図られることになる。このような観点から、本市においても、高齢者の健康増進、生活の向上及び社会参加の促進をめざして生きがい対策の充実を図っていく」とはっきり言われています。

○ その中で同じようなアンケートをとられた実態がございます。その中で社会福祉施設の整備を希望されている人が31.8%と最も多いわけです。続いて、福祉面に配慮した整備が30.9%、いずれにしても福祉の充実を6割の人が希望しているということです。

○ そのような実態を踏まえ、近隣市では泉大津や堺市、先ほど、富田林や羽曳野などについて言われておりました。藤井寺でもやっているところも出ています。この周辺の状況をどう思われるのか、もう一度お願いしたいと思います。よそはよそ、よそがやってもうちはやれへんと言うのか。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど、お答えをさせていただきましたように、決してうちはやらない、という答弁をしているわけではございません。それだけははっきり申しあげます。ただ、やるについては、本市の広大な面積の中でどのような形でやらせていただくのか。地域的にもいろんな問題点がございます。モデル的にでもやれ、とおっしゃる点は同感でございますが、モデルでやるということは、普遍的に全市に及ぼしていかなければなくなるであろうと考えておりますので、モデルだけをやらせていただく、という答弁は控えさせていただきます。どのようなことでやれるのかについて、検討部会的な御指摘もございますのでより精査を進めさせていただきます、このように考えております。やらないのではなく、検討させていただく、という御答弁をさせていただいたわけでございます。その点、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○ 21番（辻 正治君） やらないという答弁であることを強く刻んで終わりとしします。

○ 市長（池田忠雄君） やらないんじゃないくて、やるということで検討するということです。

○ 21番（辻 正治君） 私自身が市長から答弁をもらって、やる、という方向での検討を理解して終わるということです。

○ もう1点だけ言わせてもらおうと、大阪府下の市でやっているところでも路線バスとの競合もあるわけです。それについては、先日も競合の点について納得できなかったもので、先日も行っ

てきました。「あなたのところは近鉄さんも走っているやろう。にもかかわらず、福祉の充実のためやっているんやな」と聞きました。福祉バスを運行している市の担当者から聞いた話です。そのとき「行政が行き届いた福祉サービスを行うのに企業に何も遠慮することはない。むしろ強気に積極的に呼びかけていく」という答弁をもらいました。

もう1つは、運行したくない理由付けに「難しい」という言葉を使っているのではないかと判読します。要は、理事者を初め市のトップの人が老人や障害者に対して温かい配慮と心遣いがあるかないかで決まる、とも言うてました。また、やるかやらないかは、担当者の積極性の有無が決めていく、とも言うてました。

今回の福祉バスに関して三度も言うてます。市長もみずから歯切れの悪い、言われてますが、本当に何とも言えない気持ちです。もう一度市長、腹を据えてお願いします。私でなく、足元もなく、細々した生活の中でタクシーも呼べない、子供たちにも送ってもらえないが、病院や福祉施設へ出かけたいと念じているお年寄りの皆さんにこたえるつもりで答えてください。

- 市長（池田忠雄君） 先ほど来、お答えをいたしました。なお重ねての御要望でございます。議員さんのおっしゃることは私も同感であります。ごもつともだとお聞きをしております。ただ、行政としてそれを実施するについては、あらゆる点での整備が要るわけです。やる気だけでやれるものでもないと思っております。そういう点を踏まえましてよく検討させていただきたい、こういうことでお答えを申し上げております。御趣旨については同感であると率直に申し上げておきたいと存じます。
- 21番（辻 正治君） やりたいという気持ちがあるということだけを胸に刻んで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、5番・上田育子議員。

（5番・上田育子議員登壇）

- 5番（上田育子君） 5番・上田育子です。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1番目は、地域の中でともに生き、ともに死ぬる、保健・医療・福祉の連携の具体化と公的医療機関の役割についてです。

今年の3月、ようやく和泉市老人福祉計画が策定されました。「高齢者の方々が、いつでも、どこでも、だれでも必要とする保健・福祉サービスを利用できる供給体制を目指して」とこの計画の冒頭に市長があいさつ文を載せられています。また、「今後、高齢者の方々が安心

して生活ができるまちを実現するためには、保健・医療・福祉の連携が必要であり、広範な御理解、御支援をお願いしたい」とあいさつ文の中で続いております。これはまことに的確な指摘であり、また、この計画を実のあるものにするため、審議会の答申の中でも、保健・医療・福祉の連携の中身が非常に不十分なのでもっと充実させる必要があるのではないか、という指摘があったところです。

この計画書の中で指摘されておりますように、長期入院患者の和泉市における退院の見通し、そして、退院のための条件というものをアンケートに答えられている中身で見ますと、まず、家族の介護能力が78.8%必要とされています。次いで、訪問看護が27.3%、看護指導が13.8%、リハビリ指導が10.6%という形で、いかに在宅におけるケアが市民から望まれているかという実態も浮き彫りにされています。

先日来、私たちはこの保健・医療・福祉の連携に学ぶため、広島県御調町にある公立御調総合病院の視察を行ってまいりました。1983年、この御調病院が改築、移築をするとき、今度こそ、保健と福祉を医療とつないでいかなければならないという、そんな病院長と町長を初めとした思いが一緒になって病院に健康管理センターがまず併設をされていきました。この中で今まで病気を診ても人を診ることができなかった。そんな医療から人の生活全体の中で病気を診る医療に変わっていき、寝たきり老人が3分の1になったという報告をしていただき、私たちも健康管理センターや関連の福祉施設をこの目で見て来ることができました。

そういう中で、いかに退院をして行く患者さんが寝たきりにならないためには、病院の中ではたくさんの看護婦さんに看護されていたり、毎日、リハビリに通っていたりするわけですが、家に帰って1人になったり、1人になる時間が多かたりして、看護婦さんにも話しかけてもらえないし、手当もしてもらえないし、リハビリもできない。そこから始まって寝たきりになっていく場合が大変多いと言われております。そういうことがなく、お年寄りがもっともって在宅で生き生きと暮らせ社会参加ができるためには、和泉市においても保健・医療・福祉の具体的な連携が今ほど求められているときはないと思います。また、御調町においても公的医療機関が中心となり、儲け主義ではなく、本当に人を中心とする医療・福祉・保健の要になっているということを学んでまいりました。

そうした意味で次の2つの質問をさせていただきたいと思っております。その1つは、市としては、保健・医療・福祉の連携について具体的にどのようになされようとしているのでしょうか。

もう1つは、市立病院が保健・医療・福祉の連携を行っていく中で、どのような役割を担わされているのでしょうか。

以上についてお答え願いたいと思います。

次は、光明荘在宅福祉サービスに伴う事業についてであります。

光明荘の在宅福祉サービスが行われようとしておりますが、その中身について、かねがね障害者のショートステイをこの中で同時に行ってほしい、という要望が障害者の団体からも出て来たところだと思います。また、全体の中でより充実した福祉の拠点となっていきたい。審議会の中でも今後、できていくデイサービスに関してはB型、C型ではなく、A型にしてほしい、という要望もあったところであります。

その実態について詳しく伺いたいと思います。まず、予算について、それぞれの施設でどのような予算配分になっているか、お答えください。

2番目に、デイサービスについてですが、最初、1日の利用者数が15名と言われていたのですが、今年度になって障害者5名が加えられて20名になったと言われております。その経過と予算措置はどうなったのか、教えてください。また、デイサービスだけでなく、ほかのショートステイのサービスの中で障害者の位置付けがどのようになっているかも教えてください。

デイサービスの2番目、障害者の利用について、施設職員の中に経験もなく、専門的知識と技術を持つ職員が必要だと職員の中で危機感が巻き起こっていますが、市としてはどのような配慮をされるのか、教えてください。

3つ目に、施設にはリハビリの専門職が配置されておらず、月に2回、身障センターから理学療法士が半日来ているのが実情だそうです。市の事業を委託するに当たり、事業団に対して専門職を常勤労働者を採用するようよう提言できないのか。また、これらの採用に対して配慮するよう申し出ることができるのか、その点についてお答え願いたいと思います。

次に、全体の人員配置について教えてください。

さらに、先ほど申しましたようにA型へ移行する考えがあるのか。あるとすれば、どのぐらいの時期なのか、教えてください。

この項の最後ですが、在宅福祉サービスと和泉市で手がけている施設が、光明荘とピオラ和泉、福祉公社、唐国園が将来となっておりますが、地区割りについて市民にどのようなアピールをなさるのか、その基準、方法についてお願いしたいと思います。

3番目ですが、夢と希望のあるリサイクルセンターについてです。

2年前にたしかごみ減量とごみの再資源化に向けてリサイクルセンターの調査を行っていくという調査費が計上された経過があります。その後、この調査費は継続していませんけれども、調査の結果、リサイクルセンターの和泉市における今後についてどのような判断をなさっているのか、についてお答え願いたいと思います。

以上です。答弁によりましては自席から再質問の猶予を残させていただきます。どうもありがとうございました。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 健康課長（森口 廣明君） 保健・医療・福祉の連携について、また、市立病院との連携も含め、保健部門を担当いたします森口よりお答えいたします。

本計画における高齢者のニーズに対し各種サービスを提供する上において、保健・医療・福祉の各分野の連携は、必要かつ欠くことのできないものであります。これらの連携を図るため、既に設置しております医療対策協議会及び高齢者サービス調整チームには医療機関の参画をもいただき、保健関係に御指導、御協力をいただいているところでございます。今後は、これらの活動の強化を図り、医療との連携に努めてまいり所存でございます。

また現在、和泉市医師会、歯科医師会においても在宅ケアに関連いたします検討部会が設置され、種々検討をいただいているところでございますが、これらの部会に対しまして本計画の説明会等を行い、計画推進における保健・医療・福祉の連携につきまして御指導、御協力をいただけるよう努めてまいりたく考えております。

なお、さらに行政組織内部においても、保健計画を実施する上で保健福祉部局はもとより、公的医療機関としての市立病院の参画を求め、行政の基本的位置付け等について検討を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 2点目の光明荘在宅福祉サービスに伴う事業につきまして、福祉事務所金谷からお答え申し上げます。

まず、1点目の予算関係でございますが、光明荘と申しますのは、特別養護老人ホームという老人福祉施設ではありますが、その施設が有する介護ノウハウを障害者にも御活用いただくため、大阪府におきましては、老人デイサービス事業に重度身体障害者デイサービスを付け加える。さらに、保健サービスと福祉サービスを総合的に調整するディレクターを置く制度として、在宅サービス供給ステーション事業として1市に1カ所、人口10万人以上でありますれば、10万人当たり1カ所程度を目標として設置する事業を実施しているところであります。そこで、光明荘の老人デイサービス事業の実施に当たりまして、本市におきましては、重度身体障害者の方も御利用いただけるようにこの制度を活用した次第であります。

予算的には、老人デイサービス事業に係る分が国庫補助分と申しますか、さらに、デイサービスにつきましては、障害者分としてその国庫補助基準額の3分の1を上乗せをし、また、在宅介護支援センターあるいはショートステイ等につきましては、国庫補助基準額でお願いをす

ることといたしております。

次に、2点目のデイサービス関係でございます。まず、20人にしたというか、障害者を付け加えた分につきましては、ただいま申し上げたところでございます。

2番目の障害者関係の専門職がない、という点でございますが、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、その施設が持つお年寄りの介護ノウハウを重度の障害者の介護に役立てていただくというところから、特に身体障害者の介護専門職員の配置というところまでは求めないものでございます。

同様に理学療法士の配置でございますが、われわれとしては、その理学療法士の配置が望ましいものというふうに考えておりますが、その必置までは困難であろうかと存じます。

次に、大きな3番目の人員配置ですが、全般的な職員配置につきましては、受託者であります大阪府社会福祉事業団の裁量に任されておりますので、何人とは申し上げかねますが、本市といたしましては、国庫補助基準の標準的な職員配置基準を必ず充足するよう指導をしてみたいと存じます。

なお、この国庫補助基準につきましては、光明荘は当面B型でございますが、B型のデイサービス関係につきましては、生活指導員が1名、寮母2名、運転手1名、看護婦1名、入浴介助員1名、調理員1名とされております。

次に、ただいま申し上げましたデイサービスセンターのB型からA型への移行につきましては、光明荘におきましては、設備上はA型にも対応できるよう、本市とも協議の上整備をされているところであります。今後、住民ニーズの動向あるいは実施体制等の関係がございますので、それらを勘案してみたい。その実施の時期等につきましては、今後の検討課題と考えてございます。

次に、5点目の在宅福祉サービスの供給主体が複数になってきたので、その割り振りについてでございます。どの方がどの施設を利用するか、ということでございますが、そのうちホームヘルプサービスとデイサービスにつきましては、緩やかなやや弾力的な地区割りをお願いをしたい。ショートステイにつきましては、利用者の御希望で地域に関係なく決定をしてみたい、かように考えておる次第でございます。

以上でございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- ごみ減量対策課長（松田 孝君） 3点目の夢と希望のあるリサイクルセンターに関し、リサイクルセンターの調査結果につきまして、ごみ減量対策課松田よりお答え申し上げます。

リサイクルセンターにつきましては平成4年度に調査費を計上し、先進都市等のリサイクル

センターやリサイクル事業の状況を一定調査いたしました。この結果につきましては、平成4年度の決算委員会などでも御質問がございまして、御答弁させていただいたところでございます。

視察調査を行ったほとんどの市が、泉北環境整備施設組合が行っている缶、瓶の選別作業や粗大ごみの破碎、選別施設を中心としたリサイクルセンターでございまして、吹田市や箕面市などのようにリサイクルに関し市民公募的なものや、リサイクル講座等が実施できるような本格的な施設を有している都市はごく一部でございました。このような施設には、莫大な投資がなされております。

また、いずれの場合も立地条件としては、焼却工場と併設されているのが一般的な形でございます。これはごみ処理の流れの中で資源として有効活用できるものをリサイクルしていくためには、それが最も合理的かつ効率的であるためと考えられます。

そのようなことから本格的なリサイクルセンターの建設を考えた場合、その立地条件としては、泉北環境整備施設組合に併設するのが望ましい。また、本市のごみ処理につきましては、泉大津、高石との3市で広域処理を行っておりますことから、リサイクルセンターにつきましても、今後、3市の収集システムと整合した形で施設全体のあり方を検討する中で、広域的な観点から計画整備していくことが望ましいという考え方に至ったものであります。

以上でございます。

○ 5番（上田育子君） 保健・医療・福祉の連携について、その具体化を医療対策協議会や高齢者調整サービスチームで行っていく。また、医師会や保健所、行政がそれぞれ検討していく。市立病院については参画を図っていく、というお答えがありました。

この中で医療対策協議会というのは、私も入っていると思いますが、高齢者福祉計画を策定するときには、たしか開催をされなかったと思います。この協議会の目的や構成、ここ5年間の活動についてお教えいただきたいのと、ここで保健・医療・福祉の連携を行っていく場合、どのようなテーマ、テンポで検討されようとしているのか、その手順についてお答えしてほしいと思います。

それから、医師会で検討が行われている、ということですが、具体的にナースステーションを医師会にお任せしていく方向で市が要請しているのか、あるいは医師会がナースステーションをつくっていかれることに対して市が何らかのバックアップをされようとしているのか、あるいは別の計画が行われようとするのか、その実情について教えていただきたいと思います。

また、市立病院の参画を図っていきたい、というお話でしたが、保健・医療・福祉に市立病院自体が参画をする体制がどのようにできているのか、できれば市立病院の方からお答え願

たいと思います。

- 健康課長（森口 廣明君） 和泉市医療対策協議会の目的でございますが、「和泉市の地域医療に関する事項を協議し、市民の健康増進に寄与することを目的とする」ということで設置されてございます。

組織については、和泉市医師会代表5名、歯科医師会代表1名、和泉市薬剤師会代表1名、大阪府和泉保健所長1名、和泉市議会代表として議長と厚生病院委員長、和泉市助役1名、和泉市教育長1名、和泉市立病院1名、和泉市消防長1名、和泉市市立病院事務局長1名、和泉市市民生活部長1名の計16名でございます。

和泉市医療対策協議会はここ数年来、開催しておりませんが、この計画策定に伴いまして今後開催の上、計画推進についての御意見、御協力を賜ってまいりたいと考えております。

- 病院事務局長（橋本昭夫君） 先ほどからの御意見の中にごございましたように、医療として市立病院がどこまでかわっていきけるか、ということの観点で御質問がございました。

われわれ市立病院としては、現状の体制では、医療機関として高度医療を含め市民医療に精一杯頑張っているのが実情でございます。率直に言って余力はないのが実態でございます。ただ、審議会の委員に院長も参画をしておりますし、将来課題として、われわれが有しておりますスタッフを活用できる体制を今後とも検討してまいりたい。したがって、みずから手で参画をすることは非常に難しいということだけは申し上げておきたいと存じます。

- 5番（上田育子君） 医師会の実情、ナースステーションについて質問したのですが……。
- 健康課長（森口 廣明君） 現在、医師会の方でナースステーションについて計画、検討中と聞いておまして、現時点では、私どものバックアップについてもまだ検討中でございます。

- 5番（上田育子君） 医療対策協議会はここ数年間は動いていなかったが、今後は、ここを中心に連携について検討していくお話であったと思います。その構成についてお伺いをしたところによりますと、医師会から5名、市立病院関係者は2名という実態です。どう見ても、会長さんが医師会の会長さんであることも含め民間主導というか、和泉市がいろんなことをしていく上で医師会にお願いをしていくというか、了解を求めていくというか、そういう機関の役割を今まで果たされてきているのではないかと考えます。

もし、この協議会が和泉市としての医療施策を推進するプランづくりの場であるならば、老人保健福祉計画を策定するとき、ここに対しても一定、意見を吸い上げていくプロセスがあってもいいのではなかったか、という気がします。その意味では、やはり和泉市が保健・医療・福祉の連携について、公共性ということを最大限に生かしながらやっていく場合、まずもっ

て、行政と市立病院が力を合わせていくことが必要ではないかと考えます。そこで、市が主体性を持って保健・医療・福祉を連携をさせていくとき、市立病院と市が今後、どのように協力体制を取っていくかが大変重要だと考えます。今、市立病院の局長から現状の体制で精一杯、というお話があったと思います。

前回の定例会では、この市立病院に関する並河議員の質問に対して市長から、スタッフと医療機器、入れ物を合わせて評価をされるものである。市立病院は市民福祉増進のメッカであり、地域医療推進の観点から大切にしていかなければいけない、というお話がありました。

そこで、再質問をしたいのですが、前回、市立病院が消防の観点からスプリンクラー据え付けの問題や、雨漏り防止のために早急に改修をしなければならない、というお話がありました。スプリンクラーの期限は再来年と聞いてます。あと猶予は2年しかない。この雨漏りとスプリンクラーを設置するのに最低どのぐらいの資金が要るのが1つ。

もう1つは、スペースについてです。過去、医療法によって1人当たりベッドが4㎡という最低基準が示され、その中で市立病院も最低基準に則ったベッドのスペースを確保していただいていたと思いますが、今後、そのようなスペースで十分だと考えておられるのかどうか。

3つ目には、市長が言われましたようにスタッフの皆さんはよくやっただいて、というお話でしたが、特に病院の中核の職業として医師と看護婦がいると思います。それぞれのスタッフは開設当時の定数があったと思いますか、その後の人員が病床数の推移とともに現在、比例加算ができていくのかどうか。

以上の3点についてお教え願います。

○ 病院事務局次長（梅山世紀君） 総務課梅山より御答弁申し上げます。

本館のスプリンクラーの設備の関係でございますが、平成8年3月31日までに設置が義務付けられております。費用は、1億円ぐらいだと思います。

それから、雨漏り等の本館の修繕ですが、この試算はまだしておりませんが、数億円は必要だろうと考えております。

それから、病棟の患者さんの部屋ですが、当病院では、1部屋1人について4.2㎡しかございません。最近では、環境の整備、快適な入院生活を送っていただくということで8㎡が基準になってございます。

3点目の医師、看護婦の関係でございますが、その定数は333でございます。外来患者数も1日900人ほどになっておりますので、対応としては、医師については正職でない常勤職員を採用したり、看護婦もパート看護婦を採用してしのいでいるという状況でございます。

以上でございます。

- 議長（大谷昌幸君） 上田議員さんの質問の途中でありますが、ここで、3時20分まで休憩いたします。

（午後2時55分休憩）

（午後3時20分再開）

- 議長（大谷昌幸君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

上田議員の再質問からお願いします。

- 5番（上田育子君） 保健・医療・福祉の連携の中の医療の要に市立病院がなっていたかどうか。その点について、市立病院の体制、スプリングラーの取り付け問題、雨漏り問題、スタッフの定数がそのままであるにもかかわらず患者数が倍ぐらになっているための労働強化の問題について答弁がありました。

これでは、市長が言われておりました福祉増進のメッカにはとてもならない実態ではないかと考えます。聞くところによりますと、この定数が増えないにもかかわらず患者数が倍増している中、例えば医師は、12時間労働なり15時間労働が常日ごろ当たり前になっているほど過重労働が続いていると聞いておりますし、今のお話の中では、正職員を採用するおカネがないので非常勤で来ていただいているということでもあります。せっかく優れたスタッフを抱え、医療機器も素晴らしいものを持っている、市長が言われていても、このような実態であるならば、働いている人が満足に能力さえ発揮できないという状態ではないかと思えます。

それにつきまして、今後、公立病院がどのようになっていったらいいかという、和泉市の将来展望がすごく求められていると思います。今年5月に出されました大阪府地域保健医療計画の中で公立病院の位置付けが何点か行われています。まず、医療機関の中では、地域の中核的な病院の役割を果たしながら、保健・医療・福祉の要となっていくような病院に市立病院がなっていかなければならないという当然の役割が位置付けられています。

もう一つは、24時間の救急医療体制が保健・医療・福祉の連携の中でどうしても大切であること。その中に1次救急医療体制はありますが、2次救急医療体制は、和泉市の市立病院は救急告示医療機関になっていない。その中で泉州地域全体ではありますが、管外に対する搬送が比率的に高く、そして、科目としても脳とか心臓発作あるいは小児科等の診療科目が他の民間病院も含めて非常に少ないということが指摘されています。その意味では、在宅医療の充実をしようとするれば、ますます2次救急医療体制が問われ、公立病院がこの2次救急医療体制に24時間診療も含め参加することが不可欠である、と府の計画の中で述べられています。

さらに、リハビリテーション機能の充実も含めいろんな民間の医療機関あるいは保健センタ

一、福祉センター、老人ホーム等がありますが、特にリハビリテーションの専門分化した設備や技術については、その中心的なセンターとして公立病院の役割が重要である、とも述べられております。

こうしたことを考えて見ましたとき、先ほど、私が申し上げましたように保健・医療・福祉の連携を医師会を中心にした医療対策協議会で行っていく、という答弁がありました。医師会の協力はもちろんですが、公立病院が、地域全体の包括的な保健・医療・福祉の中の医療の要としてどのような役割を持っていくのかという未来像がすごく緊急に問われているのではないかと考えます。

さらに、先ほど、病院の方から言われましたように、最低の消防設備や雨漏り等緊急措置をするだけでも数億円要するという事です。将来、府が指摘している公立病院の資格を獲得しようとした場合、一たん、改築をしたものをもう一度壊さなければならないことになりかねないし、また、ベッドのスペースにしても4.2から8㎡に変えていかなければならないとすれば、大掛かりな改築が、今の医療法の新しい基準の中においても問われてきていると考えるわけです。

そこで前回、市長は、病院当局から具体的な建て替えなり新設の話についての協議はまだ来ていない。これからの課題である、というお答えをされていますが、市長は、病院の方から計画案を持って来ればいいものだと思っておられるのか。それとも、もっと具体的にいつから検討委員会的なものに着手したい。その費用については、とりあえずの調査費等の位置付けをしてやっていこう。市長みずからが先頭に立って病院長を中心にした医師等のスタッフによってそのことをやっていかなければいけないと考えておられるのか、そのことについて市長の答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 経過について先に病院事務局から答弁をさせましょうか。
- 5番（上田育子君） はい。
- 議長（大谷昌幸君） 病院事務局答弁。
- 病院事務局長（橘本昭夫君） 前回、病院の将来の建て替えもその含めて必要性について御指摘を受けました。ただ、現下の財政事情等も十分勘案をしながら、病院の建て替え計画については、並行して考えていかなければならない問題でございます。また、近隣各市よりも設備が比較的遅れているというか、近隣の病院を目指して建て替えはいたしますが、それと合わせて競争していく財政力があるかどうか、一度、市長と病院長でゆっくりお話し合いをしていただきたいと思います。将来の課題として考えていきたいと思っております。

なお、当面のスプリンクラーとか一部修繕は改装でございまして、改築には入らないと考

ております。

- 市長（池田忠雄君） 上田議員さんの保健・医療・福祉の連携の中における御質問ではなからうかと思えます。高齢化社会を控えまして、保健・医療・福祉というものが相互に連携を密にして対応していくことはもちろん必要でございます。高齢者保健福祉計画の中でも、そのことについては明記をされているところでございまして、そうした問題についての今後の取り組みを強化するように、ということで私も考え、話をしているわけでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

なお、病院についてのお尋ねでございます。前回、並河議員さんからもシビアな御指摘をいただいているところでございます。この50年代早々に和泉市民病院が新築をいたし、旧館も改築をいたし、この十数年間は、公立病院としては泉州一という定評をいただき、今日まで地域医療のメッカとして頑張ってきていただいております。

ただ、時移り星流れまして、だんだん老朽化もしております。他市もその間、老朽化をかちながらきておられたわけですが、今回、岸和田によらず泉佐野によらず、泉大津もそうですが、新築の方向で考えておられるやにお聞きをしております。そうしますと、泉州一と威張っていたうちの病院が古くなり、よそが新しくなっていく。その中で地域医療を推進する本市の病院も考えていかなければならない重大な段階になっております。

もちろん、スプリンクラーとか雨漏り等の補修については、早急に対応すべく病院当局と話を進めていきたいと考えております。ただ、基本的なことにつきましては、私が運営を任せております病院長と設置者である私との間で今後、よく話し合い、これからの病院のあるべき姿として、あるいは市民の需要にこたえていくためにはどのようにしていけばいいか、という点について考えていかなければならないと存じております。何を言いましても、本市における地域医療のメッカでございます。今後とも、市民のためより一層頑張っていたかなければならないわけでございます。施設面によらずいろんな面について院長さんから率直な話を聞かせていただき、意見交換をしながら、市当局としても病院に対する考えを持っていかなければならないと存じます。

公立病院は軒並み赤字でございます。本市の病院も企業会計で独立採算と言いながら、毎年、7億円ほどの補助金を一般会計から投入をさせていただき、10億円ほどの別途貸付金ということでどうやらこうやら運営されておりますが、それでも赤字だという現下の実態でございます。地域医療を推進していく、市民さんに喜んでいただくことは大事ですが、半面、財政問題をどのように克服していくかということで私たち自身、真剣に頭を使っていかなければならない。その中で保健・医療・福祉が連携して高齢化に対応していくためには、そうした体制を

三者で取り今後に対応してまいりたい。病院の問題については、これからの課題として重く受け止めさせていただきたい、このように存じます。

○ 5番(上田育子君) この項について、最後に要望しておきたいと思います。

姉妹病院であります泉大津市においては、御存じのように今年、整備のための着工ということです。そこに至るまでには、1983年に基本構想を策定するということが表明され、現在まで11年間の年月が費やされております。その間、21世紀を展望する心豊かな病院を目指す泉大津市立病院の医師団の考え方というのをもまとめられていると聞いております。

その泉大津市立病院の場合は、「良質な医療サービスは、最高の市民サービスの1つ」ということで地域総合医療の中心であり、高機能を持つもの、24時間救急医療体制を持つもの、そして、市内外の病院、診療所あるいは健康管理、早期発見の要になっていくもの、さらに、高齢化社会に対応するリハビリ、在宅医療等を初めとする総合的地域医療システムを確立をしていく、そういう思いでこの市立病院の整備が着工されていると聞いているところであります。

もちろん、この計画の中では、仕事の面では競合関係にあるかも分かりませんが、3つの医師会も同じようにこの市立病院を位置付けていくという意味表明もされておりますし、さらにまた、地域のいろんな団体の参画によって市立病院整備計画市民懇話会の形で地域の方々の意見も汲み上げられていると聞いております。

市長は先ほど、病院長ともゆっくり話し合いをする、ということでありましたが、この泉大津においても120億円を必要とするという膨大なおカネがいる中で、市長の決断が今、早期に必要なされているのではないかと。医師会の意見も本当に大切であり、協力も必要だと思いますが、12時間、15時間働いて土曜、日曜日も返上し、市立病院のために10年以上あるいは20年以上も働いてくださっているボランティア的なお医者さんが、この公立病院を一体どのようにしていきたいのか、病院長を中心としてその心の中を具体的にまとめてもらえるような検討委員会をまず、市長が英断を持ってつくってほしいという形で、少なくとも和泉市の総合計画の中に明確に早急に盛り込んでいく、検討委員会もつくっていくことを要望してまいりたいと思います。

それと、前半の保健・医療・福祉の連携について、健康課の答弁に対する私の要望ですが、高齢者調整チームとワーキンググループの活動については、地域の皆さん、あるいは福祉施設で働いている皆さんが初めて一堂に会し、共通の問題について話し合うことができ、本当に心強い試みが行われたと聞いております。この点に関しては、さらにまだまだ診療所や鍼灸士で在宅サービスをしておられる方とか、あるいはグループでボランティア的にいろんな家庭に介護に行っておられる方など、まだまだ掘り起こしていけばいらっしゃると思いますの

で、さらにもう一回り大きなネットワークを広げていただくことを心から要望しておきます。

そして、医療対策協議会に関しては、物事の適切なテーマに関しましてはそれでいいとは思いますが、市全体の保健・医療・福祉をどのように連携をしていくのかを考えるとときには、あくまでも公的な機関であります市の主導権あるいは医療についても、公立病院の営利を目的としないスタッフの意見を中心にぜひ進めていただき、その上で医師会等の協力も十分お願いをしていく。民間活力の登用も必要であることは私も認めますが、計画の当初の段階では、的確なスタッフの選定をぜひしていただくことを要望しておきます。

それと、2点目の光明荘の在宅福祉サービスに伴う事業についてですが、ここで行われていく福祉サービスの中身に障害者のショートステイをぜひとも入れていただきたい、という要望が残念ながらかなえられていません。今後の課題として、せっかくデイサービスの中に5名の障害者枠を入れられるという決断をしてくださっているわけですので、ショートステイについても近い将来、実現をしていただくよう強く要望しておきます。

それと、福祉専門職、理学療法士の問題、それと、障害者の介護を今までしてこなかった、老人だけのサービスをしてこられた光明荘の方たちが、障害者が来られたら自分たちでやっていけるかどうか、とすごく不安がっておられます。それに対して具体的な福祉の専門家も含めた人員配置を強く要望しておきます。

最後に、夢と希望のあるリサイクルセンターについてであります。この点については、3市で、ということで答弁がありました。この間、ごみ減量推進委員会で箕面市のリサイクルセンターを皆さんで視察をさせていただきました。また、今年、個人的に町田市のリサイクルセンターも見学をさせていただきました。例えば町田市では「ごみを仲立ちに大きく広がる社会の輪」という形で、ごみを仲立ちにしてごみのリサイクルをしながら、お年寄りや体の不自由な方たちがそこで働いて交流していく。新しい文化とリサイクルを子供たちにも理解してもらう交流の場という活用のされ方をしています。

さらに、町田市ではごみを焼却する熱でお花をつくり、その花を重度障害者事業団が委託を受けて売るということをしております。和泉市の場合も地場産業の農業としてお花は伝統的に近い産業としてあるので、そういう減量と再資源化、そして、障害者の雇用と交流、さらに、地場産業をPRし発展させていく効果が1つになっていくような夢のあるリサイクルセンターを、ぜひ何らかの形でつくっていただくよう要望して終わりたいと思います。

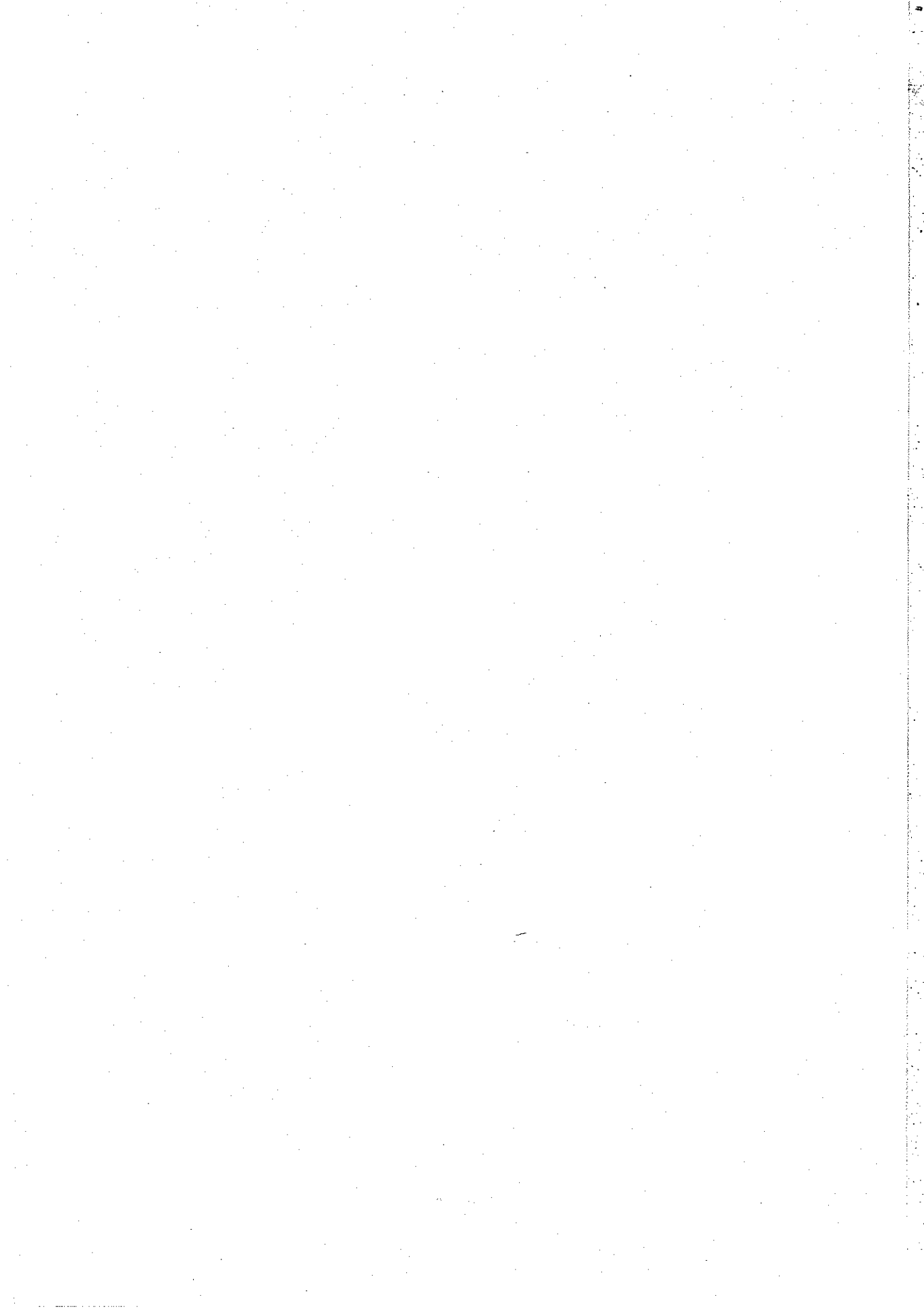
- 議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 御異議ないものと認めます。
- なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。
- それでは、本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。
- (午後3時47分散会)



第 2 日



平成6年6月29日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讃岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同理事兼財政課長	阪豊光
助役	坂口禮之助	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和対策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同次長兼人事課長	戸口泰明	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同人権啓発室長	明坂文嘉	市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
企画調整部長	逢野博之	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	福祉事務所長	中川鉄也
同企画室長	今村堅太郎	同理事	坂田平之
同施策推進室長	石本博信	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介

同 理 事	白 樫 通 有	同次長兼営業課長	城 前 伊佐雄
同次長兼農林課長	松 林 保	病 院 長	竹 林 淳
同次長兼交通公害課長	大 塚 俊 昭	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
参与兼都市整備部長	富 田 宏 之	同 理 事	谷 上 徹
同理事（再開発担当）	盛 尾 久 和	同次長兼総務課長	梅 山 世 紀
同次長（再開発担当）	藤 本 仁	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同次長兼都市計画課長	田 中 武 郎	消 防 本 部 理 事	一ノ瀬 喜 広
同次長兼公園課長	山 下 喬 三	同次長兼消防署副署長	池 野 透
コスモポリス推進部長	中 屋 正 彦	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	北 野 喜 平 市
同 理 事	田 中 拓 夫	教 育 委 員 長	藤 井 謹 弘
同次長兼業務課長	福 原 進	教 育 長	杉 本 弘 文
建 設 部 長	奥 村 富 彦	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	生 田 稔
同理事（道路担当）	谷 俊 雄	同次長兼学事課長	着 本 直 幸
同次長兼住宅課長	西 岡 政 徳	指 導 部 長	西 川 義 徳
同用地室長兼用地第一課長	奥 野 義 一	社 会 教 育 部 長	大 塚 孝 之
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	同 次 長	田 丸 勝 之
同 次 長	中 野 英 二	同副理事兼久保惣記念美術館長	中 野 徹
同副理事 <small>（ふるさと会副幹事兼幹事）</small>	岸 本 孝 二	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
改 良 事 業 部 長	中 辻 寿 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
同次長兼用地課長	席 田 嗣 夫	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
同 次 長	西 尾 浩	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
同次長兼総務課長	池 野 文 一	同 事 務 局 長	農 端 小 一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	河 原 茂 隆
次 長	井 阪 和 充
参 事	西 垣 宏 高
議 事 係 長	田 中 康 弘
議 事 係 員	田 村 隆 宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月29日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長(大谷昌幸君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日
にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはござ
いません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、
24名でございます。

- 議長(大谷昌幸君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりま
すので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願
います。

-
- 議長(大谷昌幸君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、25番・天堀 博議員。

(25番・天堀 博議員登壇)

- 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。通告に従いまして、質問の趣旨説明をさせていただ
きます。

まず第1点目は、核廃絶に関する市長の見解についてであります。

今、核兵器を全廃して理性と道理に基づく国際秩序の構築に全力を尽くすべきときに立ち至

っていると考えております。この点について、さきの大戦への深い反省に立ち、世界に誇る平和憲法を有するわが国が、その先頭に立つべきものであると確信をしているところでもございます。

さて、世界保健機構（WHO）は昨年5月14日、その総会におきまして国連憲章第96条第2項に基づいて国際司法裁判所に対し、戦争その他の武力紛争における一国による核兵器の使用は、WHO憲章を含む国際法のもとでその国の義務の違反になるのではないだろうかという問題について、勧告的意見を求める決議を採択し、これを国際司法裁判所に送付したところであります。

WHPのこの決議を受けた国際司法裁判所では、同年9月13日付で加盟国それぞれの政府に対し、今年6月までにこの問題についての陳述書の提出を求める決定をいたしました。これに基づいて日本国政府は過日、国際司法裁判所に対しその陳述書を提出、送付したところであります。提出に当たった最終段階で、核兵器の使用が一定、国際法上違法とは言いが切れない、という陳述書をめぐっての論議がありましたが、最終的には、その部分が削除されるに至りました。

そこで、市長にお伺いをするのは、WHOが国際司法裁判所に対し意見を求めた戦争その他の武力紛争における一国による核兵器の使用は、WHO憲章を含む国際法のもとでその国の義務の違反になるのではないだろうか、ということなどに関し、市長自身がどのような見解をお持ちなのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。これが第1点目の項目であります。

次は大きな2点目、開発行政についてであります。

まず最初は、未移管の開発地区内道路についてであります。既に本年5月29日付の産経新聞に新興住宅地内道路が長年たっても市道として移管されていない、ということが報道されました。そこでまず、お聞きしたいのは、このような未移管の道路が現在、どの程度あるのか。また、なぜそのような状況になっっているのか、経過を含めて説明を願いたいと思います。

次に、それらの道路敷について固定資産税はどうなっているのでしょうか。

3点目は、新聞報道されたのは、日の出建設が開発した府中町のチェリータウンの件であります。平成4年12月議会では他の議員さんの質問に対する答弁で、同じ日の出建設が開発をした山荘のチェリータウンも協議が整わないので移管をされていない、ということでありましたが、市からの行政指導としてなぜそのままになっているのか、移管されないことについての問題はないのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

次は、マンション等の建設についてであります。今回は、以前から問題にしておりますいわ

ゆる「グラン・コート光明池」のマンション建設をめぐる疑問点はさておきまして、生産緑地を含む最近の農業情勢のもとで、和泉市内の特に市街化区域内において中高層のマンション建設がラッシュであります。

そういう状況のもと、建設計画から実施に移っていく段階での市の関係セクションとの事前及び本協議がなされ、その時点で行政指導が行われるわけではありますが、その場合、建設地の周辺住民や一般市民的立場からの行政指導ではなく、いかにも事務的すなわち法律や条例に対して問題点があるかないか、あるいは公園の配置に問題はないか、ごみなどの収集に支障がないかというそれぞれ観点、いわゆる各セクションの見の部分だけでしか協議がされないという問題点があります。もって、付近住民や関係者、一般市民の立場からの行政指導を連携を持って系統的にやっていくべきだと思いますが、その辺についての考え方をお示しを願いたいと思います。

次は、これはいわゆる市街地での住宅等の開発とは全く異なる問題ですが、大野町の通称「きつね山」という山がございます。こちらから大野町に入っていく右側の山であります。ここを農業開発をしようという動きが出ております。去る本年5月6日付をもちまして、大野町の「ふるさとの自然を守る会」から池田市長に対しまして次のような陳情書が提出をされております。

少し時間がかかりますが、要点を申し上げますと、平成4年11月ごろより大野町の通称きつね山の採土・採石を町会評議員、地主代表並びに業者間のみで計画をし、町民に何の説明もなく進められようとしておりました。

(途中を略しまして) それに対して自然破壊は申すまでもなく、不測の事態が発生をする、あるいは日常生活を営むことが困難という理由で、平成4年12月、大野町のふるさとの自然を守る会という、これは大野町の前町会長あるいは前々、元町会長を含め3名が世話人となられつくられた会ですが、この会を結成をし住民の意見を聞いたところ、きつね山採土・採石の反対署名が町会の評議員、地主を除く人たちの80%に達し、町会決議できつね山の採土・採石計画は取り止め、白紙撤回されることになりました。

ところがその後、業者や地主等によりまたまたこの計画が再燃をする状況が起こっている。それに対し過去のふるさとの自然を守る会を中心にして起きた反対運動や地域の状況を勘案をし、御賢察の上本事業を認可しないように、という陳情書であります。

なぜこのような陳情書が出たかという背景には、今も陳情書の中に触れられておりますが、採土・採石事業が再燃しようという状況になっているからであります。その1つの参考のため、きつね山地権者有志一同(13名)から出されました「きつね山農地造成事業」という大野

町住民各位に対する説明文が出ております。

この中心点を申し上げますと、われわれ地権者が将来、よき大野町を守ってくれるであろう子や孫に残す農地改良事業だ、と銘打って、このたびの事業はあくまでも農地改良事業であり、利益追求のための事業ではないのです。それらの点を踏まえ考え出したのが、農地造成による出る土石を採石業者に一括して引き取ってもらい、採石業者は、その土石を販売することにより得られる資金にてわれわれ地権者が希望する優良なる農地の造成工事を行ってもらう(以下略)。このたびの農地造成事業は、地権者と採石業者が一体となって初めてできる事業であります、と述べられております。

まさにその内容から言いましても、これは農地造成事業となっておりますが、中身は、採土・採石事業と見られるわけであります。本質的には、当初に問題があったことと何ら変わらなないと見ていいと思います。そこで、守る会の陳情書にあるように、市においても認可や許可などをしないようということではありますが、このことについてどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

以上、大きな1と2に分けてお尋ねをいたします。答弁によりまして自席からの再質問の権利を留保して趣旨説明を終わります。

○ 議長(大谷昌幸君) 答弁。

○ 市長(池田忠雄君) 天掘議員さんの核兵器に関する御質問につきまして市長の見解は、ということでございますので、私からお答えをさせていただきたいと存じます。

日本は、世界における唯一の被爆国であります。お互いに日本国民としてノーモア広島、ノーモア長崎が、私たちの合言葉でもあるわけであります。そういう観点からいたしますと、核兵器の使用につきましては、憤りを持っていつもアピールをしているわけでございます。とりわけ、昭和58年12月、和泉市として「核兵器廃絶平和宣言都市」というものを内外にアピールをしている立場でもございます。

私は、国際法上の専門家ではございませんので、詳しい法文等は存じ上げませんが、少なくとも核兵器を使用してはならない、これは人道的にも、国際的なルールからしても当然のことだと存じております。国際法上の詳しいことは分からないにしても、人道上あるいは国際ルールからしても核兵器の使用は反対である、こういう立場をいつも取っている1人でございますので、この点、率直にお答えをさせていただきたいと存じます。守るべきは平和と人権であり、なくすべきは核兵器と差別である、という理念のもとに行動している市長として明確にお答えをさせていただきたい、このように存じます。

以上です。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。2点目の開発行政につきまして答弁申し上げます。

まず1点目は、開発道路の未移管の物件について件数はどれぐらいか、ということですが、昭和45年に都市計画法開発許可制度ができて以降、本市で様々な開発がされたわけですが、これに該当する物件としては、道路等公共施設の整備があった開発という意味におきますと、数字としては約100カ所程度でございます。これ以外に道路等の整備がされないマンション単体もございますが、これは別個の数字としてございまして、道路が設置されたものについては、おおむね100件ということで御了承願いたいと存じます。

この中で先般からの先生が御指摘の産経新聞の記事もございましたので、道路課等と連携を取りまして調査いたしましたところ、おおむね3割程度が残っているということでございます。

それで、なぜこういうことになったのか、ということでございます。当時、例えば府中のチェリータウンの場合、昭和59年ごろの開発許可物件であったわけですが、一般的には、都市計画法で開発された公共施設については、すぐさま完了の翌日に市町村に引き継ぎをしない、となっておりますが、別途協議の中、場合によっては開発者がみずから管理してもかまわない、という法文がございました関係上そういう協議をいたしました。当時は、一般的に建設工事は宅地分譲でございましたので、建設工事が8割程度進むまでの間は、やはり道路管理上の問題等がございますので、開発者で管理していただきたいというのが通例でございました。

ただ、現在は、やはりこれについても若干問題もございますので、反省も含め極力所有権移転については即日持って来いということで督促、指導はしてございますので、訂正はしてございます。ただ、当時は、そういうことで当分の間、開発者管理ということを認めて協議で成立してございました。

それから、ここの特殊事情といたしまして、森田さんの跡地利用としては、当初はみたち山の開発、それから2件目に府中チェリータウンの開発、3件目が、今、やっておられます東洋不動産のマンション建設がございまして。続いてこの3件が出て来ることが予想されておりました関係上、チェリータウンにお住まいの方々の中からも、隣の開発がされれば、工事用の車両がわがチェリータウン内道路を通るのではないかと、これはやはりお断りしたい、という御要望もあり、開発業者である会社と自治会が御協議の上、引き続き当分の間は、私道として管理した方が交通安全上の問題等からしていいのではないかと、という御議論もされたそうでございます。最終的には、8割程度建設がされた後にも開発者の方で管理をしていきたい、その方が

いいと思います、というお話が市の方にございまして、本日現在も含め最近まで、開発者の所有管理になっているということでございます。

以前、辻議員さんからも御質問がございまして、そのときもいろいろ会社の方とも協議をして今日に至っているわけですが、極力早く引き継ぐようにということで、先般からも督促をいたしているということでございます。

合わせまして、山荘の件でございますが、これも全く同じ会社がやったわけでございますが、たまたま産経新聞に出た以降、急拠、調査をしました関係で、山荘のすべてについての調査はまだ終わってません。今、詳しく改めて調子をしている段階でございますので、後日にさせていただきますと存じます。

特に問題はないのか、という点でございますが、これはチェリータウンも含めまして住民さんからの私道管理という意味での御苦情はございません。ただ後々、施設が古くなってきた段階では、当然、それをだれが修理するのか、あるいは交通規制上の問題が出て来るわけですが、特段の問題として私どもの課には上がってきてございません。

2点目のマンション建設について、周辺の協議をもっと連携を取ってやっていくべきだ、事務的に扱いすぎているのではないか、という御指摘でございます。確かにおっしゃるとおり、日常、私たち窓口としても感じておる点でございます、極力そういうふうにしたいと気持ちで担当も含めてやっているわけでございます。

ただ、原課というものがございます。例えば道路は道路課が引き継ぐべき、公園は公園課という前提でもってそれぞれの原課としての意向があり、こういう原課と言われるものが、多い場合には5課ないし15課ぐらいが関係いたします。こういう課の考え方を再優先すべきでございますので、その課の意向を原則として開発協議をまとめ上げていくという、まさにその調整役が私どもの仕事でございます。その意味では、若干、食い違う場合も現実にはございますが、できる限り、われわれの段階でできるものについては調整はさせていただいておりますが、やはりいろんな法律が絡みます。例えば消防法という厳しい法律も中にはございまして、そちらの方にお任せをせざるを得ないということでいろいろ悩み、苦しみながらということが実態でございます。

もう1つは、非常に恐縮でございますが、開発件数は近年、非常に多くなっております。例えば平成6年度に入りまして既に50件ほど聞いてございます。それから、昨年からの積み残し事項も20件程度ございますので、実際には毎日、少ない人数で現実には70件程度の話が動いているわけでございます。これを1日たりとも止めるわけにはいきません。どんどん流さざるを得ないということです。できるだけ頑張っているわけでございますが、先生がおっしゃる

ようにまだまだ至らない点がございまして、今後も十分気を付けてやってまいりたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 総務部次長（加久本良一君） 固定資産税の関係で資産税課の加久本の方からお答え申し上げます。

開発地内の道路の固定資産税でございますが、道路の場合は、公道から公道へ不特定多数の方が利用できる状態でございますら一応、非課税となっているわけでございます。未移管地でございますも、実態としてそれに当てはまる場合、非課税ということに該当する場合もございまして、また、私道でございますが、個人がお持ちの場合、道路課の方で道路として推薦副申書を添えていただける場合、非課税と減免の二通りでございます。通常、私道につきましては道路減免が適用されております。和泉市の道路減免要綱に当てはまりますれば、減免をしているということでございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次、産業部答弁。
- 産業部次長（松林 保君） 農業開発につきまして、農林課松林よりお答え申し上げます。

ただいま天堀議員さんから大野町の通称きつね山につきまして、経過の御説明なり御質問をいただいたところでございますが、こうした現況も視野に踏まえさせていただく中、片や農地改良を最終目的とする考え、また、一方の御意見としてふるさとの自然を守る立場からの採石事業に対するお考えもあるかと存じます。担当課といたしましては、現時点で多くの角度より判断することが難しく存じますので、よろしくお願いいたします。

- 25番（天堀 博君） まず、1点目の市長の核廃絶に関する見解であります。確かに市長が言われるように和泉市はそういう宣言もしております。市長の立場としても、絶対に核兵器の使用があってはならないと言われております。このことで余り突っ込んだ質問をするつもりはないのですが、一言、言っときますと、それでは国際司法裁判所がWHOに加盟しているそれぞれの国の政府に対して求めてきた意見というのは、国際法上違法ではないのか、ということです。これは一国の政府が答えるなり考えるべきことです。市長が陳述書を出すわけではないので、答えろ、ということは申しませんが、現実には、広島や長崎について、政府に対して的確に違法性を表明してほしいということも言われています。

その点から言っても、あるいはまた損害賠償請求事件で東京地裁が行った1963年12月7日の判決などを見ましても、いわゆる日本の裁判所そのものは、核兵器の使用は、唯一の被爆国である日本としては絶対いけない。しかも、違法であると言っています。その点からしても、私がお答えを求めたのは、単に核兵器の使用があってはならないということだけでなく、国際法

上も違法ではないか、という市長の見解がほしかったのです。何かあれば言っていただければいいし、先ほどの御答弁の繰り返しであれば、それでも結構です。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど、率直にお答え申し上げましたように、核兵器の使用については、人道上からも、あるいは国際的なルールからしても許されるべきものではないと強く感じております。私は、国際法上の条文はつまびらかではございませんので、国際法上違法かどうかの御質問に対しましては、これはぐあいが悪いということで率直にお答えを申し上げたつもりでございます。

○ 25番（天堀 博君） 核兵器の問題は、この程度にしておきます。

次は、開発にかかわる移管されてない生活道路の問題であります。幾つかしていただいた答弁の1つに、端的に解決する問題として固定資産税の減免問題については、新聞で問題になりました当該府中のチェリータウン、また、同じ開発業者がやりました山荘のチェリータウンも減免になっているということでしょうか。まず、それを答えてください。

○ 総務部次長（加久本良一君） 先ほど申し上げましたように減免あるいは非課税の条件がございます。今、申されております部分が、いつの年度でどのような適用になっているか、詳細な資料の持ち合わせがございませんので、場合によりましては後ほど、資料を調べまして御提供申し上げたいと存じます。

○ 25番（天堀 博君） それは、そのようにお願いしておきます。一般的には減免の対象になっており、また、減免をしていることだろうと思います。

先ほどの開発調整課の答弁では、このような道路に状況になっているが、100件のうちおおむね3割程度残っている。それぞれ事情があると思います。山荘については調査中ということですので別にしまして、大きく問題になりました府中のチェリータウンにつきましては、新聞でも出てますように、業者そのものも全体の8割程度の入居が済めば移管をする、と市と約束を交わしていた、とした上で、融資を完済するなどしてできるだけ早く抵当権を抹消したい。これは抵当権を抹消しないと移管ができないという前提がありますからね。抵当権が付いたままでもらうわけにはいきません。

ところが、まだ移管がされてない。辻議員さんから質問があったり、そのような経過の中でも未だにそのままになっているわけです。あなたが今、お答えになったのは、住民からの苦情などについても私どもに上がっていない、といわれていますが、実際には、いろんな状況をお聞きすれば、警察などに行きましても、市道でなく私道なのでいろんな規制ができないなどいろいろ言われています。実際、自治会としては動かれているわけです。そういう苦情なりいろんなことがあるのだと思います。

先ほど言われたように引き続きどこかを工事するので工事車両の通行になったら困るということですが、例えば市道でも自治会のいろんな反対や問題提起があり、それで行政指導上でここは通ってはいけないとか、あるいは路盤の問題もあるので何台にしろ、とか指導をするわけです。だから、いろいろ言われている理由だけでは、なぜ移管をされないのかどうもよく分からないと思います。府の開発指導課の話も新聞に出ますが、業者に対して抵当権を抹消させるという指導の強制力はもちろんないのですが、その指導がどの程度までやられているのか、お聞きしたい。

- 開発調整課長（上出 卓君） 先ほど、理由が分からないということですが、私どもは、住民側の意向という意味で発言をさせていただきましたが、当然、業者さんは、業者さんなりにのお考えはお持ちだと思います。やはり隣の開発をするについて、一般的には、続けて自分のところの会社でしていきたいという目論見というか、ビジネスとしての考え方がございます。自社でその道路を持っておくことによって、次の開発をする場合に優位に動くという考え方は当然でございますが、それは会社側の問題ですので、われわれは余り関知する必要はないと考えております。

それと、大阪府の方の抵当権云々のことですが、実際には、開発というのは、その土地に必ず開発資金の抵当権が付くわけでして、その抵当権がいつ抜けるかという細かい問題があるわけです。一般的にその抵当権が抜けるのは、その開発によってつくられた開発地が完売することによるのが常識でございます。したがって、その一連である道路なりにも抵当権が付いているわけですので、その開発工事の完了時点では、予約はしていても売買の完結はしていないため、道路の抵当権がそれに引きずられてしまうということで、開発工事の完了時点で抵当権を抜くということは、実務上難しい点がございます。

それと、もう1つは、おっしゃっておりますように大阪府のコメントにございますが、それまでのそのような指導をすればいいのではないかと、たしかに大阪府もおっしゃっております。こういうことについても、古くから各市間で協議をいたしまして、何とかそういう方法でやっていこうということでむしろ各市が知恵を絞らして、開発完了までに事前に各種の帰属関係の書類を持って来い、ということ自主的に私ども和泉市も含めて指導はしてございます。

ただ、逆に言いますれば、くれごとですが、許可庁である大阪府知事さんがそこまでバックアップいただいているかと言えば残念ながら逆で、所有権の移管がされなくても工事の完了は完了ですよ、とおっしゃっているのが現実でして、その意味では、各市町村はむしろ苦労しており、ひとりぼっちで頑張っているというのが実態でございます。非常に強制力としては難し

いので、現時点では、いささかの反省も含めできるだけ工事完了時点で所有権移転をせよ、というようにしてはおりますが、非常に心許ない話でございます。

以上でございます。

○ 25番(天堀 博君) その点につきましては、後でもう少し深めたいと思いますので、先に他の点を片付けておきます。

いわゆる最近、マンション建設が盛んになってきてまして、周辺の方々が非常に困られる。特に高層マンションが建ってくる状況では、それなりにそれぞれの担当セクションに案件が回り、そこで、業者あるいは設計事務所等との協議が行われるわけでありませけれども、現実には、今、課長が言われたように、自分のところの専門的な部分がクリアしていけばいいということと通ってしまふ。そうすると、別の課との連携を持った、もっと言えば周辺住民とか一般市民とか、まちの景観とか、そういう状況から見たところ辺をどうクリアしていくかということが、なかなか連携を持ってやっていけないという状況が生まれてくると思う。その点がどこまでいかにできないのか、ということになります。

開発調整課でその辺の調整をしているということになると思うんですが、どこまで権限を持ってやれるのか。例えば消防なら消防でこれだけの消防の活動空地をつくったら、それでいいんだということになってしまう。あるいは他の交通公害課では、いろんな通行の問題からいってそこだけを見て判断する。ところが、総合的に寄せてみたら非常に大変だという状況が生まれて来る。

私も今回、マンション建設についてのいろんな御相談を受けまして、実際にそこで突っ込んでいろんな話をしてみたら、非常に矛盾というか問題点が浮き彫りになってきました。そこで、今回の質問をさせていただいているわけです。部分的には改善をしていこうとされているところもありますよ。われわれは権限も何もないんですが、この点でどうか、と聞きに回ったら、その辺で気が付いて改善をさせるように指導しましょうか、という問題が出て来る。部分的にそれぞれのセクションが見て、自分のところだけがクリアしていればいいというようなやり方は改めるべきではないかと思います。これは都市整備部の問題なのか、そういう体制にするということで人事も含めて企画の問題になるのかどうか。

しかも、今、聞いたら積み残しの分を含めて毎日、70件程度か動いているということなんです。あれだけの人数でできそうにない。そこにいても、電話が始終掛かってくるわ、何や打ち合わせやと言うて出て行くわ、課長なんかをつかまえるのも大変、落ち着いて話もできない状況です。70件もの物件を抱えているんやからね。ついつい流してしまう状況になる。この辺の改善は考えておられるのでしょうか。

○ 参与兼都市整備部長（富田宏之君） それでは、都市整備部富田からお答え申し上げます。

ただいま課長が御答弁申し上げておりますが、それは実態として現実にそういう状況があることは私も認識をしております。御指摘いただいているような一般事務的な関係課との調整ということでございますが、その辺につきましては、私と課長の間でもいろいろと話をしております。特に大型開発については、大局的に見ながら和泉市の建設場所がどうなのか、また、最終的な建設後の道路状況、交通面も含めてどうか等については、関連するものすべてを網羅しながら協議を進めていくことについては、今後、努力をしていきたいと考えております。

○ 25番（天堀 博君） 努力をしてもらうんですが、努力をするには、それだけの権限も与えてあげないかん。せやからと言って、屋上屋を重ねるといふか、他方、専門的な知識やノウハウを持ってやっているところに対して余りなことも言えないという立場上の問題もあります。しかし、それは参与さんが言われたように総合的な見地から見っていく。そのためにこそ都市整備部の開発調整課があるわけですから、その辺、人的配置や十分な権限も与えていくという今後の配慮も含めてお願いしたい。これは推移を見ていきたいと思っております。

ただ、今回のいろんなことの中では、現実に住民の立場で見たらこうやないか、という点で部分的に改善をしている、改善をされようとしている部分もあるわけです。しかし、そこまでもうてられへんのが現実やと思っておりますが、かまってくる必要があるやないですか。業者の言うて来るのをさばっているだけではだめだと思っております。

それから、次はきつね山の問題であります。先ほどの御答弁では、それぞれの御意見、見方があるので、現時点での判断が難しい状況である、ということです。私が趣旨説明で申し上げましたようにこれは明らかに採石です。趣旨説明でも陳情書で述べてますように、その点からも明らかだと申し上げたわけです。

ここに日付は平成5年2月、先ほど、陳情書で言いました平成4年11月ぐらいから問題が起きてきて、結局、地元で現職の町会長さんは賛成派だったのですが、歴代の町会長さんが反対だということでふるさとを守る会をつくられ、たくさんの署名を集められて白紙になったんです。その直後に採石をやろうとした業者が、「大野町きつね山採土事業の御説明お願い」として「大野町住民の皆様へ」という散らしを配られました。ここでは採石と言うと問題があるので、採土というようにしてありますが、業者が採土するということを明らかにし、迷惑を掛けないとかいろんなこともお約束しているんです。その同じ平成5年5月11日の産経新聞では、そういうことで非常に問題になっている、と報道もされております。

その点では、時間の関係で当初からの詳しいことは言いませんけれども、とにかく先ほどの地権者の方々の趣意書みたいなものを見ましても、やはり採土・採石をしてその山を取ってし

まい、生産性を上げるための農地開発をする。本来から言えば、例えば岸和田の神於山では、地元が1割負担、あと国、府、市の補助制度でひな壇のきれいな立派なものをこしらえていますし、和歌山の印南でも、年末に出す絹さやえんどうの産地をつくってます。これは全部公的事業としてやっていく中で地元が一部負担をするという方式です。

しかし今回は、そういうことにかかわりなく採石業者に取ってもらうたらただでいける。採石業者が取ってそれを売るから利益が上げてもらうので皆がうまくいくと言うてますので、現実には採石なんですよ。だから、市として十分理解をすることが必要だと思いますので、そういう観点からも再答弁をお願いしたいと思います。

○ 産業部次長（松林 保君） 先ほど申し上げましたとおり、現時点での判断は難しさが多くありますので、今後、地元町民の皆さんの御意見が整う中で所要の指導と判断をしてみたいと存じますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○ 25番（天堀 博君） 一部反対があっても問題があるのです。非常に多くの方、しかも、歴代町会長さんが中心になって反対をされているということは非常に重みのある問題ですので、市の行政としても、その辺を十分見ていかなければならないと思います。それで点は、十分地元住民の意見が整った上での判断、また、いろいろ許認可の問題が出て来るとしますので、その点の判断はよろしくをお願いしたいと思います。

そこで、先ほどの移管されていない道路について再度、戻りたいと思います。これは市長自身があそこに住んでおられますので、全く人ごとではないわけです。しかも、あなたは中心道路に面した部分に住んでおられますので、あそこの車や人の通行のぐあいとか、だれかが買い物に行く、自転車を通ったりするという、よく現状認識はしておられると思います。あなたは忙しいので、朝出て夜遅くなる場合もあるでしょうが、毎日がそうではなく、一定、見ておられると思います。環境もよく把握しておられるという状況のもと、1つ関連があるのでお聞きをしたいのです。

地域の自治会の活動の中で市長自信も何かの形でかかわっておられるのかどうか。例えばあなたが出られないにしても、奥さんなり家族の方が出られると思いますが、草むしりとか溝掃除なども含め、あるいは車が通るので自分らで標識を立てるとかもあります。そんなときには町会の役員さんが出られるとか、何かそういう関係の委員会が出て行くとかの状況の中で、市長さんあるいは家族も含めて日常的には何かかかわっておられるかどうか。その辺を先にお聞きをしたい。

○ 市長（池田忠雄君） 私も居住をしている1人ですが、公務多忙のため、自治会活動なり御近所とのお付き合いはほとんどできませんので、代わりまして長男がそういうことに協力をさ

せていただき、そういうことは承知をしておるわけでございます。

- 25番（天堀 博君） 確かに大変お忙しいです。日曜日もどこかのごあいさつとかいろいろあるでしょう。市長、あなたの気性からすれば、一緒に草むしりもしたいと思いますが、なかなかそれができないと察したいと思います。

今回、新聞にも載った問題は、十分あなた自身は御承知おきのことと思います。そのことについて、なぜ自治会活動云々と言いましたのは、何か自治会の役員さんなり自治会長さんなりに自治会としてか、あるいは個人的にも含めて何か御相談というか、どないかならんやろうか、というお願いとか、難しく言えば陳情とか御相談はお受けになったことはございますか。

- 市長（池田忠雄君） そういうことの上に立って子供などが行っている関係で、自治会から特に市長に対して、ということでの陳情をお受けをしたことはございません。何と言いますか、割合合理的に考えていただいているのか、市に対する陳情は市役所へ、というルールで処理をしていただいていると承知をしておるわけでございます。

ただ、この道路に関しましては、数年前にも隣接の町会との問題あるいは隣接のマンション建設等に伴い、自治会としては、市道に早くされてしまうと工事用の車等の制限が難しいので早く移管してもらっては困りますよ、ということで自治会として開発業者に申し入れをしたり、いろんなことをしてきた経過があるということは私自身、聞いていることは事実でございます。そういう関係でこの移管がおくれたのではないかという気もいたしております。いずれにいたしましても、新聞などに載りましたが、私も公務多忙ですので、地元でありながら細かい問題は分かりにくうございます。早く移管指導をするように、とその後、原課によく話をしているのが現状でございます。

以上です。

- 25番（天堀 博君） なぜ移管をしてないのかということが非常に疑いの目を持って見られているんですね。1つは、今、隣にマンション建設をしていますが、そこへ通じる道路の通行について、個人の道や個人の土地を通るには許可を受けなくてははいけませんね。その許可を受ける場合、手土産の1つも持って行かないかんとなります。開発調整課で聞くと「よく業者がやることや」と言うてますが、例えば今回の件でいくと、幾つかありますが、その中の1つ561番地の1が真ん中を通っている道路です。これ以外にあちこち各区画に通じている道路も同じ番地です。最初はその番地でありましたが、各分譲地を分筆していきましたので、その番地がえぐり取ったような形で道路として残っているんです。

さらに、昭和59年でしたか開発許可を取り、62年6月29日付で今、新たにマンション建設が行われているところに通じる部分の道路の3.13㎡とか16.29㎡、9.79㎡という、非常にわず

かな部分が分筆をされて来ているんです。分筆されても抵当権は元のままですし、所有者も同じです。移管をした場合でもその分を残すつもりやったのか知りませんが、恐らくそうだろうと思います。業者は、そんなことをよくやるということですが、この部分は固定資産税をまけてもらわんでも結構ですわ、ということで残してくるか分かりません。ここは通れない。通れないから手土産の1つも、という問題が出て来る。そんなことを市は放ってるのか、という疑問や問題点が一杯出て来る。

せやから、8割の人居というのは早く済んでいるんです。市長自身も人居されているのですから、早く始末をすべきである。それを引っ張っているから問題が起きて来る。あなたが住んでいる自治会の集会所もそのままになってるんでしょう。561の65番です。まさか、そんなことはないと思いますが、この新聞にも書かれているように抵当権が設定されてますから、会社がどないかなったら押さえられてしまいますね。そうなったら、どないもしようがないという状況が出て来て、行政側も難儀をせないかん。

この中の道路や集会所など公的な部分は全部未移管で、こうなってます。しかも、中でそんな分筆も行われてます。開発調整課に「これは開発から除外してるんですか」と聞くと「いや、除外してない。除外せんでもできるんや」ということです。自分のところの土地やから分筆するのはかめへん。分筆してそれぞれ区画を売ってるんですから、それと同じ意味なんですね。しかし、こんなことをやらせているところに非常に問題があると思います。

あなたに自治会とのかかわりを聞いたのは、そんな問題があるということです。以前は、工事車両の問題も含めてそうしておいてほしい、ということがあったのかもしれませんが、ところが、あなたの住んでおられる北側からみたち山のところに抜けるところは通過道路になりますからね。非常に危ない。そこで、自治会としてどないかしてほしい、とい陳情活動を市の方にして、という動きがあったようですが、その動きについては何かお聞きになったり、察知されたことはございますか。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど来、申し上げましたように、市道と同じように全市民の車がその道をどんどん通っているのは常でございます。ただ、いろんな建設に伴って工事用のダンプカーなどが通られると危ないという問題と、大きな地響きをたてて家屋に影響を与えるのではないかと、といういろんな心配から、自治会として開発業者と話をしてそうしたことのないよう移管については慎重にしてくれ、といわゆる連帯をしていたのは事実です。ただ、そうした問題が片付いて来ている折でございますので、今回の新聞を見ましたが、そんな問題は早く済んでいると思っていましたが、早速、原課を呼びまして改めて業者に申し入れをさせ、早く移管の指導をするように、とこの間から申し上げておるわけでございます。陳情その他は聞いてご

ざいませぬ。

○ 25番(天堀 博君) 陳情は恐らく出てないと思います。ただ、地元自治会としては、陳情しようか、とかなりなったようであります。それを今、陳情されたら困るということで業者の方がせんといってくれ、とお願いに行ったようです。業者が行くのは勝手です。ところが、そのとき市の職員さんも一緒に付いて行ってるようですね。そんなことがあったらどうなのかという気がするんです。この事実関係も含めてお伺いをしたい。

○ 開発調整課長(上出 卓君) 1つは、その御陳情の件ですが、私もこの仕事にかかわっております関係上、今、申し上げているマンションの建設にかかわってチェリータウンの歴代の自治会長さんと面識がございます。いろいろお話を聞かせていただいた中では、正味の話、「今のところ市の道路になっておりませんが、早く市の道路になった方がいいと思うんですが、どうでしょうか」という御相談を差し上げたわけです。

ところが、「自治会の内部でもいろいろ議論がございます」と言っておられました。なぜ、議論があるかというのは、「マイナスの点としては、駐車違反等に対して警察の権力が入れないという違法駐車対策について苦慮しているという問題。プラスの問題としては、隣接の府中の東洋不動産の長谷工のマンション開発に対してわれわれがものを言える武器にしたいという2点があるので考えているのだ」ということがありました。

辻議員さんからの御質問をいただいた時点でも、その御質問をきっかけに再度、お話も聞いたわけですが、やはりそういう感覚でした。これは直接町会長さんにお会いしていろいろお話をした問題です。当時として考えられたことは、少なくとも今のマンションが建設完了までにはぜひとも解決したいと考え、積み残しにしていたことは事実でございます。

もう1つ、今、言われた市の職員と一緒に付いて行った、という件ですが、実は、この一昨日の月曜日朝一番に現町会長さんが私あてに「今、おっしゃっていることで某新聞社から問い合わせがありました。一体、何のことでしょう」連絡がございました。「それはどういう意味でしょうか」とお聞きしますと、「市の職員が道路帰属をしないようにしてほしいと頼んでいるということを新聞社から聞かれたんです」と御質問でありました。町会長が「どない思いますか」と言われましたが、私は町会長さんとそんなことで外でお会いしたこともないし、事実、この4月になられたはずですので、私は今の町会長さんの家の場所も知りませぬ。

「町会長さん、そんなことで私はおたくにお会いしたかな、自治会とこぞって所有権移転や市道認定をおくらせようという打ち合わせをしましたかな」と聞きましたら、「いや、そんなことがないからおかしいと思って新聞社が何を言いたいのか課長に聞きたいんや。あんたの名前も出ておったよ」というお話でした。「そんなこと言われても2人が知らんもの、どないも

しようがおまへんな」ということで電話で終わりました。事実、私どもも道路移管をしないようにしようということで自治会長さんないし日の出さんと話したことは一切ございません。

○ 25番(天堀 博君) これは確認をしておきますが、新聞社が言うてきたが、今、課長が言われるように町会長さんもあなたもそのことでお会いしたことは一切ない、ということですね。すぐに道路も自治会館も移管をするから、ということにはさせるようにするから、ということも含まれていると思いますが、そういう行政指導もやっていくからということで、今のところ、陳情については置いといてほしい、という話は一切してない。お会いもしてない、という確認だけしておきます。

○ 開発調整課長(上出 卓君) 再度、申し上げます。

産経新聞に記事が出ました後、一度、現会長さんが私どもに「産経新聞で見たけど、えらいことやな」ということでお出でいただきました。これは産経新聞に出た当日、直接、私どもから日の出建設の社長ないし専務に連絡を取りましたところ、「ただいま役員会議をして早急に市の方に移管をすべく検討してございます」という返事をいただいております関係上、「会社と協議をし、できるだけ早く市の方に所有権を移すようただいま要請してございます」と申し上げましたところ、「そうですか」とお帰りになりました。その当時は、「陳情しようかと考えてございますが」と言っておられましたのが、「既に手は打ってございます」という意味のことは申し上げました。

○ 25番(天堀 博君) そうしたら、そのときにそういう話は出たが、それ以降、自治会長さんのところへ行ったこともなければ、外でお会いしたこともない。ましてや、業者にも一緒に行く、と新聞社が言うているが、そんなことも全くないということですね。確認だけしておきたい。

○ 開発調整課長(上出 卓君) そのとおりでございます。私自身、町会長さんの家がどこにあるか知りません。伺ったこともございません。この件について、外で会社ないし自治会の方とお会いしたことはございません。

○ 25番(天堀 博君) 市長、こんなことがあれば大変なことです。そういうことを私の方へ言うて来ている人もあるわけです。それがもし事実であればぐあい悪いので確認をしておきましょう、ということです。しかも、これは先ほどから言うてますように市長自身がそこにお住まいになってますから、よけい問題の解決をおくらせているために起きて来ている。あなた自身が十分この点を認識された上で立ち居振る舞いをされないと、いろんな疑惑が出て来たり、何やかんや噂も含めて出て来ると思います。関係課にも強制力がないということですが、先ほどのお話のように70件も持って現実に流していかないかんという状況もありますが、こういう

点は、きちんと進められるよう行政指導を強めていっていただきたい。

以上で終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、18番・赤阪和見議員。

（18番・赤阪和見議員登壇）

○ 18番（赤阪和見君） 18番・赤阪でございます。先月16日からの1週間、友好都市であるブルーミントン市へ視察団の一員として参加させていただきました。ブルーミントン市は、緑豊かな森の中にある自然環境に恵まれた素晴らしいまちでありました。また、今まで私は、オーストラリア、ニュージーランド、ヨーロッパの各国、中国と視察の機会を得ましたが、どこへ行っても緑の豊かさに驚き、わが地域もこうありたいな、との願望をいつも持つとともに、気候、風土の違いだとかお国柄と言おうか、国土の違いでどうしようもないものがあることも自覚しております。しかし、あの中国でさえも、と言うと叱られますが、次の時代を考え、国を挙げて緑化に取り組んでいる姿も垣間見て来ていますし、過去の質問でも何回となく取り上げてまいりました。

そこで、今回の質問は、緑の管理と市民利用についてであります。市内公園の管理状況についてお伺いをいたします。

1点目に、公園の除草、清掃並びに樹木の剪定はどれぐらいのサイクルでされているのか。

2点目に、ごみ収集は、だれが、どのような形態で、どのようなサイクルでされているのか。

3点目は、公園維持管理に要する費用はどれぐらいか。平米当たり実質管理、庁内事務費に分けていくらぐらいになるのか。

4点目に、市内公園の芝を張ったところは何カ所で何平米ぐらいあるのか。また、その管理方法はどのようにされているのか。

5点目に、近々、市に移管されるトリヴェール和泉内の公園は、どことどこなのか。また、それらの維持管理に要する費用はどれぐらいになる予定なのか。

6点目に、除草、樹木の剪定でどれぐらいの量のごみとして処分しなければならないのか。公園、道路の街路樹等その他公共施設等ではどうなっているのか、お答え願いたい。また、市庁舎前で作業していただいているグリーンサポートセンターの実情はどうか、効果とその予算面でお答え願いたい。

次に、9月4日に開港される関西新国際空港に係る緑に対する影響等をお伺いをいたします。ある書物によりますと、「空港は最も近代的な帰化植物の侵入経路と言えるであろう。試

みに羽田や成田の国際空港などでは、その周辺に様々な外国生まれの雑草たち、例えばヘラオオバコやブタクサ、セイタカアワダチソウ、マツヨイグサ、ツボミオオバコ、キキョウソウなどが群生している。世界各地からひっきりなしに到着する航空機とともに侵入して来るわけである」とありますように、空港、航空機がもたらす帰化植物は数多くあるわけであります。ブルーミントン市でも蒼々とした芝とその周辺に咲くセイヨウタンポポの群生からたくさんの種子を飛散させ、あるスーパーマーケットの視察に行ったときなどは、建物横の吹き溜まりには、直径30cmぐらゐもあろう種子の塊が幾つも転がっておりました。

セイヨウタンポポは単為生殖によりたくさんの種子を飛散させ、たちまち大群落をつくる。たとえ根がちぎられても残った部分から再生し、栄養繁殖するので、一度生えたと除去するのが難しく、今後、人間の営みとともにその旺盛な生活力と分布力により世界の隅々にまで広がり、タンポポ王国を築いていくことだろう、と書かれている本もあります。その実情を見たとき、なるほど輸入貨物、人間の靴、被服に付着し、また、前に述べた航空機の車輪に付着し、飛来するのが当然と思ったものであります。

そこで、市長にお伺いをいたします。市長さんが過日のテレビ・ラジオ報道の中で関西国際空港開港に際し、今後、「飛行コースについて陸上コースをとるのもやむなし」とのコメントがあったと、市民の多くが私どもに「和泉市はどうなっているのか」と聞かれました。私は、その報道を聞いておりませんので、全く分かりません。実際のところ、市長はいかがお考えの上でそのようなコメントになったのであろうか、お聞かせ願いたいと思います。

また、空港の開港によって少なからず影響があるであろう帰化植物と在来種との関係はどうなっていくと考えられているのか、お答え願いたいと思います。

次に、リサイクル推進における行政の役割と市民の参加についてであります。

リサイクルは、1人でできるもの、2人以上のグループでするもの、地域全体でするもの、市全域全体でしなければいけないものがあると思います。また、やる形態も自宅の少しの場所でするもの、できるもの、広い場所、機会、器具を必要とするものと種々雑多であります。また、その目的もごみの減量、資源の有効利用、余暇の利用、個人的な趣味、コミュニケーションの育成等、これまたいろいろであります。

すなわち、リサイクル活動とは、リサイクルを通じ物質の生命の蘇生と、それにかかわった個人、個人の心の満足感を共有しながら、ごみ減量並びにすべてのものを生かし切り、大切にすることを養うことができるものであります。

そこで、一定の地域、市全体で取り組まなくてはできない活動について、市としてどのように取り組もうとしているのか、次の点についてお伺いいたします。

1 番目として、市としてリサイクルセンターの件はどうなっているのか。

2 点目は、さきの緑の質問も関連し、剪定並びに除草したごみについてコンポスト化考えはどう思うか。

3 点目は、放置自転車に対する法が改正され、実施に移されましたが、返還されなく廃棄される自転車の処分についていかがしようとするのか。

4 番目、使用可能と思われる粗大ごみの活用はどのように考えておられるのか。

最後に、環境というものはためることはできないが、大きく育てることができると思います。

以上、質問の趣旨を説明しまして、自席から再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろとお尋ねを赤阪議員からいただいているわけでございますが、私への帰化植物に関連をしてのことでもあろうかと思いますが、過日の新聞・テレビ報道についてのお尋ねがございましたので、冒頭、私からお答えをさせていただきたい、このように存じております。

5月27日でございましたか、毎日新聞あるいはテレビで一部、報道がされたわけでございますが、それ以前に率直な話、私のところに毎日テレビが30分間にわたるインタビューにまいりました。その中で陸上ルート、海上ルートの問題が出てまいりました。私は、「これは3点セットの国との約束もあるので海上ルートに限定すべきである」という考え方を申し述べたわけでありまして。それははっきりと申し上げております。

ただ、いろんなやり取りの中で、「開港後どうしても海上ルートだけはいかんようになってきたら、市長さん、それでも門前払いですか」という御質問がございましたので、「開港後何年かたって、海上ルートだけでどうしてもしんどい場合が出てきて、国から正式な提示があれば、国と私たちとの信義関係はもちろんあるけれども、そういう場合には、協議に乗らざるを得ないでしょうな」というようにお答えをさせていただきました。

そこで、新聞・テレビでは、そのことだけを抜いて報道されたように私も聞いております。いわゆる前段の海上ルートに限定すべき、陸上ルートはぐあい悪い、という明確な話を抜いてしまい、どうしても海上ルートだけでいかんときには、それでも話が違ふから国との3点セットの信義関係だけで門前払いですか、とい問い掛けでございましたので、そういう場合には、国から真剣に協議を言うてくれれば乗らなければならない場合もあるでしょうな、ということを申し上げたのは事実であります。

ただ、前段の海上ルートの話の話を抜いてしまい、どうにもならなくなったときでも反対ですか、という質問も抜き、ただ単にそういう場合は協議に乗らざるを得ないでしょうな、という

一言だけを取り上げて報道するのはけしからん、と毎日テレビと新聞に対しては、市として嚴重に抗議をさせていただいておりますのが真相でございます。

舌足らずな点もあっていろいろ御迷惑を掛けている点については私も反省せざるを得ない。ただ、マスコミへの対応は非常に難しい、とつくづく今回の件で勉強させていただきました。したがって、信太山の管制塔を抱えている和泉市としては、陸上ルートについてはぐあいが悪い、という考え方はいささかも変わっておりません。冒頭、このことだけは明確に申し上げておきたいと存じます。

○ 議長（大谷昌幸君） 赤阪議員。

○ 18番（赤阪和見君） 順番が変わりましたので、基本的なこの問題について先にやらせていただきたいと思います。

その点では、私も市民に聞かれて非常に困っています。これは私1人でなく、そういう話も市長の耳に入っていると思います。それでは、この報道関係に抗議をした、と言われましたが、これは文書なのか口頭なのか、それをお願いしたい。

それから、市民に対するそのような誤解を生んでいることは知っているわけですから、市民の代表であるわれわれにでも結構でしたが、こういう内容の答えなんだ、ということは1つもないわけです。そういう点はいかがなものかと思えます。市長としてのコメントに対して抗議をした、というならば、それだけ重要なことであり、議員の皆さんの中でも聞いた人もあろうかと思いますが、聞かなかった人もたくさんあり、市民からいろいろと苦情というか、どんな考え方をしているのか、と言うて来る人がたくさんおりますので、この問題について、どのように対処しようとしているのか、お願いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 放送のあった直後、実は、このインタビューには企画課長も同席をして逐一聞いておりましたので、早速、企画課長から嚴重に電話で抗議を申し上げたという経過がございます。その後、6月15日の段階で和泉市の市長公室長の名前で、文書で発言報道についての申し入れをさせていただきました。電話と文書による抗議と両方させていただいております。また、誤解を招いて非常に恐縮でしたが、お問い合わせの面については、逐一、こういうことでございます、と申し上げております。

議会への対応について御指摘をいただき、痛み入ります。議員さんの中でお聞きになられることがあれば、ということで、議長さん、副議長さんには経過だけは率直に、こういう内容でございます、ということで御報告を申し上げてきた経過がございます。全議員さんに対して、そうした誤解があれば、ということで何らかの話があって然るべきだという点についてはまことに恐縮でございます。そういうことでございますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

- す。
- 18番（赤阪和見君） それでは、議長さんにお伺いをいたしますが、文書でされた抗議の分、これはいただいているんですか。
 - 議長（大谷昌幸君） いただいています。
 - 18番（赤阪和見君） なぜ、われわれには報告をされなかったんですか。その点では、議会の中でびっぴっと話は出ていたように思います。
 - 議長（大谷昌幸君） 私も経過が十分分かりません。テレビも見ておりませんし、こういうぐあいに違うということ、申しわけという言葉は適当ではないかも知れませんが、書類を向こうへ発送しました、ということで、その書類はいただいています。
 - 18番（赤阪和見君） それでは、そのコピーでも配っていただける体制にあるかどうか、それだけお伺いをいたします。
 - 議長（大谷昌幸君） 配るのでしたら、いつでも配ります。ただ、こちらが対応します、ということでしたので、当時、私はその書類を見ただけやったわけです。コピーを取って配るんやったら、いつでも配ります。
 - 18番（赤阪和見君） 配るんやったら配る、そういう言い方では、議会というのは前へ進まんわけです。これは重要な事柄でもありますし、その点、理事者として配るのか、議会として議長が報告を受けた内容で配るのか、その点は後で結構ですので、きちんとした対処をしていただきたいとそれだけ要望しておきます。
それでは、1点目からお願いします。
 - 市長（池田忠雄君） 全議員さんへの対応が遅い、という御指摘は、まことに痛み入ります。また、お尋ねがあれば、ひとつよろしく、という程度で議長さんに御報告申し上げただけでございます。いろいろと御迷惑を掛けております。ただ、議長団と私の方でいろいろと御相談をして、文書でございますので早速、対応させていただきたい、このように思います。
 - 18番（赤阪和見君） いや、そんなんじゃなく、これだけ重要な問題ですが、これ以上僕も言いませんが、何やそこで2人で守り合いするような話であればちょっと困りますので、私はその旨だけ言うときます、ということです。
 - 市長（池田忠雄君） 分かりました。
 - 議長（大谷昌幸君） 次、都市整備部。
 - 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下から公園の管理状況について御説明申し上げます。

公園の管理状況でございますが、充実した公園管理の必要性から昭和62年6月、財団法人

公園緑化協会が設立して以来、現在、153カ所、約65haの公園、緑地の除草、清掃、樹木の剪定、病害虫の駆除、また、遊具、柵などの保守点検の維持管理を行っております。

一方、市民サイドからの公園、緑地の愛護精神の普及や日常の維持管理への協力が一層大切なことから、住民参加と協力のもとに80公園、自治会として47自治会などに除草と清掃をお願いし、公園施設の効率的、効果的な維持管理に努めているのが現状であります。

その公園のごみ集めのサイクルでございますが、ごみ集め業者に委託をしております。サイクルにつきましては、その地域によりまして週2回程度その公園のごみを集めていただいております。

次に、公園の維持管理に要する費用でございますが、平成5年3月末の資料でございますが、一切合財含めた中では、平米当たり465円でございます。また、実質的な費用では、130円程度かかっております。

それから、芝生の張った個所、面積でございますが、現在、手持ちとして資料はございません。この芝生管理についても、現在、各公園のところどころにあるわけですが、特に芝生だからということでの維持管理はいたしておりません。ただ、芝生上に生えている除草等については、草刈り機で刈っているのが現状でございます。また、芝生としての維持管理をするに当たりましての費用でございますが、いろいろ調べたところ、約400円程度かかるということでございます。

次に、トリヴェールの今後、引き取る公園ですが、平成6年4月からいしたちはら公園といぶき野1号公園が市の方へ移管をされてございます。これの実質費用でございますが、先ほどの実質130円を面積2万4,000㎡に掛けますと、312万円程度かかるのではないかと見ております。

次に、除草の量でございますが、現在、153カ所から出る除草した草と剪定した枝が、1日にして2トンドンプカー4台程度でございます。年間実働日数が240日として960台分でございます。1台で20㎡積めますので、量にして年間1万9,200㎡を発生しております。

以上、公園課として6点お答え申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 街路樹の剪定量ということで、道路課関よりお答え申し上げます。

道路課の街路樹の剪定につきましては、一応、業者委託で年間契約をしておりますので、手元にはその資料等がございませんので、早速調べまして御報告申し上げたいと存じます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

- 福祉事務所次長（金谷宗守君） グリーンサポートセンター関係について、福祉事務所金谷からお答え申し上げます。

グリーンサポートセンターにつきましては、障害者の職業訓練の指導のため、指導業務として行っていただいております。指導員、作業員合計5名、これは手をつなぐ親の会の管轄下にございますが、この方たちによって市役所あるいは市民体育館など周辺公共施設への草花の植え込みあるいは除草、清掃等を行っていただいているところでございます。

予算額は、平成6年度で380万6,000円でございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 産業部次長（松林 保君） それでは、帰化植物につきまして、農林課松林よりお答え申し上げます。

一般的には、外国からの渡来植物ということでございます。渡来する経路につきましては、交通機関や物資の搬入が行われる港湾、空港、鉄道の周辺で最初に発見されております。自然帰化植物の侵入は明治時代以降に多く、特に第2次世界大戦以降に侵入してきたものが多く見られます。また、人為的に外国から輸入して栽培された植物が野性化した人為的帰化植物には、牧草、芝草、観賞植物などが挙げられております。これらの取り扱い機関といたしまして、植物防疫法により防除、調査、試験等がされております。植物自体に対する管理よりも病虫害防除が主になっているように思われます。

いずれにいたしましても、帰化植物につきましては、長い歴史の中で日本の気候、風土に順応してまいったものと思われませんが、本市の実態は十分把握できないことから、農林課の防除方法は、農家等からの問い合わせに応じる程度でございますので、よろしく願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- ごみ減量対策課長（松田 孝君） リサイクルセンター並びに使用可能と思われる粗大ごみの活用ということでございます。ごみ減量対策課松田からお答えいたします。

昨日の上田議員さんからの御質問にもお答えさせていただきましたように、私どもが考えておりますリサイクルセンターにつきましては、1つは、ごみとして回収された有価物を選別してリサイクルしていく機能、それと、リサイクル情報の発信基地として、また、リサイクルの拠点として市民が自主的にリサイクル活動に参加、実践できるような機能を合わせ持つ、いわゆる吹田市や箕面市におけるリサイクルセンターというものを想定しておるものでございます。

このような本格的なリサイクルセンターの設置につきましては、立地条件としては、泉北環

境整備施設組合内に併設することが望ましいということ。また、本市のごみ処理そのものが広域処理となっておりますことから、3市の収集システムと整合した形で施設全体のあり方を検討する中で、広域的な観点から計画整備することが望ましいということが基本的な考え方でございます。

ただ、議員さんが御指摘のようにリサイクルにつきましても、その目的もごみの減量、資源の有効利用という面だけでなく、個人の余暇の利用や、すべてのものを大切にすることを養うといった側面も合わせ持っているものと考えております。このような観点から市民が手軽に参加できるような、例えば先ほど、議員さんからも御指摘がございましたような使用可能な粗ごみをリサイクルできるような作業場の提供など、小規模なりサイクル施設設置の可否について調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 産業部次長（大塚俊昭君） 放置自転車に関係につきまして、交通公害課大塚よりお答えいたします。

放置自転車の未返還のものにつきましては現在、廃棄処分をいたしております。放置自転車の再生利用につきましては、安全性の確保や所有権の問題など取り組みにくい状況にありましたが、今回、自転車法が改正され、放置自転車の処分規定等について明確にされたものであり、これらの問題についても前進をしたと考えております。

交通公害課といたしましては、この自転車法の改正を踏まえ条例の整備を行い、現状の放置自転車の対策に努めるとともに、再生利用のための問題について研究をしてみたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 植栽の剪定ごみや除草したもののコンポスト化ということの御質問でございます。これにつきましては、府下的にもほとんど実施の状況がございません。ただ、われわれが存じておりますのは、大阪市の建設局が行っております事例がございます。これは大阪市内の公園から出て来る剪定ごみ、除草のようなものをチップ化して土壌改良剤、堆肥等に利用しているということでございます。これは大阪市だけのことでございますが、ほとんどの場合、現状、焼却処理をされている状況でございます。

われわれといたしましても、今後、こういうことも含めて検討してまいりたいと思っておりますが、やはりコスト的な問題、そういうコンポスト化するにしても季節による量のばらつきがあ

りましたり、そういう家庭から出て来る植木の剪定ごみの取り扱い、できれば堆肥等の処理先の確保等いろいろ問題がございますので、この辺につきましても検討してまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 18番（赤阪和見君） 公園のごみの収集に対して、第1点目の除草、清掃並びに樹木の剪定のサイクルの答弁が抜けてますので、後でしてください。

委託されているのが週2回ということで、普通の一般ごみと同じようにその地域を回っている、とおっしゃいますが、事実、そうした確認してやっておられるのかどうか。そしたら、何方所を委託して何ぼの予算を組んでいるのか。また、ごみはどのぐらい出ているのか、その点は調べたことがあるのかないのか、聞かせていただきたい。

それと、公園管理の委託ですが、全体的に465円、実質130円ということですが、この差は事務経費が非常に多いと思います。これはどういうことなのか、これからつくろうとしている部分なのか。維持管理が130円、事務経費など一切合財で465円だということは、その差額の335円については事務経費にかかっているのか、そのようにとらえていいのかどうか、その点をお願いしたい。

芝を張ったところは、芝は平米400円ぐらいかかるということですが、何平米あるか分からない、ということです。しかし、いしたちはら公園には、芝を張ったところが若干ありますね。そういったところは、今後も管理をしていかなければならない。それが平米400円要るんだということです。しかし、130円の経費しか見ていないということでは、芝の管理は難しい問題が出て来るのではないかと思います。1回高麗芝を張れば、枯れようが枯れようまいがしやうがない。最初、芝公園ということでその平米数でいいんだという考え方なのかどうか。

今回の議案でも出て来る宮ノ上公園には、4,000㎡ほどの芝が張られるようになってますが、ここの管理にしても、ただ、最初に植えたままでは何ら管理をされない。この和泉市辺りでは、芝を育てるのは難しい。おカネが要るわけです。最初に張ったところがきれいだったら、後はどうでもいいんだという感覚では困るわけです。その点で本当に芝を張って美しい公園を市民に提供しようという気があるのかどうか、その点をお願いしたい。

それから、1万9,200㎡が剪定という形の中で出て来る。これは除草の分は、和泉市などは放かせるところがあるから放かしてある。公園の片隅に置いてあるわけです。以前もだれかの質問にありましたように、光明台の公園の崖っぷちにまくってある。それが危険だという苦情があり、質問にもなりました。公園で始末をする分とごみとして出す分がありますが、これは公園課もしくはリサイクルしようとするれば、樹木の剪定や除草されたものをチップ化するとか変えていく必要があるのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下からお答えいたします。
公園の清掃のサイクルでございますが、153カ所のうち80カ所ほどは地元自治会等に委託をしております。残りの公園については、年間2回程度のサイクルで回っております。

それから、ごみの量がどのぐらい出ているかという確認ですが、1週間2回のうち、公園の中にゴミと空き缶のかごの2種類を置いているのですが、いつも満杯になっているような状況でございます。それらについては、業者に委託をしております。

その予算でございますが、剪定料も含めて年間1,600万円程度予算化しております。

○ 18番（赤阪和見君） ごみだけを教えてください。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） ちょっと探しておりますので、次へ行きます。

芝の管理でございますが、芝生広場というのは、現在の公園ではしておりません。若干の公園はしているところがあります。今度、4月から引き取ったいたちはら公園とか、現在、整備中の宮ノ上公園にはかなりの芝生広場もございます。これについては、今後、芝の現状を維持していくよう努力していきたいと考えております。

それから、実質費用と現実的な費用465円と130円の差でございますが、これにつきましては、465円のうちにはわれわれ管理部門に属する職員の給与並びに公園の中の遊具の修理代、それから、柵等の張り替えという、いわゆる公園を管理する請負工事関係も含まれております。130円につきましては、緑化協会への委託とかシルバー人材センターへの委託費のみでございます。

それから、清掃業者委託費は、192万4,000円でございます。

以上です。

○ 18番（赤阪和見君） これは153カ所の公園全部ですね。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） そうです。

○ 18番（赤阪和見君） ざっと計算したら、1カ所年間1万余円ですか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） そうなります。

○ 18番（赤阪和見君） 非常に安いというよりは、無茶苦茶な値段ですね。無茶苦茶な値段というのは、無茶苦茶な管理をされているとしてもうがった見方ではないと思います。どこまでごみをどこまで取っているか。ただ、任せているだけ。現実、1カ月放りっぱなしのごみ箱もたくさんございます。そして、日曜日の後の満タンのところ、いたちはら公園のよしずの下の大事なところへ置いてあるのが満タンです。

以前にも言いましたが、公園にごみ箱を置くのがいいのかどうか、という問題もあろうと思います。皆さん方が利用者をしっかり教育していく形で、その代わりしっかり美しく使ってい

ただければ、それ以上に美しくしようというのが管理者の仕事ではないか。汚いままのところであれば、何ぼでも汚くなっていくのが現実です。その点、この153カ所の公園のごみの出し方というものに対してしっかりと検討していただきたい。それをお願いしたい。

剪定が年2回と言われましたが、本当に年2回かどうか難しい問題もあろうかと思えます。刈らなくてはならない樹木あるいは刈ってはいけない樹木などいろいろあると思いますが、また、今後の問題として検討していただきたい。

この公園のごみ収集の件ですが、ごみ箱を置くのがいいかどうか、という基本的な問題から検討していただけますか。

- 都市整備部次長（山下喬三君） 現在、各公園につきましては、空き缶を初め燃えないごみ用のかごと焼却できるかごの2種類を置いてますが、現状、ごみかごをなくするのは難しいと思います。おっしゃっておられますように今後、それらの内容について研究検討してまいりたいと考えております。
- 18番（赤阪和見君） 管理しているものだけでなく、基本的な問題を言います。私は、何もごみ箱をなくせ、とは言っていない。置くのなら、本当に10m、20mおきに置きなさいよ。そして、毎日取るぐらいの気構えでないと美しくなりませんよ。ごみ箱というのは、美しくされると、つい放かすという形の中でも、もうここへは放かさないと、ということです。ある実態では、家庭のごみをそこへ持って行って放かしているのを何カ所か聞いてます。家に置いといたら臭いから、空き缶を公園へ持って行って放かしている。これは市民のモラルだと言えそれまでですが、市の管理者の方向性をしっかり持っていただきたいと思えます。地域、地域の1つずつの公園に顔があるようにしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それと、芝生の件ですが、この6年4月からいしたちはら公園の管理をするようになった、ということです。ちょうど枯れた木を植え替えをして引き渡しの準備をしますね。この芝生はシロツメクサですか、クローバーという外来種の帰化植物ですが、この先に生えたところが刈れる時期なんですよ。そこが枯れて茶色くなって芝なんかありませんよ。今年4月に受け取って今、整備されようとしてますが、今から公団に芝生を張り替えて受け取ります、とは言えないでしょう。芝公園がありながら、芝がないような公園を引き取っているという現実が大きな問題ではないか。

まだ受け取ってありませんが、あの槇尾川緑道は無茶苦茶ですよ。ちょうど私の腰ぐらいのところに電気が付いてますが、よもぎに隠れてしまい、「大きな蛍がいてるな」と思ったら道路を照らす電気ですよ。蛍と違う。くちなしというのはよもぎの間から咲くものですね。皆さ

んと一緒に視察に行きましたね。あそこを通れ、通れとやかましく言いました。実際、何回もあの件について言うてます。緑がありながら緑を利用できないこの悲しさ、あそこを通りながら、夜露に濡れた草に自分の服を濡らせながら歩かなければならない。逆にあそこを通らず、向かい側の歩道を歩いている人がたくさんいます。そういう実態をいかがお考えか。「あれはまだ受け取ってまへんね」だけでは済まされない問題があると思います。その点をじっくり考えてお答え願いたい。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） ただいまの榎尾川緑道は、現在、まだ市に移管されておられません。ですけれども、実質的には、緑道という位置付けがされております。一般市民の方も通られます。私どもとしては、公団に対し再三、申し上げてますが、公団の方も予算の関係があるのか、なかなか踏み切っていただけなかったのが実情でございます。このたび、私どももトリヴェール和泉の開発特別委員会であそこを通りましたとき、草がよく生えておりましたことについて公団に申し入れ、近々、これを刈るという約束をいただいています。今後も、あのようなことがないように強く申し入れをしております。私どもも十分注意をしながら公団と協議をしまいたいと存じます。

○ 18番（赤阪和見君） 議長にちょっとお願いします。昼間の12時5分か7分までに2番目も含めて全部終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（大谷昌幸君） 皆さんの御協力をお願いします。

○ 18番（赤阪和見君） すみません。基本的な問題についてはこれからも言うていきますが、その点では、剪定樹木のリサイクル化を1つの方向として考えていただきたい。

それと、グリーンサポートセンターの380万6,000円ですが、この市役所庁舎周辺で効果のほどをどのぐらい感じておられるのか。1年中きれいな花が咲いているとか、あなた方が感じておられる点をお伺いしたい。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 議員さんがお尋ねの件は、緑の保存という観点からの御質問ですが、われわれの方としては、まず、障害者の職業指導という点の効果をまず第1に考えてございます。その意味では、障害者の社会参加を促進するという意味で、4人の障害者の方々が非常に役に立っている。なおかつ、庁舎や体育館周辺の緑あるいは花を植えていただき、緑に対する市民の理解もある程度高まっているのではないかと考えております。

ただ、実際にやっているグリーンサポートセンターの指導員に聞きますと、残念ながら、いい花を植えた場合には、夜の間に盗まれて翌朝にはなくなっている、という心寂しい方がいらっしゃるようです。この辺は、市民のモラルを高めていかなくてはいけないと考えてございます。

○ 18番（赤阪和見君） あの人たちは本当に一生懸命にやっています。夜の間に抜かれても、また、新しい種を持って来て植えている。こういう努力は非常にあると思います。その点では、公園を設置するハードな面、管理するソフト面をしっかりと分けていただきたい。

私も小さいプランタンに花を植えます。小さい雑草でしたらすぐ抜けます。しかし、植えた花の根が張らんと、そばの雑草の根を引き抜くと3分の1ほど土が持ち上がります。その経験は皆さんもあると思います。ブルーミントン市で蒼々とした芝生を見たとき、夜中の9時ごろまで明るいので、家を守る上で一番大変なのは芝生の管理だ、と言うてました。市長、教育長も聞いているわけでしょう。その本当に美しい芝生を守って守って守って自分のところだけ楽しむのではなく、借景、すなわち人を楽しませる状態、隣との垣根がないように人と人の融合を図っている。

そのような管理をしなければならぬとすれば、そういうソフト面を障害者の方たちの仕事を増やす大きな一助にされてはどうか。その芝生の部分だけを委託するとかいう形をとっていただける方向であれば、障害者が生きがいを感じると思います。グリーンサポートセンターの人たちの給料というのは、シルバー人材センターほどももらってません。月にごくごく知れた金額でしょう。しかし、働く場を求めて一生懸命に生きている姿を見たとき、おカネではなく、働ける喜びを感じている方が非常に多いように思います。その点でよろしく願います。

リサイクルセンターですが、どうもごみ減量課がやらないかんように思っている。それがそもそも間違いである。先ほど、自転車の方向でとらえてもらいました。危険だから、ということ。そんなことはありません。各市のリサイクルセンターへ行ってみましたが、3台の自転車を1台にしびかびかに塗って、新車やないか、というぐらいの自転車をつくる技能を持った人がおります。指導する人もいます。それがシルバー人材センターの管理されるところで。

公園や道路課が樹木を剪定したものをチップにしなから、堆肥をつくりながらも、ごみ減量課では、堆肥の処分に困るという答弁がありました。公園課、その堆肥を使っただけませんか。道路課、使えませんか。使えるわけでしょう。いしたちはら公園には、200袋ほどの堆肥を積んで写真を撮っている。あれは、あなたのところへこれだけの堆肥を入れました、という報告を持って行くのしょう。そのような堆肥がみずからの方でごみがそのような変わるといことですが、ごみ減量課では、できた堆肥は邪魔物なんです。公園課では、大きな財産になるのです。この一体感をしっかり持ってやればいいじゃないですか。

放置自転車にしても1つの大きな方向ではないですか。今は、環境保全条例の運用でやって

ますが、市役所では使えて市民は使えないということでは困る。それを提供し、新しい命を吹き込んでいく。その点で市長、助役さん、昨年ですが、リサイクルセンターの設置に対して100万円付けていただきました。昨年1年間だけ、今年はありません。リサイクルセンターは泉北3市がやるもので、和泉市はどうもできない。ごみ減量だけを考えるから、そのようなことかしゃーしゃーと言えるんじゃないですか。その点の考え方をお聞かせ願いたい。

○ 市長（池田忠雄君） リサイクルセンターについての基本的な御指摘をいただいているわけでございます。前々から申し上げますように、基本的なリサイクルセンターは、泉北環境の3市で協議をさせていただかなければならないと考えております。

ただ、議員さんの御指摘は、自転車のリサイクルであるとか、少しでもシルバー人材センターとか市民参加で何らか抜本的なものでなく、市として考えられないか、という御指摘につながっていくと思います。その面につきましては、私も先般来、各原課に対しまして、基本的なリサイクルセンターの考え方と、また、自転車その他についての市民参加による、あるいはシルバー人材センターの方々の御指導とか、少しでもリサイクルの道に通じていくような、小規模なものであってもやれるものから検討に入れ、という指示をしております。その意味での御指摘については、今後、検討を深めさせていただきたい、このように思います。

○ 18番（赤阪和見君） ごみ減量課にお聞きします。

昨年のリサイクルセンター設置に対する調査費100万円は、どういう人がどのような調査をするためどのような方向で動いたのか、その点をお願いします。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 一応、リサイクルセンター調査費ということで平成4年度に100万円の予算計上をさせていただきました。調査に行きました市は、関東の武蔵野、東村山あるいは善通寺、清水、豊橋という形でわれわれ原課の担当職員がまいりました。

○ 18番（赤阪和見君） 庁舎全体でいろいろ話し合ったということはないんですね。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 市長とのお話し合いはさせていただいています。

○ 18番（赤阪和見君） 先ほど言いましたように1人でできるもの、2人以上のグループでするもの、地域全体でするもの、市全域でしなければならないもの、また、自宅の小さい場所でするもの、大きな広い場所、機械・器具を必要とするものなど種々雑多です。その目的もごみの減量、資源の有効利用、余暇の利用、個人的な趣味、コミュニティーの育成等、これまた多岐であります。その点から言うならば、全市域的に考えていただかなければならないと思います。

植物を大事にしようという第1点の質問の中に、私はあえて苦言を申し上げます。市庁舎管理の中でこの前の桶、もう何年かたちますが、可哀想にあの桶は、ワイヤロープを巻き付けら

れ木に食い込んでます。市庁舎前の木ですらそんな管理しかできてません。

また、帰化植物の件で聞きましたが、植物に対する特性とかいろんなものを考えなければならぬ。ところが農林課では、お百姓さんが種取りのために生えてあるごぼうをすべて切りまくった。これを問題にする気はありません。ここだけの話です。しかし悲しいかな、和泉市職員が、自分の所属する原課の中においてそれが分からない。市庁舎前の楠は、痛い、痛い、と泣いてますよ。もうすぐ庁舎を建て替えるからあれを全部切るからええんや、という考えであるならば、反省を願いたい。

以上をもって終わります。ありがとうございました。

- 議長（大谷昌幸君） ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。
（午後12時07分休憩）

（午後1時10分再開）

- 議長（大谷昌幸君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

次に、1番・友田博文議員。

（1番・友田博文議員登壇）

- 1番（友田博文君） 1番・友田です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昭和31年、和泉町など1町6カ村が合併して人口5万人の新しいまち和泉市が誕生。その後、八坂町、信太村を合併し、現在の和泉市が発足いたしました。そして、21世紀を展望した「調和と活力のある人間都市・和泉」の実現を目指し、住み、働き、学び、憩うの4つの都市機能を備えたまちづくりに向け、トリヴェール和泉、コスモポリス、ラーバンライフリゾート構想など大規模プロジェクトが展開されているところでございますが、その中でもトリヴェールにおいては、来春、泉北高速鉄道和泉中央駅の開業や桃山学院大学の開校、そして、8年度には、新産業技術研究所の開設が予定されているなど、着実にまち並み形成が図られつつあります。

また、コスモポリスにおきましても、本年度中に事業認可や区画整理組合の設立、また、工事着手が予定されているなど、当初、種々の面で憂慮されたコスモポリス事業ではございますが、ここまで漕ぎ着けたことに一種の安堵感を覚えるとともに、市長以下関係職員各位のこれまでの御努力に改めて敬意を表したいと思います。しかしながら、今日の社会経済情勢を踏まえ、将来を見据えてみますと、コスモポリス事業の正念場は、これからであろうかと推察されるところでございます。今後におかれては、情勢の見極めを誤ることなく推進されるこ

とを期待したいと存じます。

さて私は、まちづくりというものは、一定のビジョン、方針というものがあって、関係する事務事業が互いに機能連携を保ちながら相乗効果が図られていくものであると考えておりますが、本市の各施策を見てもみずと、残念ながら、縦割り行政の弊害というものを顕著に感じるのには私だけでしょうか。今日は、このような観点に立ち、市長が常日ごろ言っている市民本位の行政について質問させていただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

まず、1点目につきましては、情報処理についてであります。私は、この場でも何度か質問をさせていただいていると思いますが、本市のコンピューター化がここまで進んでいるにもかかわらず、未だ財務会計が手計算で行われている実態はいかかなものかと懸念しておりますので、この点についてお聞かせ願いたい。

次に、印鑑証明、住民票等の発行についてですが、土、日曜の関連か、秘密保持の関連処理の緩和か分かりませんが、最近、自動発行が増えていると聞いております。画期的であり、大変素晴らしいことと思いますが、この点についてどのようにお考えになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、この10年ぐらいで通信網ががらりと変わってくるものと考えられます。中学校では、授業にコンピューターが取り入れられた今日、近い将来、生活様式も一変してくる考えられますが、情報管理室では、これからの行政のあり方について、コンピューターに関連して考え方を示し願いたいと思います。

次に、2点目といたしましては、まちづくりについてお伺いします。基盤整備からです。

和泉中央線や泉州山手線、大阪外環状線などの整備推進と合わせ近畿道の開通など、これまで課題とされてきました本市の主要幹線に一定の見通しが見え、私は、これからの道路網の整備は、これまでと違った形で進められて行くのではと考えております。そこで、このような時期を迎え、今後、事業化が図られる道路事業は、今、申し上げました主要軸とどのような関連が図られていくのかについて、道路網整備という広い観点からお示しを願いたいと思います。

次に、下水道計画についてですが、現在の下水道計画区域は広範囲にわたっていますが、下水道事業の進捗度は依然として低く、その事業化が本市の懸案事項になってますが、今後の事業化に向けての考え方を示し願います。特に下水道計画区域として指定されていない調整区域部分の事業化の見通しについてお示し願いたいと思います。今後、全く事業化の見通しが無いのかどうか。もし、見通しが乏しければ、その対応策が講じられないのかについてもお示しを願います。

次に、トリヴェール和泉のまちづくりについて、どのようなまちづくりを考えているのかと

いうことをお願いします。

次に、市街化区域内の宅地化農地とまちづくりについてですが、現在、まちづくりの視点から宅地化農地の扱いについては計画段階であると聞いておりますが、その取り組み計画についてお示し願いたいと思います。

私は、今後の市街化区域のまちづくりを考えていく上で宅地化農地の扱いは、相当重要な要素を秘めているものと受け止めております。このような観点から市街化区域の空閑地利用、つまり、宅地化農地の利用について考え方をお示しを願いたいと思います。また、宅地化農地とまちづくりを考える観点から総合計画で言う土地利用との関連性について、今後を想定した考え方をお示し願いたいと思います。

3点目としてコスモポリスですが、先ほども申し上げましたようにコスモポリスの当初の段階では、事業化に向けての見通しが憂慮されておりましたが、本年度には、区画整理組合の設立や工事着手が予定されているように聞いてます。困難な諸問題を克服され、ここまで進めてこられた関係職員各位に本当に敬意を表したいと思います。しかしながら、非常に厳しい経済環境の中でコスモポリス事業の採算性、そして、企業確保がどうなっているかなどを考え合わせますと、厳しい現実が想定されるところでございますが、賢明な職員各位の英知を結集しての取り組みを期待して次の質問をさせていただきます。

区画整理組合の設立時期はいつごろなのか。また、その後の取り組み計画について具体的にお示しを願いたい。

特に企業勧誘に向けての取り組み時期はいつごろを想定しているのか。先行き不透明な経済情勢の中、コスモポリス事業の今後の不安はないのか。また、現時点での株式会社いずみコスモポリスの負債総額や返済額など会社の収支実態をお示しを願いたい。

私は冒頭、まちづくりとは一定のビジョン、方針のもとに各施策が機能するものである、と申し上げましたが、そもそもコスモポリスは、衰退する地場産業に活性化を与えるという機能にも期待をして進められてきたものと理解をしております。

そこで、お尋ねをいたします。本市の産業ビジョンの観点からコスモポリスの機能をどのように受け止めておられるのか。このことについては、産業部及びコスモポリス推進部双方の考え方をお示しを願いたいと思います。

コスモポリスに数千人の就労者が見込まれているやに聞いてますが、果たして地元就労者の見込みはどうなっているのか。この問題については、労働対策という観点から商工課に、そして、コスモポリス事業を推進する立場からコスモポリス推進部のおのおの立場で見解をお示しを願いたいと思います。

次に、4点目としたしましては、なみはや屋国体についてでございますが、馬術競技の開催内容としては、会場、駐車場、選手宿舎などの施設面についてどのような計画をお持ちなのか、お示しを願います。

また、この国体についても道路整備や下水道整備が予定されているようですが、国体向けの整備という考えにとどまらず、各事業がまちづくりの観点からどのような位置付けが関係部局との間に図られているのか、お示しを願います。

5点目には、総合園化についてお尋ねをいたします。

横山校区では、園の統廃合がなされるやに言われておりますが、このことは保育園の統廃合か、それとも、幼稚園も含まれたものなのか、お示しを願います。また、統廃合後はどのような園をお考えなのか。このたびの統廃合は横山のみ措置か、それとも市域全域に及ぶ措置なのかについてもお示しを願いたいと思います。今後も統廃合を進めていかれるのか。横山での統廃合措置は、市の行革の一環として受け止めていいのか。

私がここで申し上げたいのは、今回の横山における園の統廃合案というものは、市の幼保教育、幼保行政という1つのビジョン、政策というものがあって措置されるべきものと考えますが、現在の幼保行政の中でこのようなビジョンはあるのか。それとも、今回の措置は局面对応のものなのか。この問題については、保育行政と幼児行政の双方の立場から見解をお示しを願いたいと思います。

以上を申し上げまして、理事者各位の答弁の内容によっては自席からの再質問の権利を留保いたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 情報政策課長（岩崎充彦君） 先生がお尋ねの情報処理についての3つ目にございましたコンピュータ化についての基本的な考え方及び情報ネットワーク等について、情報政策課岩崎よりお答えいたします。

先生が御指摘のとおり、情報処理技術や通信技術の進展は非常に目覚ましいものがございませう。特に経済のサービス化、ソフト化に伴い情報に対する需要が飛躍的に増大し、情報の有する価値が著しく高まってまいりました。このような情報化の進展は、わが国の経済社会の様々な局面において大きな環境変化を引き起こしつつあると言われております。地方自治体におきましても、総合計画のような長期計画に基づき、わが国の経済社会の動向に対応した諸施策が推進されておりますが、特に情報化への対応は、今後、21世紀に向けて地域住民の福祉の向上と地域の活性化を図る上で重要であると認識をしております。

次に、情報化の推進をまちづくりの中でどのように位置付けをしているか、ということでご

ざいますが、地方自治体が抱える行政課題は、今後、ますます複雑高度化することが予測されています。これらの諸課題を効果的、効率よく推進する手段、方法として、情報化の持っている機能が発揮されることが今、求められております。そのため情報化の推進は、先生がおっしゃるように各行政課題とリンクしたものでなければならないと考えています。

具体的な情報化の進め方でございますが、現在、検討中の第3次和泉市総合計画におきまして情報化の位置付けと言いますか、各まちづくりの基本柱とどのように整合性を持たすかについて検討している最中でございます。

次に、この総計を受けて和泉市行政情報化推進計画を策定し、庁内の情報化と地域情報化を推進する目的であるとか進むべき方向、方法等を具体的に検討し、その上でOA化推進指針や地域情報化計画を策定していきたいと考えております。

また、情報ネットワークに関してでございますが、庁舎内におきましては、当面、現行のオンラインシステムを中心にしながらもOA化の推進、特にパソコンの設置を進め、先生が以前から御提案されております庁舎内のLAN（ローカル・エリア・ネットワーク）あるいはクライアントサーバーであるとか、ホストプラスLANなど接続方法はいろいろございますが、いずれかの方法でネットワーク化をすることによりデータの共有・共用化を進め、より効率的な行政執行体制を図ってまいりたいと存じます。

次に、庁舎外の関連機関との関係でございますが、現在、検討中の出張所の計画に見られますように、市民へのサービス向上と事務の効率化を図るため、既設の通信回線（これはISDNとか専用線などいろいろございますが）を利用したオンラインサービスの拡大等、いわゆる情報ネットワーク化の推進に努力をしまいたいと考えております。

さらに、今日の社会情勢で申し上げますと、アメリカの「ゴア構想」、1993年の全米情報基盤構想というものに影響されながら、わが国においても情報インフラとしての光ファイバー網計画が現在、進行中でございます。近い将来、これらを利用した自動検診であるとかパソコン通信、ホームショッピング、セキュリティーサービスなど、多彩な利用方法が実現していくものと思われまふ。行政におきましても、これらの技術とマルチメディアを活用することにより、より多くの行政サービスを提供することが可能になった時代と言えます。

このような大きな情報化の流れを行政としての的確にとらえ、しかも、効率よく展開していくため、情報化の推進組織を整備し、各界の専門家の意見を賜りながら積極的に進めてまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 市民課長（辻 勲君） 印鑑証明や住民票等の自動発行の考え方について、市民課辻から

お答えいたします。

自動発行の方法によりますと、執務時間外や閉庁時における証明書の交付サービスの提供が可能となり、特に市民の利便性に効果がございますが、利便性の裏には、不正入手や不正使用によりプライバシーの侵害、金銭債権、不動産所有権等に大きな影響を及ぼす恐れがございます。また、実施しております市の実情を見ますと、利用者が少なく、費用対効果の面で課題があると思われますので、他市の導入状況を見つつ調査研究、検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 総務部理事（阪 豊光君） 財政課阪からコンピューターの活用についての財政課の業務についての実態をお答えいたしたいと思ひます。

先生の御指摘のように財務会計の構築は、今日の行政課題の効率化の1つであると常に認識しております。そこで、財政課の業務のコンピューター活用につきましては、情報政策課からの指導なり協力を得ながら現在、起債管理並びに予算編成システムに着手している状況でございます。

起債管理につきましては、昭和62年度にパソコン用のパッケージを購入しながら改良を加え、63年度からパソコン処理を行い、効率的な管理運営を行っているところでございます。

また、予算編成システムにつきましては、平成6年度の当初予算編成から部分的に取り入れながら稼働させ、本年度は、電算処理に取り組んだ初年度の上立って課題を整理しながら、平成7年度におきましては、予算書の作成まで移行できるよう努めるとともに、効率的、効果的な活用が図れるよう検討を重ねてまいっているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 道路課関です。御発言にありましたとおり、本市の幹線道路は一定、その整備の成果を上げ、平成7年春には、新たな道路整備の取り組みを行う時期であると考えております。その課題としましては、これからの主要な幹線道路の市域幹線との接続を図ることが大切であり、有機的な道路利用を考慮し、平成7年度以降は、光明池春木線、唐国久井線、和泉中央線の早期整備を今後の本市の最重要課題として、関連する住宅・都市整備公団、コスモポリス、大阪府などとともに十分に調整を図り、整備を進めてまいりたいと存じます。

特に和泉中央線は、本年度、暫定的にも都市計画道路青葉台中央線までの供用を図ることになっていることから、平成7年4月に開業する和泉中央駅のアプローチは市民の期待するところ

であり、市域の中心部に位置する和泉中央線の整備時期と合わせ、生活幹線との接続を図ることとでその利便性を発揮させてまいりたいと思います。

また、整備が進みました主要な幹線ではありますが、泉州山手線の準高速道路は、現在のところ、光明池で止まっております。関西新空港への主要軸として大変重要な道路であることから、早期着工に向け事業主体である大阪府に強く要望するとともに、池上下宮線、和泉中央線の大阪和泉南線以北の整備、大阪岸和田南海線等の整備も早期着工、早期完成に向け合わせて要望してまいりたいと思います。

なお、和泉中央線の大阪和泉南線以北の区間は、本年度からJRとの協議に入るべく、大阪府において手続を進めているところであります。

以上であります。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 下水工務課長（浦 一夫君） 下水道事業計画について、下水道工務課浦からお答え申し上げます。

まず、1点目の今後の事業化に向けての考え方でございますが、本市の公共下水道の大部分は、南大阪湾岸北部流域関連公共下水道の区域となっております。公共下水道の整備は、大阪府が施行する流域下水道幹線と整合を図りながら鋭意、推進しているところであります。現在、事業既認可区域は1,257haで市街化区域の約半分を受けております。今後、なお一層事業を促進するため、市街化区域の大半、新市街地を除く約1,988haの事業認可区域の拡大に取り組んでいるところであります。これらの区域を第8次下水道整備5カ年計画、つまり平成12年度末までに市街化区域のほぼ全町を目標に着手してまいる計画であります。

次に、2点目の市街化調整区域についての今後の事業化の見通しでございますが、市街化調整区域の整備につきましては、市街化区域の整備に引き続き着手する計画を立てておりますが、今後、流域下水道幹線と整合を図りながら、平成13年度から始まる第9次下水道整備計画の中で調整区域の一部を着手してまいりたいと考えております。

以上、よろしく願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 市長公室次長（石本博信君） 施策推進室石本より3番目のトリヴェール和泉のまちづくりについてお答えさせていただきます。

先生が御質問、御指摘のとおり、泉州地域では、関西国際空港などの大規模プロジェクト事業を契機に各市町村でも独自の計画が推進されておまして、本市においてもトリヴェール和泉の開発事業を初め和泉府中駅前再開発やコスモポリス、ラーバンライフリゾートなど数多く

の計画が具体化している現状を考えたとき、今後、南大阪が高度な技術革新や情報化、国際化が進み、経済や社会環境に対して大きな変化をもたらすこととなるように考えております。このような状況の中、住宅需要につきましても量から質への転換を見せるなど、魅力的なまちづくりが求められているところであります。

このような背景のもと、トリヴェール和泉では、泉北高速鉄道の延伸や副都心となるシビックセンターの整備を行い、既成の市街地や住宅団地を含めよりまとまりのある市街化に整備していくものであり、単にベッドタウンづくりにとどまることなく、住宅、産業、文化等一体化したまちづくりを進める必要があります。特に本市の総合計画においては、北部の和泉府中駅を中心とした都心部に対しトリヴェール和泉を市の副都心と位置付け、整備を行おうとしているものでございます。

以上、簡単ですが、御答弁とさせていただきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 市街化区域内宅地化農地とまちづくりの数点の御質問について、都市計画田中よりお答え申し上げます。

まず初めに、生産緑地法並びに農地関連税制の改正に伴って本年度に実施する市街化区域内農地等整備計画策定に至った背景から御説明申し上げます。

市街化区域内の宅地化農地等の土地利用につきましては、平成3年の生産緑地法等の改正によって、3大都市圏の特定市における市街化区域内農地を保全する農地か宅地化する農地かのどちらかに都市計画で区分するところではありますが、宅地化を選んだ農地につきましては、営農のいかんにかかわらず宅地並み課税が課せられることとなったため、現況のまま放置すれば、これら農地を活用した小規模な宅地開発が頻発し、劣悪な市街地形成が行われることが懸念されることとなりました。

一方、大都市圏では依然として住宅宅地の不足から、国において宅地化農地を活用した公共施設整備を伴った計画的な市街地の形成や良好な住宅宅地の供給を実現していこうという方針から、平成4年9月28日付の建設省通達でその方針が示されるとともに、平成5年1月27日付の通達でその具体的な内容が示されたところであります。

この通達の中で市街化区域内農地に関する整備プログラムの策定を各特定市に対し求めており、さらに、その策定はできる限り早期に行うよう求めております。平成6年度には新たな補助制度の創設によって、今まで国の補助事業ではなじまなかった小規模な土地区画整理事業に対しても、一定の要件を満たし、かつ整備プログラムに位置付けられた事業については、事業費の一部について国庫補助を行っていくという方針であります。

また、大阪府においても、国の方針を受けて整備プログラムを策定する特定市に対する支援措置として、大阪府独自の補助制度の創設を平成5年度に行っております。このため本市といたしましては、国の通達に基づく市街化区域内農地に関する整備プログラムの内容を包含した府の補助制度を活用し、市街化区域内農地等に関する整備計画の策定を行うべく予算の計上を行い、さきの定例会において御議決をいただいております。

そこで、1点目の今後の取り組み方についてでございますが、現在、大阪府に対して府補助金の交付申請を行っているところであります。今後、市街化区域内農地等を含む空閑地について、市としてそれら空閑地の土地利用のあり方について、その考え方の整理も含め関係各課並びに農業団体と連携を行い、整備計画策定を行っていく考え方を持っております。

次に、2点目の市街化区域内農地等空閑地の土地利用についての考え方でございますが、農地等空閑地が位置する土地の形態や立地条件、都市計画上の条件等様々な要件によっては、必然的にその土地の利用の仕方が変わってくるものと考えております。このため今後の整備計画策定の中で十分検討したいと考えております。

次に、3点目の総合計画との関連性でございますが、本整備計画策定に当たってその上位計画ともなる総合計画との整合性を十分図りながら、良好なまちづくりの有効な手法である土地区画整理事業等の面整備事業について、実効性のある整備計画の策定を行っていく考え方でありますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ コスモ推進部次長（福原 進君） 大きな3点目のコスモポリス関係につきまして、コスモ推進部福原の方からお答え申し上げます。

1番目の区画整理組合の設立時期はいつか、また、その後の取り組み計画について、それから、企業誘致の取り組み時期について、まず、お答え申し上げます。

現在、組合の設立認可申請に必要な定款及び事業計画書、公共用地編入承認などにつきまして、府などの関係機関と事前協議を進めております。この協議が整った後、70数名になります組合員の同意書を収集し、申請をいたします。この本申請後約1カ月余り後、おおむね本年中に認可を得るべく懸命に現在、取り組んでいるところであります。

その後、1人ひとりの組合員がどれだけの面積をどの位置に換地を受けるかを定めます仮換地の指定を行いまして、造成工事に着手することになります。6年度中には、一部工事に着手してまいりたいと考えております。

次に、御指摘の企業誘致の時期ですが、この事業着手と並行いたしましてPR活動を進めていきたいと思っております。現在、そのまちづくりガイドライン、分譲要綱作成の作業を進め

ております。また、三セクの会社では、出資しております銀行や建設などの出資団体がより一層強力な誘致体制を整備しつつありますし、府の外郭団体であります団地開発協会は、府下の産業団地の開発に実績を持っております。こうしたことから誘致体制を検討しております。市といたしましても、府とともに積極的に推進してまいり所存であります。

次に、2番目の会社の負債総額は幾らか、その返済はどのようになるのか、であります。会社の平成5年度決算におきまして、負債額は約197億円であります。このうち土地購入費が約164億円でありまして、これらの資金は、三セクに出資しております銀行7行より借り入れしております。返済は、整地後の宅地を企業等に分譲して返済することになります。

3点目の先行き不透明な経済情勢の中、この事業の今後の不安はどうか、ということであります。先生が御指摘のように経済情勢は依然として厳しい状況にありますが、コスモを取り巻く環境といたしまして、関西新空港の本年9月の開港、また、近畿自動車道や大阪外環状線などの交通網の整備、和泉中央駅の開業や新産業総合技術研究所の開所など、その立地条件が飛躍的に向上されるものと考えております。

先生が御指摘のとおり、市民や和泉市経済界の期待が非常に大きいことは十分認識しております。市としては財政基盤の強化とともに、地元企業との連携など地元産業の活性化、地元雇用の創出など優良企業の誘致に向けまして積極的に推進したいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 商工課長（山本茂樹君） それでは、3点目のコスモポリスのうち商工課に係ります御質問について、商工課山本よりお答えいたします。

先生が御案内のように和泉コスモポリス計画の基本的な考え方といたしまして、先端技術分野における企業が集積する産業団地の形成を図ろうということで、トリヴェール和泉と合わせ高度な複合都市を目指す、と位置付けられているところであります。

本市といたしましても、今日、円高不況によりまして厳しい経営状況にあります地元中小企業の育成振興という立場から、また、地元事業主からも一定の期待がなされているところでもあり、先端産業が進出することによりまして、地元産業に取りましてもインパクトを与えとともに活力をも促すことが考えられ、また、業種の転換を求める礎ともなるであろうと考えられます。合わせて、地元産業の下請けへの導きも期待と申しますか、願ひも持っているところでございます。これらのことからコスモポリスと地元産業が共存できるような素地づくりも含めまして、本年度に商工会議所と共同で策定を予定しております産業ビジョンの中に重要課題として取り入れてまいりたいと存じております。

また、コスモに係ります地元雇用に関しましては、進出をされる企業の業種によりまして、高度な技術を伴う職種につきましては一定、難しい面も想定されますが、新たな雇用の創出という観点からは、直接雇用や間接雇用を含めまして十分期待がされるものではないかと考えるところでございます。私どもといたしましては、これらの企業に積極的に地元雇用が取り入れられるよう、関係機関、団体に働きかけてまいりたいと考えてございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ コスモ推進部長（福原 進君） 今の産業政策との整合性、それから、地元雇用につきましてのコスモの意見としましては、先ほど、産業部からの答弁にもありましたとおり、産業部を初め市の関係部局と連絡を取りながらさらに検討してまいる所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 国体準備室長（森本良治君） 国体準備室森本より国体に関します御質問にお答え申し上げます。

まず、馬術競技の開催内容についてであります。現在の予想といたしましては、参加選手及び競技役員数は約600名であります。競技参加馬約200頭、大会日数5日間、予想観客数延べ約1万5,000人を見込んでいるところでございます。また、競技会場といたしましては、杉谷馬事公苑、隣接民有地、信太山自衛隊演習場を予定しております。その面積は、約15haとなるところでございます。

次に、駐車場関係でございますが、一般駐車場として約800台分と馬運車約50台分は、主に演習場内と隣接民有地をお借りいたしまして確保する予定でございます。

また現在、これらの基本構想を策定いたしました状況でございます。

さらに、宿泊施設でございますが、大会期間中の選手、役員、視察員等で約700人、さらに、相当数の観客を見込んでいるところでございますが、ただいま市内の宿泊可能な施設の調査を行っているのが現状でございます。

2点目の国体の開催に伴うまちづくり、関係部局との連携をどのようにしているか、という点でございますが、国体開催となりますと、主催競技の実施はもとより、国体開催を契機に御指摘のようにまちづくりを促進するということも国体開催テーマの1つでございます。

したがって、御質問の国体開催に伴い本市のまちづくりをどのように促進していくか、関係部局とどのような連携を図りながら進めているのか、という点でございます。例えばただいま国体関連事業として事業化を促進している府道富田林泉大津線（旧路線名は府道泉大津富

田林線)でございますけれども、伏屋町内の一方通行の拡幅事業のように同線を拡幅することによりまして、交通渋滞の解消、交通安全の確保を図るための事業、さらには、南大阪湾岸北部流域下水道の和泉泉大津幹線1の延伸計画に伴う府道富田林泉大津線の公共下水道幹線を整備することによりまして本市の下水道事業の普及を図るといった、本市のまちづくりを踏まえ、かつ国体開催に必要な事業採択を検討し、大阪府及び市の関係部局と現在、調整を図りながら事業を促進しているところであります。

このように国体準備室としましては、国体関連の整備について、現在、市のまちづくり構想で事業化をいたしているもの、今後、計画予定のものも含めまして、関係部局と事業採択等につきまして十分検討しながら事業促進を図ってまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

について

- 議長(大谷昌幸君) 次。
- 児童福祉課長(橋本敏雄君) 総合園に関する御質問に関し、児童福祉課橋本よりお答え申し上げます。

まず、1点目の横山校区の園の統廃合の件でございます。先生が御案内のとおり、横山第二保育園の大規模修繕につきましては、年次計画に基づき大阪府と協議を進めながら、また一方、横山校区の就学前児童数の少ない中、幼保合わせて考えていかなければならないこと、また、南部の活性化を図り山間部の効率的な保育運営を図る意味からも、幼稚園と保育園の統廃合を検討してまいりました。しかしながら、関係課と協議をする中、非常に難しい問題もあることから、現在のところ、基本的には、保育園2園の統廃合を検討しているところでございます。

次に、2点目のどのような園を想定しているのか、の点でございますが、ゼロ歳児からの総合園と考えてございます。

次に、統廃合は全市域に及ぶ考え方か、市の行革の一環か、また、市の幼保行政というビジョンがあってその中での措置なのか、という御質問でございますが、この件につきましては、現在のところ、考え方は持ち合わせてございません。これから研究検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 議長(大谷昌幸君) 次。
- 管理部次長(着本直幸君) 児童福祉課の横山第一、第二保育園の統廃合が計画されていることに関連しましての御質問でございますので、幼稚園の考え方について、教育委員会着本よりお答え申し上げたいと思います。

教育委員会といたしましては、これまでも市立幼稚園における運営の基本的な考え方といたしましては、幼稚園における集団教育の可能性と行財政上の効率性の観点から、園児が20名に満たない園については、次年度の募集時期までに縁故と目される保護者に対し入園希望の意識調査を実施し、その結果に基づき幼児教育審議会にもお諮りを申し上げ、御審議をいただく中、地域住民の理解を得られるよう適切な対応をまいりましたものでございます。

なお、御質問の横山幼稚園につきましては、本年度は、20名で園運営を行っております。当地域性から見て開発等による新たな幼児増が見込まれない状況では、今後も現状で推移するのではないかと考えております。

いずれにしても、当地域で公立園として幼稚園1園、保育園2園が競合するという状況の中では、将来的に見て双方が両立することは困難と考えるところであります。当面は、地元保護者、住民の意思を反映させる方向で幼稚園運営を図りながら福祉行政との連携をも考える合わせの中、今後の幼稚園運営のあり方を研究検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 1番(友田博文君) 情報処理については、いろいろと考えていただいているということです。この前、各紙に「400万世帯に光ファイバー」という格好で掲載されておりました。光ファイバーとなると、髪の毛1本の線で10本の端末を付けられる。電話からコンピューターからテレビ電話まで一切処理できるという形が考えられています。

その中で今後、庁舎建設を含め今、庁舎のネットワーク化がばらばらになってます。例えば電話1本にしても、福祉事務所に電話するにも別に電話を掛けなくてはいかん、消防署へも別に電話を掛けなければいかんといったこと、また、サービスセンターもいろいろ問題がありますが、そういったものがすべてネットワーク化されてくると大変便利になり、一元的な管理もできるのではないかと。今、いろんな方向で考えが出されてきてますし、そういう考え方を整理されていってると思います。

今後の情報化については、和泉市でもまだ手の付けられてないところがたくさんあると思います。そういった面を踏まえこれからの情報化について、先ほどの答弁にありました和泉市行政情報化推進計画でしっかりと方向を見出していってほしい。いつも情報化についていろいろ言ってきましたが、今後の情報化は、もう少し強力に推進をしていただければありがたいと思っております。情報政策課の皆さんには大変お世話を掛けますが、これはお願いをしておきます。

次に、印鑑証明や住民票の発行ですが、それはいろいろ意見はございます。個人のプライバシー、情報保護の問題はありますが、現在、何十カ所かで実際に行われています。なぜそれが

行われているのか、問題がないとは言いません。問題はあるが、なぜそれを取り入れるのかというをよく考えていただきたい。

プライバシーとかは分かっています。それで今まではやってこなかった。ところが今回、そういうものについて緩和措置がされ、実際に行っているところがあります。初めてやってたくさん問題も出て来るか分かりません。後で抜き差しならなくなるかもしれませんが、それでもあえて実行しているという事実は、新聞等でも紹介されているようにあるわけです。そういった面でいろいろ問題はあるけれども、ということ的前提を考えるのではなく、なぜそういうものに取り組んでいくのか、その市がなぜそれに取り組まなければいけないのか、といったところを情報課の方とよく協議をしていただき、もう少し提供できるかどうか、基本的に整備してやっていただきたい。この点は突然ですので、次の機会に内容を聞くことにして終わっておきます。

それから、財務会計のOA化について御答弁がありました。予算編成とかいろんなところで相当進んでいるということです。本当にいいことだと思います。当初、行政改革という御質問に対し、市長も「蛮勇を振るって取り組む」と答弁されていましたが、蛮勇を振られることも含め、財政は、市の心臓部であると思います。財政からこういったものに早急に取り組んでいただき、ここまでできたよ、やればできる、というところを披露していただきたい。この情報化についても、できるだけ早い時期にすべてのOA化が実現するよう努力をしていただきたいと思います。

以上、情報処理については、意見を述べて終わります。

それから、まちづくりについてですが、基盤整備の中でいろいろと御答弁をいただきました。泉州山手線の中で「準高速」という話がありました。今まで全く気付かなかったんですが、泉北高速鉄道に沿って泉州山手線（昔は泉北1号線と言いましたが）を走りますと、堺方面から室堂のところに入って来るとすぐ渋滞するわけです。しかし、泉北高速を走ると、どの駅の近くに来て、和泉市に入るとき渋滞するところが全くない。なぜかな、と考えたんです。そこで気付いたんですが、すべて泉北ニュータウンの関係については、この道路が、駅の付近へ直接乗り入れるようになっていることになっているんですよ。先ほどの御答弁にもありましたが、準高速ということについてひとつ勉強になりました。

この準高速が、来年開業する和泉中央駅になぜ乗らなかったのか不思議なんです。トリヴェール和泉の北部地区に既にお住まいになっている状況の中で、平成4年のまち開きの時期から今まで和泉中央駅ができるという話がどんどん進みながら、この準高速については、今まで何の声も上がらなかった。私もこれでええのかな、と思ってました。その中で今回、準高速とい

う話が出て来ました。これについて、なぜこれまで手が付けられなかったのか。駅ができるのになぜこれからののか。その点について再度、御質問をさせていただきます。

それから、下水道計画については、平成13年度から調整区域にも一部計画がされるということで、やっと100年を切ったという気がしています。本当に皆さん方、議員さんの御努力によって一部ですが、平成13年からと位置付けられるようになったのは大変嬉しいと思います。これも市長がやってくれたトリヴェールのおかげかなと思ったりしています。

私の立場から言いますと、この8月31日に外環状線が開通しますが、南部地域でも大変な交通量が見込まれています。現在、24時間営業のコンビニエンスストアからパチンコ屋、ガソリンスタンドなど様々なものが実際にでき、今後、予定もされています。開通すると、いろんな問題も起こす中で下水道はどんな扱いになっていくのか。まちづくりと合わせてこの辺の問題を十分考慮していただき、早く調整区域の幅が広がるよう、早く下水道の幹線を伸ばしていただくよう鋭意、努力していただきたい。下水道については、御礼と今後のお願いに代えさせていただきます。

トリヴェール和泉のまちづくりについて質問をいたしました。まちづくりの中で何もトリヴェール和泉だけではないんですが、これが今の和泉市のメインということで取り上げました。住み、働き、学び、憩うという4つの機能を持った大変素晴らしいまちをつくっていただいています。本当にありがたいと思っております。

ところが、今回の開発委員会で示されまして、特に私も意見を述べましたが、今まで桃山大学を建設するため和泉中央線を工事用道路として使っていましたが、そのまま生かして開通させ、後、それだけにすることをおっしゃってました。冒頭、述べましたが、市長は「市民本位の行政」といつもおっしゃっていますが、ここに市民本位というものをどうあらわして行くのか、浮かんでこない。こちらに引っ付けるとか、いろいろ手法はあると思いますが、地図を広げると、だれしもがなぜかと感じます。私1人が感じるのかもしれませんが、そう感じられる行政というのはやはり市民本位ではないと思います。

新しいまちができ、新しい人が入る。確かにその中に住む人は便利ですが、これまで新しいまちをつくってきた人たちは、工事用車両やらのおかげで渋滞が起き、ほこりや騒音などで悩まされたきたのが、その周辺に住んでいる市民の皆さんだと思います。そういう皆さんのことを考えずにそのものだけを優先する。私は、何も桃山大学が悪いとは言いません。桃山大学に来てもらって和泉市の学の方が盛り上がるのですからね。日本全国に和泉市もすごいな、と思わせるようになるわけですが、そこに温かい心が必要ではないか。先ほども縦割り行政と言いましたが、何かそこに忘れていたものがあるのではないか。そのもの自体を成し遂げるために

一生懸命になる気持ちは分かりますが、もう少し周辺の市民のことを考えた整備も大事ではないか。この点について御答弁をいただきたいと思います。

コスモポリスについてですが、区画整理組合をつくり、事前協議を今年中にやっていく、ということ。先ほど、昼食時にテレビを見ましたら、円がまた99円台の2桁になってました。私も2年ほど前、円は100円を切るよ、と言われてました。私も痛い目に遭いました。銀行関係やいろんなシンクタンクの人が言うには、今年は80円台に突入する、と言う人もおりますが、大体、95円台で推移する、というのが大方の意見のようです。

これは大変なことです。横山地域でも織り屋はあきませんし、中小企業は大変な事態です。農業もあかんし、何をして食っていかうか、というのが実情です。そんなとき、ここまでコスモポリスを持ってきていただいたことは大変ありがたい。和泉市に夢を抱かせてくれます。ここに地場産業ができる、優良企業が来たら大変よろしいということです。その意味では、コスモポリスについて企業誘致問題も言っておられました。早期に企業誘致を進めてもらいたい。また、本当に優良企業を誘致してもらいたい。

今年の就職戦線は250万人が就職できないと言われるぐらい厳しいようですが、和泉市におきましては、コスモポリスがこれだけ進んでいるという観点で市長、市民の皆さんも大いに期待をかけております。一応、ここまできたら成功ですが、今後は、いかに優良な企業を誘致するかが重要な課題だと思います。先ほどは、銀行とか団地開発とか言うておられましたが、本市としても、企業を誘致するにはどうすればいいか、ちょっと述べていただきたいと思ます。

それから、なみはや国体ですが、市長を初め皆さん方に聞いてほしいんですが、今回の国体は51年目。次の大阪府の国体にお目にかかることはまずないやろう、と刷り合わせに来た課長に言いました。昭和に生まれたほとんどの方々が、次の国体にお目にかかれたいのではないかと思います。その意味では、今度の国体に来た人たちが、本当に和泉市は素晴らしかった、と言うてもらえるようなものにしていただきたい。

いろいろ周辺のまちづくりについても、全国から来てもらえる人たちが周辺を歩いたり、和泉市の美術館へ行ってみようかとか、国華園へ行ってみようかとかいろいろありますが、やはりそういう整備も考えなければならないと思います。榎尾山の自然公園にしてもトイレ1つやってもらいましたが、あとの3つが非常に汚い。

特に地図に線を入れて見ましたら、先ほどの答弁にありましたような道路を考えますと、多分、富田林泉大津線を整備するにしても今の線でええのか、となれば大変難しいと思います。伏屋の前の池辺議員のところを広くしたところで、府道和田福泉線が余り広くない。だから、

それをやらなあかんですが、やったところで道路が狭い。すっと入って来られない。大会があるときはえらい渋滞が発生するのではないかと懸念します。

そこで、池上下宮線を全面的に早くしなければいけないと思います。これは府道富田林泉大津線、泉州山手線を考えたとき大変必要じゃないか。一部でも国体を契機にぱっといけるチャンスやないか。それで和泉市の縦軸の道路が前に進むのです。市は何をやっているのかと言いたい。たくさん家があるので買収が大変やと思います。そればかりやっていてできなかったと、もともとの線で終わってしまうとなると情けないと思います。大変汗をかいてもらうかわかりませんが、池上下宮線については、泉州山手線から少しでも開催地に向けて努力をしてもらいたい。大阪府からできない、と言われるかもしれませんが、土地開発公社の理事もおられますが、先行買収ができるのではないですか。後で答弁をお願いします。

それから、横山保育園が大変な時期を迎えています。担当の皆さん方には大変御苦労をお掛けし、ここまでやってくれていることに感謝を申し上げます。その中でゼロ歳から考えていただくのは本当に嬉しいことだと考えます。保育園の内情を見ますと、ゼロ歳をやっていないのは山の地域だけ、学童保育をやっていないのは南部地域だけや。何かしら、横山を中心にした南部地域というのは放つかれている。黙っていたら何もしてもらえないという感じもするわけです。今回、ゼロ歳児から考えてやろうというのは本当に嬉しいことだと思います。

これから幼保行政をどうしていくか、というビジョンづくりになると思います。横山第二保育園の改修も止めたことやし、早急にゼロ歳児からの総合園を考えていただきたい。南部地域はいろんな問題がそのままになっており、児童も少ない中、これから幼保行政をどうしていくか、両方のスタッフの皆さん方に知恵を絞っていただき、いい方向に持って行っていただきたいと思います。これは意見だけを述べておきます。

それで、さきに言いました3、4点について答弁を願います。

- 市長公室次長（石本博信君） まちづくりの点についてお答えいたします。

市民本位の行政の観点からということで、要するに中央線は、4月の時点で岡山三林線2車線を右折した、これまで委員会等で御指摘をいただいている線につきましては、弁解するようですが、事情もございませう。ちょうどこの地域は、隣接する鍛冶屋との境界の尾根になっておりまして、地域外の隣接地は、大阪府が所有する柑橘試験場となっております。府から土地の有効利用を図るため共同造成の申し出がありまして、各々にとってメリットがあるため、現在、協議を行っておる段階でございませう。

この境界部分を約10m切り下げる計画でありまして、東部調整池が松尾川の改修が完了した時点でその部分の土砂を持って埋め立てる計画で取り組んでおります。このような全体の事業

計画を立てて進めている関係上、和泉中央線の東部地区への延伸と青葉台中央線の接続につきましては、先行して進めることは困難となっております。

しかし、御指摘をいただいておりますように周辺住民の利便性を図る上から、現在の青葉台中央線から当面、市道浦田松尾寺線を通り和泉中央線の暫定道路を整備していくことで公団に申し入れ、具体的協議を行っております。また、御質問の件につきましては早期に取り組むよう、公団との協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- コスモ推進部長（中屋正彦君） 2点目の企業誘致につきまして、市としてどうすればいいか、という御質問につきまして、コスモ推進部中屋より御答弁申し上げます。

先ほど、室長から御答弁させていただきましたとおり、このコスモポリス計画につきましては、府、市、会社、協会の四者による推進体制を組みまして、事業手法として区画整理手法ということで、組合員も入りまして事業推進を図っているところであります。特にこのプロジェクトにつきましては、用地の先行買収を進めながら事業促進を図るということで進んでまいりました。会社、協会を合わせまして約80%近い土地の集約ができていくということでございます。

しかし、コスモポリスそのものは企業誘致が図られ、企業の立地形成を完了させるということが最大の目的でございます。そのため市といたしましても、和泉市の産業基盤、産業の活性化を図る立場から、会社、団発任せでなく、市が主体的な立場を発揮して最大限、頑張っていくという考えでございます。

- 国体準備室長（森本良治君） 池下線の国体関連事業としての必要性ということでございます。御指摘をいただいております池上下宮線の泉州山手線から富田林泉大津線の間約1.2 kmと理解しております。この間につきましては、国体のアクセスとして確保するか、事業化をするかという点でございます。国体準備室としましては、大阪府の国体局並びに大阪府の道路課に国体関連事業として採択を要望した経過がございます。しかしながら、現在、行っております池下線の事業の進捗状況、国道26号線から岸和田南海線の進捗状況によりまして非常に事業採択が困難ではないか、という指摘を受けているところでございます。

しかし、御指摘のように本計画の国体開催のアクセスの確保といたしましては、国体準備室としても、その必要性を否定するところではございません。今後、国体関連事業として事業採択が可能かどうか、引き続き大阪府と物理的に国体開催までに工事完了ができるかどうか、引き続き市、府の関連部局と調整を図ってまいりたいと考えているところでございますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

- 1番（友田博文君） 中央線の方はいろいろ問題があるかもしれませんが、できるだけ早い

時期に進めるように強くお願いをしておきます。

それから、企業誘致ですが、市長、私はいい企業に来てもらいたい、今は来てくれませんか。臨空タウンなんか全然あきませんよ。何しろ来てもらわなあかん。そのためにいろいろ英知を図らないといかん。しかし、英知を図ったところでそう簡単には来てくれせんわ。どこの企業もリストラをしてるんですからね。和泉市もリストラをせよ、言われてましたが、リストラしている企業におカネはない。

将来を考えて和泉市へ行こうやないか、と言うてもらうためにはどうすればいいか。私は高額所得者と違うので知りませんが、和泉市は税金が高いという形になっているそうです。来てもらおうと思うなら、税金の方をどうしてあげるか、どのように企業に優遇措置をするか、こういったことをきっちり考えていかないと、なかなか企業は来てくれせんよ。これだけ進んでよかった、とわれわれは思うかもしれませんが、もう少し景気がよくなるまで待っていた方がよかったという気もする中です。現在、ここまで進んできたのですから、そういう優遇措置も前面に考え、十分に取り入れながら考えていかないと優良企業の誘致は難しいのではないかと。

この間、信州へ行ってきましたが、トヨタが信州まで進出しています。労働力が安い、こちらへ持って来るのも高速道路ですぐや、ということで進出しています。今、日本経済は空洞化が叫ばれ、もう日本にいたくない、皆出て行く形になってます。市長、これは特に要望しますが、市民の皆さんが夢を持っているコスモポリス計画を成功させていただきたい。いい企業に来ていただくため、ぜひ和泉市へ来てください、と手を差し伸べるものがなければならない。コスモ推進部や産業部、企画も含め皆様方の英知を絞り、1日も早く、1社でも多くいい企業を誘致ができるようお願いしておきたいと思います。

この池上下宮線の話が出ましたが、次の国体が和泉市へいつ来るか、46年後や、とか言うてます。今度、和泉市へ全国の方が入って来るんですが、現状では恥ずかしいと思えます。泉佐野市なんかは広いところでさっと入って来られる。和泉市は、細いところで渋滞したら馬が暴れるかも分かりませんよ。そういう状態をよく考えなければいかん。

今日、私はバスに乗って市役所まで来ました。しかし、バスも大変渋滞します。しかし、国体を開くのに渋滞したらどうしますか。馬に蹴られて死んでしまえ、と言われるかもしれませんが、私は、恥ずかしくない国体をやっていただきたい。馬術が素晴らしいかどうか分かりませんが、国体の競技種目として馬術と決まった以上は、それを大いに成功させていただかないかん。よそから来る大勢の人たちに喜んでもらわないかん。和泉市はよかったな、という気持ちを持って帰ってもらわないといけません。

そのためには市長、この富田林泉大津線だけでなく、池上下宮線を全部買え、とは言いません。どんな形にせよ、今回の国体をするために努力をしてほしいんです。それでこそ、和泉市はよかったな、という形になると思います。開発公社、お願いします。

- 総務課長（植田真人君） 土地開発公社植田より、先生がお尋ねの池下線の一部を先行買収してはどうか、ということにお答えさせていただきます。

お尋ねの都市計画街路池上下宮線の事業主体は、先生も御存じのとおり大阪府でございます。用地の取得につきましては、基本的には、大阪府もしくは大阪府土地開発公社において取得されますが、もし御指摘のとおり、大阪府より用地取得につきまして業務委託の依頼が土地開発公社にございましたら協議したいと考えてございます。

- 1番（友田博文君） だれもそんなことを聞いてない。そんなことはだれも分かってるがな。土地開発公社で買えるか買えないか、と言うてるわけですよ。この前、開発委員会で聞いたとき、いける、と言うたがな。それを聞いてるんやから、いける、と言うたらええがな。そのときと今回の答弁は違うんですか。

- 土地開発公社事務局長（北野喜平君） 基本的には、答えは同じでございます。大阪府からの依頼があれば、土地開発公社が先行して買うことができるということでございます。

- 1番（友田博文君） 意見だけにとどめるかもわかりませんが、池下線を買うても、大阪府が必ず買うてくれるんですよ。和泉市のものやない。何も言うてもらわんかて買えるわけですよ。それが和泉市の努力ですわ。その上で大阪府にこういう形でよろしいです、と言うてもよろうたらなおいいことですわ。だけど、後、半世紀にわたって国体がないわけです。半世紀に一度の国体に向けて和泉市の取り組みは、和泉市へ行ってよかった、和泉市は大きな事業ばかりやってるんやない、こういうものについてもよかったな、と全国から来る大勢の人たちに喜んでもらえるよう積極的な行政を進めていただきたい。これについては次の機会にもやりますが、今回は、強く皆さんにやっていただく姿勢をお願い申し上げて終わりたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力、まことにありがとうございました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでした。

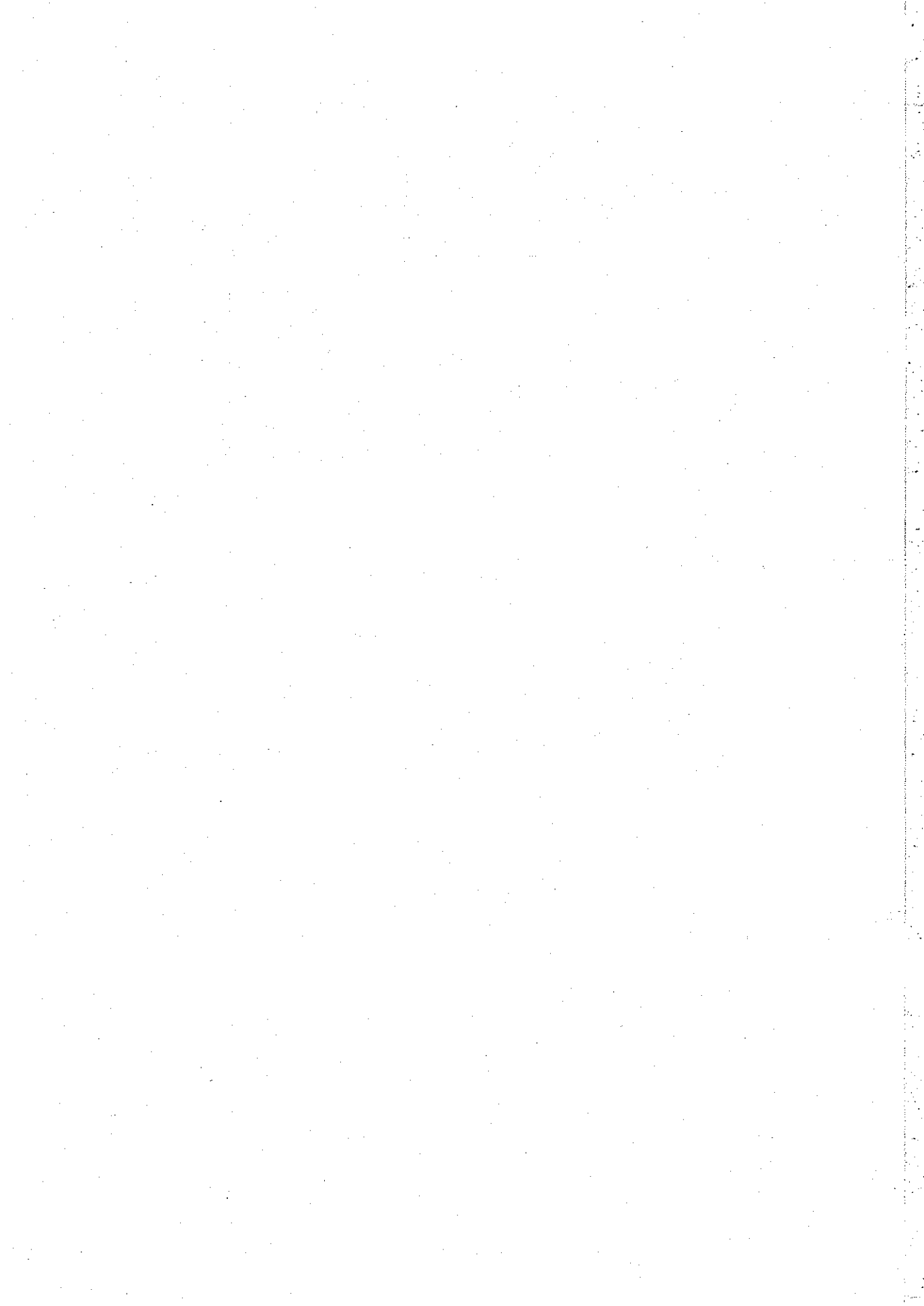
(午後2時35分散会)



THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

最 終 日



平成6年6月30日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市	長	池田忠雄	同理事兼財政課長	阪	豊光
助	役	坂口禮之助	同次長兼総務課長	池	辺功
助	役	田中昭一	同次長兼契約課長	北	橋輝博
収	入	役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長		堀宏行	同和对策部長	森	利治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	同次長	門	林良治
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	解放総合センター所長兼事業課長	池	辺修次
同次長兼人事課長		戸口泰明	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山	本襄
同人権啓発室長		明坂文嘉	市民生活部長	麻	生和義
同秘書課長		木寺正次	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸	田秀仁
企画調整部長		逢野博之	同次長兼保険年金課長	長	岡敏晃
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同次長兼環境整備課長	和	田栗登
同副理事(施策推進第二担当)		吉祇利朗	福祉事務所長	中	川鉄也
同企画室長		今村堅太郎	同理事	坂	田平之
同施策推進室長		石本博信	同次長兼老人障害福祉課長	金	谷宗守
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼総合福祉会館長	高	橋健
総務部長		神藤恒治	産業部長	萩	本啓介

同 理 事	白 樫 通 有	同 次 長 兼 営 業 課 長	城 前 伊 佐 雄
同 次 長 兼 農 林 課 長	松 林 保	病 院 長	竹 林 淳
同 次 長 兼 交 通 公 害 課 長	大 塚 俊 昭	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
参 与 兼 都 市 整 備 部 長	富 田 宏 之	同 理 事	谷 上 徹
同 理 事 (再 開 発 担 当)	盛 尾 久 和	同 次 長 兼 総 務 課 長	梅 山 世 紀
同 次 長 (再 開 発 担 当)	藤 本 仁	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	田 中 武 郎	消 防 本 部 理 事	一ノ瀬 喜 広
同 次 長 兼 公 園 課 長	山 下 喬 三	同 次 長 兼 消 防 署 副 署 長	池 野 透
コ ス モ ポ リ ス 推 進 部 長	中 屋 正 彦	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	北 野 喜 平 市
同 理 事	田 中 拓 夫	教 育 委 員 長	藤 井 謹 文
同 次 長 兼 業 務 課 長	福 原 進	教 育 長	杉 本 弘 稔
建 設 部 長	奥 村 富 彦	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	生 田 稔 幸 德
同 理 事 (道 路 担 当)	谷 俊 雄	同 次 長 兼 学 事 課 長	着 本 直 幸 德
同 次 長 兼 住 宅 課 長	西 岡 政 徳	指 導 部 長	西 川 義 孝 之
同 用 地 室 長 兼 用 地 第 一 課 長	奥 野 義 一 司	社 会 教 育 部 長	大 塚 丸 勝 之
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	同 次 長	田 丸 中 野 徹
同 次 長	中 野 英 二	同 副 理 事 兼 久 保 惣 記 念 美 術 館 長	藤 木 意 繼
同 副 理 事 (ふるさと課 兼 緑 地 課 兼 担 当)	岸 本 孝 二	収 入 役 室 長	高 橋 正 道 善 夫 清 三 忠 小
改 良 事 業 部 長	中 辻 寿 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	着 本 善 夫 清 三 忠 小
同 次 長 兼 用 地 課 長	席 田 嗣 夫	同 事 務 局 長	庄 司 陽 三 忠 小
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	監 査 委 員	吉 田 陽 三 忠 小
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	森 口 義 忠 小
同 次 長	西 尾 浩	農 業 委 員 会 会 長	農 端 小
同 次 長 兼 総 務 課 長	池 野 文 一	同 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆
 次 長 井阪和充
 参 事 西垣宏高
 議事係長 田中康弘
 議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月30日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成5年11月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年11月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第10号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年11月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成5年12月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年12月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第13号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年12月分)	別冊 P. 38
7	監査報告 第14号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成6年1月分)	別冊 P. 43
8	監査報告 第15号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年1月分)	別冊 P. 53
9	監査報告 第16号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年1月分)	別冊 P. 59
10	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成6年2月分)	別冊 P. 64
11	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年2月分)	別冊 P. 74
12	監査報告 第19号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年2月分)	別冊 P. 80
13	監査報告 第20号	定期監査(平成5年度第三次分)結果報告	別冊
14	報告 第2号	和泉市土地開発公社平成5年度決算書類の提出について	P. 1
15	報告 第3号	財団法人和泉市商工業振興会平成5年度決算書類の提出について	P. 2
16	報告 第4号	財団法人和泉市商工業振興会平成6年度事業計画書類の提出について	P. 3
17	報告 第5号	財団法人和泉市文化振興財団平成5年度決算書類の提出について	P. 4

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	報告 第6号	財団法人和泉市文化振興財団平成6年度事業計画書類の提出について	P. 5
19	報告 第7号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成5年度決算書類の提出について	P. 6
20	報告 第8号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度事業計画書類の提出について	P. 7
21	報告 第9号	財団法人和泉市公園緑化協会平成5年度決算書類の提出について	P. 8
22	報告 第10号	財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度事業計画書類の提出について	P. 9
23	報告 第11号	財団法人和泉市住宅センター平成5年度決算書類の提出について	P. 10
24	報告 第12号	財団法人和泉市住宅センター平成6年度事業計画書類の提出について	P. 11
25	報告 第13号	財団法人和泉市福祉公社平成5年度決算書類の提出について	P. 12
26	報告 第14号	財団法人和泉市福祉公社平成6年度事業計画書類の提出について	P. 13
27	報告 第15号	専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 15
28	報告 第16号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 18
29	報告 第17号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 21
30	報告 第18号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 24
31	報告 第19号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)	P. 44
32	報告 第20号	専決処分の承認を求めることについて (平成5年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 48
33	報告 第21号	専決処分の承認を求めることについて (平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号))	P. 55
34	報告 第22号	平成5年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 61
35	報告 第23号	平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 63
36	報告 第24号	平成5年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について	追加 P. 1
37	議案 第23号	工事請負契約締結について(和泉中央線道路改良工事)	P. 65

日程	種別及び番号	件名	摘要
38	議案第24号	工事請負契約締結について (中央2号歩行者専用道(2号橋)新設工事)	P. 68
39	議案第25号	委託契約締結について(和泉市中央丘陵地区における宮ノ上公園の設置等に関する平成5年度委託等変更)	P. 71
40	議案第26号	市道路線の認定について(唐国久井線)	P. 75
41	議案第27号	市道路線の認定について(中央2号歩行者専用道)	P. 77
42	議案第28号	市道路線の認定について(子供服団地本線ほか33路線)	P. 80
43	議案第29号	市道路線の認定について(坪井町5号線)	P. 87
44	議案第30号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 91
45	議案第31号	和解について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 94
46	議案第32号	平成6年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 97
47	議案第33号	和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び監理に関する条例制定について	P. 102
48	議員提案 議案第8号	和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	別紙
49	議案第34号	平成6年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	P. 108
50	議案第35号	平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算 (第1号)	P. 129
51	議案第36号	平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	P. 133
52	議案第37号	平成6年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	P. 140
53	議案第38号	平成6年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 154
54	議員提案 議案第9号	定住外国人の人権保障の確立に関する要望決議	別紙
55	議員提案 議案第10号	規制緩和の早期推進を求める意見書	別紙
56	議員提案 議案第11号	保健医療・福祉マンパワーの確保に関する意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長（大谷昌幸君） おはようございます。議員の皆さんには、何かとお忙しいところ連日にわたり早朝より御出席を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（河原茂隆君） 御報告申し上げます。
ただいま26名全員御出席でございます。
- 議長（大谷昌幸君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 議長（大谷昌幸君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○

- 議長（大谷昌幸君） それでは、日程審議に入ります。
日程第1より第13までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

監査報告第8号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年11月分	P. 1
監査報告第9号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年11月分	P. 11
監査報告第10号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年11月分	P. 17
監査報告第11号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年12月分	P. 22
監査報告第12号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年12月分	P. 32
監査報告第13号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年12月分	P. 38
監査報告第14号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成6年1月分	P. 43
監査報告第15号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成6年1月分	P. 53
監査報告第16号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成6年1月分	P. 59
監査報告第17号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成6年2月分	P. 64
監査報告第18号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成6年2月分	P. 74
監査報告第19号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成6年2月分	P. 80
監査報告第20号	定期監査（平成5年度第三次分）結果報告			別 冊

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第8号より第20号までの報告を終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 日程第14「和泉市土地開発公社平成5年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告第2号

和泉市土地開発公社平成5年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成5年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 土地開発公社事務局長（北野喜平君） 土地開発公社北野でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第2号「和泉市土地開発公社平成5年度決算書類の提出について」の説明を申し上げます。

公社の運営につきましては平素格別の御指導を賜り、経営の健全化、効率化に取り組んでいるところでございます。今後とも一層の御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、お手元の別冊「平成5年度和泉市土地開発公社決算書」に基づきまして、その概要を説明いたします。

1ページの「平成5年度和泉市土地開発公社事業報告書」1.総括事項でございます。平成5年度事業は、和泉市外からの委託に基づきまして計画的に事業を進めてまいりました。その主な内容を順次、説明いたします。

まず(1)公有地取得事業でございますが、一般公共事業では、光明池春木線の用地を初め、観音寺町6号線の用地等合わせて1万2,256.37㎡を工事費、受託費を含め14億6,483万9,070円で、また、環境改善整備事業では、住宅地区改良事業用地等2,343.33㎡を建物補償費等を合わせ3億6,946万2,282円で取得し、さらに、大阪府施行事業の岸和田南海線用地では、測量委託費として297万5,500円を支出いたしました。

これら先行取得用地合計は、土地71筆、1万4,599.70㎡、建物補償22件、工事費委託料8件、事業費総額18億3,727万6,852円でございます。

次に（２）公有地売渡事業でございます。一般公共事業として、和泉中央線道路用地、観音寺町５号線、同６号線等の用地１万３,１２３.５８㎡を建物補償費等合わせて１９億７,８８２万４,９６３円で、また、環境改善整備事業用地として、住宅地区改良事業用地等２,５５９.４４㎡を建物補償費等を合わせて４億５,３７３万１,４８０円で和泉市へ譲渡したのを初め、大阪府施行事業用地として、府道和泉南線用地３７.３２㎡を４９６万７,２９２円で大阪府へ譲渡いたしました。また、環境改善事業用地取得の促進を図るための換地対策事業用地として、１,７００.６０㎡を１億５,８２２万７,１１７円でそれぞれの権利者に譲渡いたしました。

以上、公有地売渡事業合計は、土地１８１筆、１万７,４２０.９４㎡、建物補償費等４３件で、事業収益は２５億９,５７５万８５２円でございます。

なお、（１）公有地取得事業費及び（２）公有地売渡事業の内容につきましては、５ページ以下３．業務事項に記載いたしております。

続きまして、９ページの「平成５年度和泉市土地開発公社決算報告書」について説明いたします。

まず、９ページの収益的収入及び支出の収入でございます。

第１款 事業収益 第１項 公有地取得事業収益とも同額の２５億９,５７５万８５２円を収入いたしました。

その内容は、当年度和泉市外に譲渡いたしました公有地の譲渡代金収入でございます。

次に、第２款 事業外収益は、１５３万４,６８４円を収入いたしました。

その内訳は、第１項 受取利息では、基本金等預金利息２１万１,０４円を、また、第２項雑収益１３２万４,５８０円は、公社が先行取得し、譲渡いたしました大阪岸和田南海線等大阪府施行事業用地の草刈り等の管理費用として、市を通じて支払いを受けたものでございます。

以上、収益的収入合計は、２５億９,７２８万５,５３６円と相なりました。

次に、１０ページの支出でございます。

第１款 事業原価 第１項 公有地取得事業原価とも同額の２４億８,７７７万４,０６９円を支出いたしました。

この内容は、和泉市外に譲渡いたしました公有地の原価でございます。

第２款 販売費及び一般管理費 第１項 販売費及び一般管理費ともに同額の６,９４７万６,１５８円を支出いたしました。

これは公社職員の人件費を初め事務費及び財産管理費等の経常経費でございます。

第３款 事業外費用 第１項 支払利息とも同額の１０１万８,４５８円を支出いたしました。

これは販売費及び一般管理費に充当いたしました短期借入金の支払利息でございます。

第4款 予備費は、他に流用した額を除き支出しておりません。

以上、収益的支出合計は、25億5,826万8,685円となりまして、収益的収入支出の差し引き額3,901万6,851円は、当期純利益となるものでございます。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。11ページでございます。

まず、収入でございます。第1款 資本的収入 第1項 長期借入金は、25億7,721万9,322円でございます。

この内容は、当年度に取得した公有地取得事業費及び借入金の元利償還金に充当する資金として、金融機関より借り入れしたものでございます。

第2項 固定資産売却収入5万300円は、公社保有の電話加入権2本のうち1本を売却したものでございます。

以上、資本的収入合計は、25億3,726万8,622円でございます。

次に、支出でございます。

第1款 資本的支出、合計とも同額の52億5,446万5,515円を支出いたしました。

その内容でございますが、当年度先行取得いたしました公有地の取得事業費として、第1項 公有地取得事業費18億3,727万6,852円を、また、第2項 長期借入金償還金34億1,718万8,663円を支出いたしました。借入金の償還内訳は、元金31億6,803万7,673円、支払利息2億4,915万990円でございます。

以上、資本的収入支出差し引きいたしまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26億7,719万5,893円は、当年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

次に、12ページ以下に平成6年3月31日時点における資産、負債、資本の状況を示す貸借対照表を、15ページ以下に当年度の経営成績を明らかにするための損益計算書を添付してございます。当年度は、3,901万6,851円の当期純利益を計上することができました。したがって、前年度よりの繰越欠損金1億9,108万5,251円と差し引きいたしますと、翌年度への繰越欠損金は1億5,206万8,400円と相なりまして、やや減少いたしました。

次に、公有地の保有状況でございます。21ページ以下の「財産明細書」に記載いたしておりますとおり、保有地の総面積は6万6,591.42㎡、帳簿価格は66億6,814万7,405円となっております。

以上、簡単ですが、平成5年度和泉市土地開発公社決算の報告を終わります。

なお、18ページ以下に財産目録、決算附属明細書等を添付しておりますので、御参照賜りますようお願いを申し上げます。

本公社の経営実態は、依然として厳しいものでございます。今後、事業遂行に当たり市と緊

密な連携により、経営健全化に向けて努力する所存でございます。議員皆様方の御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。私は、公社の特別委員会の委員でもありますので、そちらの方でもいろいろお聞きしている分もありますが、本会議の報告でありますので改めてお聞きする分と、幾つかの点についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、今さらということですが、公社が扱う業務は、いろいろな経過がありました。現在では、直接用地の購入と一般処分用地等を除きそれ以外の分については、直接の売買、譲渡はやっていないと思うんですが、その点はどうなっているのか。例えば用地の購入については、改良事業部とか建設部の用地室ですか、あるいは教育委員会もやられるのかどうかですが、そういうところ辺が用地購入の相手さんとの交渉等に当たり、最終的には、先行取得という形で公社が保有することになるのだらうと思います。直接的には、用地の購入あるいは一般処分用地を除く譲渡はないと考えていいのかどうか、確認をしたい。

次は、いつもお聞きをしているサントリー北側の用地、これは一般処分用地ですが、この5年の決算の中でも一部測量をやっておられます。これは売却をするための条件整備をやっていく、と今までからお聞きをしております。一方、運動団体いわゆる解放同盟から「これは同和对策事業用地として購入したものだから」ということで待ったが掛かっているの、なかなか思うように売ることができないという状況があります。市長は「早い時期に」と言われていますが、なかなか早い時期に終わってないのですが、とにかく一応、お約束はしていただいています。

今回は、延び延びになっている点は置くとして、条件整備を行っていく中で、われわれも今まで進入路とか排水管の工事などでなるほどと聞いてきましたが、ふと気付きました。実際に具体的にどのような工事をやるのか、という段階になってきて少しお聞きをしたいのは、今、13号線と言われる市役所の前の道路、これからの進入路はもちろんありますが、これにプラス東側線からの進入路の確保のため今、用地買収を行っていく段階だと考えていたわけです。

同時にこのサントリー北側という名称そのものも変えなければ、とこの前の委員会でも申し上げたんですが、この土地の中をすべて道路をつくる、いわゆる13号線から東側線まで貫通した横断道路の計画をされているかのようにお聞きをしています。同時に排水管、下水管までやるのかどうか。その辺では、一般的に公有地を処分する場合、そこまでやることは普通ないわけです。それはいわゆる買った相手さんがそこに排水管、下水管を入れるということだと思います。その辺では、具体的にどの程度まで計画をされているのか、あるいはそこまでする必要

があるのかどうか、その必要性などについてもお伺いをしたい。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 総務課長（植田真人君） 土地開発公社植田よりただいまの御質問についてお答え申し上げます。

第1点の購入方法ですが、公社では、直接買収はしておりません。例えば大阪府、和泉市等から依頼を受けた分については、それぞれの原課で直接買収をされております。

2点目のサントリーの進入路の問題ですが、一応、ただいま公社では、東側線からの進入路の用地買収の分だけを取り組んでおります。

もう1つの排水の問題でございますが、黒鳥伯太方面の排水計画がございまして、公社所有地の中に雨水排水管を埋設するについて、ただいま下水道部と協議をしている最中でございます。

以上、よろしくお願いたします。

- 25番（天堀 博君） 直接買収はされていない。用地購入をするどこかと一緒に公社も相手さんを訪問することはあるかと思いますが、用地買収をした物件を管理をしていく業務を行っている、簡単に考えれば、そういうことだろうと思います。

そこで、いまのサントリーの北側の問題ですが、今のお話のように阪和東側からの進入路を考えているという、われわれもそうは思っていたのですが、今のお話のように排水管あるいは下水管という問題になってきて、黒鳥、伯太方面からの水を東側線側へ抜いていくためにそこを通すとなると、その管の通った分は売れませんわね。管が埋設された分は、幾ら条件整備をしても外して売らなければならない。その辺では、どのような考え方を持っているのか。

黒鳥、伯太方面の浸水対策として抜くということは、私はこの辺のことは余り分らないんですが、そこが最適ならば、それでいいとは思いますが、その抜いた部分は売却をする分を外していかなければいかん。今、具体的に明らかにしておいてもらわんと、先になってこんな計画がありました、ではぐあい悪い。

- 土地開発公社事務局長（北野喜平君） 進入路をつくったり、雨水管を埋設した土地については処分の対象にならないのではないかと、という御質問でございます。それらにつきましては、ただいま検討中でございます。
- 25番（天堀 博君） 道路用地として買収した部分は売れますわね。市道認定すれば売れませんが、進入路として買収したんやったら、その分は売ったかてかめへん。これは当たり前前の話です。ただ、雨水管や下水管を入れるとなると、その部分は売れないわけです。片方でそんな計画があることが歴然としているんやったら、その部分をどないするのか、と最初からきち

んと計画をしていかないと、それを検討している、ということでは、管を入れるのか入れないのかという問題から考え直していかなければならないと思います。

○ 土地開発公社事務局長（北野喜平君） 「検討している」と申しましたが、常識的には、その部分は、売却の対象から除外すべき土地になると考えてございます。

○ 25番（天堀 博君） そうすれば、除外をするんですが、単純に入れる部分だけを除外するのか。どれぐらいの管を入れるのか知りませんが、例えば1mなら1mの幅員で排水管を埋めてますから市の土地として残します、となりますと、これは和泉市が公社から借りるか買い戻さなければならぬ。この経過からすれば借りるわけにはいきませんから、購入しなければならない。この雨水排水も下水道部ですね。そちらの計画はどうなっているのか、それとの辛み合わせでどうするのか。公社の特別委員会を開いたら、グレードアップするんや、と一生懸命に言うてますが、実際の段階では、そちらの計画との絡みが全く不透明です。その辺はきっちりしておかなければいけないのと違いますか、と言うてます。下水道部としてはどうなんですか。

○ 議長（大谷昌幸君） 下水道部答弁。

○ 下水道部長（藤原清司君） ただいま御指摘のサントリーの用地につきましては、黒鳥、伯太方面からの雨水管を布設する計画を持っております。管径1,800mmから2,000mmを東側線を通じて排水する計画を持っております。

○ 25番（天堀 博君） 今までの公社の特別委員会や議会でも、そこまでの具体的な話は出て来てない。しかし、実際にそういう計画を持っておられる。2,000mmというのは2mですね。2mぐらいの管を入れるということは、それより幅の広い部分を買わなければいけません。例えば3m分を買って和泉市が持っておく。特に13号線から入っていくところなんか余り広くないでしょう。残りを売るにしても、売りにくくてしょうがない。

市長、具体的にそういう計画があるのならあるで、その辺を先行させてきっちりなぜ進めていかないのか。13号線からいわゆるバイパスも兼ねて東側線へかけて市道を通すなら通すで、それがいいか悪いかは別問題として、市としてそういう計画を持っているんなら、はっきりした方がすっきりするやないですか。

今、進入路の買収をしていますが、普通に公社が買うだけやったら税控除も受けられへんのでしょう。市道なら、公共事業ということでいけるわけでしょう。その辺のことをなぜ早くきっちりしていかないのか。それもいわゆる解放同盟とのかかわりでできないのですか。それでは、同和対策事業で何をここにつくるんですか。その辺がはっきりしないところに問題があるのと違いますか。特別委員会でもその辺が何も出て来てない。

○ 土地開発公社事務局長（北野喜平君） 御指摘ごもっともだと存じます。今後、その点を煮詰めてまいりたいと思います。

○ 議長（大谷昌幸君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 理事長として私の方からお答えさせていただきたいと存じます。

もちろん、この土地に対する雨水管等につきましては、この土地の雨水管というよりも、黒鳥、伯太方面からの下水排水につきまして、この土地につくっていくという計画は前からあるわけです。また、この土地のグレードアップをするため、この土地と東側線をつないでいくという進入路は考えております。

御指摘の雨水管を入れるのならば、下からの買収の道と一緒に市道にしてはどうか、という御提案かと思えます。雨水排水の管を埋設していくということは決めております。今後、これはどんどん進めいきたいと思えます。黒鳥、伯太方面の上からの雨水排水対策でございます。この土地をどうしていくのか、という中で13号線からの進入路と今、築造中の東側線からの進入路によってこの土地をグレードアップしていきたい、という考え方は前から申し上げているとおりであります。今、雨水排水対策をした土地の扱いについての御質問であろうかと思えますが、それについてはよく検討させていただいて今後に対応していきたい、現状、このように考えております。

○ 25番（天堀 博君） 今の市長の答弁ではっきりしているのは、考えてないことはない、というぐらいの答弁です。今のところ、計画はきっちり決めてない。下水道部では、黒鳥、伯太方面から1,800mmから2,000mmの雨水排水管で流していくという計画は持っている。しかし、計画を立てても、市道でもなければ市の土地でもない。公社の土地、他人さんの土地ですから、3mなら3mの部分だけの土地を買収せないかん。その辺では、なぜきっちり計画を立てて事業に着手しようとしなないんですか。

改めて建設部の道路課に聞きましょうか。そういう計画はあるのかないのか。公社の局長の話では「今後、煮詰めていく」ということですが、まだそんな段階なのですか。

○ 議長（大谷昌幸君） 建設部答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 今、公社の方からの御答弁で申し上げましたように、どの位置で道路をつくるかということは、公社から少し調整はありましたが、具体的にどういう幅でどういう形でやるかは、まだ決定はしておりません。

○ 25番（天堀 博君） どういう幅でどうのということはないが、通すということは計画はしているんですか。特別委員会でも本会議でもあの土地のグレードアップをするということで、市長の答弁では、13号線からの入り口と東側線からの入り口ということを考えていたわけで

す。排水管と言っても、あの中のを排水を考えていたわけです。その分だけしか考えてなかったんですが、黒鳥、伯太の雨水排水をするために貫通させるとなると問題は別になってくる。

もちろん、あそこの排水も流したらよろしいんですが、その部分は、明らかに公的な用地として買収しなければならない。道路にしても、あの土地を抜くという話まで出て来て用地が狭くなっていく。少なくなるのはいいにしても、和泉市が買収しなければならない。その辺の計画をきっちり立てていった方が、逆に用地買収もしやすいのではないかと。市長は、前からグレードアップする、と言うているんやからね。これは和泉市行政の内部問題として幾らでも処理していけるとは思います、そのことがなぜできていかないのか。原課では、未だに計画はきちんとできてないということです。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど来、お答えしておりますように、あの土地のグレードアップの事柄につきましては、東側2号線から当該サントリー横の用地まで道路を抜いていく。13号線からも進入路があるという中で処分をしていく、これが基本であります。

ただ、上の黒鳥、伯太方面の排水路もこの中を通して抜いていく計画はあるわけでございまして、それはぜひ排水路対策として実現を図ってまいりたい。これは市と公社の間柄ですので、煮詰めをしていく中でこの用地の問題は解決が図れるのではないかと。内々の問題ですので、それは考えております。ただ、排水路の上の土地の扱いについて、いわゆる市道的なものにしていくのかどうかについてはもう少し煮詰めさせていただきたい、このように思います。

○ 25番（天堀 博君） ということは、その話は、きちんと決まったものではないということですね。それではもう一度、下水道部にお聞きしますが、この計画があるということははっきりしているわけですね。それはいつごろ、どんな形で実施に移していくことになってますか。

○ 下水道部長（藤原清司君） 下水道部藤原よりお答えいたします。

排水路そのものは、一般的には、公共道路に埋設するのが原則でございます。ただ、必要に応じて用地買収をしながら埋設をするという点については、市長と公社から答弁をしておりますようにその用地をどうするかを協議をし、1日も早く計画を推進したいと考えております。

○ 25番（天堀 博君） こんなことで余り時間を取りたくないのですが、そちらの方があやふやで皆目不透明ではっきりしないので時間がかかっているんです。突き詰めて言えば、下水道部も浸水対策を含め黒鳥、伯太方面の雨水排水管を通すという計画はある。あるけれども、その用地をどうするかについては、普通は、市道や公道に通す。自分のところで用地を買収して通すということは、よほどの場合はしますが、普通は考えない。そういう話が調整して煮詰まっていけないとどないもできない、というのが答えやと思います。

それなら市長、あなたが公社の理事長でもあるんですから、あそこにバイパス的にも道路を抜く、あるいは土地を売る場合に問題が出て来るかも分かりませんが、その部分を遊歩道のような形で抜くとか、いずれの形にせよ、これは市の内部でできることやから、なぜ早く計画を立てて実施していかないのか。後の土地をどないするかは別にして、雨水排水管を通す計画は、運動団体から止められている問題なのですか。

- 市長（池田忠雄君） そうじゃないですよ。雨水排水管を通していく計画は持っているわけです。ただ、どの場所でどうして抜いていくか、の煮詰めをしていかなければならない点が1つございます。

それから、東側2号線に接続する道路を買収をして両方から進入路を取っていくということは進めさせていただいております。ただ、雨水排水計画の確定は、他人さんの土地やございません。内々の理事長であり市長ですので、スムーズに煮詰めに展開していけると思います。ただ、道路的な扱いをどうしていくか、については、これから煮詰めていきたいと考えておりますので、その辺は、齟齬のないようにもっていきたいと思います。

- 25番（天堀 博君） どこを、どのように通すかの煮詰めをしていく、と言われますが、あんな土地ね、横を曲がっていくことなんてないですよ。今の13号線の入り口のところから多少はどちらかに振るかも知らんけど、東側線の阪和線に向けて一番端っこをズボンと抜いたらよろしい。多少の曲がりはあるかもしれませんが、今の工法で何ぼでもできるのですから。

市長、何かごまかしてみたいなどをどう抜いていくか、具体的な煮詰めにしなければならぬ、なんて知らない者が聞いたら本当に受けますが、皆さんがああ地形や地図を見たらすぐ分かるわけです。しかも、運動団体との問題も何もないのなら、なぜ早いこと市道なら市道認定をし、用地を買収していく方法でやらないのですか。だから、昨日から他の議員さんからも言われているように、和泉市の道路行政や公共的なものは一向に前へ進んで行かない。それを言うてるんですよ。

そこで、公社から用地を買えば、公社の財政はどうにかなるが、和泉市がそれだけのカネが要ります。道路となると補助金が付いてきますが、カネは要ります。どちらにしても、にならない話と言えそうですが、この間も委員会で穴瀬議員さんからも「まちづくりも考えてやらないかんのと違うか」と言われてます。確かにその部分の道路とか排水管も含めて以前からそれなりに考えておられるのなら、なぜ早いことそこへ手を付けていかないのか。せやから、用地の買収もできなければ、売ることについても話が進まないのと違いますか。その辺は、ひとつ早急に明確にしてやっていただきたい、という意見を申し上げて終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 他に。

○ 18番（赤阪和見君） 先ほどからの市長と天堀議員さんとのやり取りの中で不穏当な発言があったように思います。というのは、男性と女性で違うのだ、というのが私の意見であります。余りここでべらべらしゃべると、それがまた議事録に載ってそれを訂正しなければいかんとなりますので、そのお取り扱いのほどをよろしくお願いいたします。それともう1点、ただいまの問題のサントリーの横について、公社としてどうしようとするのか。以前から売る、売るとは聞いてますが、現在、高い買い手があれば売めるのかどうか、その点だけお願いします。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 土地開発公社事務局長（北野喜平君） サントリー北側の用地につきましては、かねてより処分するよう御指摘をいただいているところでございます。理事長とも相談いたしまして、平成6年中にも処分したいと考えてはおりますが、御案内のとおり現今の地価情勢は、依然として低迷を続けております。それらの動向も十分見極めながら対処したいと考えております。

○ 市長（池田忠雄君） 不穏当な発言である旨の用語の使い方につきましては、御指摘を胸に置きまして、「グレードアップ」ということで今後とも対応してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○ 18番（赤阪和見君） 議事録はどうしますか。訂正できるの。

○ 議長（大谷昌幸君） ただいま市長からの申し出もありましたし、事務局と相談して不穏当な言葉を「グレードアップ」に訂正いたしたいと思います。そういう申し出がありましたので、御報告いたします。

○ 18番（赤阪和見君） 平成6年中に売る、という答弁がありました。昨年12月の議会で話をした室堂町と同じような内容になってくると思います。先に道路を付ける、道路部分はおカネにならない。現実には道路を付けようが、付けようまいが、今の帳簿価格を目途として売めるのか、道路部分が全くなしで売めるのか、それによって公社の会計は違ってくると思います。

そういう点をしっかり見据えて話をしてもらわないと、何か今の話を聞いてますと、現実的には、雨水排水の管は市行政として引くが、それを全部入れた上でうまい売れ口があったら売ろうという感覚に聞こえます。それが買う業者の話の内容によって変わってくるというのであれば非常に私たちも困ります。この場できっちりと公社あるいは公社の理事長として、どういう形の中で売っていくという方針だけ示していただきたい、このように思います。

○ 市長（池田忠雄君） 下水排水については、当然のことながら考えてございます。そうしたことは対応してまいりたい、というのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

ただ、処分につきましては、先般の開発事業特別委員会で御協議をいただいているところでございまして、年内を目途に処分をしていきたい考え方に変わりはありません。ただ、地価

動向等をよく見て考えていただきたい、という御意見もいただいておりますので、その辺は今後、よく対応していきたいと思っております。しかし、われわれとしては、帳簿価格を胸に置きまして、何とかそれを上回るような処分をしていきたい、こういう考え方でおります。

- 18番（赤阪和見君） ということは、あの地形とかいろいろな中で、売る相手によって道の付け方が変わるということがあっては困る。市としてはしっかりその点を踏まえながら、下水排水によって帳簿価格から減ったとしても処分をしなければいかんと思っております。とにかくビルが建つのか、マンションが建つのか、1戸建てが建つのかによって内容が変わってくるわけです。事業者の使用目的によって土地の使用形態が変わってくる。しかし、そのようなことではなく、市が主体性を持って道路もしくは下水排水路などはしっかり付けていただきたい。相手に惑わされることなく、また、疑義を生まないようしっかりと方向付けをしていただきたいと思っております。

以上です。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 日程第15「財団法人和泉市商工業振興会平成5年度決算書類の提出について」及び日程第16「財団法人和泉市商工業振興会平成6年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第3号

財団法人和泉市商工業振興会平成5年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成5年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会平成6年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成6年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 産業部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第3号「財団法人和泉市商工業振興会平成5年度決算書類の提出について」、産業部長萩本より御報告申し上げます。

まず、当振興会が執行いたしました事業概要について、別冊2ページを御覧願います。

商工業振興に関する事業といたしまして、和泉市産業ビデオの放映と貸し出しを行い、商工業ニュースにつきましては、商工会と共同で年間11回発行いたしました。通行量調査につきましては、市内各商店街におきまして、平日と休日の2日間、実施いたしました。次に、商工まつりにつきましては、黒鳥山公園におきまして都市緑化フェアと共済し、5万人以上の来場者を迎え、好評を博しました。

特産品の普及、宣伝に関する事業といたしまして、特産品PRのため第20回東京国際見本市へ出展参加をいたしました。3ページを御覧願います。産業編ビデオとして、和泉市伝統産業ガラス細工のビデオの放映及び貸し出しを行いました。次に、じばしんフェア、かつらぎ町産業まつり、泉州国際市民マラソンへ出展参加し、本市からは人造真珠製品を出品いたしました。

次に、観光に関する事業といたしましては、和泉市観光ビデオの放映、貸し出しを行うとともに、観光パンフレットと観光用特産品パンフレットを市内外に配布いたしました。槇尾山駐車場の一部整備につきましては、駐車場の進入の部分を観光事業としてアスファルト舗装工事を行いました。

続きまして、収支決算について御説明申し上げます。4ページでございます。

まず、収入の部の基本財産運用収入は4万1,514円で、基本金100万円の利息でございます。補助金等収入は655万円で、和泉市一般会計から支出された使途指定補助金でございます。雑入は4万6,467円で、内訳といたしましては、普通預金利息と特産品斡旋手数料でございます。

以上により前期繰越収支差額を加えまして収入合計は、737万3,163円となっております。

続きまして、支出の部でございます。5ページを御覧願います。

まず、事業費は662万4,350円で、主な内容といたしましては、槇尾山駐車場一部整備費、商工まつり負担金、情報提供事業負担金等を支出したものでございます。

次に、管理費は12万6,610円で、会議費等に支出したものでございます。

予備費につきましては、観光事業工事費へ34万4,000円を充当いたしました。

なお、予算額、差異ともに40万4,000円となっております。

以上により当期支出合計は675万960円となり、次期繰越収支差額は、62万2,203円となっております。

ございます。

なお、6ページ以降に正味財産増減計算書等を記載いたしておりますので、御参照のほどをよろしく願いいたします。

続きまして、報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会平成6年度事業計画書類の提出について」、御報告申し上げます。

まず、事業計画の概要でございますが、別冊1ページを御覧願います。

商工業振興に関する事業、特産品の普及、宣伝に関する事業、観光に関する事業を3つの柱として、例年、取り組まれている事業を執行するとともに、昨年度と異なる事業として、大阪国際見本市への参加及び観光パンフレットの作成を行う計画でございます。

次に、事業計画を推進するための平成6年度収支予算について御説明申し上げます。2ページを御覧願います。

まず、収入の部でございますが、基本財産運用収入として3万3,000円。補助金等収入として658万円。雑入として5万円を計上いたしました。

以上により収入合計は、666万3,000円となっております。

続きまして、3ページを御覧願います。支出の部でございます。

事業費として613万8,000円。管理費として31万円。予備費として21万5,000円を計上いたしました。

以上により当期支出合計は、666万3,000円でございます。

なお、4ページ、5ページに収支予算明細書を添付してございますので、御参照くださいませうお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、財団法人和泉市商工業振興会平成6年度事業計画及び収支予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号及び第4号を終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第17「財団法人和泉市文化振興財団平成5年度決算書類の提出について」及び日程第18「財団法人和泉市文化振興財団平成6年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第5号

財団法人和泉市文化振興財団平成5年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成5年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第6号

財団法人和泉市文化振興財団平成6年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成6年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部長（大塚孝之君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第5号「財団法人和泉市文化振興財団平成5年度決算書類の提出について」及び報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団平成6年度事業計画書類の提出について」の2件につき、社会教育部大塚よりその内容を御説明申し上げます。

まず最初に、平成5年度の事業報告、決算関係でございますが、決算書1ページの事業概要でございます。

研究発表展事業では、特別企画展として「隋・唐時代の金銅仏」を主テーマとして展示。特別陳列展「書画の名品展」といたしまして、館藏品の中から優れた書画の展示を行いました。また、常設展示といたしまして、「中国の工芸」「中国近代絵画」「中国・日本の鏡」「源氏絵」の4つのテーマで展示を行いました。

このほか関係事業として、「隋・唐時代の金銅仏」の解説図録と研究資料の発刊。

国際交流事業として、中国研究員との交流及び藏品選集の英訳などその他資料の交換。

また、普及事業として、ミュージアム・コンサート及びスイミングサカイ並びに茶室の貸し出し等を行い、市民文化の向上に努めてまいったところであります。

以上が、事業の概要でございます。

なお、5ページから7ページまでは庶務の概要でございますので、御参照いただきたいと思います。

じます。

次に、収支決算について御説明を申し上げます。8ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございますが、基本財産運用収入では、基本基金3億円を信託運用いたしまして1,143万円を収入をいたしてございます。

また、事業収入でございますが564万4,720円。

受託金収入といたしまして7,218万2,000円。

雑収入は、受取利息として238万9,225円。その他雑収入として、273万3,182円を収入をいたしてございます。

以上、収入合計9,437万9,127円、前期繰越金606万2,322円と合わせまして、収入合計1億44万1,449円と相なった次第であります。

次に、支出の部を御説明申し上げます。9ページをお願いいたします。

まず、事業費でございますが、研究発表展事業費3,979万340円、出版事業費331万5,204円、情報資料収集事業費205万2,730円、美術品整理保存事業費53万8,618円、国際交流事業費82万9,284円、普及事業費57万2,402円、広報活動事業費70万7,035円、施設管理事業費2,088万3,022円、特別研究事業費78万4,424円を支出をいたしました。

次に、管理費の一般管理費でございますが、1,789万3,975円を支出をいたしました。

次に、基金積立金は470万円の支出となり、支出合計は、9,206万7,034円と相なった次第でございます。収支差額の837万4,415円につきましては、次期繰越収支差額として平成6年度に繰り越しをいたすものでございます。

次に、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、決算審査意見書、収支計算書事項別明細を10ページから19ページに掲載をいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で平成5年度の決算状況についての説明を終わらせていただきます。続きまして、平成6年度の事業計画並びに予算について御説明申し上げます。

まず、予算書1ページの事業計画でございます。

研究発表展事業の特別企画展として「花の器」の展示。特別陳列展では、「館蔵 書画の名品」展示。また、常設展示としては「中国の工芸」「近代中国の絵画」「日本の工芸」「源氏絵」の展示と、その他関係事業といたしまして、特別展の解説図録、研究書の出版、蔵品図録の英訳など、地域住民に対する美術への意識高揚、美術事業の広報活動を行い、市民文化の発展に相努めてまいりたいと存じます。

以上の事業実施計画実施の裏付けとなる収支予算でございますが、予算書5ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございますが、基本財産の運用による利息収入が600万円。

事業収入につきましては519万4,000円。

次に、補助金収入としては、市からの受託金収入6,987万5,000円。

また、雑収入130万円。

以上、収入合計8,236万9,000円となり、前期からの繰越金を加えまして、収入合計は、8,666万9,000円と相なっております。

続きまして、支出の部でございますが、6ページをお願いいたします。

まず、前年度と同様、研究発表事業を初め9つの事業費を合わせまして事業費合計6,741万4,000といたしております。

次に、管理費でございますが、一般管理費として1,825万5,000円。

予備費として100万円を予定いたしました。

以上、支出合計は、8,666万9,000円と相なっております。

なお、7ページから15ページに収支予算事項別明細書を掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、報告第5号、第6号についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第5号及び第6号を終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第19「財団法人和泉市公共施設管理公社平成5年度決算書類の提出について」及び日程第20「財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第7号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成5年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成5年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第8号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度事業計画書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成6年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部長（大塚孝之君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第7号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成5年度決算書類の提出について」並びに報告第8号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度事業計画書類の提出について」の2件につき、社会教育部大塚より内容の御説明を申し上げます。

まず、平成5年度決算関係でございますが、決算書2ページをお願いいたします。

最初に、事業の概要でございます。設立9年目に当たりまして、平成5年度の受託事業といたしましては、和泉中高年齢労働者福祉センター（サンライフ和泉）、光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設、コミュニティ体育館並びにコミュニティセンターの計6施設の管理運営を行ってまいりました。

また、公共施設管理公社の独自事業といたしましては、市と連携を取りつつ教養、趣味、娯楽、健康のための各種講座の開設などを行い、市民の福祉の増進に相努めた次第であります。

これら各施設の運営並びに利用の状況につきましては、4ページより17ページにかけて種々掲載をいたしているところであります。また、18ページには本年の理事会決裁事項を、19ページには役員並びに職員一覧表を掲載をいたしてございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、決算状況について御説明をいたします。20ページをお願いいたします。

収支決算の収入の部につきましては、基本財産の運用収入が76万2,000円。

一般事業収入、独自事業によるものが830万8,000円。

受託事業収入が1億4,502万231円でございます。

雑収入が68万7,765円。

以上、収入合計額が、1億5,477万7,996円と相なっております。

次に、21ページの支出の部につきましては、一般事業費のうち勤労者福祉事業費が446万5,821円、体育事業費が163万5,100円でございます。

受託事業費のうちサンライフ事業費2,792万6,137円、光明池球技場・光明池運動施設事業費3,078万4,786円、光明池緑地運動施設事業費1,169万3,917円、コミュニティ体育館事業費3,423万5,155円、コミュニティセンター事業費3,474万2,132円と相なっております。

管理費といたしまして929万4,948円。

予備費につきましては、支出がなかったものであります。

以上、支出合計は、収入合計と同じく1億5,477万7,996円と相なっております。

また、財産増減計算書、貸借対照表など財務諸表につきましては、21ページ以降に掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、別冊平成6年度事業計画並びに予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、平成6年度も前年度に引き続き市民及び勤労者の福利厚生の上昇を図るため、市からの委託を受けております6つの施設の事業を適切に運営をしてみたいと思います。

それでは、平成6年度事業計画実施の裏付けとなります収支予算でございます。予算書2ページから3ページをお願いいたします。

収入の部でございますが、基本財産運用による利息収入が40万円。

公社が独自に行う一般事業収入でございますが、サンライフ和泉での勤労者福祉事業収入として640万8,000円、また、光明池球技場の体育事業収入として187万2,000円を計上いたしました。

次に、市の委託を受けて行う各施設の管理運営事業にかかわる受託事業収入といたしまして、サンライフ事業費2,753万円、光明池球技場及び光明池運動場の体育施設事業費3,238万6,000円、光明池緑地運動施設事業費1,223万5,000円、コミュニティ体育館事業費3,498万2,000円、コミュニティセンター事業費4,666万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

雑収入として10万円を計上し、当期収入合計1億6,257万9,000円でございます。前年度からの繰越金がございますので、収入合計も同額と相なるものでございます。

次に、3ページの支出の部につきましては、一般事業費の勤労者福祉事業費458万7,000円、同体育事業費として166万2,000円を計上してございます。

受託事業費につきましては、サンライフ事業費2,935万1,000円、光明池球技場及び光明池運動場の体育事業費3,259万6,000円、光明池緑地運動施設事業費1,223万5,000円、コミュニティ体育館事業費3,498万2,000円、コミュニティセンター事業費3,591万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、管理費の一般管理費937万2,000円を計上いたしました。

最後に、予備費でございますが、188万3,000円を計上いたしたところでございます。

以上、支出合計は、収入と同額の1億6,257万9,000円と相なった次第であります。したがって、当期収支差額及び次期繰越ともゼロと相なる次第であります。

なお、4ページから10ページにつきましては、収支予算事項別明細書を掲載をしておりますので、御参照賜りますようお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度事業計画、収支予算についての内容説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。端的にお聞きをしたいのは、以前にもいろいろ問題になりましたけれども、いわゆるプロパーを含めた管理公社職員の採用問題であります。それで、決算と予算でお聞きをしたいのは、幾つか出てるんですが、その中で5年度の支出の明細の28ページですが、サンライフ事業費の中で退職金34万3,000円が出ております。6年度で前年度予算額の差を見ますと33万6,000円ですから、恐らく補正されたと思うんですが、それはともかくとして、6年度は、退職者はいないということになりますね。職員数はどちらも4人分、非常勤嘱託員が1名ということになってますので、その辺では、この退職金はどういう方に支払われたのかということです。

もう一つは、コミセンの職員が5人ですが、臨時雇い賃金というのが前年度175万7,000円出てましたが、今回はゼロ。それから、職員数5人に対して給与手当分277万3,000円が前年度当初に比べ増えてますが、その点だけちょっと説明をお願いできますか。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 社会教育部次長（田丸勝之君） 社会教育田丸よりお答え申し上げます。
サンライフの退職金ですが、教職員OBの1人がやめましたので、その退職金を支払いました。

それと、平成6年度でコミセンの臨時雇いの賃金ですが、現在、非常勤嘱託員という形での位置付けもございまして、平成6年4月1日現在でコミセンにおきましては、非常勤が2名、臨時職員1名という形での取り扱いをさせていただきたいというものでございます。

もう1点は、職員の異動につきましては、平成5年度と6年度は同数となっております、異動はございません。

- 25番（天堀 博君） ちょっと数字の上で分かりにくいので説明をお願いしたんですが、サンライフの方では、5年度にやめられた教職員のOBに退職金を支払った。当初では33万6,000円だったが、実際には34万3,000円支払ったと決算で出てます。そうすると、5年度決算の中で

サンライフ事業費の給料手当て職員給が4人分、非常勤嘱託員が1人分出てますね。この中から1人やめたことに対して退職金を支給したという意味ですか。

- 社会教育部次長（田丸勝之君） そうです。
- 25番（天堀 博君） 1人やめたんですが、6年度も同じ人数になっているので補充しなければいけないですね。さきの教職員のOBというのは非常勤職員なんですか、それとも職員ということですか。
- 管理部長（生田 稔君） 教育委員会管理部長からお答え申し上げます。

このサンライフの退職金は、いわゆるOBの職員で年限がありましたので、退職いたしたその退職金であります。

なお、サンライフの定数につきましては、以前と変わっておりません。したがって、そのOBの退職者が変わって、そして、異動によりまして1名をサンライフに送り込んだということで、サンライフの定数は、以前と変わりはありません。

以上でございます。

- 25番（天堀 博君） 退職したのは職員なのか、非常勤嘱託員なのか、ということです。
- 管理部長（生田 稔君） それは職員でございます。
- 25番（天堀 博君） そしたら、管理公社全体の中からそこへ1人送り込んだということですね。だから、管理公社全体では職員は減るわけですね。1人やめてますからね。
- 管理部長（生田 稔君） 管理公社の職員定数につきましては以前から御指摘がございまして、定数を規定化しています。したがって、OBの職員を採用するということで今後、進んでまいるところでございます。平成6年度につきましては、OB、また、年金受給者で採用する職員が定数に満たなかったということで、現在の職員のOBの不足分につきましては、非常勤嘱託員でもって定数を埋めて運営をしているわけでございます。

以上です。

- 25番（天堀 博君） そうすると、新規の採用はしていないということですね。
- 管理部長（生田 稔君） そうです。
- 25番（天堀 博君） その辺のやりくりやいろんなものが、臨時雇い賃金が、コミセンの事業費の中で5年度当初と実際の5年度の決算が大きく違ってくるということとか、そういう差が付いてくる。それぞれ単独でサンライフとかコミセンが臨時の職員を雇わないで、管理公社の中で回しているからこういう状況が出て来る。全体的には、新規の採用はしていないということですね。
- 管理部長（生田 稔君） そうです。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第7号及び第8号を終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 日程第21「財団法人和泉市公園緑化協会平成5年度決算書類の提出について」及び日程第22「財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第9号

財団法人和泉市公園緑化協会平成5年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成5年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第10号

財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成6年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 参与兼都市整備部長（富田宏之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました報告第9号「財団法人和泉市公園緑化協会平成5年度決算書類の提出について」並びに第10号「財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度事業計画書類の提出について」、その概要を都市整備部富田から御報告申し上げます。

それでは、平成5年度の事業状況であります。資料の1ページをお願いいたします。

本協会は、市内150カ所の公園の維持管理として、毎日の巡回及び遊具の点検、清掃、除草、樹木の剪定などを行いました。

緑化啓発事業につきましては、みどりの週間には、JR3駅において草花の配布、秋には商工まつりと都市緑化フェアの実施、花とみどりのまちづくりとしまして、公共施設に花の種の

ボックスを設置しました。また、和泉府中駅前広場にボランティアの活動による花壇づくりや小田公園の植樹、また、第5回園芸教室の開催など、花とみどりのまちづくりに努めてまいりました。

続きまして、収支決算でございますが、5ページでございます。

収入の部では、基本財産運用収入1,308万円と、市からの事業補助金収入5,001万7,000円でございます。

特定預金取り崩し収入300万3,000円。

雑収入124万4,188円。

以上、収入合計金額は6,734万3,188円。前期繰越額の18万9,299円とで総収入合計決算額は、6,753万2,487円となるものです。

支出の部では、事業費の主なものは公園維持管理事業費で決算額3,642万2,907円、緑化・啓発事業費2,201万9,718円。

管理費635万7,266円。

職員の退職積立預金の特定預金支出は171万円。

以上、支出合計予算額は6,753万1,000円、決算額6,650万9,891円で、その差異102万1,109円は、次期繰越と相なるものであります。

7ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、収支計算書事項別明細書及び決算審査意見書を添付しておりますので、よろしく御参照のほどをお願い申し上げます。

続きまして、報告第10号「財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度事業計画書類の提出について」御説明申し上げます。

資料1ページの事業計画につきましては、都市公園維持管理事業では、昨年と同様施設管理の充実を図るとともに、緑化・啓発事業においては、都市緑化フェアや花とみどりの園芸教室、地域における緑化啓発の推進に努めてまいります。

続きまして、収支予算の収入の部でございますが、基本財産利息収入では600万円。

市からの補助金等収入では、公園維持管理事業費及び緑化・啓発事業補助金収入で5,488万9,000円を計上。

雑収入40万円。

以上、当期収入合計額は、6,128万9,000円を予定しております。

次に、支出の部でございますが、事業費では、市の公園維持管理事業費として3,774万3,000円、緑化・啓発事業として1,611万3,000円。

管理費は703万3,000円。

予備費は40万円。

以上、当期支出合計を6,128万9,000円とし、収入支出とも同額と相なるものであります。

5ページ以降に収支予算書事項別明細を記載させていただいておりますので、御参照のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第9号及び第10号を終わります。

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第23「財団法人和泉市住宅センター平成5年度決算書類の提出について」及び日程第24「財団法人和泉市住宅センター平成6年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第11号

財団法人和泉市住宅センター平成5年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市住宅センターの平成5年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第12号

財団法人和泉市住宅センター平成6年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市住宅センターの平成6年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました報告第11号「財団法人和泉市住宅センター平成5年度決算書類の

提出について」及び報告第12号「財団法人和泉市住宅センター平成6年度事業計画書類の提出について」、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成5年度の事業状況でございます。別冊報告書1ページでございます。

当住宅センターは3年目を迎え、おかげさまでその運営も一定、軌道に乗ってまいりました。平成5年度も市営住宅の維持管理業務を初め各事業に積極的に取り組んでまいりました。

住宅環境啓発事業では、昨年度に引き続き重点事業の1つとして防災、特に火災に対する予防と避難の知識、初期消火の実践を身に付けていただくための防火指導を伯太団地におきまして実施をいたしました。

また、住宅における共同生活のあり方や居注意識の向上のため、チラシの配布や、5年度から住宅センターニュースの発行に取り組み、入居者の皆様の啓発に努めてまいりました。

2番目の駐車場管理事業では、入居者組合の協力を得、駐車場の管理運営の適正化に努め、不法迷惑駐車車両へのステッカーの貼り付け等により移動を促し、迷惑駐車の解消に努めてまいりました。

住宅センター事業の根幹をなす市営住宅の維持管理事業では、市との密接な連携のもと、入居者の方々にできるだけ快適で安全な生活を営んでいただくための各種修繕や住環境の整備に努め、迅速な対応をモットーに入居者の方々の相談や修繕依頼等を処理し、よき相談相手との信頼を得つつあります。

以上が、事業の概要でございます。

3ページ以降にその他参考資料を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

続きまして、決算状況について御説明申し上げます。6ページでございます。

まず、収入の部では、大科目1の基本財産運用収入は、基本財産2億円の利息収入で872万円。

大科目2の一般事業収入は、駐車場管理事業収入で1,359万8,000円。

大科目3の受託事業収入は、市からの市営住宅維持管理事業の受託収入で1億5,951万6,370円。

大科目4の雑収入は、運用利息等の収入で25万5,265円でございます。

以上、当期収入合計は1億8,208万9,635円、前期繰越金253万5,482円を加え、収入合計は1億8,462万5,117円となります。

次に、支出の部でございます。7ページでございます。

大科目1の事業費は、住宅環境啓発事業費として393万2,995円。駐車場管理事業費として1,359万8,000円。住宅維持管理事業費として1億5,951万6,370円。事業費合計は1億7,704万

7,365円。

大科目2の管理費は、総務管理費で205万7,138円を支出いたしました。

当期支出合計は、1億7,910万4,503円となります。したがって、単年度収支差額は298万5,132円となり、前年度からの繰越金を合わせ552万614円を次年度に繰り越しをいたしました。

9ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を添付いたしておりますので、御参照願いたいと存じます。

以上で報告第11号 平成5年度事業状況報告並びに収支決算についての説明を終わらせていただきます。

次に、報告第12号 財団法人和泉市住宅センター平成6年度事業計画並びに収支予算について御報告申し上げます。

別冊報告書1ページ、事業計画でございます。

本年度も引き続きまして市との密接な連携のもと、市営住宅の効率的な維持管理と居住者の自主的な参加を求めつつ、居留意識の啓発と各種住宅問題に取り組みます。

良好な市営住宅の保全と効率的な維持管理のためには入居者の理解と協力が不可欠であり、そのための啓発活動は重要な業務であります。住環境の整備や快適な都市住宅に対する調査研究等自己研鑽を図りながら、住宅センターニュースを充実するなど、啓発事業の成果をさらに高めるとともに、好評であります防火指導を引き続き指導してまいります。

2の駐車場管理運営事業では、引き続き管理運営の適正化に努めてまいります。改良住宅及び火笠団地につきましては、昨年度から一定の改正をいたし、一般住宅についても引き続き検討協議を進め、入居者カークラブの協力を求めてまいりたいと存じます。

3の維持管理事業につきましては、3年間養ってまいりました入居者組合との信頼関係の上に立ち、市からの業務委託により積極的な事業実施を進めてまいります。

次に、これらの事業を遂行するための予算でございますが、4ページをお願いいたします。

収入の部では、大科目1の基本財産運用収入として400万円。

大科目2の一般事業収入として1,590万8,000円。

大科目3の市からの受託事業収入は1億7,106万4,000円。

大科目4の雑収入は10万円。

収入合計は1億9,107万2,000円を計上いたしました。

次に、5ページの支出の部でございます。

大科目1の事業費としては、住宅環境・啓発事業費に1,348万円。駐車場管理事業費に1,590万8,000円。住宅維持管理事業費に1億7,106万4,000円を予定し、事業費合計は、1億8,832万

円を計上いたしました。

大科目2の管理費は、一般管理費として233万円を計上し、大科目3の予備費は42万2,000円。

以上、支出合計は1億9,107万2,000円となります。

6ページ以降に事項別明細書を添付いたしておりますので、御参照願いたいと思います。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第11号及び報告第12号の説明を終わらせていただきます。今後とも御指導方をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 26番（原 重樹君） 26番・原です。まず、平成5年度の方で端的にお聞かせ願いたいと思います。

数字の問題ですが、住宅維持管理費の中の修繕費がありますが、緊急に補修等をしている分、6,700万円ほど出てますが、これの同和と一般を分けていただきたいのが第1点。

それから、2点目は、管理費の修繕費の備考欄に「出張所改装」と書いてます。認識不足で申しわけないのですが、住宅センターの出張所はどこにあるのか、教えていただきたい。

それから、平成6年度の方ですが、9ページの駐車場管理費でお聞かせ願いたいのは、前年度と6年度を比べて全体で530万円ほど増になってます。料金的なものかどうかも含めて理由を説明願いたい。

以前からこの管理問題では、カークラブとの間でちゃんとするように、と申し上げてきましたが、今回、委託費が6年度からゼロになっているということ言えば、これがそうなんだ、と思うんです。その点、6年度でどのように駐車場管理がされていくのか変化があると思いますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 建設部次長（西岡政徳君） ただいまの御質問につきまして、住宅課西岡からお答えいたします。

まず、1点目の6,700万円の同和と一般の区分でございますが、一般分の額といたしましては1,101万6,003円、同和分が5,621万9,225円でございます。

次に、総務管理費の出張所ですが、現在、出張所は2カ所ございます。和泉第一団地及び旭第二団地の13棟に出張所を設けております。

それから、駐車場管理の内容でございますが、従来、議会でもカークラブに依頼をしている方式につきまして御指摘をいただきました。われわれといたしましてもその改善ということで、昨年度1年間、現地の入居者組合のカークラブと話し合いを行ってまいりました。その中では、従来、カークラブに運営の委託をしておりましたが、今回、委託方式から協力方式に変

えさせていただきます、すべて住宅センターで運営をしていく形をとらせていただきました。そのため住宅センターにおいて駐車料金の徴収その他車庫証明の発行等を行うようにしました。

それとともに駐車場の使用料金についても、改定をお願いいたしまして、従来の1,000円を1,500円に引き上げさせていただきました。そのため平成6年度において予算の増となった次第でございます。

従来、カークラブに委託しておりましたのを協力方式に変えましたのは、当然、駐車場を管理していくためには、現地の入居者組合の協力がどうしても必要でございます。特に不法迷惑駐車等の一掃のため、今回、住宅センターが現地の方々と協力していくという形をとらせていただきました。それに対して入居者組合のカークラブからも全面的に協力するという確約を得ましたので、今回、このような形に改善をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

- 26番（原 重樹君） 数字の問題聞いておきます。

出張所につきましては、遠くの一般の市営住宅の中にあるのかなと思いましたが、そうでもないようです。この点もとりあえず聞いておきます。

駐車場の件ですが、大体分かりました。確認をしておきたいのは、今までカークラブとの間でいろいろあったのは事実ですし、それを1年間かけて是正をしていただいたことについては、評価をしていきたいと思えます。

そこで、確認をしておきたいのは、1,000円の料金から1,500円になったということで、それはそれで結構です。ただ、地元の方では、カークラブかどうかはよく分からないのですが、500円を集めているということです。その辺では、この1,500円との関係ではどうなるのか。いわゆる1,500円というのは全く市の分です、委託料がゼロになっているので500円を戻すということはないと思えます。その点の説明を願いたい。この1,500円は、市の住宅センターの方でやるということでもいいかどうか。

- 建設部次長（西岡政徳君） 従来は、委託方式でございまして、使用料1,000円をいただき、そのうちから300円の委託料を支払っておったという形で推移してきましたが、今回は、1,500円は駐車場の使用料としていただく。住宅センターからは、委託料として支払いはしないということになりました。ですから、500円につきましては、多分、カークラブの運営費用として集められているのではないかと聞いております。

- 26番（原 重樹君） それは確認をしておきたいと思えます。要するに市としては1,500円いただく。あとの500円かどうかは、全く自主的に勝手にやっているものだと受け取っておき

たいと思います。

ただ1点、先ほどから入居者組合の協力云々と言われておりますので、市と全く別にこれから500円を集めようとしているカークラブの方の話ですが、これは駐車場を私が持ちたい、あるいは管理運用面とかいろいろありますが、1,500円は使用料として出しますが、500円は勝手な話ですから払わない、ということができるとどうか。市として関知しない。1,500円さえもらえばきちんと対処はできるということでもいいんですね。

○ 建設部次長（西岡政徳君） 500円につきましては、これはあくまでもカークラブのことでございますので、われわれとしては、それに対してタッチできないということでございます。ただ、管理をしていく場合には、入居者組合の中のカークラブの協力が必要でございますので、その面からは、カークラブの存在そのものを否定するものではございませんが、この500円をカークラブに納めるか納めないかは、本人とカークラブの問題ととらえております。

○ 26番（原 重樹君） 基本的には、それでいいと思うんですよ、カークラブと本人との話ですね。ただし、これは同和事業としてやられてきた中身でもありますので、単純にそういか懸念しています。いわゆる駐車場がほしい、あるいは現在持っている、それに対して500円を払いませんよ、と言うたとき、市は関係ありません、これはその人の駐車場ですよ、と言い切れるかどうか。もともと入居者組合の協力云々ということで、個人給付的な話で言えば、その推薦云々ということでやられてきた中身ですからね。それが果たして買えるかどうか問題だと思います。

ただ、前進はしております。個人給付的な発想で言えば、この駐車場だけがどうこうでもないと思います。今のお答えのように500円はカークラブと個人の話だ、というところで住宅センターの方でも頑張ってもらうことをお願いをして終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第11号及び第12号を終わります。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第25「財団法人和泉市福祉公社平成5年度決算書類の提出について」及び日程第26「財団法人和泉市福祉公社平成6年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第13号

財団法人和泉市福祉公社平成5年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市福祉

公社の平成5年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第14号

財団法人和泉市福祉公社平成6年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市福祉公社の平成6年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第13号「財団法人和泉市福祉公社平成5年度決算書類の提出について」並びに報告第14号「財団法人和泉市福祉公社平成6年度事業計画書類の提出について」の2件について、その内容を福祉事務所中川より御説明申し上げます。

最初に、平成5年度の事業報告であります。別冊決算資料1ページを御覧いただきたいと存じます。

当福祉公社は昨年6月に発足し、初年度は、その目的であります市民の保健福祉の知識の普及啓発並びに在宅福祉サービスの向上を図るため、各種事業に取り組んでまいりました。

まず、(1)の調査研究事業といたしまして、要援護老人に対する支援のあり方や健康づくりについての研修会等を通じ、食事例や課題についての検討を行うなど、関係機関相互の連携を図りサービスの提供に努めるとともに、新たな事業についても調査研究に努めました。

次の(2)の知識の普及啓発事業では、各種啓発冊子の配布を行うとともに看護・介護用品、福祉機器展を開催。さらに、在宅生活の維持向上の支援のため各種ビデオを購入、市民に貸し出し、知識の普及啓発に努めてまいりました。

次に、2ページの(3)の介護技術等の研修事業では、高齢者向け料理講習会の開催。

(4)の生活に関する相談並びに情報提供事業では、介護用品や福祉機器を低価格で市民の方に斡旋をするとともに、高齢化社会における諸問題をテーマにした映画会を開催いたしました。

なお、(5)の和泉市よりの受託事業としております老人デイサービスにつきましては、昨

年6月に事業を開始して以来年度末では登録者で130名、延べ利用者1,961名で、市内各所より御利用をいただいているところでございます。

3ページから4ページにかけまして役員及び職員に関する事項及び理事会に関する事項を記載しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、決算報告でございます。5ページの収支計算書の収入の部でございます。

まず、大科目①基本財産運用収入355万円は、基本財産2億円の運用収入でございます。

大科目②の受託事業収入3,248万22円は、老人デイサービス事業に伴う市よりの受託料収入と利用者からの実費負担収入でございます。

また、大科目③の雑収入2万8,981円は、普通預金の利息収入でございます。

以上、当期の収入合計は、3,605万9,003円でございます。

続きまして、6ページの支出の部でございます。

大科目①事業費では、保健福祉サービス事業費218万3,241円。老人デイサービス受託事業費3,248万22円、合計して3,466万3,263円でございます。

大科目②の管理費は、公社の運営経費として112万1,986円を支出いたしました。

以上、当期の支出合計は3,578万5,249円となり、当期の収支差額27万3,754円は次期に繰り越しいたしました。

7ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、収支計算事項別明細書及び決算審査意見書を記載しておりますので、御参照のほどをお願いいたします。

続きまして、平成6年度の事業計画と予算について説明申し上げます。

別冊資料1ページの事業計画でございますが、昨年に引き続き自主事業といたしまして、市民の保健福祉並びに在宅福祉サービスの向上を図るため、関係機関相互の連携や知識の普及啓発に努め、また、介護技術研修の実施や各種情報の提供に努めるとともに、受託事業であります和泉市老人デイサービスセンターの管理運営を行ってまいりたいと存じます。

続きまして、ただいま御説明を申し上げました事業計画を遂行するための予算について、3ページの収支予算書に基づいて御説明させていただきます。

まず、収入の部でございます。

大科目①基本財産運用収入として400万円。

大科目②の受託事業収入といたしまして4,641万4,000円。

大科目③の雑収入として5万円を計上いたしました。

以上、収入合計5,046万4,000円でございます。

次に、4ページの支出の部でございます。

大科目①の事業費のうち保健福祉サービス事業費として173万2,000円、老人デイサービス受託事業費として4,601万4,000円、合計4,774万6,000円を計上。

大科目②管理費は、総務管理費として231万8,000円。

大科目③予備費として40万円。

以上、支出合計は、5,046万4,000円でございます。

なお、5ページ以降に収支予算事項別明細書を添付しております。

以上、まことに簡単ですが、報告第13号並びに報告第14号の内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

○ 27番（早乙女実君） 27番・早乙女です。3点お聞かせください。

1つは、平成5年度の方で数字は平成6年3月31日現在ということですが、臨時職員8名という形になっています。この8名の業務内容を教えてください。合わせまして、6年度予算を見ますと51万8,000円が減額になっています。人数的に減員されるのかどうか。4月以降の人数が載っていませんので、この辺りについて御説明を願いたいと思います。

2点目は、平成5年6月からの事業実施ということで減っているのかどうか、理解しがたいので教えていただきたいんですが、5年度決算の収入の全体の受託料が697万1,978円減額になってます。当初見込みよりなぜこれだけ減ったのか、その辺りの御説明。

合わせまして、歳出で警備、清掃等委託料があります。これは当初予算で368万5,000円を組んだわけですが、決算を見ますと143万4,797円、当初比225万203円安かった理由。

そして、平成6年度予算になりますと、もともと予算として100万円ほど減額されているんですが、この辺りの見込みと実際の形が契約も含めてどうされてこうなったのか、少し説明をいただきたい。

3点目は、本年度の事業ではまだ出て来てないんですが、老人保健福祉計画の中では、いわゆる在宅の方の給食サービスが今後必要である、とうたわれています。デイサービスとおっしゃってますが、実際に老人の方が来るのは週1回、逆に言えばウイークリーサービスみたいな形になっていると思います。その中で今、給食サービスが市町村を含めて全面的に取り組みを強めているわけですが、いわゆる福祉公社としての在宅の方への給食サービスについて、センターでやるのではなく、配るという形の給食サービスについての考え方をお聞かせください。

以上、3点です。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 老人障害福祉課参事（大中 保君） 老人障害福祉課大中でございます。ただいまの早乙女

議員さんの御質問にお答えいたします。

最初に、臨時職員 8 名の内訳でございますが、現在、調理員 3 名、あと 5 名が介助員でございます。

それから、5 年度の受託料の減額の理由でございますが、5 年度につきましては、事業の初年度の関係で総事業費の把握が十分できておりませんでした。当初、相当の予算を計上したわけでございます。予算の個々の項目については一定の計算をしておりましたが、最終的には、委託料等の減額が大きくなっております。

それと、清掃委託料の減額の理由でございますけれども、当初は、一般清掃業者を導入して清掃を委託する予定でございましたが、6 月に事業を開始した折、シルバー人材センターの職員の方に清掃委託をいたしました。それによりまして清掃の委託費が大きく減額したわけでございます。

なお、6 年度の委託料の減額につきましても、おおむねただいま申し上げた内容の理由でございます。

以上でございます。

○議長（大谷昌幸君） 次。

○福祉事務所次長（金谷宗守君） 給食サービスにつきまして、福祉事務所金谷からお答え申し上げます。

議員さんが御指摘のように給食サービスにつきましては、老人保健福祉計画において、将来、その実施に向けての検討を行う、というように記載をしております。在宅の方に給食の出前をする事業につきましては、デイサービス事業の一部としての給食サービス並びにそれとは別個の独自の給食サービス、さらには、公社独自の形の給食サービス等いろんな形が考えられます。それらを合わせて今後、その実施に向けて検討していかなければならない段階でございます。まだ具体的な状況には至っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○27番（早乙女実君） 本年度も人数的には 8 名でよろしいのですか。内容は、調理員さんが 3 名と介護が 5 名ということですが、非常に不安定雇用というか、公社の仕事をこういう臨職にやっていただくことが形態としてどうか、ということを考える必要があると思います。

それと、なぜこれを聞いたかと言いますと、先ほどの給食のサービスの充実の問題があります。今、福祉最前線というか、東京辺りでは、毎日、在宅の老人に給食を届けるのが当たり前、3 食全部をしているところはまだないわけですが、それでも、きちんと老人介護のため訪問をするという意味も含めて実施をしているわけです。

今、やっている給食サービスでは、臨時雇用の形態で可能かもしれませんが、その内容をさ

らに充実していくためには、当然、正規の調理員として採用し、業務内容的にも充実させることが必ず必要になってくると思います。今の段階では、デイサービスの給食は個別サービスとか公社でやるか、形態はいろいろだ、と余り具体的に考えておられないようですが、老人保健福祉計画の中では、いわゆる4本柱の位置付けぐらいまで最終ページで書かれているわけです。やり始めてまだ1年ですが、具体的に詰めていかないと、毎日のお年寄りの暮らしを支える意味で大きな問題ではないかと思しますので、今後の努力を要望しておきます。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第13号及び第14号を終わります。
- 議長（大谷昌幸君） ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。
(正午休憩)

(午後1時00分再開)

- 議長（大谷昌幸君） 午前に引き続き、会議を開きます。
日程第27「専決処分の報告について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第5号

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成6年5月13日 専決

和泉市長 池田 忠雄

市は、交通事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 泉大津市曾根二丁目11-6 鈴木 淳 史
- 2 損害賠償の額 111,817円
- 3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 消防本部理事（一ノ瀬喜広君） お許しを得まして消防本部理事一ノ瀬から、ただいま御上程いただきました報告第15号「専決処分の報告について」、その内容を御説明申し上げます。議案書16ページでございます。

本件は、交通事故の示談解決に伴うものでございまして、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定により平成6年5月13日、専決第5号で専決処分させていただいたものでございます。

その内容でございますが、相手方は、泉大津市曾根二丁目11-6にお住まいの鈴木淳史さんに対し、損害賠償金11万1,817円をお支払いすることにより円満解決を図ったものでございます。

なお、この原因となった交通事故の概要でございますが、17ページの参考資料を御覧いただきたく存じます。この事故は、平成6年3月1日午後1時10分ごろ、和泉市黒鳥町1323番地先の市道府中信太山線の交差点において、独居老人宅防火訪問に向いた当市消防職員の運転する車両が左折する際右に大きくはみ出したため、市道伯太町16号線から同交差点に右折進行して来た車両に接触し、相手車両の右ドア後部を損傷させたものでございます。

損害賠償額11万1,817円の内訳は、車両修理費9万1,085円、代替車両費2万732円でございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会自動車共済保険により全額でん補いたしております。

以上で報告第15号の説明を終わらせていただきます。

なお、本件事故につきましては、当方職員の運転ミスに起因するものであり、深く反省しております。今後、この種の事故を再び起こさないよう職員の安全運転教育に万全を期し、職務の遂行に努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願います。

- 議長（大谷昌幸君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第15号を終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 日程第28「専決処分の報告について」（市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起）及び日程第29「専決処分の報告について」（市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起）の2件を一括議題といたします。

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第6号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成6年5月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

- 1 被告となるべき者の住所、氏名
住 所 和泉市幸町22番地の1 和泉市営幸団地9棟101号
氏 名 谷原 恵美子
- 2 請求の要旨
被告に対し、平成4年1月から平成6年1月までの25カ月間、170,000円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。
- 3 訴訟遂行の方針
 - (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
 - (2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

報告第16号参考資料

事件の概要

和泉市幸町22番地の1和泉市営幸団地9棟101号は、昭和56年6月1日から入居承認者谷原恵美子と長男の達也、長女の真紀の三人が入居しているが、長期にわたり家賃を滞納しているため、平成5年6月11日と平成5年7月15日に催告書を送付し、平成5年10月27日に分納請求書を提出させたが、不履行のため、平成5年12月15日に公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項第2号の規定により住宅の明渡し請求を行い、続いて仮法律事務所から住宅の明渡しと滞納家賃の納入について催告書を送付したが、解決に至っていない。

このため、住宅の明渡し訴訟を行うものである。

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第7号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の不法占有、無断転貸及び家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成6年5月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

1 被告となるべき者の住所、氏名

住 所 和泉市幸町136番地 和泉市営幸第二団地8棟101号

氏 名 中 村 安 政

氏 名 仲 幸 明 美

住 所 堺市協和町二丁目71番地 堺市営西団地4棟303号

氏 名 松 本 茂

2 請求の要旨

被告に対し、平成2年5月から平成6年3月までの47カ月間、278,500円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

報告第17号参考資料

事件の概要

和泉市幸町136番地和泉市営幸第二団地8棟101号は、昭和56年2月3日に松本茂、妻の育、長男の太一に対し入居承認したが、平成2年5月から平成6年3月まで家賃を滞納しているのみならず、平成4年5月ごろから同住宅を市に無断で第三者（中村安政及び仲里明美）に転賃しているので平成5年10月に住宅の明渡請求書を送付し、平成5年12月31日までに第三者を退去させ、名義人が居住し、滞納家賃を完納する旨の誓約書を提出させたが、不履行のため、平成6年1月7日に公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項第2号の規定により住宅の明渡し請求を行い、続いて俵法律事務所から住宅の明渡しと滞納家賃の納付について催告したが解決に至っていない。

このため、住宅の明渡し訴訟を行うものである。

○ 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。

○ 建設部長（奥村富彦君） 建設部の奥村でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第16号及び報告第17号2件の専決処分につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本2件の専決処分は、市営住宅家賃の滞納及び無断転賃、不法占有に対する滞納家賃の請求と明け渡し訴訟の提起に係るものであります。

まず、報告第16号でございます。議案書本冊19ページ、20ページを御参照願います。

訴訟の相手方は、和泉市幸町22番地の1、和泉市営幸団地9棟101号の谷原恵美子氏でございます。同氏は、昭和56年6月1日に住宅地区改良事業により父親が幸団地9棟101号に入居した際、その家族として同居いたしました。

昭和60年11月26日、父親の死去に伴いまして昭和61年3月8日に入居権の承継を認め、入居契約を交わし、現在に至っています。

同所には、母親と子供2人の計4人が居住をしております、平成4年1月から平成6年1月までの25カ月、17万円の家賃滞納があります。

ところで同氏の入居権承継後の家賃につきましては、一応、順調に納入されておりましたが、平成3年ごろから滞りようになり、その都度、督促すれば納入するという状態が続いてまいりました。しかし、本年4月1日以後は全く納めようとしなくなり、督促や電話での催告、呼び出しに対しても何ら反応を示さなくなりました。

そこで、平成5年6月と7月に催告書、8月に聴聞通知を送り、9月には同氏宅に出向き、納入方の要請と指導を行いました。全く不誠実な態度に終始しましたが、10月27日に至り同氏から分納誓約書が提出をされました。

しかしその後、この誓約が守られず、市からの再三の呼び掛けにも応じようとしなかったため、平成5年12月15日、公営住宅法第22条第1項の規定により入居権の取り消し、明け渡し請求を行いました。期日までに解決しなかったため、今回、滞納家賃の請求と住宅の明け渡しについての提訴の手続を行ったものでございます。

次に、報告第17号でございます。議案書本冊22ページ、23ページを御参照願います。

本件の訴訟の相手方は、和泉市幸町136番地、和泉市営幸第二団地8棟101号に不法入居している中村安政、仲里明美と、堺市協和町二丁目71番地、堺市営西団地4棟303号、松本茂の3氏でございます。

幸第二団地8棟101号には、昭和56年2月3日、松本茂、妻、子供の計3人の入居の承認をいたしました。平成2年5月から平成6年3月までの47カ月、27万8,500円の家賃滞納があります。

同氏の家賃は、平成元年ごろまでは一定、納入されてきましたが、平成2年から納入がなくなり、再三、督促等を行ってまいりましたが、平成5年4月末、同所に全くの第三者が入居しているとの情報を得ましたので、松本氏に対し5月に実態調査文書、6月に聴聞通知を送りましたが、いずれも不在で返送されてまいりました。そのため即刻、幸第二団地8棟101号を訪ね、入居実態を調査いたしましたところ、松本氏は堺市に転出をし、平成4年ごろから同所には、中村、仲里という全くの第三者が入居していることが判明いたしました。

そこで、中村、仲里の両氏に即時退去を求め、松本氏には適性入居の催告をし、数回にわたり適性入居についての接触をいたしました。これに対して3氏から、中村、仲里両氏は12月末に退去する、松本氏は滞納分を完納し同所に居住する、との誓約書が提出をされました。しかし、その期日が来ても実行されなかったため、再度、明け渡し請求を行い、その期限満了に伴い滞納家

賃の請求と住宅明け渡しについて提訴の手続を行ったものでございます。

以上が、専決処分の内容でございます。今回、このような手段を講じなければならなかった事情を御賢察いただき、今後、かかることのないよう入居者に対し、適性入居と家賃についての理解と協力をより一層求めていくとともに、公平と公正の見地からも悪質滞納者に対しましては、今後とも厳しい対応を行っていく所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 本2件の報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 26番（原 重樹君） 26番・原です。1点だけお聞かせ願いたいんですが、この報告第17号の転貸していた分ですが、この松本茂が堺市の住所になってます。多少、調べましたら、これも同和住宅のようでございます。お伺いしたいのは、この人の住民票というのはどのようになっているのか。動いているとしたら、いつごろ動いているのか、あるいはそのままになっているのか、その辺についてお伺いをしたい。
- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 建設部次長（西岡政徳君） 私どもが、この人が他所へ転出しているとはっきり確認できたのは、先ほど、説明申し上げました平成5年4月末でございます。その後、住民票等を調べましたところ、平成2年に堺市の方へ転出していることをつかんだわけでございます。
- 26番（原 重樹君） 市として確認できたのが平成5年4月。調べたら、平成2年ぐらいから住民票が移っていた、という経過だと思います。
その点で1つお伺いをしたいのは、今の報告第16号と17号を比べますと、報告16号の方は25カ月、丸2年滞納しているということで提訴する。17号の方は、経過がいろいろありますが47カ月、丸4年です。今、聞きましたら、平成5年4月ごろから無断で転貸されているんですが、少なくとも平成5年4月ぐらいの時点でそれが確認できて住民票も移っているという状況の中、かなり経過を見ますと、ずるずる来ているな、という正直な感じですよ。
こういうように提訴していくのは、ケースバイケースはあろうかと思いますが、大体、どのぐらい滞納したらこういう措置を取るのか。その辺の基準などを持っておられるのかどうか。17号の分については、遅れたのか分かりませんが、片や2年でしているのですから、その辺の状況について説明願いたいと思います。
- 建設部次長（西岡政徳君） どのぐらいの滞納の額になったらこのような措置を取るのか、ということでございます。私どもとすれば、そこへ入居したという経過のもとでは、出すことを目的とするのでなく、家賃等の納入について市の指導に従っていただければ、当然、そこで生活をしていただくことを基本に対処してきました。

ただ、平成4年度の決算を見まして、155件というかなりの滞納件数があったということで、特に平成5年度においては、何とか滞納件数を少なくしていくという取り組みを強化したわけでありまして。その中で過去からの積み残しであるこういう分について、今回、特に悪質であり、市の指導に従っていただけない分に対して提訴の形になったわけでありまして。

○ 昨年度に取り組みました155件の中で79件が金額に多い少ないはありますが、一定の金額を全納していただき、残りの方については分納誓約等を出していただき、それに基づいた額で納入をしていただいています。その中にはかなり古い分もございますが、収入が低い場合分割回数もかなり多くなりますが、前向きな方については、額が多くて期限が長くなっても納入していただくということで、こういう形の提訴は行っていないというのが実態でございます。

○ ただ、昨年度のそういう経験から家賃滞納については一定の基準をつくりまして、3カ月滞納までは督促状、6カ月は催告状、呼び出し、個別徴収、1年以上につきましては承認の取り消し通知を行うということを前提にして現在、取り組んでいるわけでございます。

○ 26番（原 重樹君） きちんとした基準をつくっても、例えば2年なら2年滞納したら提訴、というわけにはいかないという事情は分かります。いろんなケースがありますので、そう機械的にいかないという事情は分かります。ただ、17号で言えば、平成4年5月ごろから転貸していたことが分かった。ところが、この平成4年5月ごろと言えば、既に丸2年間の滞納している時期なんですよ。それに対してかなり集中的に指導もされたと思いますが、その意味では、平成5年4月にその事実が分かったというのは、かなり遅いのではないかという気がしています。これはケースバイケースの話がありますので、それはなぜか、ということで詰める気はありません。

○ 最後に、1点だけ確認をして終わりたいと思いますが、この155件の滞納者のうち79件が全納してもらった。残りは分納云々でしている、ということです。今後、2年も3年もたったら分からないにしても、その155件の滞納者があって大変だということで対処されたのですが、その中で提訴云々という話、市の指導に従わない方々はおらない、と今の説明で聞いていいかどうか、その点だけ確認をして終わります。

○ 建設部次長（西岡政徳君） 昨年度の決算では、79件とさらに短期の滞納者がございますので、数字そのものはもっと増えると思います。ただ、先ほどから申し上げておりますように一応、79件が解決し、70数件が残っているわけですが、その中で私どもが把握しておりますのは、行方不明かどうかは分かりませんが長期不在者、電気の使用量などで4件ほどつかんでおります。残りの中にはそういう分も含まれておりますし、その他については一定、誓約書が出されたという経過がございます。現在、誓約書の順守をこちらから強く指導しておりますの

で、また、その誓約書が守られないケースが生じましたら、こういう形の提訴は当然、行っていかざるを得ないと存じております。

- 26番（原 重樹君） それで頑張っていたきたいとお願いをしておきます。ただ、気になりましたのは4～5件の長期不在云々という話もありますが、それらについては17号で指摘をしましたように、後になって見たら動いていた、ということがないよう、住宅センターも含めしっかり指導していただくようお願いをしておきます。
- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第16号及び第17号を終わります。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第30「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定より、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第1号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成6年3月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第4号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表を次のように改める。

法人等の区分	税率
(1) 資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額（保険業法（昭和14年法律第41号）に規定する相互会社にあつては、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第45条の3に定めるところにより算定した純資産額）をいう。次号から第8号までにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人を含む。）で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。）で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人を超えるもの	年額 3,600,000円
(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 2,100,000円
(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 492,000円
(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 480,000円
(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 192,000円
(6) 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 180,000円
(7) 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 156,000円
(8) 資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 144,000円
(9) 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 60,000円

第12条の2中「13万円」を「18万円」に改める。

附則第9条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第15条の規定の適用については、同条中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第10条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第15条の規定の適用については、同条中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第10条の2第1項中「当該譲渡」を「、当該譲渡」に、「附則第10条」を「前条」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に、「附則第34条の2第3項」を「附則第34条の2第4項」に改め、同条第2項中「附則第34条の2第6項」を「附則第34条の2第7項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が租税特別措置法第34条の2第2項第3号に掲げる場合に該当することとなった土地等につき同条第1項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第12条の2第2項に次の1号を加える。

(4) 附則第15条の規定の適用については、同条中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第12条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第13条の3第1項中「平成6年3月31日」を「平成5年12月31日」に改める。

附則第14条第1項中「25万円」を「30万円」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(平成6年度分の個人の市民税の所得割の特別減税)

第15条 平成6年度分の個人の市民税に限り、法附則第3条の4第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る特別減税の額を、第14条及び法第314条の4の規定を適用した場合の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。

(平成6年度分の普通徴収に係る個人の市民税に関する特例)

第16条 平成6年度分の個人の市民税に限り、第16条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税(第23条の9の規定により徴収するものを除く。以下本条において「普通徴収の個人の市民税」という。)については、第17条第1項に規定する第1期の納期においては特別減税前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市民税の額をいう。以下本条において同じ。)を4で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)に3を乗じて得た金額を普通徴収の個人の市民税の額から控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においては特別減税前の普通徴収に係る個人の市民税の額を4で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数が

あるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。ただし、法第321条の7第1項の規定によって徴収する場合(同項に規定する特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に第17条第1項に規定する第1期の納期が到来する場合を除く。)にあっては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の2の改正規定及び附則第3条の規定は、平成7年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成6年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、平成5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第12条第2項の規定は、平成6年4月1日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成6年法律第 号)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第321条の8第4項の期間に係る法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第321条の8第1項の申告書(法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第321条の8第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市民税として納付した又は納付すべきであった市民税については、なお従前の例による。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成6年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の和泉市税条例附則第10条の2第1項に規定する優良住

宅地のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第18号「和泉市税条例の一部を改正する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容について、総務部長神藤より御説明申し上げます。

このたび、平成6年度の地方税法の一部を改正する法律が第129回通常国会において去る3月29日に可決成立し、3月31日に公布され、4月1日より施行されることとなりました。このため市税条例の一部改正につきましては、市議会に御提案申し上げるいとまがございませんでしたので、去る3月定例議会におきましてあらかじめ御了解を得ておりましたとおり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいた次第でございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正の概要について御説明申し上げます。議案書26ページでございます。

まず、第12条第2項は、法人市民税の均等割の税率の適用区分につきまして、資本等の区分は現行のとおりでございますが、従業者数50人以下の部分に係る税率について、いずれも1万2,000円増額し、新たに適用するものでございます。

次に、28ページでございますが、第12条の2は、個人の均等割の非課税の範囲を定めたもので、現行13万円の加算額を18万円に引き上げ、均等割の非課税限度額を引き上げるものでございます。

次に、附則第9条第3項及び附則第10条第2項は、平成6年度の特別減税を実施するため、所要の規定の整備を図るものでございます。

附則第10条の2は、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を定めたものでございまして、租税特別措置法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものでございます。

附則第12条の2第2項は、平成6年度の特別減税を実施するため、所要の規定の整備を図るものでございます。

附則第13条の3は、市街化区域内の土地の取得に対して課する特別土地保有税の特例措置、いわゆるミニ保有税の適用期限を、現行の平成6年3月31日から平成5年12月31日までに短縮するものでございます。

附則第14条第1項は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等を定めたもので、現行25万円

の加算額を30万円に引き上げ、所得割の非課税限度額を引き上げるものでございます。

附則第15条は、平成6年度分の個人の市民税の所得割の特別減税を定めたもので、平成6年度分の個人の住民税の所得割の20%相当額を減税するもので、平成6年度限りの特例措置を創出するものでございます。

附則第16条は、平成6年度分の普通徴収に係る個人の市民税に関する特例について、附則第15条で規定している特別減税の実施方法を普通徴収において定めるものでございます。

最後に、新条例の施行期日は、平成6年4月1日とするものであり、附則第10条の2の改正及び附則第3条の規定は、平成7年4月1日となるもので、なお、附則第2条から第3条までは、所要の経過措置を規定したものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、専決処分をさせていただきました理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、31ページから43ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照くださいまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） 法人税の均等割（1）から（9）までありますが、これに該当する事業所数を教えてください。
- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 市民税課長（大杉真造君） 市民税課大杉からお答え申し上げます。
1,980件ぐらいだと思います。
- 18番（赤阪和見君） いやいや、（1）が何ぼ、（2）が何ぼというように教えてください。
- 市民税課長（大杉真造君） 詳しい内訳は持っていませんので、後日、議長と相談の上提出させていただきます。
- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、報告第18号を承認することに決しました。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第31「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）を議題といたします。

報告第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第2号

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の

一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成6年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第5号

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和55和泉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「（昭和33年厚生省告示第177号）」を「（平成6年厚生省告示第54号）」に改める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 市民生活部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第19号「和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正」を専決させていただきました理由並びにその内容について、市民生活部麻生より御説明申し上げます。

このたび、平成6年度の診療報酬の改定がされまして、4月1日より施行されました。このため和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、市議会に御提案申し上げるいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専

決処分させていただいた次第でございます。

それでは、母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要について御説明申し上げます。44ページでございます。

まず第3条は、医療費の助成を定めたもので、昭和33年以来、医科の診療報酬点数表は、甲乙の二本立てであったものを医科診療報酬点数表として一本化し、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）の全部を改正し、平成6年厚生省告示第54号として新たに定めたこと等に伴うものでございまして、新条例は、平成6年4月1日から施行したものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、専決させて頂きました理由並びにその内容の説明を終わります。

なお、47ページに新旧対照表を添付しておりますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第19号を承認することに決しました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第32「専決処分の承認を求めることについて」（平成5年度和泉市一般会計補正予算〔第5号〕）を議題といたします。

報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

平成5年度和泉市一般会計補正予算(第5号)

平成5年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成6年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		18,525,012	△150,000	18,375,012
	1. 市 民 税	9,531,443	△150,000	9,381,443
17. 市 債		3,352,630	150,000	3,502,630
	1. 市 債	3,352,630	150,000	3,502,630
歳 入 合 計		49,136,612		49,136,612

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
都市計画 整備事業	1,391,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	1,497,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	800,800	同上	同上	同上	同上
義務教育施設 整備事業	756,800	同上	同上	同上	同上	800,800	同上	同上	同上	同上	800,800	同上	同上	同上	同上
計	3,352,630					3,502,630									

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
① 市 税	18,525,012 千円	△ 150,000 千円	18,375,012 千円			千円
(1) 市 民 税	9,531,443	△ 150,000	9,381,443			
1. 個 人	8,420,043	△ 35,707	8,384,336	1. 現年課税分	△ 35,707	現年課税分更正減
2. 法 人	1,111,400	△ 114,293	997,107	1. 現年課税分	△ 114,293	現年課税分更正減
⑩ 市 債	3,352,630	150,000	3,502,630			
(1) 市 債	3,352,630	150,000	3,502,630			
2. 土 木 債	2,078,500	106,000	2,184,500	4. 都市計画債	106,000	黒烏山公園整備事業債追加 27,200
						松尾寺公園整備事業債更正減 △ 6,700
						阪和東側2号線整備事業債追加 44,700
						和泉中央線整備事業債追加 40,800

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 教 育 債	1,174,800 ^千	44,000 ^千	1,218,800 ^千	1. 小 学 校 債	△ 2,300 ^千	大規模改造整備事業債更正減 △ 2,300
				2. 中 学 校 債	△ 5,400	大規模改造整備事業債更正減 △ 5,400
				3. 幼 稚 園 債	51,700	国府幼稚園整備事業債追加 51,700
歳入合計	49,136,612		49,136,612			

地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度 末現在高	前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込額			当該年度 末現在高 見込額		
		借入済額	事業費繰 越による 延伸分	計	当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還 見込額	
					補正前の額	補正額			補正後の額
1. 普通債	33,941,951	32,387,698	98,100	32,485,798	3,352,630	150,000	3,502,630	3,723,399	32,265,029
(6) 土木債	4,585,561	4,582,392	6,900	4,589,292	1,907,500	106,000	2,013,500	409,923	6,192,869
(9) 教育債	13,263,331	12,468,875	76,700	12,545,575	1,174,800	44,000	1,218,800	1,130,672	12,633,703
一般会計合計	33,970,253	32,403,410	98,100	32,501,510	3,352,630	150,000	3,502,630	3,726,784	32,277,356

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第20号「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の専決処分につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算の専決処分につきましては、地方債の確定に伴います財源構成を行うもので、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分させていただきました。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。49ページでございます。

まず、第1条でございますが、「第1表 歳入歳出補正」のとおり、歳入の財源構成の補正で、補正後の総額は、補正前と同額でございます。

第2条は、地方債の補正でございます。地方債の確定に伴う限度額の変更でございます。内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

本補正予算につきましては、市税の減収に伴う減収補てん債等の財源対策を行い、市税を1億5,000万円更正減いたしたものでございます。

以上、簡単ではございますが、専決処分させていただきました報告第20号「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第20号を承認することに決しました。



- 議長（大谷昌幸君） 日程第33「専決処分の承認を求めることについて」（平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕）を議題といたします。

報告第21号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第4号

平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成5年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,934,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成6年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰越金		47,618	125,000	172,618
	1. 繰越金	47,618	125,000	172,618
11. 財産収入			8,209	8,209
	1. 財産運用収入		8,209	8,209
歳入合計		7,800,972	133,209	7,934,181

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金			133,209	133,209
	1. 基金積立金		133,209	133,209
歳出合計		7,800,972	133,209	7,934,181

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
⑩ 繰 越 金	47,618	125,000	172,618			
(1) 繰 越 金	47,618	125,000	172,618			
1. 繰 越 金	47,618	125,000	172,618	1. 前年度繰越金	125,000	前年度繰越金追加
⑪ 財 産 収 入		8,209	8,209			
(1) 財 産 運 用 収 入		8,209	8,209			
1. 利子配当金 収 入		8,209	8,209	1. 利子配当金	8,209	財政調整基金運用収入
歳 入 合 計	7,800,972	133,209	7,934,181			

2 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
⑨ 基金積立金	円	円 133,209	円 133,209	円	円	円 8,209	円 125,000	円	円	
(1) 基金積立金		133,209	133,209			8,209	125,000			
1. 財政調整 基金積立金		133,209	133,209			8,209	125,000	25. 積立金	133,209	財政調整基金積立金
歳出合計	7,800,972	133,209	7,934,181			8,209	125,000			

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） 引き続きまして、ただいま御上程いただきました報告第21号「平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、専決処分の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、保険給付費の増加等緊急やむを得ない財政需要に対応するため、財政調整基金へ積み立てるものでございまして、去る3月31日に専決処分をさせていただきます。何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。56ページでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,320万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億3,418万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、事項別明細書に基づきまして御説明申し上げます。59ページでございます。

まず、歳入予算でございますが、前年度繰越金1億7,289万4,000円のうち予算未計上分1億2,500万円並びに基金運用収入820万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

それに伴います歳出予算といたしましては、財政調整基金への積立金1億3,320万9,000円を計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、報告第21号「平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 26番（原 重樹君） 26番・原です。これは平成5年度会計の補正予算（第2号）ですが、実質的には、最終の補正になるかと思えます。その点で平成5年度は、国保料金の値上げがされている会計ということもありまして、中身について質問をします。

まず、その前に関連になりますが、先日の国会で入院のときの給食費の自己負担いわゆる保険外しという法案が可決されたわけですが、この和泉市議会の中で反対の意見書も上げているわけです。10月から実施される場合、当初は600円、2年後からは800円になると思えます。もし、その辺で和泉市の国保会計で持っている分での影響額、これは被保険者の住民側からすれば、総額的にどの程度の影響額になるのか。600円のとときあるいは800円のとときに分けて年間の概算で結構ですので、分かればお願いしたい。それが第1目。

2点目ですが、会計で言えば、単純に繰越金を基金に入れたというのですが、1億3,300万

円余を今回、基金に繰り入れるわけですが、これで基金は幾らになるのか、お答え願いたい。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 市民生活部次長（長岡敏晃君） 市民生活部の長岡の方からお答えいたします。

1点目の給食費が600円、800円、その総額はどのぐらいになるのか、ということですが、平成4年度の入院の実績をベースに推計をいたしますと600円で約1億4,800万円、800円で1億9,700万円ぐらいの被保険者の負担額が増ということになります。

また、2点目の基金の額でございますが、平成6年4月1日現在で申し上げますと、今回の専決処分をさせていただきます分を合わせ5億2,769万3,600円ということになります。

○ 26番（原 重樹君） 最初の数字は概算ですので、聞いておきたいと思います。

基金の5億2,000万円余ということですが、平成4年度でしたか、3億数千万円の基金を削って予算化し、それが使わずに済んで、という話がいろいろありました。また、平成5年度ですか、8,000万円余の基金を削って予算を組み立てるというやり方もしてきました。それが現在、5億2,000万円ということは、それを崩さなくてもできている上に今回、基金を積み立てる会計になっていると思うんです。

日ごろから基金の問題について、何かの5%以上ということが厚生省あたりの指導だ、といろいろ今までの答弁で聞かされてきているわけです。この5億2,000万円というのは、一体、この和泉市では何%ぐらいに当たるのか。5%をはるかに超えるのではないかという気もします。何%になるのか、お聞かせください。

○ 市民生活部次長（長岡敏晃君） 国民健康保険財政の基盤を一層強化するため基金を持つということ、その積立金につきましては、過去の保険給付費の5%以上と指導をされております。今回の基金総額5億2,769万円の保険給付費の割合ですが、約7.7%になると推定しております。

○ 26番（原 重樹君） 5%以上ということですので、7%も10%も以上だと言えば以上なんです。はるかに1つの基準を超えているというのが基金の実態ではないかと思えます。

先ほども少し触れましたが、平成4年度で3億数千万円の基金を取り崩して予算計上したということになりましたが、今回は繰越金ですから、平成4年度の繰越金を5年度に入れ、そのまま基金に繰り入れたという予算補正なんですね。平成4年度は、当初値上げのときはかなりしんどい話をされていましたが、実際には、相当余裕がある会計ではなかったか。今回は、1億2,500万円ということで、補正前と一緒にすれば、1億7,000万円余が繰越金としてそのままずっと積み立てられることになります。その意味では、平成4年度の決算自身がなぜこういう会計になったのかの理由、おカネが余ったからと言えそうですが、そういうようにしてきた

原因、理由について説明願いたい。

- 市民生活部次長（長岡敏晃君） 4年度中に繰越金ができただのか、ということでありませけれども、4年度の決算について御説明申し上げ、答弁に代えたいと思います。

平成3年度の決算から経過を説明させていただきますと、保険料率を据え置き、医療費の高騰により厳しい財政運営となりましたが、いろいろの努力によりまして国庫補助金等が増額交付され、結果として1億6,400万円の黒字決算となったものであります。

また、平成4年度におきましては前年度と同様、保険料の改定を見送ったため賦課限度額が国の基準を大きく下回り、前年度に交付されました特別調整交付金の交付に難色が示されたものであります。しかし、人間ドック等の保健施設事業を新規に実施するとともに、国保行財政の運営に積極的に取り組んでいることが、国において経営姿勢が良好であると評価され、昨年度分に3,000万円増額交付いただき、結果的に8,000万円を特別交付されたものであります。

その他国庫支出金では、普通調整交付金として9,900万円、療養給付費等の負担金として2,600万円、事務費負担金として8,000万円等合計で約2億2,000万円。府支出金及び高額共同事業交付金等で4,300万円が交付されたものであります。

なお、当初予定しておりました基金繰入金約3億500万円が不用となったため、歳入で8,500万円が増となったものであります。

次に、支出でございますが、一般被保険者に係る医療費でございますが、診療費ベースで対前年度比7.65%の伸びとなっております。また、当初予算との比較では、療養諸費ベースで1人当たりの額の伸びを8.8%と推計いたしましたけれども、決算見込みでは8.4%の伸びとなり、被保険者数の増加と合わせまして2,300万円が負担増となったものであります。

次に、退職被保険者等に係る医療費でございますけれども、診療費ベースで9.09%の伸びとなっております。当初予算との比較では、診療費ベースで1人当たりの額の伸びを10.5%と推計いたしましたけれども、決算では6.85%となり、被保険者数の伸びも3.9%から0.85%と減少いたしましたため、7,500万円が不用となったものであります。そういう関係で1億7,300万円の黒字ができたということでありませ。

- 26番（原 重樹君） 詳しく説明いただきましたが、要するに入の方が増えて出の方が減ったということなんです。平成5年度の値上げのときには、3億円余を基金から取り崩さなくても平成4年度はいける、という話をしています。ただし、それで会計は200万円ぐらいの赤字みたいな言い方をたしかしていると思います。まあまあとんとんです。

ところが、実際に蓋を開けてみると、1億7,000万円も黒字になっているというのが平成4年度なんです。これが繰り越されたのが平成5年度の会計なんですよ。しかも、平成5年度

の分が、この補正予算でも横滑りの的に基金に入っていく。だから、平成5年度自身もかなり余裕のある財政状況ということが、これでいくと推測できるんですよ。本来、もっと費用が足らん、足らんとすれば、基金に繰り入れないと思うんです。繰越金が入ってきてよね。

そういう状況があらうかと思しますので、簡単で結構ですが、平成5年度の基金の状況も含め、その値上げのとき、基金もあるし、値上げの必要はないではないか、という話をしたと思います。今回のこの補正予算でますますそれが強まったというのが私の正直な感想なんです。だから、今、もう一度お伺いをしたいのは、今の会計を見ると、本当に値上げしなくてもいいたんではないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○ 市民生活部次長（長岡敏晃君） 確かに先生がおっしゃるように基金も繰越金もございまして、平成5年度に改定をしなくても収支はとれたと思いますが、基金を持っているから国庫補助金等もいただけるわけございまして、後年度の近い将来、すぐに大きな改定をしなければならなかったという状況でありましたので、5年度に改定をお願いをしたわけでございます。

○ 26番（原 重樹君） 平行線やと思いますので、簡単に意見だけ言うておきます。

実際に今、たしかに国の方でアメとムチ的にこれをやらないと減らすぞ、これをやったら、という部分があることは一定、理解をします。ただ、この会計を見ますと、基金の積み立て状況あるいは今回の補正で基金をまた積み立てる、今回は、正式な決算ではないのでどの程度か知りませんが、かなり余裕のある財政状況であることは間違いないと思います。それを値上げのとき、平成4年度はとんとんぐらい、基金は取り崩さなくて済んだ、ということを書いていました。当然、わが党は反対をしたんですが、賛成した議員さんも大変だ、ということで値上げに賛成したと思いますが、こういうことが続くようでは納得がいかないだろうと思います。詳しくは正式に決算が出た中でさせていただきたいと思いますので、今日のところは置いときますが、改めて値上げの必要性はなかったという点だけは申し上げておきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第21号を承認することに決しました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第34「平成5年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告第22号

平成5年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、平成5年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

平成5年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国庫支出金	府支出金	特定地方債		
7.土木費	道路 2.橋梁費	富秋幸線 整備事業	円 18,400,000	円 18,400,000	円 5,000,000	円	円	円 13,400,000		
7.土木費	道路 2.橋梁費	(仮称) 中央2号歩 行者専用道 路整備事業	89,324,000	89,324,000		67,000,000		22,324,000		
7.土木費	都市 4.計画費	宮ノ上公園 整備事業	345,110,000	345,110,000	172,555,000			172,555,000		
7.土木費	都市 4.計画費	地域開発公 園整備事業	10,600,000	10,600,000				10,600,000		
7.土木費	都市 4.計画費	和泉中央線 整備事業	34,781,000	34,779,100			15,000,000	17,981,000		
合		計	498,215,000	498,213,100	177,555,000	82,000,000		190,536,000	48,122,100	

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第22号「平成5年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、その内容について御説明申し上げます。

去る平成6年第1回定例会において、地方自治法第213条第1項の規定により平成5年度和泉市一般会計予算の繰越明許費として御議決をいただいた事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げる次第でございます。

内容につきましては、62ページでございます。土木費の富秋幸線整備事業で1,840万円、（仮称）中央2号歩行者専用道路整備事業で8,932万4,000円、宮ノ上公園整備事業で3億4,511万円、地域開発公園整備事業で1,060万円、和泉中央線整備事業で3,477万9,100円、5事業合わせまして4億9,821万3,100円を繰り越したものであります。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第22号「平成5年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」の内容の説明を終わります。よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 28番（猪尾伸子君） 28番・猪尾です。この中で1つお伺いをしたいんですが、後でも出て来るんですが、宮ノ上公園整備事業に関する繰越額があります。この中で博物館について、これまでも議会の中で質問もさせていただきましたが、この繰り越しの中に博物館の問題が含まれているのかどうか。後の方では、図面など博物館が出てないように思うんです。
- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下からお答え申し上げます。
この繰越金の中には、博物館の整備費は含んでおりません。すべて公園としての整備費のみでございます。
- 28番（猪尾伸子君） そうしたら、これまで私の博物館に関する質問に対して市長も、特別に公団と話をして早急につくらせていく、という御答弁をいただいているんです。今、具体的に検討とか市としての案はどのようにお持ちか、お聞きをしたいと思います。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 博物館の件でございますが、ただいま市と住宅公団で内容について検討しております。これも宮ノ上公園で、という前向きな姿勢で検討しておりますが、現在のところ、まだ確定はいたしておりません。
- 28番（猪尾伸子君） 確定はしてない、ということですが、市としてこの公園の中にぜひつくってもらうということで、時期、規模、イメージやビジョンについて、具体的に公団と詰め

はされているのでしょうか。

- 都市整備部次長（山下喬三君） まだ規模とか施設の内容について協議をしている段階ですので、議員さんがおっしゃったところまでは至っておりません。
- 28番（猪尾伸子君） この問題については、これまでも一般質問で取り上げさせてもらい、ぜひ和泉市の文化財として、この地域から出土したものを広く市民に展示ができる施設をつくっていただくということで、その建設の趣旨とかについては、市長も特別に「ものすごく頑張ります」と言われましたので、非常に期待をしています。

宮ノ上公園自体が大学に隣接するところでありまして、若い学生さんたちもたくさん通られるところですよ。繰越明許にも入ってますが、歩行者専用道路など非常にいいものが提案されてますが、文化の問題について言えば、今、具体的な内容を御披露いただく段階になってないという点では、非常に一方で不安も感じます。

公団と詰めていく、ということですが、公団お任せでなく、和泉市から出て来た先人たちの高い文化性を和泉市としてどのように保護していくか、和泉市の財産としてどれだけ高い価値を見出していくのか、というところを市として主張していく。本来、公団が取り組まなくても、市独自でもきちんと位置付け、開発の中で今までのものを一たん壊し新しい文化をつくっていく形になりますので、市としてのビジョンも具体的にきちんと持ち、専門家の意見なども取り入れながら進めていただきたい。駆け足的に公園の場所はここしかない、これだけのものしかできない、ということだけは絶対に起きないように、くれぐれもその点をお願いをしておきたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第22号を終わります。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第35「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告第23号

平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		地方債		その他
						国庫支出金	府支出金			
1. 下水道事業費	2. 下水道整備費	公共下水道整備事業	円 442,630,000	円 442,630,000	円 197,349,000	円 245,200,000	円 81,000	円 81,000		
1. 下水道事業費	2. 下水道整備費	南大阪湾岸 北部流域 下水道事業 費負担金	21,180,000	21,179,635		20,400,000	779,635			
合		計	463,810,000	463,809,635	197,349,000	265,600,000	860,635	860,635		

○議長（大谷昌幸君） 報告の説明をお願いします。

○ 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。ただいま御上程いただきました報告第23号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」、その内容について御説明申し上げます。

去る3月の平成6年第1回定例会におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により御議決をいただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げる次第でございます。

内容につきまして64ページでございます。公共下水道事業で4億4,263万円、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金2,117万9,635円、2事業合わせまして4億6,380万9,635円を繰り越したものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第23号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」の内容についての説明を終わります。よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第23号を終わります。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第36「平成5年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

報告第24号

平成5年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項前段の規定による和泉市水道事業会計継続費平成5年度年割額の使用に関する計画について、同項後段の規定により次のとおり報告する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

平成5年度和泉市水道事業会計継続経費繰越計算書

款	項	事業名	継続の総額	5年度継続経費予算現額			支払義務発生額(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越額に要するたな卸資産の購入限度額
				予算額	前年度繰越額	計				企業債	負担金	過年度損益勘定留保資金	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	第4回拡張事業	千円 1,626,370	千円 888,890	千円 0	千円 888,890	千円 475,393	千円 413,497	千円 413,497	千円 143,000	千円 159,709	千円 110,788	千円

- 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。
- 水道部長（仲田博文君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました報告第24号「平成5年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について」、水道部仲田より御説明申し上げます。その前に追加議案書の配付方法について、開会日配付になりましたことをお詫びいたします。

それでは、別冊追加議案書1ページをお願いいたします。第4回拡張事業の中で継続事業として施行しております北部受配水場築造工事につきまして、5年度支出予定額のうち工事工程のおくれにより完成でき得なかった工事費を、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により翌年度へ繰り越すものでございます。

その内容でございますが、2ページでございます。継続費の総額16億2,637万円、5年度予算計上額8億8,889万円に対し、支払義務発生額4億7,539万3,000円、残額4億1,349万7,000円を6年度へ繰り越すものであります。

この財源として企業債1億4,300万円、負担金1億5,970万9,000円、過年度損益勘定留保資金1億1,078万8,000円を予定いたしております。

なお、繰り越しに係る工事の完成は、6月末日であります。

以上、まことに簡単でございますが、報告第24号についての説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第24号を終わります。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第37「工事請負契約締結について」（和泉中央線道路改良工事）を議題といたします。

議案第23号

工事請負契約締結について

和泉中央線道路改良工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 和泉中央線道路改良工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 420,240,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市浦田町13番地の4
信愛建設株式会社
代表取締役 西尾正明 |

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第23号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について総務部神藤より御説明申し上げます。65ページでございます。

まず、提案理由でございますが、本工事は、都市計画道路網整備の一環として策定されました路線であり、既成市街地と新市街地を結ぶ主要幹線道路として位置付けられており、その機能を果たすべく未改良区間を早急に整備するため施行するもので、工事請負契約の締結をするに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約の目的は、和泉中央線道路改良工事。契約金額は4億2,024万円。契約の相手方は、和泉市浦田町13番地の4、信愛建設株式会社代表取締役西尾正明と契約しようとするものでございます。

工事場所は、参考資料にお示しいたしましたとおり、起点和泉市観音寺町219番地の2先から同町314番地先まで。工事概要としては、延長245m、幅員20mの道路でございます。内訳としましては、U型擁壁工73.4m、L型擁壁工137.9m、ボックスカルバート工20.6m、他に舗装工一式を施行するものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成7年3月28日までといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第23号「工事請負契約締結について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

- 議長(大谷昌幸君) 日程第38「工事請負契約締結について」(中央2号歩行者専用道〔2号橋〕新設工事)を議題といたします。

議案第24号

工事請負契約締結について

中央2号歩行者専用道(2号橋)新設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 1 契約の目的 中央2号歩行者専用道(2号橋)新設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠 雄
- 3 入札の方法 随意契約
- 4 契約金額 298,700,000円
- 5 契約の相手方 大阪市西区西本町2丁目2番11号
株式会社 銭高組大阪支社
取締役副社長 支社長 山口 淳 一

- 議長(大谷昌幸君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(神藤恒治君) ただいま御上程をいただきました議案第24号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容について総務部長神藤より御説明申し上げます。68ページでございます。

まず、提案理由でございますが、本工事は、平成7年4月に開設を予定していますトリヴェール和泉北部ブロックの泉北高速鉄道新駅から東部ブロックの学園ゾーン及び宮ノ上公園を結ぶ歩行者専用道延長720mのうち、学園ゾーンの入り口部に当たる2号橋梁PC斜張橋延長83mを施行するもので、工事請負契約の締結をするに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約

及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約の目的は、中央2号歩行者専用道(2号橋)新設工事。契約金額は2億9,870万円。契約の相手方は、大阪市西区西本町二丁目2番11号、株式会社銭高組大阪支社取締役副社長支社長山口淳一と契約しようとするものでございます。

なお、本工事の契約方法については随意契約を行っており、その根拠といたしましては、本工事におきます資材の搬入及び搬出等工事車両の経路としまして、現在、工事中の桃山学院大学の新校舎建設並びにグラウンド等の外構工事を施工中の大学側の工事進入路を市に利用しなければ施工不可能なこと。また、本橋梁の架設位置が大学側の外構工事と重複し工期的にも同時施工となるため、作業スペース、施工密度、工期、安全対策など関係機関との調整等を勘案いたしますと他業者との競合施工が困難なことから、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づきまして、大学側の施工業者である株式会社銭高組大阪支社と随意契約を行うものであります。

工事場所でございますが、参考資料にお示しいたしましたとおり、起点和泉市万町778番地の2先から終点和泉市まなび野1480番地先まで。工事概要といたしましては延長83m、幅員5mの斜張橋で上部工一式、下部工3基を施行するものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成7年3月23日までといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第24号「工事請負契約締結について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(大谷昌幸君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番(赤阪和見君) 内容的には余りないんですが、ただいまの総務部長の説明によりますと、随意契約の理由として工事進入路云々ということがありました。市道がきしっとあそこまであるわけです。ただいま桃山大学がその市道を使って工事をしているのですから、そういう理由を言われますと、ちょっと私としてはおかしいわけです。桃山大学の中で工事をやっているの、その点ではよく分かりますが、進入路が桃山大学の中を通るような総務部長の説明でございましたので、そういう言い方であると、随意契約の問題は一言、言いたいということになります。その点、今の説明はいかがでしょうか。
- 議長(大谷昌幸君) 答弁。
- 総務部次長(北橋輝博君) ただいまの御質問につきまして、契約課北橋よりお答えいたし

ます。

議員さんが御指摘のように進入路のみということになれば、随意契約の理由として非常に不適切であると考えます。先ほどの提案理由で申し上げましたように今回の工事場所が、桃山学院大学が所有しております場所に施行するというので、私どもとしましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号で、国の方で一定の随意契約に関する具体的な事例というのが、昭和59年に通達として出されております。

そこでは、こういう事例が出されております。他の発注者の発注に係る現に施工中の工期と交錯する個所での工事で当該施工中の者に施行させた場合には、工期等の短縮、工事の安全性、また、円滑適切な工事を確保する、という事例がございます。議員さんが指摘したその部分だけでは非常に弱いものでありますが、今、言いました点を含めて随意契約とさせていただいた、このような状況でございますので、よろしく願いいたします。

- 18番（赤阪和見君） 僕は、随意契約云々を言うてはいるわけではない。ただいま総務部長が説明したような内容であれば、一言、言いたいな、となってくるわけです。その点、いかがですか、ということです。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部長神藤です。随意契約の理由といたしまして、何点か私が申し上げていると思いますが、その1つに進入路を使わなければいけないということ、そして、ただいま次長が申し上げました数点の問題等、総合的な観点から随意契約ということになったという理由でございます。御理解いただきたいと思います。
- 18番（赤阪和見君） そうじゃない、これは市道ですよ。ただ便宜上、桃山大学の工事に使わせてあげているだけであり、市が管理する道路ですよ、違いますか。まだ取ってないかもしれませんが、ちょっと内容的にすかっといかない。あの道路に問題があれば、もっともっとほかに言いたいことが出て来ますから、あえて言いませんが、市の所有する認定された道路ということになってくると違いますか。
- 道路課長（関 和直君） 桃山学院のちょうど学園ゾーンの中にあります市道でございますけれども、現在のところ、全然まだ整備もされておられません。機能的には、市道という認定は掛けているものの、公団さんの方ですべての整備は終わっておりません。そういうことで今回の発注についても、公団さんが市道部分を整備される時期が同一になる、また、宮ノ上公園への工事車両の進入もこの未整備の道路を使つての進入になる、というようなことから今回、随意契約をお願いした次第でありますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。
- 18番（赤阪和見君） 未整備云々じゃなく、先ほど、随意契約の理由を言われると、そういう言い方になってくるわけです。

もう1点、お伺いしますが、この橋梁は一部、桃山大学の敷地に入るわけですか。

- 道路課長（関 和直君） 再度、道路課長からお答え申し上げます。

議員さんがお話のとおり、現在、考えております橋梁の架かる部分につきましては桃山大学の敷地のグラウンドの一部、また、桃山学院通りという歩行者専用の大学内の道路がございますが、その2カ所の部分に今回の橋梁の一部がかかってまいります。この点につきましては、桃山大学と私の方が何回か協議をさせていただきまして、底地の所有権については移転が難しい状況でございますので、これは使用ということでお願いをいたしまして橋梁を架けるといことで、口頭でございますが、現在のところ、協議がまとまってございます。

- 18番（赤阪和見君） 余りどうのこうのとは言いませんが、お願いをいたしまして、というよりは、これは桃山大学のアプローチの歩行者道路であると思います。これは二者が協力し合って架けていくと私たちが確認をしておきたい。何も市がお願いをしてそこへ架けるわけではないということ。

また、総務部長の説明の点では、市道というところからすれば、工事の整備上、これは言わず語らずの中で使っているだけであり、整備された後は、きちんと市へ移管されるということを理解した上での説明をしていただきたいと思います。

それからもう1点、桃山大学のあそこの工事は、ジョイントでやられているのか、銭高1社でやられているのか、その点をお願いします。

- 総務部次長（北橋輝博君） 銭高1社でございます。
- 18番（赤阪和見君） 桃山大学ですよ。
- 総務部次長（北橋輝博君） そのとおりです。
- 18番（赤阪和見君） 桃山大学の工事は、銭高1社で請けているわけですね。間違いのないですね。
- 企画調整部長（逢野博之君） 現在、行われている桃山大学の工事そのものは、ジョイントベンチャーでやっております。
- 18番（赤阪和見君） ジョイントベンチャーでやっているなら、ジョイントの中での随意契約とならないんですか。それを1社で請けるということは、そこに何か随意契約の理由があるのかどうか。
- 道路課長（関 和直君） 現在、3社のジョイントベンチャーということになってございます。ただ、実質的な工事につきましては、銭高組さんの方ですべてを消化されており、また、橋梁につきましては、銭高組さんがこのPCの斜張橋の過去の実績もございまして、他社との契約よりも、銭高組さんの過去の実績を考えてお願いを申し上げたところでございます。

○ 18番（赤阪和見君） その点では、特に随意契約という形になってくると非常に難しい面、他から見ていろいろあると思います。向こうが鹿島、南海、そして、銭高組とジョイントを組んでいる。最近、いろんな形の中であらぬ噂とか、新聞紙上を賑わしております。当和泉市では、そのようなことで市民の信頼を失するようなことがあっては困るわけです。銭高組さんは、周辺でも大きい工事をやっておられますが、その点では、変な疑いを持たれる形のないよう、特に随意契約ですのでしっかり注意をしてやっていただきたいと要望しておきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に。

○ 25番（天堀 博君） 随意契約の問題については、赤阪議員さんからのお話がありましたので、これは省かせていただきます。

今回の契約は、約3億円に近い金額ですが、提案理由の中で言われましたように和泉中央駅から桃山学院大学までの間の歩道ですね。総延長の工事で一部用地購入をしなければならない部分もありますが、それを合わせて総額幾らになるかということ。それから、財源の内訳をお示しを願いたい。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 道路課関からお答え申し上げます。

現在、予定しております財源としては、本年度は、7億6,400万円でございます。平成5年度で発注をいたしまして繰り越しをさせていただいております唐国1号線の下のトンネル工事と合わせまして、10億を少し上回る額で今のところ予定をしております。ただ、残ります工事の発注がまだ確定をしておりませんので、7月、8月の2カ月間で工事発注をさせていただきまして、額の確定を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 25番（天堀 博君） 財源は。

○ 道路課長（関 和直君） 財源は、一般財源を充当するようしております。

○ 25番（天堀 博君） 市長も含めてですが、先ほどから話が出ておりますように桃山学院大学へのアプローチということです。石尾中学校の横のトンネル工事ともありますので、緑ヶ丘関係の住民の方が駅へ行かれるのに非常に便利になり、安全に行けるということで歩道を利用するのは非常にいいと思います。ただ、この橋梁だけをとった場合には、本当に桃山学院大学へのアプローチになってしまう。宮ノ上公園にも行けますけど、中心的にはそうだと思います。

それで、財源は、いわゆる繰り越しの今後の分を含めて起債と一般財源を使うわけです。どっちみちこれは補助金も何もないと聞いてますので、一般財源を投入するということです。こ

の10億円のうち今回の橋が3億円、30%を占めている。

私は、委員の方から資料をもらって絵を見させてもらったはかなり立派な橋です。2スパンになってまして、真ん中に張りがあってロープで吊り下げるような形になるわけです。今の時期、桃山学院大学を見ても大変モダンな建物が建ってきてまして、先ほどの話ではないがグレードが非常に高いということです。あの中央駅周辺の特にまなび野のグレードをアップすることは、これからの21世紀に向けて確かにいいものだと思います。

しかし、すべてが一般財源であるという点、しかも、相手が特定されるという点、そういうところにこれだけ立派な橋をつくるという点では、いささか疑問がなきにしもあらずです。そこで、専門的な形でお聞きをしますが、こういう橋ではなく、一般的な下だけの橋は架けられないのかどうか。また、そういうものであればどれぐらいの金額でできるのか、ちょっとお聞かせください。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 道路課関からお答え申し上げます。

橋梁タイプにはいろいろございます。コンクリート橋、もちろんPCもコンクリートですが、床版的にコンクリートを打って鉄筋を入れてつくる単純な橋もあります。本当に安く簡単に仕上げますと、1億はゆっくりダウンするであろうと思います。

ただ、橋梁につきましては、昨今、いろんな設計のタイプができております。湾岸線を走っていただいたら御覧になれると思いますが、最近では、こういうPCの斜張橋がかなり頻繁に使われております。コンクリート橋に限らず鋼構造の橋もございます。そういういろんなことを考慮しながら将来のメンテナンスとか、和泉市の中央駅もでき、その周辺には、かなり立派な橋梁も都市整備公団の方で設置してございます。長い時間がかかっておりますので、そういった関係からわれわれ技術者としても、将来の和泉市の橋梁の一部にできるだけグレードの高いものをつくっていきたいということで今回、発注させていただきました。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） 分らんことはないんです。この地域のグレードを上げるとか、桃大や中央駅周辺とのいろんなバランスを考えられて、それ以上の橋をつくられるのは分らんことはないんです。ただ、ほかの行政とのバランスを考える場合、市長は、市民のいろんな要望を聞かれてやっておられる行政に対しては、財政難ということでどうしても抑えてくる。今回も明らかになっているように全く市の単費で10億、しかも、この橋だけで3億をかけてつくるといことです。1億円は下がるであろうという、このような引っ張るのでなく普通の橋を架けてきれいにしたところで十分グレードもアップされるし、問題はないのではないかと思います。

す。

しかも、ゼネ勘定のことを言って悪いですが、桃山大学ができて学生さんが来て、教授陣などの頭脳集団も来られるのですから、いろんな面で和泉市にはプラスになる面は多い。ただ、今までから盛んに宣伝がされてますが、どの程度どうなるか、われわれも未知のものですがね。しかし、おカネの勘定だけしてみると、これは学校法人で土地も建物も固定資産税は一銭も入らない。言わば、桃山大学が来年4月にオープンしても、果たして和泉市にとって財政的にどれだけプラスになるかは、単純に打算的に見た場合非常にマイナスなんですわね。

全体に頭脳集団が来たり、建物のグレードが上がり、周辺の雰囲気がよくなるという面では確かにプラスになりますが、それに対する10億のカネをかけ、この橋に3億ものカネをかけることが、果たして他の市の行政とのバランスを考えたときいいのかどうかという疑問を持ちます。その指摘はしておきます。

随意契約そのものについては、先ほど、赤阪議員さんも言われましたように今、ゼネコンについて非常に大きな問題が出て来てます。ずっと見ていましたら、さすが銭高組やな、と思うのは、中央丘陵の主要な部分では、水道の配水池という大きな工事、今回の橋、桃大とポイントを押さえています。ですから、随意契約については、非常に慎重に当たっていただかなければならない。議会の方はこれ以上は分からないので、理事者の責任として、こういう問題がないような形のをちゃんとしていただきたい。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮り致します。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第39「委託契約締結について」（和泉中央丘陵地区における宮ノ上公園の設置等に関する平成5年度委託等変更）を議題といたします。

議案第25号

委託契約締結について

和泉中央丘陵地区における宮ノ上公園の設置等に関する平成5年度委託等変更契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 和泉中央丘陵地区における宮ノ上公園の設置等に関する平成5年度委託等変更
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 随意契約
- 4 契約金額 変更前 116,110,000円
変更後 366,110,000円
- 5 契約の相手方 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団関西支社
理事 四方大中
支社長

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼都市整備部長（富田宏之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第25号宮ノ上公園の「委託契約締結について」、提案の理由並びにその内容について都市整備部富田から御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、宮ノ上公園は、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業区域内の地区公園として計画されており、このたびの事業化に伴い業務の委託を行うものでございます。既に平成5年度より住宅・都市整備公団関西支社との間で業務の委託契約を締結して施設整備を行っているところであります。しかし、平成5年度末に国の景気対策の一環として第3次の大型補正が実施され、宮ノ上公園にも国庫補助金の追加内示があり、その執行に当たり住宅・都市整備公団と委託の変更契約を行おうとするものであります。

なお、今回の変更に伴い委託費が和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、本業務委託は、宮ノ上公園の施設整備工事業務を委託するものであり、契約者並びに契約の相手方、契約の方法につきましては、本事業が、新住宅市街地開発事業の一環として行われているものであり、当該新住宅事業の事業主体が住宅・都市整備公団でありますので、和泉市長と当公団との随意契約として契約を締結しようとするものでございます。

また、契約金額は、平成5年度当初1億1,611万円でしたが、先ほど申し上げましたように第3次大型補正の追加内示額2億5,000万円に対応し、合わせて変更契約金額3

億6,611万円となるものでございます。

委託期間につきましては、当初、平成6年3月20日までといたしておりましたが、今回、平成7年1月31日までと変更するものであります。

なお、当初委託の工事内容につきましては、本公園区域内の敷地造成を行い、芝生の丘の排水工事、チビッコ遊具の丘の整備を行っております。これに係る追加工事は、ステージプラザ、壁泉ウォール、展望プラザの施設整備を行う予定でございます。

なお、参考資料といたしまして72ページには委託等の変更概要を、73ページには位置図を、74ページには工事の施行区域図を添付しておりますので、御参照のほどをお願い致します。

以上、簡単でございますが、議案第25号宮ノ上公園の「委託契約締結について」の御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） この前は1億1,611万円やったから議会に出て来なかったということですか。今回、初めて3億を超えたから出て来たということですか。この委託内容は工事の部分だけですね、土地を買う部分もあるのですか、その点。
- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下からお答え申し上げます。
用地の部分はございません。設計と工事の部分のみでございます。
- 18番（赤阪和見君） そうしたら、この文章でいきますと、既に芝生の丘とチビッコ遊具の丘はでき上がっているわけですか。
- 都市整備部次長（山下喬三君） その部分につきましても現在、工事中でありまして、でき上がっておりません。
- 18番（赤阪和見君） おかしいじゃないですか。期間が今年の3月20日まででしょう。芝張りからシェルタ、ベンチ、砂場もできるのがこの6年3月20日だと文書ではありますね。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 繰り越しのときに御説明申し上げましたように、この追加金額は2億5,000万円でしたが、3億4,511万円繰り越しをさせていただきました。ということは、平成5年度で純粋に工事をしたのは2,100万円程度でございました。この理由でございますが、事業認可が非常に遅くなったという事情でございます。御理解願いたいと存じます。
- 18番（赤阪和見君） 分かりました。こういう場合、なぜ住宅・都市整備公団関西支社に随意契約委託をするのか、理由をお聞かせ願いたいと思います。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 提案理由でも申し上げましたように、この工事は、住宅促

進事業として行ってございます。また、この工事につきましての業務委託の利点といたしまして、優れた施設の建設が図られる、技術職員の一時的な増員が避けられる、経済的に有利であるということです。次に、公園事業の計画的な建設の早期完成が図られる、補助金業務の円滑化が図られる、といういろいろな理由を考えまして、住宅・都市整備公団に随意委託をしたものでございます。

- 18番（赤阪和見君） 円滑な補助金行政が受けられるということは、市でやれば、そのようなメリットがなくなると理解すればいいんですか。というのは、市から公団でしょう。そして、公団からどこへ委託されるか分からない。市内業者の育成の中で逆行するような形ですね。

また、ここで問題が出て来るのは、進入路は、ちょうど市道の部分を使ってやるわけでしょう。そこでまた銭高組さんと南海建設さんなどが造成とか大きなものを請けていく。それやったら、ちゃんとしてからもらえばいいわけでしょう。そこでは、都市計画法か知りませんが、一定の縛りがあると思いますが、和泉市の業者を使ってほしい、というような申し出はされているのかどうか。もう少しお聞かせ願いたいと思います。

- 都市整備部次長（山下喬三君） 宮ノ上公園は、泉佐野市の横井組というところが請け負っております。その中で住宅・都市整備公団には、下請け、孫請けになるかもしれませんが、できるだけ市内の業者を、ということは申し入れております。

- 18番（赤阪和見君） それでは、最終確認をします。

これは平成7年1月31日までの期間ですが、2月から利用という形をとれるのかどうか。今後の方向性の中では、今までにない4,561㎡という張り芝の公園を持つということは、この前の一般質問でも申し上げましたように管理の面でもいろいろあるかと思いますが、その点では、しっかりした方針を打ち立てて心してかかってほしいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

- 都市整備部次長（山下喬三君） この件につきましては、平成5年度分の補助事業の内容でございまして、平成6年度につきましても再度、3,000万円程度の工事費がございまして、それについては、平成7年3月31日までの工期という方向で考えております。まだ国からの補助確定は来ておりませんが、今のところは、そのように考えております。

- 18番（赤阪和見君） 分かりました。ここにトイレはありますか。

- 都市整備部次長（山下喬三君） 最終的には、3基でき上がります。

- 議長（大谷昌幸君） 他に。

- 25番（天堀 博君） 先ほど、繰り越しのところで猪尾議員が質問した例の博物館の件です

が、公園課の方で一生懸命に答弁されてました。市長は、頑張っけて力を入れて、ということでこの公園の中につくろうか、となつてきていますが、所管の教育委員会はどう考えているのか。

というのは、仕方がないと言え仕方がなかったのかもしれませんが、光明台のコミ体は、光明池の緑地の中に後からつくるといふことで非常に無理をしたわけですね。あれは大阪府企業局から終結に伴ってもらうということになったんですが、今の話では公園のことばかりです。確かに後、かなり残っているんですが、今からどこにどのようにするのか、レイアウトを含めて考えておかないと同じようになります。大方できてからまたつぶしてせないかん。チビッコ遊具の丘をつぶしてつくらないといかん。せやから、今から考えておくべきだと思ふんです。教育委員会の教育長でも結構ですから、お答え願ひたいと思ひます。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 企画調整部長（逢野博之君） 教育委員会という御指名でございますけれども、この公団との問題点の調整に入っております私の方から御説明申し上げます。

確かに議員さんがおっしゃいますように、今のような問題点が残っている関係上、建物の配置等も含めまして今回の造成の中でも考えていかなければいけないということで、市の内部におきましては、教育委員会、公園課、それと私どもの三者で公団との間で協議を進めております。具体的な建物の中身も含めまして原課の意向も踏まえ現在、調整を行っております。御心配をいただいている向きにつきましては、同じような考え方で取り組んでおりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） まだ残つてつので、できたところをつぶすようなことは恐らくないだろうと思ひます。そんなことをするとつると、補助金の問題もあるので手続上大変だと思ひます。この工事は、今は2期ですから、3期目の計画が出されるまでに結論を付けていただくということのお約束はしていただけますね。でないと、だんだんどこかへ行つてしまひ、先ほどの吊り橋やないが、それこそ空から吊つてこないといかん。

○ 企画調整部長（逢野博之君） 一定、公園の中につくる建物といふことで、基本的には、事業費についても公団サイドで負担をお願いをしているわけでございます。また一方、公園サイドでも建物に対するいろいろな補助の研究をし、一定、管理事務所的な要素も含め補助金の導入も公団サイドから出ております。いろいろ創意工夫を凝らしながら財源の確保を図り、原課の要望を満たすいいものをつくつていきたいといふことでございます。一部、また、桃山大学の方からもこの内容について利用させていただきたい、といふ公団に対する申し出もあるようつので、その辺の意向も踏まえながら、後世に悔いを残さないような内容のものをつくつていきたい。現在、いろいろ調整をしております。

- 25番(天堀 博君) せやから、早いことやってもらわないかん。どうも早くせないかんやつを早くせんと、えらいカネかかってでもサービスするものはサービスするという行政であってはいかんわけです。今、桃山大学が使わせてくれ、ということですが、逆に市としてはあっちたかろうか、ということやと思います。とにかく残りがだんだん少なくなり、奥へ奥へとやられていくわけですから、次の3期目の計画が出て来るまでに結論を付けてくれますね、と言うてるんです。それぐらいは返事ができるでしょう。それをやらんとどうにもならんと思いますよ。
- 企画調整部長(逢野博之君) 先ほども申し上げましたように造成工事の中で一定、建物の配置も含め当初の段階で計画を立てなければ全体計画ができません。今、御指摘をいただいているようにいつの時期にどのような建物を建てるか、ということについては早期に調整を図っていきたくて考えております。
- 25番(天堀 博君) なかなか次にやるまでに、という返事をしてくれないのですが、行政マンというのは、そうでなければいけないのか知りませんがね。市長、それぐらいは言えるのと違いますか。次にどこをするのか知りませんが、恐らく駐車スペースとかその辺を当たらんとしてしょうがないのしょう。そうすると、この前の辺りをいらい出してくと、そのとき決めないとしょうがないのと違いますか。それをはっきり答弁してくださいよ。
- 企画調整部長(逢野博之君) お説のとおり、公園の完成までにその建物を含めてやっていきます。
- 25番(天堀 博君) 完成までに、と言わないで、子供に教えるように言うてますのでね。今度の3期目には、この前辺りをいらわんと後ろはいらえない、そうでしょう。前をいらわんことにはあかんわけやからね。前をいらうということは、その時点できちんと計画を立ててレイアウトもしておかないといかん。だから、第3期のときはきちんと決めてくれますね、と言うてるんです。どないかやります、でなく、決める、と言うてくれたらいいんですよ。
- 企画調整部長(逢野博之君) 決めていきます。
- 議長(大谷昌幸君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮り致します。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

-
-
- 議長(大谷昌幸君) 日程第40「市道路線の認定について」(唐国久井線)を議題といたします。

議案第26号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
唐国久井線	4,870.00	16.00~25.00	唐国町1120番地の1先	久井町1157番地先	

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第26号「市道路線の認定について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。議案書75ページから76ページまでを御参照願います。

本件は、平成5年1月10日、1月29日に唐国町内の泉州山手線より久井町の大阪外環状線に至る総延長4,870mにつきまして、和泉市都市計画街路唐国久井線として決定をいただきました。既にトリヴェール和泉西部地区内につきましては、平成5年度から造成工事に着手されておりまして、この西部地区と和泉コスモポリス土地区画整理事業地区を結ぶ春木町地区の延長530m区間を、平成6年度から用地の取得並びに補助対象として申請をするにつきまして、市道の認定を必要といたすものであります。

次に、その内容でございますが、路線名は唐国久井線。起点唐国町1120番地の1先から久井町1157番地先までの総延長4,870m、幅員16mから25mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたすものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第41「市道路線の認定について」（中央2号歩行者専用道）を議題といたします。

議案第27号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
中央2号歩行者専用道	720.00	5.00	いぶき野五丁目乙812番地の40先	まなび野1480番地先	府道三林岡山線

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第27号「市道路線の認定について」、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。議案書77ページから79ページまでを御参照願います。

本件は、平成7年4月に開業予定のトリヴェール和泉北部ブロック内の和泉中央駅と同東部ブロック学園ゾーン、宮ノ上公園及び緑ヶ丘地区等を結ぶ散策的な歩行者専用道を整備するものでありまして、一部用地の取得を伴いますことから所轄税務署とも協議をいたしましたところ、税の特別控除を受けるにつかしまして、市道の認定を必要といたすものでございます。

次に、その内容でございますが、路線名は中央2号歩行者専用道。起点いぶき野五丁目乙812番地の40先から終点まなび野1480番地先までの延長720m、幅員5mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたすものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） これは緑ヶ丘本線の横みたいになるわけですが、この部分は、すべて買収をしていくと理解すればいいのかどうか。
- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 道路課長（関 和直君） 中央2号歩線の79ページの図面ですが、府道三林岡山線を橋で渡りまして、そして、緑ヶ丘本線のT型交差のところがございますが、これから平面交差になります。買収区間としましては、そのT型交差の角に「フーセンウサギ」という会社がございますが、ここから学園ゾーンに渡る角「辻川産業」さんまでの区間の用地買収に取りかかっているところでございます。

以上でございます。

- 18番（赤阪和見君） T型交差、すなわちフーセンウサギの角から辻川産業までの間の5mを買収していくということに確認したい。というのは、緑ヶ丘本線と平行になりますので、本線が狭くなるとかならないとかの話があっては困る。今まで市道認定をしてあるところの幅員が変わるのかどうか。5mをプラスするわけですね。
- 道路課長（関 和直君） 現存の緑ヶ丘本線の幅員につきましては、カーブの部分でございますので、若干、数字が変わりますが、約12m程度の幅員がございます。その幅員に今回、2m程度の追加買収を掛けまして、合計14mほどの道路をつくってまいる予定でございます。そのうち5m部分の今回、ダブル認定になる部分でございますが、その部分を歩行者専用道とし

て取り扱いをしていく。車道幅員につきましては、現状の幅員よりも若干、かなりまちまちな数字もございますので整理をしまして、3 m幅員の2車対応、路側帯が50cmずつで合計7 mの車道部を有する幅員、歩行者専用道の反対側の歩道につきましては、2 mの歩道が付く予定でございます。

以上でございます。

- 18番（赤阪和見君）内容的には分かりましたので、それは、それでいいと思います。

それから、先ほどの唐国久井線の認定もそうですが、実は、これを認定して市道だ、市道だ、と言うても、先ほどの大学内の道路の点でもありましたが、少し話の食い違いができてくるものですから、供用開始とか認定したものがこうなったという変わり目を議会にきちんと報告していただきたい。今までは、認定してあるので、使っていても使ってなくても何の報告もありませんでした。先に認定するということは、以前、できてないやつをなぜ認定するのか、ということもありましたが、やはり予算の関係とか書類申請の関係であろうことは百も承知いたします。ただ、実際にそれが供用開始される、また、こうなった、ああなった、といういちいちの報告を議会または委員会を通じてきちんと議員に報告をしていただきたい。その要望だけをしておきます。

- 議長（大谷昌幸君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第42「市道路線の認定について」（子供服団地本線ほか33路線）を議題といたします。

議案第28号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起	点	終	点	重要な経過地
子供服団地本線	839.50	12.00～13.50	万町1005番地の12先		松尾寺町829番地の14先		
子供服団地1号線	241.90	12.00	万町1404番地の6先		万町1257番地の1先		
子供服団地2号線	324.50	12.00～12.10	万町1404番地の11先		万町1172番地の3先		
子供服団地3号線	90.90	6.90	万町1237番地の24先		万町1237番地の28先		
子供服団地4号線	295.40	9.00～9.10	松尾寺町799番地の27先		万町1189番地の8先		
子供服団地5号線	96.50	6.90	万町1443番地の20先		松尾寺町799番地の29先		
子供服団地6号線	24.50	4.90	万町1443番地の27先		松尾寺町799番地の34先		
子供服団地7号線	234.40	9.00～9.10	松尾寺町829番地の5先		万町1189番地の23先		
子供服団地8号線	71.00	6.90	万町1005番地の18先		万町1005番地の19先		
子供服団地9号線	16.10	4.90	万町1005番地の18先		万町1005番地の18先		
子供服団地10号線	533.30	6.00～8.30	万町1172番地の15先		浦田町935番地の24先		

路線名	延長(m)	幅員(m)	起	点	終	点	重要な経過地
子供服団地11号線	54.50	9.00	万町1172番地の13先		万町1172番地の13先		
子供服団地12号線	160.70	4.90	万町1189番地の204先		万町1189番地の194先		
子供服団地13号線	55.50	6.90	万町1189番地の217先		万町1189番地の124先		
子供服団地14号線	58.60	6.90	浦田町1229番地の17先		万町1189番地の181先		
子供服団地15号線	62.10	6.20	浦田町935番地の16先		浦田町935番地の13先		
子供服団地16号線	71.20	6.20	浦田町935番地の1先		浦田町935番地の1先		
子供服団地17号線	64.60	6.90～7.00	浦田町948番地の17先		浦田町948番地の20先		
子供服団地18号線	31.40	4.80	万町1097番地の27先		万町1076番地の10先		
子供服団地19号線	351.40	6.50～7.00	万町1087番地の33先		浦田町890番地の10先		
子供服団地20号線	115.80	4.90	万町1180番地の10先		万町1093番地の12先		
子供服団地21号線	124.90	4.90	万町1093番地の36先		万町1093番地の27先		
子供服団地22号線	135.30	6.90～7.00	万町1093番地の37先		万町1093番地の48先		
子供服団地23号線	97.50	4.90	万町1098番地の59先		万町1098番地の52先		
子供服団地24号線	107.80	4.90～5.00	万町1098番地の79先		万町1098番地の69先		
子供服団地25号線	215.10	6.90～7.00	浦田町901番地の9先		万町1189番地の139先		
子供服団地26号線	84.90	4.90	浦田町1230番地の15先		浦田町894番地の15先		

子供服団地27号線	51.70	4.90	万町1098番地の120先	浦田町1230番地の18先
子供服団地28号線	127.40	4.90～5.00	万町1189番地の140先	浦田町914番地の23先
子供服団地29号線	131.70	4.90～5.00	万町1189番地の161先	浦田町914番地の33先
子供服団地30号線	220.70	4.90～7.00	浦田町890番地の10先	万町1189番地の169先
子供服団地31号線	20.80	5.00	万町1189番地の164先	万町1189番地の165先
子供服団地32号線	21.80	5.00	浦田町914番地の47先	浦田町914番地の44先
子供服団地33号線	32.00	4.90	浦田町935番地の32先	浦田町935番地の41先

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第28号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書80ページから86ページまでを御参照願います。

本件は昭和36年、和泉市の誘致によりまして大阪婦人子供服団地組合として、工場及び団地として建設をされました。団地内通路として組合が管理してまいりましたが、昭和58年ごろより再造成しながら、住宅地として開発行為によりまして道路整備が進められてまいりました。そういうことになりましたので、このたび、引き継ぎを受けたものでございます。

次に、その内容でございますが、路線名は子供服団地本線とし、起点万町1005番地の12先から終点松尾寺町 829番地14先までの延長839.5m、幅員12mから13.50、外子供服団地33号線までの計34路線、総延長5,160.40mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたすものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） これは今、説明がありましたように道路が全部移管されるということです。ここは古い開発地域ですし、今、住宅が建っているところは、社宅や寮が建っていたところです。その点で改修するのはどこがするのか。現況のままで引き取るとは思います。古い開発地域ですので、現況の基準とそぐわない点があろうと思いますが、その点の補修等をどうするのか1点。

もう1点は、これが認定されるとすれば、この中にある公園は今までどうなっているのか、どこどこ、何号線の横ということで結構ですので、その面積とともに既に市へ帰属されているのか、その点をお伺いをします。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 道路課長（関 和直君） 道路課関です。部長の方から認定の趣旨を述べられましたように、昭和36年以降、本団地の道路整備が形成されてまいりました経過もございまして、道路の整備の基準としては、時代とともに若干、変更がございます。そういったところから今回、子供服団地組合の理事会とも協議をしながら、できるだけ現在の基準に合うような断面に変更をお願い申し上げまして、こうした基準に適合するよう再整備をいただいている箇所もございます。先ほどお話のようにもともと団地の寮等がございましたところの再整備というか、開発が行われた部分につきましては、開発指導の基準に基づきまして、市道の認定に合わせて幅

員整備をしていただいております。

この補修につきましては、団地組合の方で一定の整備をお願いをしております。ただ、過去に市の誘致によりまして団地形成ができておりますので、市の指導に基づいて全部つくり直して市に帰属するのは現状で難しい部分もございますので、前議会の一般質問にもございましたように引き取りの基準に合わない部分もございますが、今後は、早い時期に引き取ってまいりたいという姿勢を貫いていきたいと思っておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下からお答え申し上げます。

この区域内の公園につきましては、市の方には引き取っておりません。

○ 18番（赤阪和見君） どういう理由で引き取ってないのですか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） この区域は、すべて団地組合が所有されておりました関係もありますし、また、住宅地の部分が非常に少のうございました。当時、私もはっきり分かりませんが、市道要綱に則って開発されていないように思います。ですから、この区域の公園の個所とか面積は、公園課としてはつかんでおりません。

○ 18番（赤阪和見君） ちょっとそれはおかしい。最近、寮の場合は何軒ということはない、寮は1軒ですよ。例えばここへ10軒の家を建てる場合、開発では、その公園の分ももろうてるわね。その点は、ここの開発全体はどうなっているのか。

それと、ここで⑩号線が533mとありますが、この図面がまずいのか、これで533mもあるのかなと思います。間違いと違うのですか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） この区域に隣接している石尾台、松尾台というところの公園については、市の方で引き取っております。ただ、子供服団地組合が管理している区域内の公園は引き取ってございません。

○ 道路課長（関 和直君） まことに申しわけございません。子供服団地10号線というのは、位置図の番号では11番でございます。子供服団地本線というのが最初にきまして、それから、団地1号線と順次33号線まで付番しておりますので、位置図とは、1つずつ路線名と番号がずれておりますので、よろしく願い申し上げます。

○ 18番（赤阪和見君） この中をこれだけ開発していますが、公園は取らなくてよかったというように理解をするのですか。この団地の中にあれだけの住宅が建てば、公園も集会所も取らないかんとおもうと思っております。

1つの問題は、1人の力ある人がおって、以前は、選挙の折にもあの場所へは一定の人しか

入れなかったという経過もあり、非常に問題のある個所です。その人が外れて、団地組合もその周辺をいろんな業種の方が持ってますから、組合自体の機能が余り発揮されていない。これは市長さんが心やすい人ですからよく知っていると思います。その点では、公園の方の実態を教えてください。これは道路の件ですが、全体となると、すべての中身になってますからね。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 失礼しました。今、議員さんがおっしゃっておられました10番と19番の間にあります開発された区域につきましては、石尾台という名前になっていると思いますが、この中にある公園につきましては、市が引き取って管理をしております。それから、緑ヶ丘本線と書いてある西側にある松尾台と言いますが、ここについての公園も市が引き取って管理をしております。ただ現在、この路線番号がずっと入っている区域の公園は現在、市が引き取っていないということです。

○ 18番（赤阪和見君） 引き取ってないのはそれでいいですが、どこにどれだけの公園があるのか、開発指導したときに公園をつくらなくてもよかったのか、よかった理由は何か、その点を教えてほしいということです。

○ これは以前、相当な棟数が建っていたが、それについて開発の方は、その建て直しやから、という理由かも分かりません。しかし、それは非常に問題が出て来ると思います。この団地内の1軒の工場をつぶして家を建てたとき、これは以前の建て物やから公園は要らないか、となりますが、これは要りますよね。この住宅区域に住宅は何軒ありますか。これで公園が張り付いてないということ自体がおかしいわけでしょう。ちょうど3時ですから、10分でも休憩をしていただいて、その間に調べてください。

○ 議長（大谷昌幸君） 審議の途中ですが、ここで、3時25分まで休憩いたします。

（午後3時05分休憩）

○

（午後3時25分再開）

○ 議長（大谷昌幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○ 赤阪議員の質疑に対する答弁よりお願いいたします。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下からお答え申し上げます。

○ 子供服団地区域内の既設の公園を市として引き取っているのか、その面積は、という御質問でしたので、お答え申し上げます。

○ この区域内に万町1号公園、万町2号公園というのがございます。この1号公園につきましては61年に、2号公園につきましては平成元年に引き取っております。

○ 面積は、万町1号公園は520㎡、万町2号公園は2,180.48㎡でございます。これにつま

しては、市の方に帰属しております。

場所は、85ページから86ページの地図にあります路線名で言いますと、24と25の間に1号公園が、それから、31と33のところに2号公園がございます。

以上です。

○ 議長（大谷昌幸君） 次、答弁。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。子供服団地の中の開発をした場合公園の設置等はどうなるのか、ということでございますが、これは通常の開発協議で全く特別扱いということはありません。開発許可申請が出て来る都度、市の指導要綱によって設置いただいているということでございます。

以上です。

○ 18番（赤阪和見君） 市道認定の方で悪いのですが、1号公園はどの区域で何戸の対象の中であったのか、2号公園はどの区域で何戸の対象であったのか、その点をお願いいたします。

これは市道認定ということでありませけれども、この市道認定には、特殊事情があらうと思えます。その点であるならば、この全体を質問させていただいているということで御了解を願いたいと思えます。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発協議の基準が指導要綱の中にございまして、通常は、1戸当たり6㎡ということをやっております。それから、中高層の場合は、別途の緩和基準がございます。

以上です。

○ 18番（赤阪和見君） というのは、ここが昭和36年から婦人子供服団地の開発ということであったことはよく知っております。その中に社宅、寮などが現在、住宅の建っているところがあり、その下の部分は工場と認識しております。その点であるならば、公園とか集会所の設置は規定どおりであろうかと思えます。

しかし、この開発も何か知らんが、端から押しているように大きく開発され、後、高くなるのを待っていたような状態、すなわち分譲してくれ、とある業者に買いに行きますと、まだ売ってない、今、買うてくれんやったらこれだけの値や、という時代もありました。その点では、開発がどこまでされているのかと思えます。特に本線との12、13、14、15のところは、そういう形態でした。だから、どのような状態の中で公園が取られたのかを知りたいわけです。

今、この道路が市へ帰属が来ているということは、すなわちこの開発に際して市の開発課は、これは市道と違うから組合の印鑑をもらうて来なさい、と言うて来たはずですね。必ず印鑑をもらうて来てあるはずで。その開発部分がなくなったので、既に用なし。今、組合は

解散をしているのかよく分かりませんが、だから、いよいよ市へ移管申請をして来たのではな
いかという気がします。そのような見方もできます。

その点では、36年の開発はよろしいですが、それ以後の住宅開発と、今後、起こるであろう
開発について整理をしておきたい。現実ここにマンションが建つとかの話も出ています。そ
ういう開発の方向性をしっかりと聞いておかないと、公園の取り方、公共施設の取り方等が問
題になってくると思います。現在、ここにあった地蔵さんが団地の組合の下の土地へ移動し、
桜が植えられていた公園の土が全部取られています。これは咲花病院の駐車場になるのか、第
二咲花病院の建物になるのかと思います。そこら辺の話も出ており、非常に形態が変わろうと
しています。組合としてのメリットがなくなったので、こういう形で市へ移管となったという
ことであれば、われわれはすっきりしない面もありますので、はっきり御答弁を願いたいと思
います。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。確かに先生がおっしゃいます
ように子供服団地そのものの経過というものは非常に古いものでございますが、計画半ばで終
わっていったという経過の上で、私どもは、改めて再開発的な意味で開発協議を最近になっ
てお受けしてきたわけでございます。

この中で当初の話としていろいろ申し上げておったのは、でき得れば、全体としての再開発
的な協議を一括としてお受けしたい、という申し入れも当時、いたしたわけでございますが、
やはり組合側のいろんな資金力の問題等もございまして、幾つかの再区分をさせてもらい、そ
の都度、許可を完了していきたい、という申し出がございました。

諸般、いろんな事情から考えましてやむを得ない。少なくとも現状、言い方は悪いですが、
ゴースタウン化している方向になっていくものを順次、整備改善していく意味ではいいこと
であろうということで、道路の点についても市と意見が合致したということでございます。改
良されつつ市に引き取っていく。公園についてもその都度、必要な場合には設置をいただいて
引き取っていくということで進んできたという経過でございます。

以上です。

○ 18番（赤阪和見君） これ以上言いませんが、若干、確認だけしておきます。

この地図で見ますと本線から下側、この部分の開発によって1号公園と2号公園ができて引
き取ったのか。それでは、この本線の下に何戸の住宅があるのか、その点だけお願いします。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出です。戸数の資料はちょっと持ってござい
ませんが、開発公園というのは、その都度、開発区域の中で取るということですので、当然、開
発によってその場所で取っていつているということでございます。

○ 18番（赤阪和見君） 後で結構ですから、この1号公園はどこその開発において、2号公園もどこその場所で何軒ということを出していただきたいと思います。それを出していただけるかどうか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 議長さんと相談の上、対処していきたいと考えております。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に。

○ 15番（木村静雄君） この道路認定につきまして質問と確認をしておきたいと思います。

⑧の道路ができた時点で歩道が付いていたわけですが、その後、どういう事情でどう変わったのか知りませんが、歩道の一部が私有地だという問題が出て来てございます。これについては、道路課の方も私と一緒に立ち会って確認をしてもらっているところですが、今回の認定では、その歩道部分についてはどういう感じか。⑩も歩道がありますが、いろいろ調べて見ますと、その地点が私有地という形が出ております。ここの住民としては、当然、歩道があるので、あくまでもこれは道路だという気持ちでおったのですが、いろいろ問題が出て来たという事実がございまして。今回の認定について、その点、どのような位置付けをしているのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 道路課関です。8号線と11号線ということですか。

○ 15番（木村静雄君） 今、私が覚えているのは、⑧と⑩という感じでございます。図面についての番号を見てください。

○ 道路課長（関 和直君） ⑧につきましては、かなり古い時期から幅員は一定、現在、認定を掛けようとしている9mから9.1、一部数字が部分的にカーブの広いところがございまして、この幅員については、当初よりも若干、狭めて道路を再整備された。これは当時、違法駐車の問題もかなり団地内でございまして、幅員的に中途半端に整備するよりも、違法駐車に対応等を考えたとき、適切な幅で現状の幅にさせていただいた経過がございまして。

11号線も同じように当初から歩道があったと思いますが、こういった住宅内で特別に歩道が必要な幹線以外についても、管理上も含めできるだけコンパクトに必要な部分の道路の再整備をしていただき、現状の幅に変更していただいたという経過がございまして。

○ 15番（木村静雄君） 確認します。

現実に11号線あるいは8号線の一部につきましても歩道があるわけですが、その部分は、今回の認定に入れないということによろしいですか。

○ 道路課長（関 和直君） 一応、現状に付いております歩道部分も含めて認定幅員に入って

いるのか、私もちょっと確認不足ですが、幅員としては、再整備をしていただいた幅員で認定させていただくということをごこへ提示をさせていただいています。

○ 15番(木村静雄君) と言いますと、現在、歩道という形でできているわけですが、その部分は含まない、ということよろしいんですか。現場の関係もありますので、後、調べて御連絡いただいたら結構だと思います。

○ 道路課長(関 和直君) 申しわけございません。現地の方を再度、確認させていただいて中に含まれているかどうか、部分的なものもございましょうし、そういった面でもう一度現地を確認して御報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長(大谷昌幸君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長(大谷昌幸君) 日程第43「市道路線の認定について」(坪井町5号線)を議題といたします。

議案第29号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
坪井町5号線	161.00	4.50~7.50	坪井町478番地の1先	坪井町378番地の1先	

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第29号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書87ページから89ページまでを御参照願いたいと思います。

本件は、里道敷、水路敷と横山村から構成をされていた幅員2.5m程度の狭小な道路でありましたが、かねてより地元住民から拡幅の申し出があり、検討いたしました結果、坪井町内の道路はいずれも狭小な道路が多く、この付近については、府道への通り抜けの道路が必要との判断から、土地所有者から土地の無償寄付を受けることができましたので、平成4年度と5年度の2カ年にわたり市単独道路整備事業として拡幅整備したものでございます。

次に、その内容でございますが、路線名は坪井町5号線。起点坪井町478番地の1先から終点坪井町378番地の1先までの延長161m、幅員4.5mから7.5mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたすものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第44「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案第30号

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、当市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方法によるものとする。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 参与兼都市整備部長（富田宏之君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第30号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の提案の理由並びにその内容について、都市整備部富田より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、今回、お願いいたします市街地の区域は、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業区域の東部地区並びに西部地区を対象といたしております。

初めに、東部地区につきましては、浦田町、万町、緑ヶ丘、松尾寺町、鍛冶屋町並びに青葉台の6町が混在しております。また、西部地区につきましても、唐国町、内田町並びに春木町の3町が混在しておりますことから、現状のまま入居が行われますと、地区内に居住される方々はもとより、周辺の町の方々の日常生活、行政、通信並びに集配業務に支障を来すものと思われまますので、今回、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、街区方式による住居表示整備事業を行おうとするものでございます。

次に、内容でございますが、別図にお示ししております東部地区約121ha並びに西部地区109haについて、公団の処分計画と整合を図り、住居表示の整備を図っていかうとするものでございます。

なお、東部地区の世帯数は5世帯、人口14人。西部地区の世帯数はゼロとなっております。

次に、今後の予定でございますが、東部地区の一部並びに西部地区の一部につきましては、平成6年度より隣接町会等との調整並びに一定の法手続を経て、平成7年度より住居表示を実施いたしたく予定をいたしております。また、残りの区域につきましても、公団の施行、分譲計画を考慮し、順次、実施をしまいたく考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第45「和解について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

議案第31号

和解について

交通事故に係る損害賠償の決定及び和解について議決を求める。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 損害賠償及び和解の相手方 静岡県富士市新橋町10番1号 日産新橋寮
本人 栗栖 崇
和泉市鶴山台3丁目8番64棟501号 親権者 栗栖 勇
同 栗栖 知子
- 2 損害賠償の額 2,007,440円
- 3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。
- 社会教育部長（大塚孝之君） 社会教育部大塚でございます。お許しをいただきましたがいま御上程をいただきました議案第31号「和解について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）について、その内容を御説明申し上げます。94ページをお願いいたします。

本件は、交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解について議決を求めるものでございまして、その内容でございますが、相手方は、静岡県富士市新橋町10番1号日産新橋寮にお住まいの栗栖崇さん、和泉市鶴山台三丁目8番64棟501号室親権者栗栖勇さんに対し、損害賠償金200万7,440円をお支払いすることにより円満解決を図ろうとするものであります。

なお、この原因となった交通事故の概要でございますが、95ページの参考資料を御参照いただきたく存じます。この事故は平成4年12月24日午前11時ごろ、小学校の終業式があり、幸青少年センターで生徒の来館を待機しておりましたが、1年生の児童がおくれたため、通常、徒歩で通っておりますところを急転、その日に限り公用車を使用し、幸青少年センター職員が幸小学校低学年を学校まで迎えに行き、その帰途、市道縦溝線を北西から南東へ帰る途中、和泉市山手町173番地山手団地7棟付近交差点で南西から北東へ帰宅途中の府立伯太高校3年生栗栖崇さんの乗った自転車と接触いたし、栗栖さんは頭部外傷、左膝打撲等を負い、入院をいたしましたものであります。

入院日数は35日間に及び、退院後通院治療をいたしました。栗栖さんは高校卒業後、静岡県

富士市の方へ就職いたし、通院先も同市の病院へ変更いたしました。平成5年7月24日の通院を最後に治療を終結いたしました。その後、保険会社の指導を受け、両親と交渉を行ってまいりました。その結果、損害賠償額200万7,440円を支払うことで和解し、示談がまとまりました。

なお、損害賠償額200万7,440円の内訳は、治療費146万4,940円、入院雑費、慰謝料、近親者付き添い看護費等54万2,500円でございます。この損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会自動車損害共済保険及び自動車損害賠償責任保険より全額でん補されることになってございます。

以上、簡単でございますが、交通事故に係る損害賠償額の決定と和解についての内容の説明を終わらせていただきます。

なお、今後ともこの種の事故を再び起こさないよう職員の安全運転に万全を期し、職務の遂行に相努めてまいりたいと存じます。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第46「平成6年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案第32号

平成6年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について
平成6年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

平成6年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、平成6年6月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 平成6年6月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の168.5」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に13,000円を加えて得た額」とする。

2 平成6年6月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の220」とあるのは「100分の228.5」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に13,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成6年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

府下各市の状況その他諸事情にかんがみ、本年6月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(大谷昌幸君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事(鹿島賢昌君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第32号「平成6年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等を勘案する中で、平成6年6月支給分の期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、98ページでございます。本条例案第2条第1項は、和泉市

職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「100分の160」とあるのを「100分の168.5」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に13,000円を加えて得た額」とし、100分の8.5プラス1万3,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中「100分の220」とあるのを「100分の2228.5」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に13,000円を加えて額」とし、100分の8.5プラス1万3,000円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第32号につきまして、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。100ページ以降に記載しております特例措置と本来の規定との対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第47「和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例制定について」を議題といたします。

議案第33号

和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例制定について
和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例（案）

（設置）

第1条 この条例は、槇尾山系の森林資源を生かし、豊かな自然環境の中で自然に親しみ、休養し、健康づくりを行うことを通じて、本市に対する深い愛着の心を養い育むことを目的として、次のとおり森林浴コースを設置し、広く市民の利用に供する。

名称 和泉市立槇尾山森林浴コース

位置 和泉市槇尾山町1番地の13ほか

（行為の許可）

第2条 和泉市立槇尾山森林浴コース（以下「森林浴コース」という。）において次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) ロケーション又は業として写真撮影をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 競技会、集会その他これらに類する催しのために森林浴コースの全部又は一部を使用すること。

2 教育委員会は、前項の許可に森林浴コースの管理のための必要な範囲内で条件を付することができる。

（行為の禁止）

第3条 森林浴コースにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項の許可に係るものは、この限りでない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (3) 自然環境の破壊とみなされる行為を行うこと。
- (4) 野営、たき火又は炊き火をすること。
- (5) 車両等（緊急車両、管理用車両等を除く。）を乗り入れること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、森林浴コースの管理上教育委員会が禁止する行為をすること。

（利用の制限等）

第4条 教育委員会は、森林浴コースの損傷その他の理由によりその理由が危険であると認められる場合又は森林浴コースに関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、区域を定めて、森林浴コースの利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、利用者(第2条の許可を受けた者を含む。以下同じ。)がこの条例の規定に違反した場合又は公益上やむを得ない場合は、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは森林浴コースからの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第6条 利用者は、森林浴コースを損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 和泉市立青少年の家条例(昭和36年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

名 称	位 置
和泉市立青少年の家	和泉市槇尾山町1番地21
和泉市立槇尾山森林浴コース	和泉市槇尾山町1番地21ほか

「名称 和泉市立青少年の家
を
位置 和泉市槇尾山町1番地21」に改める。

第2条中「及び和泉市立槇尾山森林浴コース(以下「森林浴コース」という。)」を削り、同条第1号中「及び青少年の体力増進のための事業」を削る。

第5条ただし書を削る。

理 由

ふるさと創生事業の自ら考え自ら行う地域づくりの趣旨にのっとり、市民が自然に親しむことで休養し、心身の健康づくりなど豊かな人間性を培い、健康で明るい社会生活を営むことを目的として設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 社会教育部長（大塚孝之君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第33号「和泉市立榎尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について社会教育部大塚より御説明申し上げます。

議員の皆様方には既に御承知のように、ふるさと創生事業の一環として榎尾山森林浴コースの整備事業を行いまして、昨年10月24日、オープンをいたしました。それに伴い設置条例制定の必要から昨年10月、第3回定例会に和泉市立青少年の家条例の一部改正の条例制定を御上程申し上げ、可決をしていただきましたが、その条例は、森林浴コースを青少年の家の付帯施設としての位置付けをいたしてございまして、いろいろ規制の問題があるとの議論がございまして、近い時期にその軌道修正をさせていただくことと相なっております。

その後、種々検討いたしましたところ、この森林浴コースは、榎尾山系の豊かな自然環境の中で、野外活動を通じ市民の健康で文化的な生活の確保を図るため設置されたものであり、基本的には、だれでもがいつでも利用できる施設でありますので、改めて独立した条例として榎尾山森林浴コース条例を制定いたすべく御提案を申し上げるものであります。

それでは、内容の御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、榎尾山森林浴コースの設置の趣旨及び位置でございまして、榎尾山の自然の中で市民のだれでもがいつでも気楽に利用でき、健康で明るい社会生活を営む目的を持って、和泉市立榎尾山森林浴コースとして榎尾山町1番地の13ほかに設置をしたものでございます。

次に、第2条でございますが、御承知のように森林浴コースは、幼児から高齢者に至る市民のいつでもだれでもが利用できるものであります。したがって、施設の良好な状態を保持するとともに、一般の利用者の妨げにならないよう、ロケーションとか興行、競技会、集会など多人数で利用する場合には事前に教育委員会へ申請をしていただき、内容吟味の上、許可をさせていただくことといたしてございます。

次に、第3条でございますが、森林浴コースの利用に際し行商とか自然環境の破壊につながる行為、野営、たき火、車両の乗り入れ等を禁止させていただき、大自然の景観、施設を大切に、また、快適に利用していただくために禁止行為を定めようとするものでございます。

次に、第4条でございますが、森林浴コースにおいて災害等により危険な状況の場合、また、工事等による利用の制限について定めようとするものでございます。

次に、第5条から第6条でございますが、管理等のための禁止行為及び利用の制限等に違反した場合の対処方法並びに施設設備を損傷した場合の賠償等について定めようとするものであ

ります。

次に、第7条でございますが、この条例施行に関し必要な事項について、教育委員会規則で定めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行することを定めようとするとともに、和泉市立青少年の家条例の一部を改正しようとするものであります。その主な内容といたしましては、現在の森林浴コース条例は、青少年の家条例に包含されたものになってございます。したがって今回、改めて独立した和泉市立槇尾山森林浴コース条例の御提案を申し上げておりますので、和泉市立青少年の家条例から槇尾山森林浴コースを削除することといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようよろしくお願いをいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 今、説明のあったとおり、青少年の家条例に包含するのはぐあい悪いということで新しい条例が出てきたわけです。それは、それでいいんですが、確認をしておきたいのは、最初の経過から見まして、どうしても入り口が槇尾山青少年の家になりますので、実態として槇尾山青少年の家とこの森林浴コースは同じ社会教育部の所管になりますが、その辺の指揮命令系統の関係とか、あるいはそこに使う予算の面はきちんと区分される状態になるのかどうか。また、槇尾山青少年の家の職員さんとのかわりがどうなるか、その点について確認をさせていただきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

- 社会教育部次長（田丸勝之君） 社会教育部田丸よりお答え申し上げます。

本施設の条例につきましては、教育委員会の施設として独立した条例を御提案申し上げております。したがって、教育委員会といたしましては施設の所管を明確にするため、教育委員会において規則の改正を行い、野外活動施設としての位置付けを行いまして、指揮命令は、社会教育課参事より指示するように考えてございます。

また、本年度予算につきましては、青少年の家と一体的な予算になってございますが、平成7年度以降につきましては、別建てで予算を計上する予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。



○ 議長 (大谷昌幸君) 日程第48「和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局職員朗読)

議員提出議案第8号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成6年6月30日

提出者

和泉市議会議員	中塚新治
同	友田博文
同	若浜記久男
同	松尾孝明
同	木村静雄
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

和泉市条例第 号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会委員会条例(昭和31年和泉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 産業文教委員会(6名)

ア 産業部の所管に属する事項

イ コスモポリス推進部の所管に属する事項

ウ 農業委員会の所管に属する事項

エ 教育委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市議会委員会条例の規定は、平成6年4月1日から適用する。

議員提出議案第8号 参考資料

和泉市議会委員会条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
(常任委員会の名称、委員定数及び所管)	(常任委員会の名称、委員定数及び所管)
第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管事項は次のとおりとし、各委員所管に属する事項の調査を行い、議案、請願、陳情その他を審査する。	第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管事項は次のとおりとし、各委員所管に属する事項の調査を行い、議案、請願、陳情その他を審査する。
(1) 略	(1) 略
(2) 産業文教委員会（6名）	(2) 産業文教委員会（6名）
ア 産業部の所管に属する事項	ア 産業部の所管に属する事項
イ <u>コスモポリス推進部の所管に属する事項</u>	
ウ 農業委員会の所管に属する事項	イ 農業委員会の所管に属する事項
エ 教育委員会の所管に属する事項	ウ 教育委員会の所管に属する事項
(3) 略	(3) 略
(4) 略	(4) 略
2 略	2 略

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 8番（中塚新治君） 8番・中塚です。それでは、議員提出議案第8号につきまして、提案者を代表いたしまして提案理由並びにその内容を説明いたします。

本件は、去る3月の第1回定例会において和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例が可決されましたことに伴い、本市議会委員会条例のうち、委員会の所管する事項の一部を改正する必要が生じたわけであります。

その内容につきましては、和泉市議会委員会条例第2条第1項第2号産業文教委員会の所管する事項の中にコスモポリス推進部の所管に関する事項を加えようとするのであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、平成6年4月1日から適用いたしたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第8号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第49「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案第34号

平成6年度和泉市一般会計補正予算（第1号）

平成6年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,569,382千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 諸収入		3,992,805	2,008	3,994,813
	5. 雑入	2,408,164	2,008	2,410,172
18. 繰越金			67,374	67,374
	1. 繰越金		67,374	67,374
歳入合計		47,500,000	69,382	47,569,382

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		398,805	2,292	401,097
	1. 議会費	398,805	2,292	401,097
2. 繰越金		4,377,351	12,489	4,389,840
	1. 総務管理費	2,954,235	6,692	2,960,927
	2. 徴税費	613,682	2,269	615,951
	3. 戸籍住民基本台帳費	306,750	1,447	308,197
	4. 選挙費	63,485	219	63,704
	5. 統計調査費	33,135	95	33,230
	6. 監査委員費	36,587	210	36,797
	7. 同和対策費	369,477	1,557	371,034
3. 民生費		12,968,566	21,047	12,989,613
	1. 社会福祉費	5,766,372	3,009	5,769,381
	2. 児童福祉費	4,592,246	17,232	4,609,478
	3. 生活保護費	2,600,298	806	2,601,104
4. 衛生費		4,910,223	3,042	4,913,265
	1. 予防衛生費	2,340,344	1,829	2,342,173
	2. 環境衛生費	2,468,743	1,058	2,469,801
	3. 基地管理費	87,476	155	87,631

5. 農林水産業費		564,189	1,062	565,251
	1. 農業費	550,728	1,062	551,790
6. 商工費		283,116	708	283,824
	1. 商工費	283,116	708	283,824
7. 土木費		10,710,560	7,915	10,718,475
	1. 土木管理費	1,311,538	1,574	1,313,112
	2. 道路橋梁費	2,621,694	336	2,622,030
	3. 河川水路費	485,519	720	486,239
	4. 都市計画費	4,712,202	3,850	4,716,052
	5. 住宅費	1,579,607	1,435	1,581,042
8. 消防費		1,348,417	5,732	1,354,149
	1. 消防費	1,348,417	5,732	1,354,149
9. 教育費		4,195,098	15,095	4,210,193
	1. 教育総務費	570,261	1,984	572,245
	2. 小学校費	1,395,985	4,188	1,400,173
	3. 中学校費	879,035	2,276	881,311
	4. 幼稚園費	446,294	1,718	448,012
	5. 社会教育費	659,791	4,401	664,192
	6. 保健体育費	243,732	528	244,260
歳出合計		47,500,000	69,382	47,569,382

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部版です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第34号「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。
- 今回、御上程いただきました補正予算は、期末手当特例措置によります期末手当、非常勤職員の報酬の追加並びに自動車事故和解に伴います損害賠償金の補正でございます。
- それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。108ページでございます。
- まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,938万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ475億6,938万2,000円とするものでござ

います。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明申し上げます。114ページから125ページまでの関係でございますが、今回の補正予算では、期末手当特例措置に伴います人件費関係でございまして、総額6,737万4,000円を追加計上いたしました。

款別にいけますと、議会費で229万2,000円、総務費1,248万9,000円、民生費2,104万7,000円、衛生費304万2,000円、農林水産業費106万2,000円、商工費70万8,000円、土木費では、公共下水道事業特別会計繰出金を含めまして791万5,000円、消防費573万2,000円、教育費では1,308万7,000円と交通事故損害賠償金200万8,000円でございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容でございますが、113ページにお戻り願いたいと思います。

まず、諸収入では、自動車損害賠償保険金で200万8,000円。

繰越金で6,737万4,000円を計上いたしました。

平成5年度の財政運営につきましては、市税の落ち込みによる財源対策としての減収補てん債の発行等、また、歳出面では、経常経費の節減等に努めるなど、9,200万円の黒字決算の見込みとなる次第でございます。議員各位の御協力に対しまして、本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

以上が、今回、御上程いただきました議案第34号「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第50「平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案第35号

平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

平成6年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,953,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰越金			30,388	30,388
	1. 繰越金		30,388	30,388
歳入合計		7,923,548	30,388	7,953,936

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			30,388	30,388
	1. 償還金		30,388	30,388
歳出合計		7,923,548	30,388	7,953,936

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。それでは、ただいま御上程いただきました議案第35号「平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

平成5年度の決算見込みにおいて本会計に交付されました国庫負担金等が超過収入となり、

今回、この相当額を返還する補正の必要が生じたものでございます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容を御説明申し上げます。129ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,038万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5,393万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして御説明申し上げます。131ページでございます。

まず、歳入予算といたしましては、繰越金3,038万8,000円を計上いたしました。

また、歳出予算では、諸支出金の償還金といたしまして、同額の3,038万8,000円を計上いたしました。

これらは、国庫負担金、府負担金、支払基金交付金の超過収入分を返還するものでございます。

以上が、今回、御上程いただきました議案第35号「平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 26番（原 重樹君） 簡単に。

先ほど、国保会計のところでも少し聞かせていただきましたが、例の入院時の給食費の保健外しの件で600円、800円の話をしてしまいましたが、本老人保健会計に伴う影響額も分かっておれば、概算で結構ですのでお示しを願いたいと思います。ただし、国保会計とだぶっている面もあるかと思いますが、だぶりが取れた辺でいただければ結構だと思います。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 健康課長（森口 廣明君） 入院に伴う給食費の件ですが、健康課森口よりお答えいたします。

正確な数字ではございませんが、給食費が600円で実施された場合約5,400万円、800円で実施された場合約7,200万円の市民の方の負担増となる見込みでございます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。



- 議長(大谷昌幸君) 日程第51「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案第36号

平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成6年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,870,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		1,704,117	1,264	1,705,381
	1. 一般会計繰入金	1,704,117	1,264	1,705,381
歳入合計		4,869,708	1,264	4,870,972

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		3,347,755	1,264	3,349,019
	1. 下水道総務費	601,912	504	602,416
	2. 下水道整備費	2,745,843	760	2,746,603
歳出合計		4,869,708	1,264	4,870,972

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。それでは、ただいま御上程いただきました議案第36号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、職員の期末手当特例措置に伴います給与費の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、御説明申し上げます。133ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ126万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ48億7,097万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明申し上げます。134ページでございます。

下水道総務費、下水道整備費で合わせて126万4,000円の職員給与費の追加計上いたしました。

また、これらに充当する財源といたしまして、一般会計繰入金と同額追加計上いたしました。

以上、簡単でございますが、議案第36号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第52「平成6年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案第37号

平成6年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成6年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成6年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中

「1,152,000千円」を「1,152,184千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 水道事業収益 3,220,209千円 3,209千円 3,223,418千円

第1項 営業収益 3,005,340千円 3,209千円 3,008,549千円

支 出

第1款 水道事業費用 3,055,196千円 3,209千円 3,058,405千円

第1項 営業費用 2,723,458千円 3,116千円 2,726,574千円

第2項 営業外費用 329,538千円 93千円 329,631千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「248,520千円」を「249,006千円」に、過年度分損益勘定留保資金「240,251千円」を「240,737千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 資本的支出 2,861,530千円 486千円 2,862,016千円

第1項 建設改良費 2,677,072千円 486千円 2,677,558千円

第5条 予算第8条中職員給与費「721,366千円」を「724,968千円」に改める。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部長（仲田博文君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第37号「平成6年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を水道部仲田から御説明申し上げます。議案書140ページをお願いいたします。

今回、補正いたします主な理由でございますが、先ほど、御可決賜りました期末手当の額の特例に関する条例に基づく措置であります。

第2条では、予算第2条に定めた業務量の関連部分を補正いたし、また、第3条においても同様、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に損益勘定給与支弁職員に係る期末手当増額分として、水道事業費用中営業費用について所要額311万6,000円、営業外費用について9万3,000円をそれぞれ追加計上し、補正後の水道事業費用を3億5,840万5,000円といたすもので

あります。

なお、所要財源といたしましては全額給水収益を予定し、補正後の水道事業収益を32億2,341万8,000円といたすものであります。

次に、141ページの第4条におきましても前条と同様、予算第4条に定めた資本的支出予定額のうち、資本勘定給与支弁職員に係る建設改良費について48万6,000円を追加し、補正後の資本的支出を28億6,201万6,000円といたすものでございます。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。詳細につきましては、142ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議賜りまして、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第53「平成6年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案第38号

平成6年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成6年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成6年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	【支	出】	
第1款 病院事業費用	6,181,574千円	15,879千円	6,197,453千円
第1項 医業費用	6,008,774千円	15,879千円	6,024,653千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「3,252,420千円」を「3,268,299千円」に改める。

平成6年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

平成6年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(単位：千円)

【収入】

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 病院事業収益	1. 医業収益		6,100,657	0	6,100,657		
			5,546,503	0	5,546,503		
		1. 入院収益	2,994,460	0	2,994,460		
		2. 外来収益	2,399,943	0	2,399,943		
		3. その他医業収益	152,100	0	152,100		
	2. 医業外収益			554,154	0	554,154	
		1. 受取利息配当金		2,000	0	2,000	
		2. 他会計補助金		531,058	0	531,058	
		3. 患者外給食収益		16,096	0	16,096	
		4. その他医業外収益		5,000	0	5,000	

(単位：千円)

【支出】

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 病院事業費用	1. 医業費用		6,181,574	15,879	6,197,453		
			6,008,774	15,879	6,024,653		
		1. 給与費	3,252,420	15,879	3,268,299		
		2. 材料費	1,986,104	0	1,986,104		
		3. 経費	598,842	0	598,842		
		4. 減価償却費	156,058	0	156,058		
	2. 医業外費用			3,000	0	3,000	
				12,350	0	12,350	
				170,800	0	170,800	
				153,080	0	153,080	
				15,620	0	15,620	
				2,100	0	2,100	
				2,000	0	2,000	
3. 予備費			2,000	0	2,000		
			2,000	0	2,000		

- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） ただいま御上程いただきました議案第38号「平成6年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、市立病院橋本より提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。議案書154ページでございます。

今回の補正は、さきに御議決いただきました期末手当の額の特例に関する条例制定により、病院事業費用のうち給与費の補正が必要と相なったものでございます。

それでは、補正予算各条について御説明申し上げます。

第2条でございますが、本条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用に1,587万9,000円を追加いたしまして、補正後の病院事業費用を61億9,745万3,000円といたすものでございます。

次に、第3条でございますが、本条は、予算第8条に定めた議会の御議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を32億6,829万9,000円に改めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わります。関係資料を添付しておりますので、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第54「定住外国人の人権保障の確立に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（事務局職員朗読）

平成6年6月30日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議會議員	穴瀬克己
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	中塚新治
同	木村静雄
同	竹下義章
同	西口秀光

定住外国人の人権保障の確立に関する要望決議

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第9号

定住外国人の人権保障の確立に関する要望決議

現在、我が国に居住している在日韓国・朝鮮人を初めとする定住外国人は、我が国の社会、文化、教育、経済等のあらゆる文化で活躍し、地域住民の構成員として善隣友好を深めるとともに、住民としての納税はもちろん、地域社会の一員としての役割を担っている。

国際化の進展に伴い、我が国においても国際的な交流や異動が頻繁に行われ、外国人が住民として定住する傾向が増大しつつあり、定住外国人の地域社会における役割や地位は、今後益々高まるものと考えられる。

しかしながら、我が国においては、定住外国人が地域住民として、生活に係わりの深い地方レベルの政治に参加する途が設けられておらず、地域社会の発展に積極的に寄与できない状況にあるほか、国民年金などの社会保障制度についても、十分とはいえない状況にある。

よって、政府は、定住外国人の人権保障の確立について、関係法の整備等積極的に取り組まれるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成6年6月30日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
自治大臣
厚生大臣
法務大臣
外務大臣

— 宛

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 意見を申し上げます。

今回の要望決議は、表題にありますように「定住外国人の人権保障の確立に関する要望決議」ということでありまして、言われている内容も分からんことはないのですが、特にこの中で「地方レベルに参加する途が設けられておらず……」ということが出ております。この点に関しましてはさきの要望決議でも述べましたように、国政あるいは地方政治の定住外国人のかかわる問題に関しましては、日本国憲法とのかかわりから言いまして非常に問題のある点であります。この点がどう解決されていくか、という点があるわけでありまして、われわれは要望決議そのものの賛否に参画をすることをしないと考えております。

本来でありましたら、退席をして棄権をするわけでありましてけれども、前回、既にそういうことで私どもの意向を示しておりますので、この場におきましてその点を申し上げまして、棄権をさせていただきます。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第9号は、原案どおり決議することに決しました。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第55「規制緩和の早期推進を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

平成6年6月30日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	穴瀬克己
同	友田博文
同	田代一男
同	中塚新治
同	木村静雄
同	竹下義章
同	西口秀光

規制緩和の早期推進を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第10号

規制緩和の早期推進を求める意見書

規制緩和の推進は、去る、2月15日、閣議決定された「今後における行政改革の推進方策について」(行革大綱)の中で、重要な柱とされ、内需型経済の形成と対外不均衡の是正にその効果が期待されているところである。

加えて、規制緩和の実施は、内外を通じた自由競争を促進するとともに、我が国経済社会の透明性を高め、国際的な調和の確保に極めて有益であり、また中長期的な観点から、自己責任原則と市場原理に立った自由経済社会の実現に不可避であるとともに、国民の利便増進や行政事務の簡素化・合理化を図るために大いに役立つものである。

よって、政府は、規制緩和の実施にあたっては、経済的規制は「原則自由・例外規制」とし、社会的規制は不断に見直し、透明、簡素なものとする等の方針に沿って、計画的に行われるよう関係法の整備等の措置を早期に講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年6月30日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
自治大臣
総務庁長官

宛

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

- 26番（原 重樹君） 本意見書に反対の立場からその理由並びに意見を申し上げます。

今、提案されました「規制緩和の早期推進を求める意見書」等と言われております規制緩和の問題は、現在、政府、財界を挙げて大合唱を行っているところでもあります。しかし、国民にとって一体どうなるかが実際に問われようとしております。確かに中には、ビールの最低製造数量基準の引き下げや一般旅券の有効期限延長など、国民の立場から見てプラスの面もあります。

しかし、その大部分は、大企業とアメリカの要求にこたえたものとなっております。例えば自由が開発ができるようにするため容積率の見直しあるいは地価暴騰を抑制してきた監視区域の見直し、大店法の営業規則の見直し、食品の日付表示の改変等々、このように今、出て来ております規制緩和路線は、大企業あるいは財界に有利な民間活力の導入、自由競争の名のもとでの弱肉強食の市場原理の導入、アメリカの市場開放要求を容認するなどのものであり、到底認めることはできません。

以上、本意見書には反対の立場を表明しておきます。

- 議長（大谷昌幸君） 反対意見がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり意見書を提出することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議員提出議案第10号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（大谷昌幸君） 日程第56「保健医療・福祉マンパワーの確保に関する意見書」を議題

といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

平成6年6月30日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	穴瀬克己
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	中塚新治
同	木村静雄
同	竹下義章
同	西口秀光
同	天堀博

保健医療・福祉マンパワーの確保に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第11号

保健医療・福祉マンパワーの確保に関する意見書

保健医療及び福祉の現場における看護職員や介護職員などに対する需要は、医療の高度化や急速な高齢化社会への移行等を反映して格段に高まっている。

特に保健医療の現場を担う看護職員の附則は、大きな社会問題となっており、要員の不足が過酷な労働条件をもたらす原因にもなっている。

また、介護職員や社会福祉職員、ホームヘルパーについても、十分に確保されていないため、高齢化社会に対応した地域医療や会議システム等の整備推進にも影響を与えており、国民の不安を広げている。

こうした状況から、保健医療・福祉マンパワーの確保は急務である。

保健医療・福祉マンパワーを確保するためには、労働時間や賃金など勤務条件の改善や研修の充実等により、魅力ある職場づくりを進め、育児休業制度の充実や保育所・託児所の整備を進めるなど、働きやすい職場環境を整えるとともに、子育てを終えた女性などの希望者に対し、研修や職業斡旋を行い、潜在的なマンパワーの発掘に努める必要がある。

よって、政府は、保健医療・福祉マンパワーの確保のための諸施策を推進し、高齢化社会に対応した保健医療・福祉サービスの維持向上を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年6月30日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣	}	宛
自治大臣		
労働大臣		
厚生大臣		

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでございますので、議員各位の御賛同をよろしく願いたします。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第11号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（大谷昌幸君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。
お諮りいたします。本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

(市長登壇、閉会あいさつ)

- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る6月28日、本年第2回の定例会をお願いを申し上げ、多数の重要議案を御提案をさせていただきましたところ、議員皆様方には、暑さ厳しい折にもかかわらず慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

また、本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望にたいしましては十分これを尊重させていただき、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。

終わりに臨みまして、これから暑さも一段と厳しくなっております。議員皆様方におかれましては十分に御自愛をいただきますとともに、今後とも御健勝で御活躍をいただきますようひとえに御祈念を申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。長時間、本当にありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

- 議長（大谷昌幸君） 一言、御礼を申し上げたいと存じます。

本定例会におきまして議員皆様方におかれましては、大変御多忙の中終始熱心に、しかも慎重御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。全議案を予定されました日程より早く終了できましたことを、議長として心から厚く深く御礼を申し上げます。

なお、理事者におかれましては、本定例会を通じて種々指摘、要望された諸事項を謙虚に受け止められまして、鋭意努力されることを特にお願い申し上げます。

最後に、暑さも厳しさを加える折から、議員各位には健康に十分留意され、市政発展に一段の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、平成6年第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後4時30分閉会)

○
会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 大谷 昌幸

同 署名議員 田代 一男

同 署名議員 辻 正治